

平成18年度研究報告書

児童虐待の援助法に関する文献研究

(第4報：2000～2006年まで)

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という 視点からの心理社会的分析

研究代表者 保坂 亨 (千葉大学教育学部教育実践総合センター)
共同研究者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)
秋山 邦久 (文教大学人間科学部)
柴橋 祐子 (千葉工業大学情報科学部)
中澤 潤 (千葉大学大学院教育学研究科)
大川 浩明 (子どもの虹情報研修センター)
佐々木宏二 (子どもの虹情報研修センター)
長尾真理子 (千葉大学大学院教育学研究科修士課程)
中道 圭人 (常葉学園大学教育学部)
泉井みずき (千葉大学大学院教育学研究科修士課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成18年度研究報告書

児童虐待の援助法に関する文献研究

(第4報：2000～2006年まで)

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という
視点からの心理社会的分析

子どもの虹情報研修センター

はじめに

本研究は、「虐待」という言葉を越えて、「危機的状況」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告を概観、分析することが目的であるが、児童虐待に対する時代認識の変遷などといった社会学的考察も含むものである。

第1報では戦後から高度経済成長の終わる70年代までを、第2報では80年代を分析した。第3報では、「児童虐待防止協会」設立に始まり、94年「子どもの権利条約」批准、2000年「児童虐待防止法」の施行等、児童虐待対応が大きく変容した90年代を分析した。

今回の第4報では、2000年から現代（2006年）に至る社会状況と2000年以降に出版された児童虐待に関する文献を中心に概観する。

「児童虐待」に関する文献・研究論文は2000年を境に、著しく増加していく。第2章で文献を概観するが、今報告では、雑誌特集号については、2000年に発行された論文を中心に考察する。また、被虐待児に対する心理臨床的援助に関する文献については、日本子ども虐待防止学会の「子どもの虐待とネグレクト」誌や情緒障害児短期治療施設紀要『心理治療と治療教育』を中心に検討を行う。

そして、これまでの臨床研究や事例等の分析、社会学的考察から、児童虐待を考える上で、いくつかの検討すべきテーマが見いだされている。第4報では、それらのテーマについても扱うこととした。

また、第3報と同様に、法律分野における判例、研究論文等の分析については、別冊「児童虐待の法制度および法学文献資料の研究」で報告する。

目 次

はじめに

第1章 2000年－2006年の社会状況と子どもの虐待	1
-----------------------------	---

図

- 1 男性の年齢別パートタイム労働者の推移
- 2 男女別、年齢階層別完全失業率の推移
- 3 扶助別生活保護受給人員の推移
- 4 児童人口と合計特殊出生率の推移
- 5 「できちゃった婚」による出産の年齢別構成
- 6 朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵」により「虐待」「逮捕」のキーワードで検索された事件数
- 7 児童虐待相談処理件数の増加率（前年度比）の推移

表

- 1 重大児童虐待事件
- 2-1 児童養護施設の施設数および定員、在籍人数の状況
- 2-2 乳児院の施設数および定員、在籍人数の状況
- 2-3 児童自立支援施設（教護院）の施設数および定員、在籍人員の年次推移
- 2-4 情緒障害児短期治療施設の施設数および定員、在籍人員の年次推移
- 2-5 全国の母子寮の入所世帯数の年次推移

第2章 児童虐待に関する文献の概観	25
-------------------	----

表

- 3 2000～2006年の児童虐待に関する書籍（和書）
- 4 2000～2006年の児童虐待に関する書籍（訳書）
- 5 2000年雑誌特集号 文献詳細

第3章 情緒障害児短期治療施設研究紀要『心理治療と治療教育』の分析	66
-----------------------------------	----

図

- 8 全国情短施設数の推移
- 9 全国情短施設収容定員の推移
- 10 全国情短施設充足率の推移
- 11 全国情緒障害児短期治療施設の全国分布図（31施設）

表

- 6 情緒障害児短期治療施設研究紀要『心理治療と治療教育』第1巻から第17巻の目次

第4章 日本子ども虐待防止学会学術雑誌「子どもの虐待とネグレクト」の分析から ～被虐待児への心理臨床的援助を中心に～	106
---	-----

表

- 7 考察対象文献

第5章 発達心理学関係の教科書分析	119
-------------------	-----

表

- 8 虐待の記述の有無（括弧内は割合）
- 9 抽出されたキーワード（括弧内は頻度）とそのカテゴリー分類
- 10 虐待のキーワードの有無（括弧内は割合）
- 11 虐待のキーワードカテゴリーの頻度（括弧内は各年代の全書籍中の割合）
- 12 記述箇所カテゴリー（括弧内は頻度）とその定義
- 13 虐待の記述箇所カテゴリーの頻度（括弧内は各年代の全書籍中の割合）
- 14 記述内容カテゴリーとその定義
- 15 記述内容カテゴリーの頻度（括弧内は各年代の全書籍中の割合）
- 16 「虐待への対応」「養育者側の要因」「子ども側の要因」「家庭環境要因」「発達に及ぼす影響」の下位カテゴリーの頻度
- 17 世代間連鎖の記述の有無とその内容（括弧内は割合）
- 18 教科書毎の記述内容カテゴリーの有無（各カテゴリーの記述がある場合は○、無い場合は無記入あるいは×）

第6章 性的虐待と「バックラッシュ」問題を考える—2000年以降の国内外の動向—	130
--	-----

第7章 まとめと総括	147
------------	-----

巻末資料 1970－2006年に見られる子どもの危機的状況を中心とした主な出来事	149
--	-----

児童虐待の援助法に関する文献研究 (第4報：2000～2006年まで) 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの 心理社会的分析

第1章 2000年—2006年の社会状況と子どもの虐待

1. 2000年代からの子育ての状況

(1) 子育てに関する社会的状況

「二極化」「少子高齢化」など、90年代に指摘された社会的問題は、現在も継続している。2000年代に入り景気は徐々に回復傾向に向かう一方、富裕層と貧困層の二極化傾向はますます顕著になりつつある。特に「二極化」の特徴でもある非常勤雇用の増加は、新たに若年層に広がりつつあり(図1)、完全失業率は2003年をピークにやや減少傾向にあるものの、若年層を中心に高水準が続いている(図2)。また96年以降に増加に転じた生活保護受給者は2000年以降、さらに増加勾配に拍車がかかっている(図3)。少子高齢化も歯止めがかからず、児童人口は毎年過去最低を更新している(図4)。第13回出生動向基本調査「結婚と出産に関する全国調査・夫婦調査について」(2006年)で、「理想の子ども数」を初婚同士の夫婦の妻にたずねたところ2.48人であった。この数値は年々減少傾向にありつつも、現実の出生率の1.29とではかなりの開きがある。理想とする子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との答えが65.6%あり、経済的な理由による育児負担感が背景にあることを示している。子どもを産み育てることが期待される若年層における低所得者層の増大は、少子化のさらなる進行を予感させる。しかし実情は必ずしもそうではない。

(2) 強まる子育てのハイリスク化

妊娠が先行して結婚に至る、いわゆる「できちゃった婚」が25歳未満の女性で増加している(図5)。これについて山田(2007)は、年齢構成に加え地域構成を分析し、沖縄、九州および東北地方といった、むしろ若者失業率が高い地域で高く、経済的に不安定な層に「できちゃった婚」が増えており、「経済的に安定しないまま結婚生活を始めるパターンが多い」と述べている。こうした地域では「できちゃった婚」が少子化のさらなる進行に歯止めをかけている状況なのである。山田はさらに「経済的に不安定で、年齢的に未熟な親の元は、児童虐待の温床になりかねない」と指摘する。確かに、経済的困窮は、児童虐待の発生のリスク要因として指摘され(加藤2001、佐藤2002)、厚生労働省の「子ども虐待防止の手引き」にある「子ども虐待評価チェックリスト」にも家族の経済的問題に関する項目がおかれている。2000年以降強まる二極化の進行は、少子化問題に関連するものの、むしろ育児のハイリスク化、さらには児童虐待発生の危険性へとつながる問題として認識する必要があるように思われる。滝川(2004)は、「私たちの社会で真に深刻な子育ての問題は、全体水準が大きく向上

したぶん、幸福に育まれる大多数と、そうした養育の得られない不幸な少数との落差が極端に開いてしまった事実だと思う。児童虐待はこれを象徴するものであろう」と明確に述べている。

90年以降、IT化による情報伝達システムのめまぐるしい変化や情報量の増加も著しい。ここ数年間だけみても、コンピューターの処理能力は飛躍的に増大したが、どれだけの市民がこの変化に追いつき、情報を正しく処理できているのかと思う。情報やモノの氾濫は、その中から何を選択すべきかの決断の機会を増加させる。清家（2005）は「何かを選ぶ」ことは、「何かを選ばない」ことを意味し、こうした「決断」には大きな負荷がかかると述べている。さらにその結果として、決断に向けて情報の収集に強迫的になるか、あるいは決断を周囲に委ねるなど、他者への依存傾向を増して、生活に支障が生じる可能性のあることを、精神科に受診したケース分析を通して指摘している。氾濫する情報やモノとの関わりは、それだけで大きなストレスにもなり得、IT化の背景に潜む現代的課題ともいえよう。子育て状況を考えたとき、情報やモノはそれを助けるものにもなろうが、逆にそれらに振り回され、かえって子育ての不安や負担感を高めるという面も持つ。例えば、わが子にどのような教育資源を与えるか、インターネットの有害情報をどう遮断するか、携帯電話を与えるか否か・・・など、一昔前なら考えずにすんでいたことである。情報やモノの拡大に比例して、悩みもまた増えると言えそうである。情報化社会が、子育てのリスク状況にもなり得ることを認識する必要があるだろう。

2. 子ども虐待をめぐる状況

(1) 児童虐待防止活動の活発化

2000年に児童虐待防止法（以下、防止法）が施行され、児童虐待の定義、虐待防止のための国や地方自治体の責務、虐待を受けた子どもの保護のための措置などが定められた（なお付則として3年内の見直しが設けられた）。法施行後、児童虐待防止に向けた様々な取組みが行政レベルや民間レベルで活発化する。厚生労働省（以下、厚労省）は2001年に「虐待防止対策室」を設置した。また児童相談所（以下、児相）職員や児童福祉施設職員など児童虐待に対応する援助者の専門性の向上を図るため、2002年に、研修機関として「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」を開設した。民間レベルでは90年代に児童虐待防止団体が相次いで立ち上がり、2004年には全国の民間団体からなる「児童虐待防止全国ネットワーク」が設立されている。国は2002年から児童虐待防止啓発のポスターを毎年製作し、さらに2004年から11月を「児童虐待防止推進月間」とし、民官問わず啓発や防止活動を積極的に行うよう呼び掛けた。これらの活動の中の一つに「オレンジリボンキャンペーン」^(注1)がある。これは栃木県小山市の事件（表1）をきっかけに一市民団体の活動として始まったが、やがて先述の「児童虐待防止全国ネットワーク」が賛同し全国的な活動を展開、2006年の啓発ポスターにはオレンジリボンが明記されるに至っている。

(注1) オレンジリボンキャンペーン：2004年の栃木県小山市で起きた事件（表1のNo6）を受け、市民グループ「カンガルーOYAMA」が設立、オレンジリボンキャンペーンを始めた。その後、東京の「里親子支援のアン基金プロジェクト」が賛同してともに活動、やがては全国組織である「児童虐待防止全国ネットワーク」が賛同し、全国的なキャンペーンとして展開していく。2007年には厚労省も賛同し、児童虐待防止啓発ポスターにオレンジリボンが印刷された。

(2) 増える児童虐待相談件数と困難を極める現場職員

防止法施行後も見相での児童虐待相談対応件数は増加し続ける。一方その対応の難しさも伴って、見相現場では児童福祉司数の少なさが大きな問題となってくる。そこで厚労省は児童福祉司の配置基準について、2000年時点での「人口10-13万に対して1人」を、2005年には「5-8万に1人」へと増員を図った。しかし見相現場での人員不足は深刻で、川崎（2006年）は、「日本の貧しい児童福祉体制」と述べ、併せて「児童心理司」^(注2)の配置の少なさも指摘している。日本子ども家庭総合研究所の18年度調査では、児童福祉司一人あたりの担当ケースは107件に上り、欧米諸国の5倍という格差があると報告している。（日本子ども家庭総合研究所,2006）

見相の児童虐待相談件数の増加とともに、一時保護所の居室の不足も深刻化した。全国児童相談所長会の調査では、2004年度に部屋数が足りない一時保護所が42%に上ったと報告されている（全国児童相談所長会,2005）。

児童養護施設の入所率も増え、2000年10月1日現在の85.5%から2006年同日現在では91.4%となった。満床状態の施設が増え、新たな児童の入所が困難となった地域も見られ始める。例えば2006年3月3日付けの東京新聞の1面では東京都は都内の児童養護施設に定員を超える入所の要請をする事態となっていることを報じている。児童養護施設数や情緒障害児短期治療施設数は2000年以降増加しつつある（表2）が、現状には追いつけない状況となっている。しかしこの問題は、単に施設が足りないという問題にとどまるものではない。入所する児童のうち被虐待児の占める割合が、2000年度49.6%であったのが、2006年度は62.1%と急増している。虐待を受け入所する子どもの抱えた問題^(注3)は深刻で、落ち着きのなさや暴力など、対応の困難さが指摘されている。人生早期から十分な養育がかけられてきていない子どもたちが多く、入所後はかなりの手厚い援助の手が必要となる。しかし児童福祉法に定められた施設の人的配置の最低基準^(注4)は1976年の改定以来変わっておらず、子どもに必要な養育が十分かけられない状況はもはや明白であろう。全国児童養護施設協議会では2003年に「子どもを未来とするために—児童養護施設の近未来像—」を発表した。ここには、援助の在り方の充実を図るため、ケアの個別化とケア単位の小規模化、児童福祉施設最低基準の見直し、ケアワーカーの配置などいくつかの提案がなされている。こうした現場の声に対して、厚労省は、児童養護施設などに対して2002年度にはケアの個別化を図るため「個別対応職員」を、2004年度にはファミリーソーシャルワーカーとして「家庭支援専門相談員」を、2006年度から心のケアが必要な子どもたちに対処するため心理療法の専門職員の常勤配置を進めてきた。しかし人手不足は深刻で、2007年1月23日の毎日新聞では、自社調査で、定員超過となっても入所児を受け入れていた施設が5都道府県で確認されたと報じ、さらに被虐待児などに対して「一人ひとり手厚く接したいが、手が回らない」と、首都圏の施設長の声を紹介している。

(注2) 児童心理司：平成17年度「児童相談所運営指針」で「心理判定員」から「児童心理司」に名称変更。

(注3) 被虐待児の抱えた問題は、保坂他「虐待の援助法に関する文献研究第3報」の第1章3(2)でまとめているので、参照されたい。

(注4) 児童福祉施設最低基準：児童福祉法に定められた職員配置や児童一人に対する居住スペースなどの基準を定めたものである。職員配置基準は1976年に児童6名に対し職員1という配置となったが、以降変わっていない。

厚労省は、2002年度に「専門里親」制度を導入した。一定の研修を受けた専門性を有した里親が虐待を受けた子どもに対して一般の家庭に近い形で養育するためのものである。しかし、専門里親数はなかなか伸びず、2005年度末で専門里親登録数322人、委託児童68人のみである。なお一般の里親を含めた全体の里親数は徐々に増えつつあるものの、2005年度末で登録数は7,737人、委託児童数3,292人である。児童養護施設在籍児童数29,850人と比較してまだまだ少なく、これも児童虐待の現状に対応するには遠く及ばない状況といえよう。

(3) 「岸和田事件」までの児童虐待事件報道

2000年の法制定以降も子ども虐待による事件報道は後を絶たない(表1)が、朝日新聞のインターネットで「虐待」と「逮捕」をキーワードに検索し、その中から児童虐待事件を抽出すると2000年以降報道数が急増していることが分かる(図6)。これについては、法律制定を機に、保護者による殺傷事件等に対して、「児童虐待」という用語を用いて報じられるようになったとみることができよう。「虐待」という言葉は「残酷」や「悲惨」などのマイナスイメージが強く、この言葉でパッキングされることで、報道の色彩はおのずとそうした強いイメージに引き寄せられることになろう。受け取り側の反応として、その記事に注目が向かうと共に、「許しがたいこと」、「虐待するものは悪人」、「その対応を怠った者もけしからん」などの加罰感情が抱かれやすいように思われる。メディアが強い影響力を持つこの時代、この問題は非常に重要なテーマとなろう。ただ、児童虐待に関する社会的関心の高まりや防止活動の啓発に影響を与えたことは、後述する事件報道後の社会の反応や施策の動きをみても明らかである。

防止法施行の2000年11月から、同法が改正施行される2004年10月までで、数日にわたって継続報道されたような児童虐待事件報道(これをここでは「重大事件」とする)を表1に示す。事件が大きく報道される背景には、事件の悲惨性やそれまで一般に知られていた児童虐待事件との異質性が顕著であることがあげられよう。例えば、No1の愛知県武豊町の事件は、ネグレクトの結果衰弱死に至ったものであるが、それまで主に身体的虐待が注目されがちだったところに、ネグレクトの深刻さに注目する契機となった事件である。ルポライターの杉山(2004)は、後にこの事件について振り返り、『ネグレクト』のタイトルで単行本を刊行している。またNo4の岸和田の事件は、悲惨さと異質性の両面で大きな衝撃を与えた。衝撃の大きさは、大阪府が対策検討会議を立ち上げ、緊急提言を公表したことや、「日本子ども虐待防止研究会」の学術雑誌「子どもの虐待とネグレクト6(3)」(2004)に「岸和田事件」のタイトルで特集が組まれたことから想像できる。異質性としてあげられるのは、このケースが不登校として扱われていたことと中学3年という高年齢であったことである。途中、「家庭訪問を繰り返しても生徒本人に会えなかったこと」(校長の記者会見)、学校から見相にケースについて相談したが、対応した担当者が虐待の担当者に報告しなかったなどの見相の組織機能の問題(大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム、2004)、子どもも祖父宅へ逃げたこともあるが、「嘘をついている」と連れ戻され、翌年は弟が誘うも一緒に逃げなかった(小林2004)など、被害児が無力化していったことなどが虐待の進行を食い止められなかった背景として考えられている。不登校(注5)とい

う問題にマスキングされ、児相や教師が虐待の認識に至らなかったとして児相や学校の危機意識が問われた事件でもある。文部科学省は、この事件後、各都道府県教育委員会に通知を出し、不登校状態の児童・生徒の状況の把握に努めることや、児童虐待の疑いのある場合、確証がないときであっても、児相など関係機関へ連絡・相談することなどを求めた。それまで別個の問題として扱われていた不登校と児童虐待との接点、不登校の影に潜む児童虐待の可能性に気付かされた事件であり、中学生年齢でも児童虐待から逃れられない場合もありうることを教えた事件といえよう。

「岸和田事件」をはじめとして、こうした重大事件が、後述する法改正や施策に影響をもたらすようになるのも2000年代に入ってからの特徴といえよう。例えば、No4の愛知に事件について、同居人による虐待的行為をどのように扱うかが論点になり、改正児童虐待防止法（2004年）のネグレクトの定義に同居人による虐待的行為に対してはそれを放置した保護者の行為をネグレクトとする旨が明記されている。また厚労省が2004年2月に、児童虐待防止法施行日から2003年6月までに厚労省が把握した死亡事例について分析、公表した。検証（注6）を始めた背景には岸和田事件をはじめとした相次ぐ重大事件報道とそれに対する社会的関心の高まりがあった。事実、先述した「子どもの虐待とネグレクト6（3）」（2004）の特集「岸和田事件」では、虐待防止対策室の山本室長の論考が掲載されており、そこには深刻な虐待事件が全国で頻発していることを踏まえての対策改善の必要性が述べられている。

また、2000年以降、児童虐待事件の裁判所判決については重罰化（注7）の傾向があり、No3の山形の事件の地裁判決では懲役11年が言い渡され、実親による虐待死亡事件では初めて10年を超えた。こうした重罰化の背景に、社会的関心の高まりとともに、児童虐待をする親には罰をとという市民感情があげられよう。2001年6月20日の朝日新聞の朝刊では、「厳罰化、世論が後押し」のタイトルでこのことを伝えている。

2004年、防止法の初の改正（注8）が行われた。その中で、国と自治体の責務として、国や自治体は児童虐待事例の対応について調査、検証を行うことと明記された。厚労省はこれを受け、「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置、児童虐待による死亡事例の検証（注9）を継続して

（注5）不登校の事件：岸和田事件と同時期、大阪市住吉区で小6の男児を監禁し衰弱死させたとして母親と知人の女性が逮捕されたが、これも不登校の背景に児童虐待が存在した事件であった。

（注6）検証：死亡事例の検証については、これに先行した取り組みとして、民間団体である「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」が、1995年以降に報道された死亡事例について検証を積み重ねてきた。2000年に『防げなかった死』としてまとめ、刊行している。

（注7）重罰化：これについての詳細は本報告書の第4報「児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究」に委ねる。No1とNo2の2つの事件はそれぞれ懲役7年、懲役8年で確定している。

（注8）防止法の改正：改正の内容は、児童虐待の定義の拡大（先述したように同居人による暴力等を、それを止めない保護者のネグレクトと定義、さらにドメスティックバイオレンスの目撃を心理的虐待と定義）、通告義務の拡大（「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に改正）、国と自治体の責務の改正（国や自治体は児童虐待事例の対応について調査、検証を行うこと等）などである（詳細は本報告書の第4報「児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究」に委ねる）。

（注9）死亡事例の検証：平成17年に第1次報告がなされ、平成15年7月1日から同年12月末日までの厚労省が把握した死亡事例24件について検証が行われている。続いて平成16年1月1日から12月末日までの検証をおこなった第2次報告が平成18年3月に出されている。

行うこととなった。また重大な事件に関しては、当該の自治体は、検証委員会を立ち上げ、対応の詳細な点検見直しを検討することが義務付けられた。死亡事例の検証が法定化されたわけである。さらに2004年には、児童福祉法も大幅な改正がなされ、その柱として「児童虐待防止対策等の充実・強化」が打ち出された。ここにも重大事件の影響が色濃く見て取れる。具体的には、それまで都道府県・指定都市配置の児相が対応していた児童相談を、より身近な市町村が第一義的に担うこととし、要保護児童の通告先に市町村も加えられた。つまり児童虐待ケースについては、市町村と都道府県・指定都市レベルの児相との二層構造での対応となったのである。さらに地域の関係機関が情報を共有して連携できるように「要保護児童対策地域協議会」の設置が可能となった。児童虐待の早期発見、早期介入に必要な機関連携、情報共有を行いやすくし、岸和田のような事件が二度と起こらないための仕組み作りといえよう。要保護児童対策地域協議会の設置状況は、平成14年度では全国の自治体のうち21.7%の設置だったが、平成18年度では69%となっている。しかし対応する職員の少なさや専門性の問題などを含めて、児童相談体制の脆弱さは否めず、それを解決するための施策も不十分との声が強くなり（川崎、2006）、現在に至る課題といえよう。2004年は「岸和田事件」等、大きな児童虐待事件が相次ぎ、さらに児童虐待関連二法の改正があった年である。この年の児童相談所の児童虐待処理件数の前年比の伸び率は2000年以降最も高いものとなった（図7）。

（4）「岸和田事件」以降の児童虐待事件報道

残念なことに、2004年以降も児童虐待の重大事件は後を絶たない（巻末資料）。その中で2006年には、相次いで3つの重大な児童虐待事件が発生している（表1）。まず7月に秋田県藤里町で、小1の男児の殺害事件が発生し、逮捕された女性が、後に自身の長女への殺害を自供したことで再逮捕となった。長女の死はそれまで、不審な点がありながらも事故死扱いされていたが、この報道の後、秋田県警への批判が相次ぎ、その後同県警は捜査の不備を認めるに至っている。また母子2人の家庭で、母親が長女の養育に悩んでいたなどの情報もあって、市町村レベルの援助の必要性が問われ、児童虐待対応として充分であったか検証委員会が立ちあげられている（注10）。続いて福島県泉崎村では3歳の男児（三男）を衰弱死させたとして両親が逮捕された。過去に長男が虐待で保護されており、かつ二男や長女に体重の減少や痣などが認められており、児相や学校は児童虐待の可能性を強く疑っていたにもかかわらず三男を救えなかったとして、大きく報道された。県は検証委員会による検討を繰り返し、結果を報告書にて公表している。そこには、児相、教育関係機関、村保健福祉課、そして警察の対応上の問題点があげられ、児相、学校、警察等の児童虐待に対する認識が甘く、それぞれの連携が不十分であったことが指摘されている。当該村ではそれまで未設置であった要保護児童対策地域協議会が、事件後すぐに設置された。さらに10月、京都府長岡京市で3歳男児が餓死し、父親と同居中の女性が逮捕される事件が生じた。問題となったのは、近隣住民が児童虐待の危機感を募らせ、児童委員は4回の通報をしていたにもかかわらず、児相は住民の聞き取り調査も実施していなかった点で

（注10）秋田の事件：この年の10月にも、秋田県大仙市のひとり家庭で、実母と不倫相手の男性による虐待事件が発生、大きく報じられている。（身体的虐待により意識不明の本児を用水路に放置し、その後死亡に至った事件）

あった。児相長は不十分な対応を認めたが、再三の通報に応えなかった児相に対して批判が相次ぎ、苦情の電話が児相に殺到した。この事件に対する京都府の検証委員会報告書（概要）では、児相の判断や地域ネットワーク会議（長岡京市）との連携の在り方などに問題点があったとし、速やかな安全確認ルールの確立など、改善すべき提言がなされている。

2000年の防止法施行後、児童虐待に対する社会的関心は高まり、児童虐待による死亡事例等は、敏感に報道されるようになってきている。2004年の防止法改正後も児童虐待による死亡事例は後を絶たず、その中には上記事件のように児相や警察等の不十分な対応が指摘されるケースがある。2006年の秋田県と福島県の事件後、児相と警察との連携強化に向け、厚労省は児童相談所設置自治体に対して「児童虐待への対応における警察との連携について」という通知を、警察庁は「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」という通達を両者同日付（平成18年9月26日）で発した。また翌月に警視庁では少年育成課内に児童虐待対策班^{（注11）}が設置され、この問題に対する警察対応の積極化の方向がうかがわれる。さらに厚労省は、2007年に児童虐待の通告後、児相等対応機関は48時間以内に目視による安全確認を行うよう「児童相談所運営指針」を改正した。

（5）児童福祉施設における児童の権利侵害事件

児童福祉施設での被虐待児の割合が増加するとともに、援助困難な状況が生じていることを述べたが、一方、子どもへの権利侵害事件により職員が懲戒免職や逮捕に至る事件報道も増加してくる。例をあげると、2005年、茨城県の児童養護施設で体罰があったことが分かり、元保育士が逮捕されている。また2006年11月に埼玉県で、所管の18施設のうち5施設で性的虐待や体罰が確認されたと報じられた。こうした児童に対する体罰等の権利侵害事件の報道は、2006年に入ってから増加するが、背景の一つに人手不足による職員の余裕のなさがあげられよう。さらに被虐待児が示しやすいとされる挑発的攻撃的な行動や性化行動に対する職員の認識不足のため、それらの行動に職員が巻き込まれた結果とも考えられる。施設入所を余儀なくされる子どもはより重い課題を抱えており、職員の更なる専門性の向上が求められ、そのための研修の充実が不可欠である。しかし、職員不足は当然、研修を受ける時間さえ作れない状況を生み出している。こうした悪循環をいかに断ち切っていくかが、重大かつ切実な課題といえよう。

3. 子どもの危機状況と児童虐待

（1）子どもが被害者となった事件

この節では、子どもが犠牲者となった重大事件を振り返り、児童虐待問題との接点について検討する。まず、子どもが被害者となった事件として、2001年6月に「池田小事件」が発生した。大阪教育大学付属池田小学校に男が乱入し、児童を刃物で切りつけ児童6人が死亡した事件であるが、傷害を

（注11）児童虐待対策班：大阪府警察では平成12年にすでに児童虐待対策班を設置しており、「チャイルド・レスキューチーム」という名称で活動を行っている。

受けたり、事件を目撃したりした子ども達のトラウマが問題となり、児童のPTSD（注12）に対する障害見舞金が認定された。90年代、児童虐待を理解するひとつの枠組みとして「トラウマ」論が盛んに取り上げられた。2000年に入ってから「トラウマ」という用語が日常会話でも聞かれるようになったが、こうした事件の後遺症にPTSDを認定することはそれまでみられなかったことで、新たな流れといえよう。

2004年、奈良県で小1の女児が、36歳の男にわいせつ目的で連れ去られ、殺害された事件が報じられた。その後、容疑者が過去に2度、子どもに対する性犯罪で有罪判決を受けていたことが分かった。また2004年の警察庁発表では、2003年前半で、小学生が被害者となった強姦やわいせつ事件は46%増で過去最悪と報じた。小児に対する犯罪が社会問題となり、加害者の再犯率の高さなどが指摘され、更生教育プログラムの開発の必要性や受刑者の情報（注13）を地域で共有する必要性等が盛んに論じられるようになった。一方、児童虐待防止法では、こうした保護者以外からの性的加害については、性的虐待という枠組みから外れてしまう。この事件が発生する直前の「日本子どもの虐待防止研究会」のメインテーマが「性的虐待」であったが、そのプレコングレスでシンポジストの一人である奥山（2005）は、「国際的には、性的虐待とは子どもを守るべき大人が子どもの性的権利を侵害すること」であるのに、日本の法律では「『保護者』に限られている」と認識の立ち遅れを指摘した上で、今後の課題として、社会の性的虐待に関する認識を高めること、その対応力向上のための専門家教育、司法面接（注14）の確立、一時保護所の改善等をあげている。

（2）子どもの事故

2000年代に入り、無認可保育園での事故が相次いだ。2000年、神奈川県が無認可保育園「スマイルママ」で、幼児を暴行し死なせたとして、園長が逮捕された。この園では過去にも幼児が変死や重軽傷を負っていたことが分かり、無認可保育園の在り方に疑問や批判の声があがる。東京の無認可保育園「ちびっこ園」（注15）で、生後4か月の乳児が窒息死した事故が生じ、保育園の責任が追及される。事故後の警視庁の調べで、75年の開業以来21人の乳幼児が死亡していたことが判明し（2001年）、そのうち警察が立件したのは4件で、14件は突然死または「乳幼児突然死症候群（SIDS）」などと診断

（注12） PTSD：Post Traumatic Stress Disorder（心的外傷後ストレス障害）の略。1980年のDSM-IIIから採用されるようになった。2000年に新潟で発生した女性監禁事件で、検察はPTSDでの立件を試みたが、困難として取りやめている。

（注13） 犯罪者情報の共有：96年、性犯罪者の情報を住民に知らせる「メーガン法」が米国で成立。こうした論議の際にたびたび取り立たされた。

（注14） 司法面接：Forensic Interviewとして米国で開発された。

詳細は「アメリカにおける児童虐待の対応」（子どもの虹情報研修センター平成15年度報告書）参照。

（注15） 「ちびっこ園事件」：東京都にある「ちびっこ園池袋店」で、生後4か月の乳児が窒息死した事故で、その後、業務上傷害致死罪に問われた。経営者はSIDSを主張していた。同保育園は東京、大阪、兵庫、愛知など9都道府県にあり、事故後の警視庁の調べで、開業以来21人の子どもが死亡していたことがわかる。2003年1月の東京地裁での判決では、経営グループの元社長に禁固1年執行猶予3年、取締役役に禁固10か月執行猶予3年。経営者側がSIDSを隠れ蓑にしたのではないかと批判された。経営者側が事故防止を怠ったとして刑事責任を認められたのは初めてのこと。

された。SIDSが病気なのか、放置（ネグレクト）による窒息死なのかが議論になった事件である。さらに2002年には無認可保育園「子鳩幼稚園」で5歳の女児にけがをさせたとして、元園長が逮捕されたが、その後別の幼児も死亡していたことがわかる。無認可保育園の在り方が社会的問題に発展し、2002年の児童福祉法改正で、開業に際しては「届け出制」とし、無認可保育所の監督強化を図ることとした。またSIDSについて、2005年に厚労省がガイドライン^(注16)を発表した。そこには「突然死を解剖検査なくしてSIDSと診断せず、警察への届け出解剖の必要性を家族に充分説明するよう」などが書かれている。また『小児科診療』の2005年3月号では、乳児の救急医療が特集として生まれ、山中（2005）の論考「乳児の事故とSIDS」では、日本におけるSIDSの実態と診断に必要な視点等を報告している。

2001年1月、島根県の幼稚園で、箱型ブランコから4歳の男児が転落、ブランコと地面との間に頭が挟まり死亡した。こうした事件は90年代を中心に相次いでいたが、国や自治体はその対応になかなか乗り出さない状況であった。その後同年4月にも、公園の「箱ブランコ」で遊んでいた小学2年男児が、ブランコと地面との間に頭が挟まり、骨折や右目の視力を失う重傷を負うという事故が発生した。男児と母親は公園を管理する福井市に「安全対策を講じなかった」として損害賠償^(注17)を求めた。箱ブランコに限らず、公園や幼稚園などの遊具の適切性や管理についての疑問や批判が相次ぎ、国交省は2002年3月に「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を作成した。その後箱ブランコを撤去する自治体が増えたが、公園は国交省の管轄、児童遊園は厚労省、学校や幼稚園の校庭は文科省など管轄が分かれ、統一した対応ができないのが実情であった。子どもの事故は公園や園庭ばかりではない。2004年3月「六本木ヒルズ」の入口に設置された回転ドアで、6歳の男児が挟まれ、母親に助け出されたものの、頭を強く打っており、間もなく死亡するという事故が起きた。同回転ドアで子どもが挟まれる事故は前年にも生じていたが、製造メーカーや設備会社の担当者ら3人が、業務上過失致死に問われ、翌年東京地方裁判所で3人に対し禁固刑（執行猶予3年）が言い渡された。刑確定を報じる朝日新聞に、事故の究明にあたった畑村氏がコメントを寄せている。氏は問題の回転ドアについて、「もともとヨーロッパから輸入したものだが、見た目を立派にしたため、アルミをさらに重いステンレスに変え、高層ビルの風圧に耐えるため、さらに重さを増した。一中略一大事なのは、人に致命的な損傷を与えることのない「本質安全」を追い求めること。今の日本は全く逆で、危険性をはらみながら、制御装置で覆い隠そうとしている」と指摘した。その後も、2006年には埼玉県の市営プールで、排水口のふたが外れて小2の女児が排水口に吸い込まれて死亡した事故など、子どもの事故は後を絶たない。同様の事故が繰り返されても責任の追及や充分な対応がなされなかった90年代に比べ、2000年代は責任の所在の明確化に向けた動きが活発化するが、その背景には、報道と民間活動（90年代に拡大）を含め、市民が声を上げ始めたことがあげられよう。0歳児を除く子どもの死因の第1が事故によるもの（厚労省「人口動態統計」）となった現代である。しかし、防げるはず

(注16) ガイドライン：厚労省は2005年4月に「乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するガイドライン」を公表した。

(注17) 箱ブランコ訴訟：6670万円の損害賠償を求めたのに対し、2003年の地裁の判決では、男児の過失分を減額し、約307万円支払うよう命じた。

の事故を放置することは、児童虐待防止法の定義を超えた、広義の児童虐待とみなすことも可能だろう。養育者から大人一般の子どもに対する姿勢から、子どもを囲む物的環境^(注18)に至るまで、子どもの目線に立って、子どもの権利侵害が生じていないか、取り巻く環境を見つめ直そうとする動きがようやく出始めた時代であるといえよう。

(3) 児童虐待との関連が指摘される子どもの問題：非行、発達障害

2000年愛知県豊川市で、67歳の主婦が刺殺され、17歳の少年が家庭裁判所（以下、家裁）に送致された。直前に起こった西日本高速バス乗っ取り事件も17歳の少年によるもので、両者が「目立たず、優等生だった」こともあって「理解しにくい」17歳の凶行などとして盛んに報じられた。こうしたなか、最高裁家庭裁判所調査官研修所（以下、家裁調研）は、過去1997年から1999年までの3年間で、家裁で関わった殺人事件等の重大事件（15件）について、その背景にある環境や人格形成等を実証的に分析し、2001年に「重大少年事件の実証的研究」として刊行した。それまで家裁の事例を検証し公開することはなかったことで新しい取り組みといえよう。報告では少年らは、3つのタイプに分けられるとしている。タイプ①は問題行動を頻発していたタイプで、幼少から家庭生活が不安定で、体罰や夫婦間暴力があるなどの特徴があった。タイプ②は、表面上問題のなかった少年たちだが、学校では孤立し、友人関係が希薄で、家庭では家族間での感情のこもったコミュニケーションが乏しいことが背景に認められた。タイプ③は、思春期に大きな挫折をしたタイプで、幼児期から勉強やスポーツで活躍してきた子どもが挫折、土台を失った心理状態から犯行に至っているタイプである。愛知県豊川市の事件は、②のタイプに属するものといえよう。一方、少年は精神鑑定の結果「アスペルガー症候群」と鑑定された。その後、加害者が発達障害と鑑別診断される事件が続いたことで、発達障害^(注19)が犯罪との関連で注目されるようになった。この傾向に対して、精神科医師の門（2001）は、

(注18) 物的環境：建造物だけでなく、インターネットなどのIT環境も含む。子どもへの有害情報についても対策の必要性が求められているが、対応が十分とはいえない状況となっている。

(注19) 発達障害の鑑別診断があった事件：愛知県豊川市の事件後としては、2003年の中1少年（12歳）による長崎県長崎市の幼稚園児誘拐殺人事件、2004年に北海道石狩市で、15歳の高校1年の少年が同級生の母親を刺殺した事件、同年東京都新宿区で、中2の少女（13歳）が男児をマンションから突き落した事件、などがある。鑑定結果は、前2事件の少年に「アスペルガー症候群」、少女に「多動性行為障害」が診断されている。その後、2005年3月大阪府寝屋川市で、17歳の少年が小学校に侵入し、教職員を殺傷するという事件が起きる。少年は「広汎性発達障害」と診断された。地裁では、広汎性発達障害の責任能力の有無などをめぐって争い、検察は無期懲役を求刑、弁護側は少年院での矯正教育を主張した。地裁判決は、懲役12年として、少年刑務所で強制させるべきとした。その経過の中で注目されるのは、付添人の弁護士は、「少年の罹患症が直接凶行に結び付いたわけではないものの、少年が幼少期から障害に起因して対人相互性、情緒的疎通性が阻害され、被害的な対人認知を強めがちだった、一中略一少年の罹患症が少年を取り巻く対人関係や生活環境、状況要因などと密接に関連性を持ちながら、間接的な背景として今回の凶行に影響を与えたと推測できる」と述べ、対人相互性や情緒疎通性の阻害の進行、被害的な対人認知が、もともとの障害だけでなく、環境的な要因も含めて検討する必要性を主張した点である。2006年奈良県で母子3人の放火殺人事件で、長男（16歳）が家裁に送致された。鑑定の結果、広汎性発達障害と診断されたが、家裁では「幼少期からの父親の暴力などの成育環境が性格の偏りを生じさせ、少年を非行に走らせた」との理由で中等少年院送致とする保護処分を決定した。こうした流れをみると、行為に及んだ背景にある先天的な発達障害という捉えから、生育歴等の環境因も含めて発達障害を総合的に捉えるあり方へと変化しつつあるのが見て取れる。

朝日新聞に「アスペルガー症候群の人の大部分が犯罪とは無縁」と指摘し、正しい理解を求める論考を寄せている。田中（2005）は障害に対する理解のなさや誤った対応などで「自尊心を失うこと」が最も問題と述べ、早期に発見し、その子にあった環境を整備することで改善されるというのが専門家らの共通の見解として指摘している。これらを踏まえ、発達障害の早期発見と発達支援の充実を図るため、2005年に「発達障害者支援法」が施行されている。

「重大少年事件の実証的研究」で示されたタイプ①は、まさに児童虐待がその背景にあるタイプであり、非行と児童虐待との関連が問題とされる。家裁調研がこの研究に続いて実施した「児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究」は、まさに児童虐待に焦点を当てたものであった。ここでは2000年から2002年までの2年間で家庭裁判所が扱った深刻な児童虐待が問題となった家事事件（注20）と少年事件（注21）計40件を取り上げ、児童虐待の発生や深刻化のメカニズムを分析するとともに、虐待が非行にどう影響するかについても検討している。非行のタイプとして、①虐待回避型非行、②粗暴型非行、③薬物依存型非行、④性的逸脱型非行の4つのタイプがあるとし、①は家出など虐待からの直接的な回避として、あるいはその環境を生き抜くための手段の先に非行があること、②は、その背景に親の暴力や粗暴性に幼少期から日常的にさらされてきた生育歴が認められること、③は背景に家族状況の不安定さがあり、少年には大切にされてこなかったという感情が強く存在すること、④は性的虐待により歪んだ自己イメージや解離などのため、性的逸脱によって自己への傷つきをさらに深めていくことなどが報告されている。この研究メンバーである橋本は、これをもとに、虐待から非行にいたるメカニズムについて、さらに掘り下げた検討をしている（橋本,2004）。家裁調研が2005年度に行った研究は、「重大触法事件の実証的研究」で、2000年から2004年までの家庭裁判所で扱った14歳未満の少年による殺人事件、傷害致死事件及び放火事件の全22事例の分析である。この調査研究が実施された背景には、長崎県佐世保市の事件など12歳の子どもの事件が大きく報道されるなど、14歳未満の子どもの犯行について、少年法改正（注22）の論議も重なって、社会的関心が集まったことがある。

以上を振り返って共通するのは、事故の検証や非行事例そして児童虐待死亡事例の検証など、社会的問題に対して過去の事例を丁寧に検証するという流れが、2000年代になって始まって来たということである。

さて、発達障害そのものについても、児童虐待との関連が指摘されつつある。一つは彼らの持つ特徴が、親の育てにくさや関わりにくさに通じ、結果的に虐待に至るリスクを高めてしまうというものである。ところが杉山（2005）は、この関連性について新たな視点を提示した。杉山（2005）は、あいち小児保健医療総合センターの外来相談に訪れた342名の被虐待児のうち、広汎性発達障害の診断

（注20） 家事事件：ここで扱われた家事事件は、児童福祉法第28条事件、親権喪失宣告事件、親権者変更事件、子の監護者の指定事件、面接交渉事件などである。

（注21） 少年事件：20歳未満の非行少年、つまり、窃盗、傷害、覚せい剤取締法違反などの罪を犯した少年や、犯すおそれのある少年の事件などをさす。

（注22） 少年法の改正：「14歳」まで刑事責任は問えないとした現行法に対して、それを引き下げることを中心とした論議。厳罰化の是非について否定的見解も多かったが、2007年に改正少年法が成立。「おおむね12歳」に引き下げられた。

基準を満たすものが85名（25%）で、注意欠陥多動性障害の診断基準を満たすものは79名（23%）で、何らかの発達障害がみられるものが195名（57%）を占めたことを報告し、反応性愛着障害の抑制型は広汎性発達障害に似ており、脱抑制型は多動性行動障害の臨床像を呈することが多いと指摘した。さらに被虐待児の示す見通しのもてなさや衝動性などの行動上の問題は、むしろ発達障害として考える必要があるのではないかと述べている。つまり発達障害が親の虐待行為を引き出すという側面に対して、人生初期の虐待的環境が発達障害様症状を形成していくとの側面を新たに指摘したのである。このことはかつて母源病が問題となった遺伝か環境かの自閉症論議を思い起こさせる。「鶏か卵か」論に結論は見いだせまい。ただ、子どもの理解にあたっては、単一的な診断に帰結するのではなく、初期環境等の生育歴等の丹念な集積を含め、総合的な見地から子どもの理解に努める必要性を再認識すべきということである。

また近年問題となっている、「子どもの学力低下」問題について、刈谷（2004）は、背景に格差社会が存在するとし、十分に養育をかけられない家庭的背景を持つ層の学力の低下が、全体の平均値を下げる要因となっていることを指摘する。近年児童養護施設に入所する被虐待児の学力の低下が問題となるのも、こうした現れの一つであろう。児童虐待の関連性から、いじめ、非行、発達障害、さらには学力の問題など概観していくと、児童虐待のすそ野の広さや、それぞれの問題の底深くに児童虐待が存在する可能性があることに改めて気づかされる。

4. まとめ

2000年以降は、1990年代からはじまる二極化の流れを引き継ぎ、さらに拡大する傾向がある。このことが少子化の進行とともに、子どもを持つ家庭における児童虐待発生ハイリスク層の拡大に影響を与えていることを指摘した。

児童虐待状況は防止法の制定以降も兎相の児童虐待相談は増加する一方である。また、保護者による遺棄や殺傷事件を、児童虐待という枠組みで報道する傾向が増し、これによって児童虐待事件報道は2000年に入り急増する。さらに大きく報道されたような重大事件が、その後の法改正や施策に強く反映され始めたことが、2000年代の特徴である。さらに、この傾向は児童虐待のみならず、子どもが被害者となった事件、子どもの事故あるいは子どもの非行や犯罪などにも同様に見られ、特に重大事件報道から施策や法改正等へとつながる経過の中で、過去にさかのぼっての類似事件の検証など事件の詳細な分析がなされ始めたことは、それまでにはほとんどなかった顕著な特徴であることを述べた。厚労省の虐待死亡事例の検証、警察による無認可保育園事故死事例の過去にさかのぼっての再調査、家裁調研の重大非行事件の検証など、これらは現代の重要な進歩の一つと思う。

一方、こうした重大事件が、施策や法改正等に敏感、迅速に影響を与えることは、関連する問題への対応のシステムや方法のめまぐるしい変化となって展開する。児童虐待対応システムも、2000年以降急激に転換しており、兎相や市町村対応職員を中心に現場職員がこの変化についていくことさえ大変な困難が生じている。このことはそれまでの多忙さにさらなる拍車をかけることはいうまでもない。2000年代を振り返ったとき、政策の打ち出しに比べ、職員の増加や専門性の確保に向けた現場の充実

が追いついていないのが現状といわざるを得ない。施策を実行しシステムを動かすのは人であり、施策の充実と人材の育成の両者が相まってこそ、実効性のある施策展開が可能となろう。現状を見る限り、国を中心とした政策を展開する側と現場との解離の拡大が懸念される。

また、いうまでもなく重大事件は年間3万4千を超える児相での児童虐待相談のほんの一部である。もちろん死亡事件が発生してよいはずはない。しかし一部の特別な事件に敏感になり、こうした事件を中心に児童虐待対応システムが考えられていくことは、本道を大きく見誤りはしないだろうか。かつて米国は児童虐待による死亡事件の撲滅を目指し、リスクアセスメントの研究に莫大な費用をかけ、多くの子どもを家庭から分離した。しかし現在に至ってもなお児童虐待致死事件は無くならず、逆に行き過ぎた家庭分離を批判する声も少なくない。

最後に、子どもの性的被害、事故、非行、発達障害などと児童虐待との関連性を指摘し、児童虐待の裾野の広さや関連領域の多様さを述べた。第3報でも述べたが、児童虐待はひとつの専門領域で扱えばすむという問題でなく、多分野に渡る横断的連携が不可欠である。専門領域の壁や縦割り行政システムの壁を越えた懐の深い組織的対応の充実が、これからの大きな課題であろう。

<引用・参考文献>

- 朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵（きくぞう）」
朝日新聞「厳罰化、世論が後押し(被告席の親たち 幼児虐待事件：中)」2001年6月20日付朝刊
朝日新聞「判決制御装置より本質的安全を」(畑村洋太郎氏のコメント)2005年9月30日付朝刊「『会社も有罪と同じ』
遺族、安全軽視を批判 六本木ヒルズ死亡事故」
福島県児童虐待死亡事例検証委員会(2006)「児童虐待死亡事例検証報告書」福島県ホームページ
橋本和明(2004)『虐待と非行臨床』創元社
保坂亨他(2004)「虐待の援助法に関する文献研究第1報」子どもの虹情報研修センター平成15年度研究報告書
保坂亨他(2005)「虐待の援助法に関する文献研究第2報」子どもの虹情報研修センター平成16年度研究報告書
保坂亨他(2006)「虐待の援助法に関する文献研究第3報」子どもの虹情報研修センター平成17年度研究報告書
門眞一郎(2001)「アスペルガー症候群に理解を」朝日新聞2001年1月19日付朝刊
刈谷剛彦他(2004)『学力の社会学』岩波書店
加藤曜子(2001)『児童虐待リスクアセスメント』中央法規
川崎二三彦(2006)『児童虐待』岩波新書
小林美智子(2004)「岸和田事件からみえる課題」『子どもの虐待とネグレクト』6(3)日本子どもの虐待防止研究会
子ども虐待防止ネットワーク・あいち編(2000)『防げなかった死』キャプナ出版
国土交通省(2002)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」
国立社会保障・人口問題研究所(2006)第13回出生動向基本調査「結婚と出産に関する全国調査・夫婦調査について」
厚生労働省(2005)「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」
京都府児童虐待死亡事例検証委員会(2006)「検証報告書(概要版)」京都府ホームページ
文部科学省ホームページ(2007)
毎日新聞2007年1月23日付朝刊
内閣府(2006)「平成17年度国民生活白書」
日本子ども家庭総合研究所(2005)『子ども虐待対応の手引』有斐閣

- 日本子ども家庭総合研究所（1998）『日本子ども資料年鑑第6巻』KTC中央出版
- 日本子ども家庭総合研究所（2006）『日本子ども資料年鑑2006』KTC中央出版
- 日本子ども家庭総合研究所（2006）「児童虐待防止法制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する研究（財団法人子ども未来財団委託研究）」
- 日本子どもの虐待防止研究会（2004）「特集2 岸和田事件」
- 大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム（2004）「子どもの明日を守るために—児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言—」
- 奥山真紀子（2004）「日本における性的虐待への対応の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』6（2）日本子どもの虐待防止研究会
- 最高裁家庭裁判所調査官研修所（2001）「重大少年事件の実証的研究」裁判所職員総合研修所
- 最高裁家庭裁判所調査官研修所（2003）「児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究」司法協会
- 最高裁家庭裁判所調査官研修所（2005）「重大触法事件の実証的研究」裁判所職員総合研修所
- 佐藤拓代他（2002）「子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル」平成13年度厚生科学研究
- 清家洋二（2005）『決められない』ちくま新書
- 杉山春（2004）『ネグレクト』小学館
- 滝川一廣（2004）『新しい思春期像と精神療法』金剛出版
- 田村立他（2006）「虐待が脳に及ぼす影響」『精神医学』48（7）
- 田中康雄（2005）「発達障害と児童虐待」子どもの虹情報研修センター平成17年度テーマ別研修より
- 友田明美（2006）『いやされない傷—児童虐待と傷ついていく脳—』Martin H Teicher監修．診断と治療社
- 東京新聞「児童養護施設パンク寸前に 都、定員超す入所要請」2006年3月3日付朝刊
- 山田昌弘（2007）『少子社会日本—もうひとつの格差のゆくえ』岩波新書
- 山本麻里（2004）「児童虐待の現状と今後の対応」『子どもの虐待とネグレクト』6（3）日本子どもの虐待防止研究会
- 山中龍宏（2005）「乳児の事故とSIDS」『小児科診療』第68巻第3号
- 全国児童相談所長会（2005）「平成16年度一時保護所実態調査 調査結果の概要」平成17年度全国児童相談所長会議総会配布資料
- 全国児童養護施設協議会・制度検討特別委員会（2003）「児童養護施設の近未来像～子どもを未来とするために（近未来像Ⅱ）」

（増沢 高）

II-3-2 図 男性のパートタイム労働者の推移と年間所得 図1 所得 P.374

1. 男性の年齢別パートタイム労働者の推移

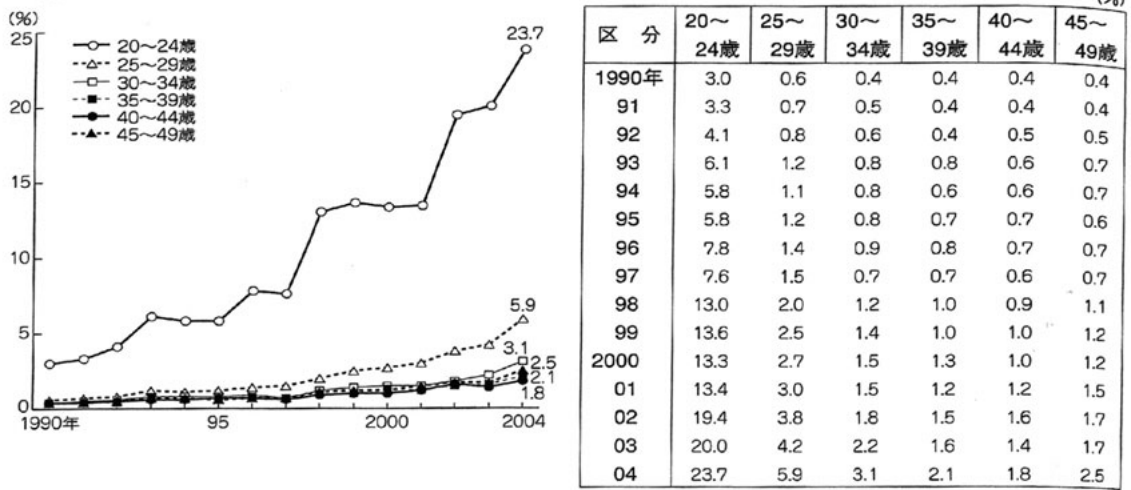


図1 男性の年齢別パートタイム労働者の推移

出典：日本子ども家庭総合研究所編『日本子ども資料年鑑2006』

II 家族・家庭「男性の年齢別パートタイム労働者の推移」 p70 より

XI-3-1 図 男女別、年齢階級別完全失業率の推移

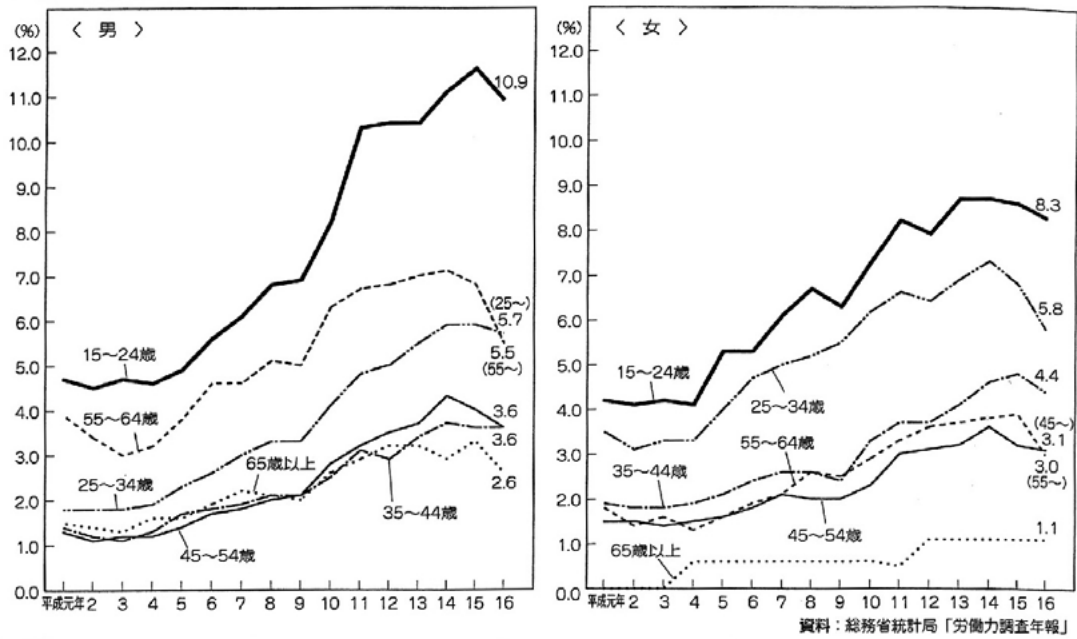


図2 男女別、年齢階級別完全失業率の推移

出典：日本子ども家庭総合研究所編『日本子ども資料年鑑2006』

XI 子どもをめぐる生活環境 p376 より

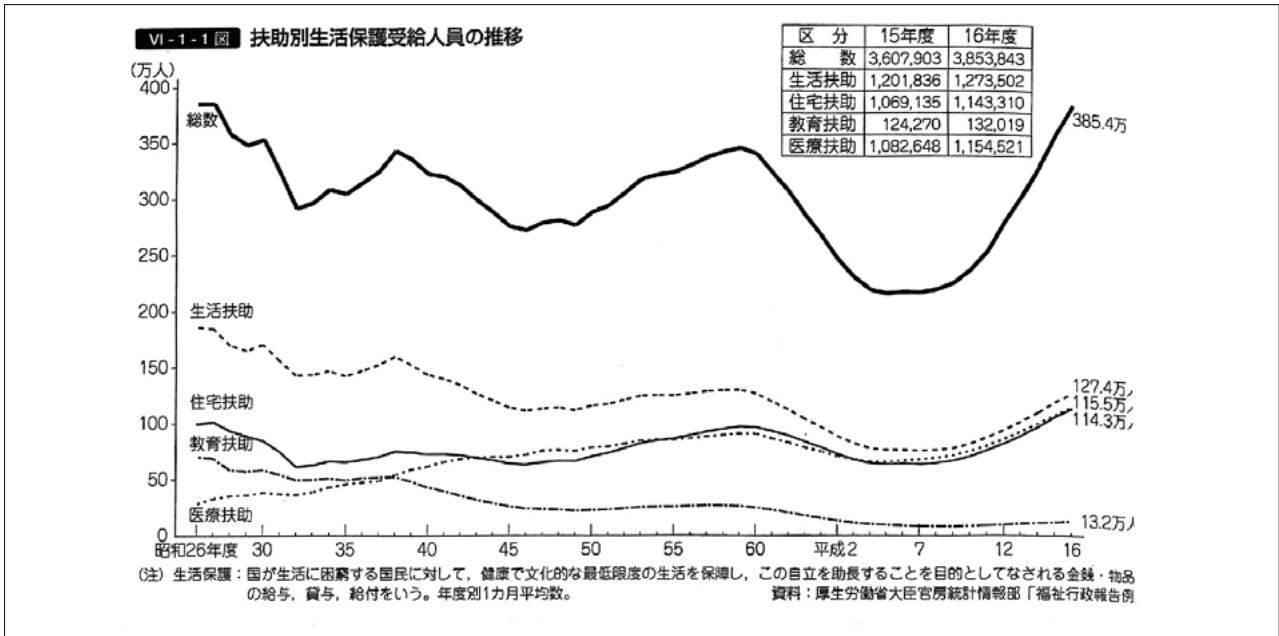


図3 扶助別生活保護受給人員の推移

出典：日本子ども家庭総合研究所編『日本子ども資料年鑑2006』

VI 子どもと家族の福祉 p184 より

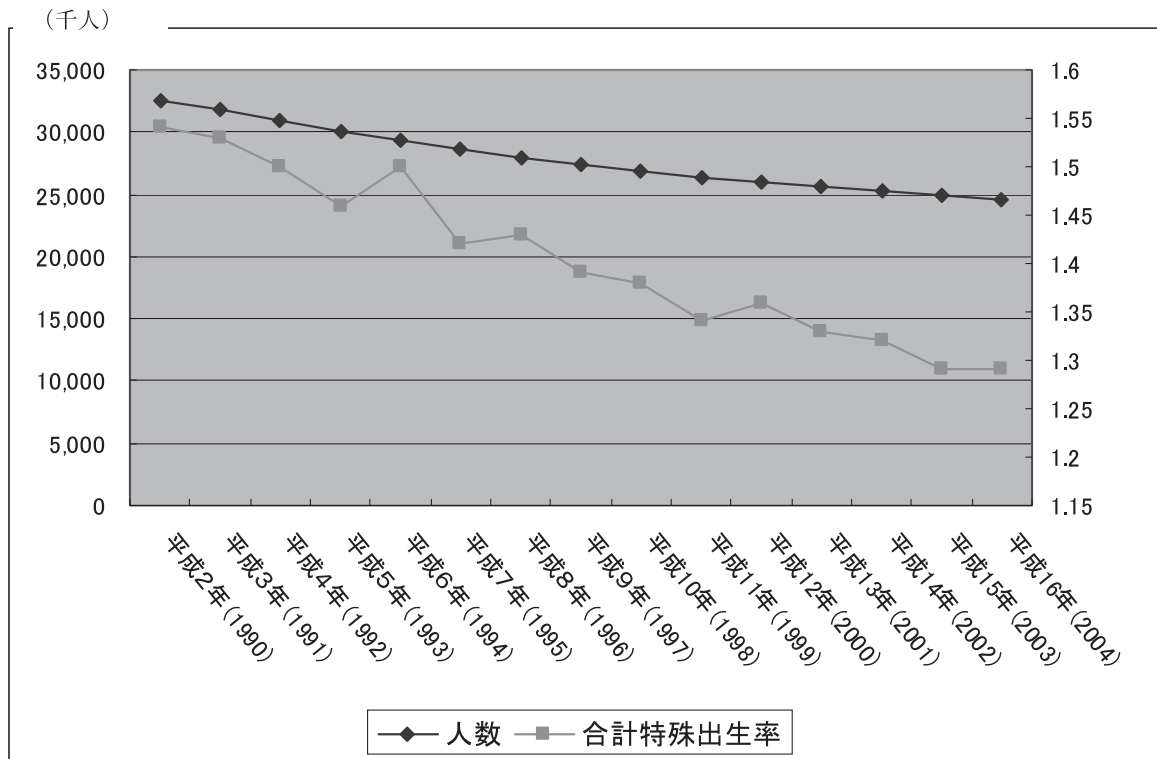


図4 児童人口と合計特殊出生率の推移

出典：日本子ども家庭総合研究所編『日本子ども資料年鑑第6巻』

『日本子ども資料年鑑2006』より作成

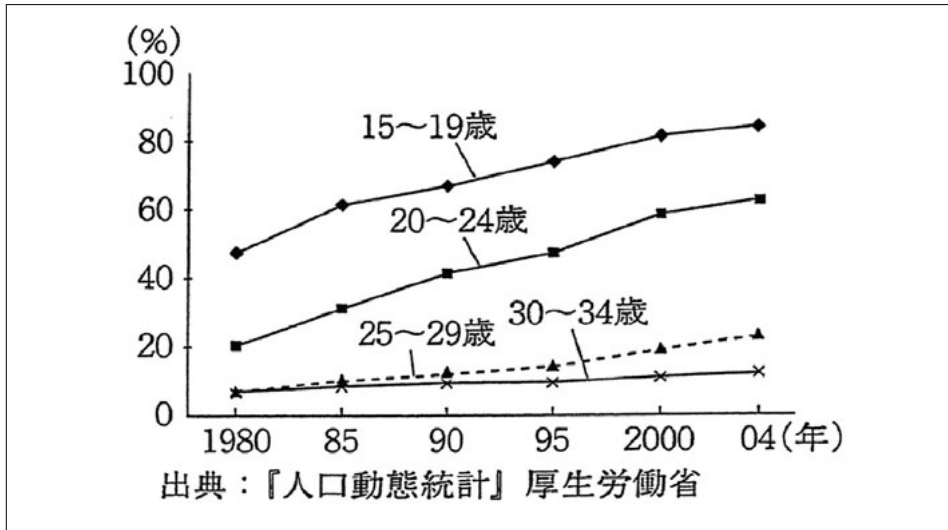


図5 「できちゃった婚」による出産の年齢別構成

出典：山田昌弘（2007）『少子社会日本—もうひとつの格差のゆくえ』（岩波新書）P190

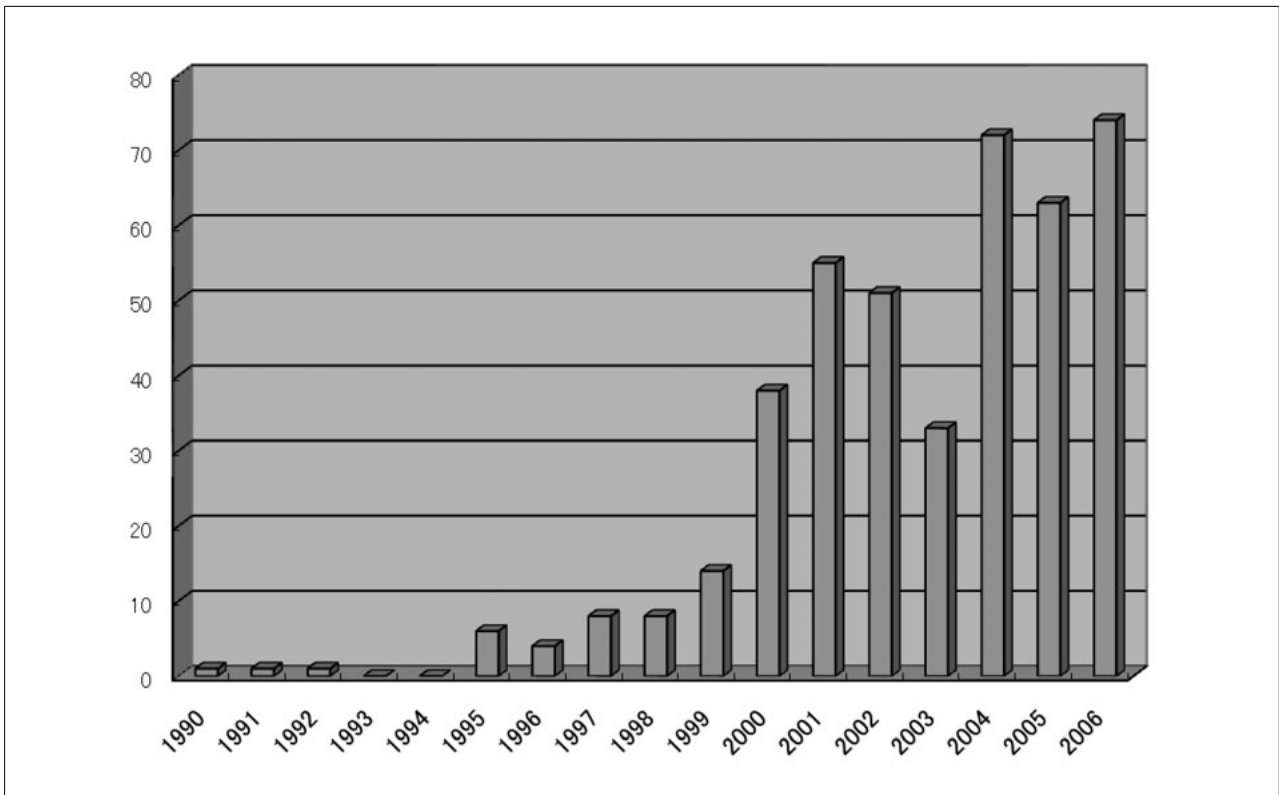


図6 朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵」により「虐待」「逮捕」のキーワードで検索された事件数

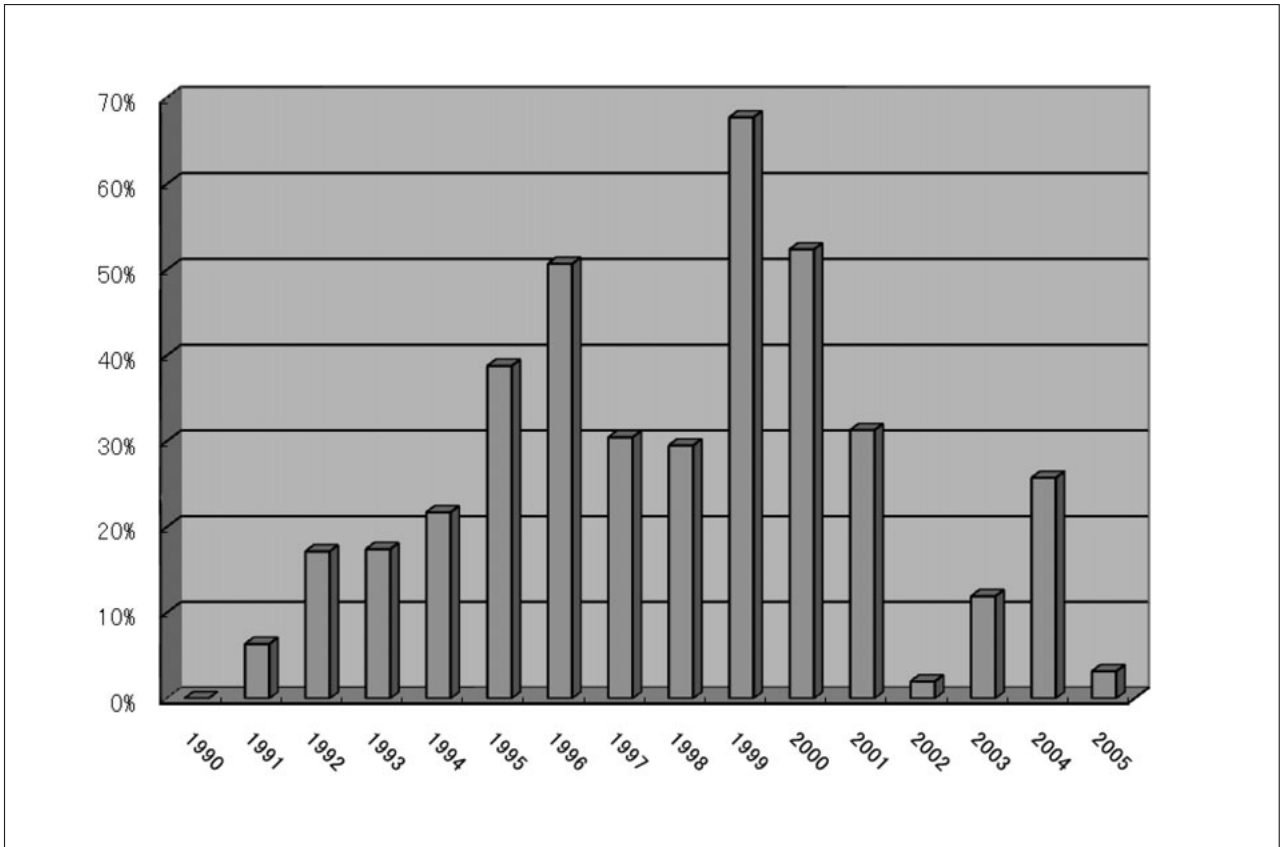


図7 児童虐待相談処理件数の増加率（前年度比）の推移

（資料出典：厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数」をもとにセンターが独自に作成したもの）

表1 重大児童虐待事件

No	西暦	事件内容	備考
1	2000年	愛知県武豊町で3歳の女兒に食事を十分に与えず、餓死させたとして、両親が逮捕された。発見時の女兒の身長は平均域であったが体重は5Kgで標準の4割に満たず、段ボールの中で両足を折り曲げたまま硬直した状態であった	杉山(2004)が著書『ネグレクト』で、両親の生い立ちや事件に至る経緯、公判の様子などをまとめ事件の背景を分析している。
2	2001年	兵庫県尼崎市の運河で、小1の男児(6歳)がポリ袋に包まれ遺体で発見された。その後母親と義父が男児を死亡させ、遺棄したとして逮捕された。男児は児童養護施設から一時帰宅中で、「家より施設のほうが好き」などといったことに腹を立てた両親が、頭をけるなどの暴行を繰り返し、脳内出血で死亡させ、さらに遺体を粘着テープで縛ってポリ袋に入れ、運河に投げ捨てたというものであった。	
3	2003年	山形県で、5歳の腎臓病を患っていた男児を虐待し死亡させ、遺棄したとして、母親と同居の男が逮捕された。母親と男性が同居した直後から、彼らは男児に対して1カ月にわたり殴るける、食事を与えないなどの虐待を加え、外傷性ショックで死亡させたとされている。	児童虐待事件については重罰化の傾向にあったが、地裁判決で母親に対して懲役11年という初めて10年以上の刑が言い渡された。
4	2003年	愛知県で、母親と交際していた高3の男が母親の4歳になる長男を虐待、死亡させたとして、同居していた高3の男が逮捕された。母親も隠ぺい容疑で逮捕されているが、男の男児への暴行を止めずにいた母親に対する「未必の故意」が問題とされた事件である。	
5	2004年	大阪府岸和田市で、15歳の中学生長男に食事を与えず餓死寸前までにさせたとして実父と内縁の妻が殺人未遂容疑で逮捕された。両親は2年前から長男に対し、些細な理由で殴るけるを繰り返し、数日に一度しか食事を与えなかったという。長男が衰弱して意識不明状態となったところで、父親が119番通報により事件が発覚、逮捕となった。	
6	2004年	栃木県小山市で、4歳と3歳の男児を川へ投げ込み殺害したとして、同居の男性が逮捕された。	
7	2006年	秋田県藤里町で小1の男児が殺害された事件で逮捕された女性が、小4になる自身の長女も、川に投げ落として殺害していたと自供し、再逮捕された。	
8	2006年	福島県で3歳になる三男を衰弱死させたとして両親が逮捕された。保護された次女(8歳)と二男(6歳)も虐待を受けており、体には多数のあざがあり、二男は標準体重の半分の10キロしかなかったという。	父親は過去、長男への虐待等のため、02年に長男への親権が喪失された経緯があった。
9	2006年	京都府長岡京市で、父親と同居中の女性が食事を与えないなどによって、3歳の男児を飢餓死させたとして逮捕された。それまで、近隣住民は危機感を募らせ、民生委員は4回の通報を兎相にしていたが、兎相は住民の聞き取り調査も実施していなかった。男児には6歳の姉がおり、同年4月に警察の虐待通報より保護され施設入所となっていた。	

表 2 - 1 児童養護施設の施設数および定員、在籍人数の状況

年次	西暦	施設数	定員	在籍人数	充足率	基準日
昭和22年	1947	306	-	9,840	-	22. 6月
昭和23年	1948	267	-	11,091	-	23. 6月
昭和24年	1949	275	-	14,570	-	24. 6月
昭和25年	1950	394	-	20,395	-	25. 6月
昭和26年	1951	461	-	26,673	-	26. 12. 31
昭和27年	1952	500	-	28,799	-	27. 12. 31
昭和28年	1953	502	28,816	30,129	104.6%	28. 12. 31
昭和29年	1954	514	30,298	31,826	105.0%	29. 12. 31
昭和30年	1955	528	32,852	32,944	100.3%	30. 12. 31
昭和31年	1956	527	33,706	31,992	94.9%	31. 12. 31
昭和32年	1957	554	35,505	33,933	95.6%	32. 12. 31
昭和33年	1958	541	35,817	34,682	96.8%	33. 12. 31
昭和34年	1959	555	36,606	35,434	96.8%	34. 12. 31
昭和35年	1960	551	36,796	35,212	95.7%	35. 12. 31
昭和36年	1961	547	37,660	34,890	92.6%	36. 12. 31
昭和37年	1962	550	37,182	34,902	93.9%	37. 12. 31
昭和38年	1963	551	37,304	34,407	92.2%	38. 12. 31
昭和39年	1964	553	37,178	33,292	89.5%	39. 3. 1
昭和40年	1965	550	37,117	32,986	88.9%	40. 3. 1
昭和41年	1966	540	36,200	32,790	90.6%	41. 3. 1
昭和42年	1967	537	35,992	31,899	88.6%	42. 3. 1
昭和43年	1968	529	35,380	31,943	90.3%	43. 3. 1
昭和44年	1969	524	34,853	31,789	91.2%	44. 3. 1
昭和45年	1970	521	34,337	31,389	91.4%	45. 3. 1
昭和46年	1971	521	34,345	31,839	92.7%	46. 3. 1
昭和47年	1972	516	34,262	31,774	92.7%	47. 3. 1
昭和48年	1973	520	34,396	31,423	91.4%	48. 3. 1
昭和49年	1974	520	34,325	31,133	90.7%	49. 3. 1
昭和50年	1975	524	34,777	31,237	89.8%	50. 3. 1
昭和51年	1976	529	35,118	31,774	90.5%	51. 3. 1
昭和52年	1977	530	35,308	32,234	91.3%	52. 3. 1
昭和53年	1978	534	35,316	32,248	91.3%	53. 3. 1
昭和54年	1979	527	34,903	32,141	92.1%	54. 3. 1
昭和55年	1980	531	34,986	31,939	91.3%	55. 3. 1
昭和56年	1981	533	35,047	32,061	91.5%	56. 3. 1
昭和57年	1982	534	35,066	32,451	92.5%	57. 3. 1
昭和58年	1983	534	34,986	32,820	93.8%	58. 3. 1
昭和59年	1984	533	34,968	32,508	93.0%	59. 3. 1
昭和60年	1985	538	35,109	31,798	90.6%	60. 3. 1
昭和61年	1986	538	34,936	31,291	89.6%	61. 3. 1
昭和62年	1987	538	34,857	30,614	87.8%	62. 3. 1
昭和63年	1988	538	34,648	29,734	85.8%	63. 3. 1
平成元年	1989	535	34,421	29,168	84.7%	元. 3. 1
平成2年	1990	533	34,117	28,492	83.5%	2. 3. 1
平成3年	1991	533	34,048	27,850	81.8%	3. 3. 1
平成4年	1992	530	33,803	27,332	80.9%	4. 3. 1
平成5年	1993	530	33,702	27,179	80.6%	5. 3. 1
平成6年	1994	529	33,406	26,929	80.6%	6. 3. 1
平成7年	1995	528	33,062	26,806	81.1%	7. 3. 1
平成8年	1996	527	32,892	27,053	82.2%	8. 3. 1
平成9年	1997	526	32,546	27,014	83.0%	9. 3. 1
平成10年	1998	556	34,052	29,009	85.2%	10. 3. 1
平成11年	1999	553	33,804	29,398	87.0%	11. 3. 1
平成12年	2000	551	33,782	29,925	88.6%	12. 3. 1
平成13年	2001	551	33,660	29,610	88.0%	13. 3. 1
平成14年	2002	552	33,804	28,988	85.8%	14. 3. 1
平成15年	2003	552	33,657	29,144	86.6%	15. 3. 31
平成16年	2004	557	33,812	29,828	88.2%	16. 3. 31
平成17年	2005	558	33,983	29,850	87.8%	17. 3. 31

表 2 - 2 乳児院の施設数および定員、在籍人数の状況

年次	西暦	施設数	定員	在籍人数	充足率	基準日
昭和22年	1947	12	-			
昭和23年	1948	32	-			
昭和24年	1949	42	-			
昭和25年	1950	85	-			
昭和26年	1951	113	-	2154		26. 12. 31
昭和27年	1952	128	-	2726		27. 12. 31
昭和28年	1953	129	3559	2592	72.8%	28. 12. 31
昭和29年	1954	135	3640	2839	78.0%	29. 12. 31
昭和30年	1955	132	3525	2755	78.2%	30. 12. 31
昭和31年	1956	130	3530	2800	79.3%	31. 12. 31
昭和32年	1957	130	3612	2294	63.5%	32. 12. 31
昭和33年	1958	130	3619	3001	82.9%	33. 12. 31
昭和34年	1959	130	3653	3148	86.2%	34. 12. 31
昭和35年	1960	131	3744	3123	83.4%	35. 12. 31
昭和36年	1961	128	3705	2980	80.4%	36. 12. 31
昭和37年	1962	129	3768	3129	83.0%	37. 12. 31
昭和38年	1963	130	3846	3221	83.7%	38. 12. 31
昭和39年	1964	127	3760	3063	81.5%	39. 12. 31
昭和40年	1965	127	3837	3272	85.3%	40. 12. 31
昭和41年	1966	125	3896	3211	82.4%	41. 3. 1
昭和42年	1967	126	3891	3349	86.1%	42. 3. 1
昭和43年	1968	123	3999	3320	83.0%	43. 3. 1
昭和44年	1969	125	4083	3581	87.7%	44. 3. 1
昭和45年	1970	126	4141	3551	85.8%	45. 3. 1
昭和46年	1971	128	4217	3728	88.4%	46. 3. 1
昭和47年	1972	131	4321	3843	88.9%	47. 3. 1
昭和48年	1973	131	4355	3610	82.9%	48. 3. 1
昭和49年	1974	130	4305	3515	81.6%	49. 3. 1
昭和50年	1975	129	4259	3332	78.2%	50. 3. 1
昭和51年	1976	129	4259	3332	78.2%	51. 3. 1
昭和52年	1977	127	4290	3403	79.3%	52. 3. 1
昭和53年	1978	125	4231	3416	80.7%	53. 3. 1
昭和54年	1979	124	4202	3335	79.4%	54. 3. 1
昭和55年	1980	125	4258	3211	75.4%	55. 3. 1
昭和56年	1981	125	4260	3072	72.1%	56. 3. 1
昭和57年	1982	125	4236	3230	76.3%	57. 3. 1
昭和58年	1983	122	4143	3183	76.8%	58. 3. 1
昭和59年	1984	122	4055	3304	81.5%	59. 3. 1
昭和60年	1985	122	4100	3261	79.5%	60. 3. 1
昭和61年	1986	122	4085	3101	75.9%	61. 3. 1
昭和62年	1987	122	4056	3064	75.5%	62. 3. 1
昭和63年	1988	122	4025	2931	72.8%	63. 3. 1
平成元年	1989	120	3980	2790	70.1%	元. 3. 1
平成2年	1990	120	3949	2726	69.0%	2. 3. 1
平成3年	1991	118	3872	2765	71.4%	3. 3. 1
平成4年	1992	117	3832	2749	71.7%	4. 3. 1
平成5年	1993	117	3821	2734	71.6%	5. 3. 1
平成6年	1994	117	3831	2694	70.3%	6. 3. 1
平成7年	1995	117	3831	2752	71.8%	7. 3. 1
平成8年	1996	116	3817	2809	73.6%	8. 3. 1
平成9年	1997	115	3718	2766	74.4%	9. 3. 1
平成10年	1998	114	3682	2846	77.3%	10. 3. 1
平成11年	1999	114	3659	2896	79.1%	11. 3. 1
平成12年	2000	115	3669	2968	80.9%	12. 3. 1
平成13年	2001	115	3663	2912	79.5%	14. 3. 1
平成14年	2002	115	3697	2689	72.7%	15. 3. 1
平成15年	2003	115	3670	2746	74.8%	16. 3. 31
平成16年	2004	117	3689	2942	79.8%	17. 3. 31
平成17年	2005	119	3690	3008	81.5%	18. 3. 31

表 2 - 3 児童自立支援施設（教護院）の施設数および定員、在籍人員の年次推移

年度	西暦	施設数	定員	在籍児童数	定員充足率	基準日
昭和26年度	1951	58	4850	4240	87.4%	26.12.31
昭和27年度	1952	54	5141	4372	85.0%	27.12.31
昭和28年度	1953	54	5271	4788	90.8%	28.12.31
昭和29年度	1954	52	5153	4788	92.9%	29.12.31
昭和30年度	1955	52	5264	4824	91.6%	30.12.31
昭和31年度	1956	52	5329	4758	89.3%	31.12.31
昭和32年度	1957	52	5342	4838	90.6%	32.12.31
昭和33年度	1958	54	5472	4935	90.2%	33.12.31
昭和34年度	1959	55	5545	5023	90.6%	34.12.31
昭和35年度	1960	56	5698	5047	88.6%	35.12.31
昭和36年度	1961	56	5745	5219	90.8%	36.12.31
昭和37年度	1962	56	5846	5286	90.4%	37.12.31
昭和38年度	1963	56	5876	5033	85.7%	38.12.31
昭和39年度	1964	56	5919	4805	81.2%	39.12.31
昭和40年度	1965	56	6026	4465	74.1%	40.12.31
昭和41年度	1966	56	5762	4326	75.1%	41.12.31
昭和42年度	1967	56	5767	4308	74.7%	42.12.31
昭和43年度	1968	56	5623	4060	72.2%	43.12.31
昭和44年度	1969	56	5469	3904	71.4%	44.12.31
昭和45年度	1970	55	5288	3727	70.5%	45.12.31
昭和46年度	1971	56	4961	3598	72.5%	46.12.31
昭和47年度	1972	56	5231	3317	63.4%	47.10.1
昭和48年度	1973	56	5237	2942	56.2%	48.10.1
昭和49年度	1974	56	5159	2754	53.4%	49.10.1
昭和50年度	1975	56	5039	2680	53.2%	50.10.1
昭和51年度	1976	56	5092	2602	51.1%	51.10.1
昭和52年度	1977	58	5283	2752	52.1%	52.10.1
昭和53年度	1978	58	5333	2792	52.4%	53.10.1
昭和54年度	1979	58	5247	2835	54.0%	54.10.1
昭和55年度	1980	58	5304	2779	52.4%	55.10.1
昭和56年度	1981	57	5234	2895	55.3%	56.10.1
昭和57年度	1982	57	5146	3018	58.6%	57.10.1
昭和58年度	1983	57	5116	2899	56.7%	58.10.1
昭和59年度	1984	57	5121	2826	55.2%	59.10.1
昭和60年度	1985	57	4989	2696	54.0%	60.10.1
昭和61年度	1986	57	5021	2650	52.8%	61.10.1
昭和62年度	1987	57	4945	2611	52.8%	62.10.1
昭和63年度	1988	57	4912	2373	48.3%	63.10.1
平成元年	1989	57	4893	2280	46.6%	元.10.1
平成2年	1990	57	4893	2029	41.5%	2.10.1
平成3年	1991	57	4756	1961	41.2%	3.10.1
平成4年	1992	57	4758	1903	40.0%	4.10.1
平成5年	1993	57	4658	1903	40.9%	5.10.1
平成6年	1994	57	4705	1849	39.3%	6.10.1
平成7年	1995	57	4580	1755	38.3%	7.10.1
平成8年	1996	57	4580	1779	38.8%	8.10.1
平成9年	1997	55	4330	1626	37.6%	9.4.1
平成10年	1998	55	4330	1637	37.8%	10.4.1
平成11年	1999	55	4260	1732	40.7%	11.4.1
平成12年	2000	57	4374	1790	40.9%	12.10.1
平成13年	2001	57	4210	1794	42.6%	13.10.1
平成14年	2002	57	4211	1659	39.4%	14.10.31
平成15年	2003	56	4172	1511	36.2%	16.03.31
平成16年	2004	56	3961	1563	39.5%	17.03.31
平成17年	2005	56	3961	1519	38.3%	18.03.31

表 2 - 4 情緒障害児短期治療施設の施設数および定員、在籍人員の年次推移

年度	西暦	施設数	定員	在籍児童数	定員充足率	基準日
昭和37年度	1962	3	150	24	16.0%	37.12.31
昭和38年度	1963	4	200	84	42.0%	38.12.31
昭和39年度	1964	4	200	94	47.0%	39.12.31
昭和40年度	1965	4	200	108	54.0%	40.12.31
昭和41年度	1966	4	200	123	61.5%	41.12.31
昭和42年度	1967	5	250	145	58.0%	42.12.31
昭和43年度	1968	5	230	157	68.3%	43.12.31
昭和44年度	1969	5	250	163	65.2%	44.12.31
昭和45年度	1970	6	300	198	66.0%	45.12.31
昭和46年度	1971	6	300	183	61.0%	46.12.31
昭和47年度	1972	7	335	215	64.2%	47.3.1
昭和48年度	1973	8	380	241	63.4%	48.3.1
昭和49年度	1974	8	380	261	68.7%	49.3.1
昭和50年度	1975	10	500	283	56.6%	50.3.1
昭和51年度	1976	10	500	309	61.8%	51.3.1
昭和52年度	1977	10	500	355	71.0%	52.3.1
昭和53年度	1978	10	500	350	70.0%	53.3.1
昭和54年度	1979	11	550	395	71.8%	54.3.1
昭和55年度	1980	11	550	411	74.7%	55.3.1
昭和56年度	1981	11	550	403	73.3%	56.3.1
昭和57年度	1982	11	550	434	78.9%	57.3.1
昭和58年度	1983	11	550	449	81.6%	58.3.1
昭和59年度	1984	11	550	460	83.6%	59.3.1
昭和60年度	1985	11	550	478	86.9%	60.3.1
昭和61年度	1986	11	550	465	84.5%	61.3.1
昭和62年度	1987	12	600	517	86.2%	62.3.1
昭和63年度	1988	13	650	514	79.1%	63.3.1
平成元年	1989	13	650	498	76.6%	元.3.1
平成2年	1990	13	650	494	76.0%	2.3.1
平成3年	1991	13	650	485	74.6%	3.3.1
平成4年	1992	13	650	499	76.8%	4.3.1
平成5年	1993	15	730	516	70.7%	5.3.1
平成6年	1994	16	770	584	75.8%	6.3.1
平成7年	1995	16	775	581	75.0%	7.3.1
平成8年	1996	16	775	610	78.7%	8.3.1
平成9年	1997	16	775	518	66.8%	9.4.1
平成10年	1998	17	825	582	70.5%	10.4.1
平成11年	1999	17	825	658	79.8%	11.4.1
平成12年	2000	17	844	865	102.5%	12.10.1
平成13年	2001	19	944	719	76.2%	13.10.1
平成14年	2002	20	979	764	78.0%	14.10.1
平成15年	2003	25	1149	816	71.0%	16.3.31
平成16年	2004	25	1159	848	73.2%	17.3.31
平成17年	2005	27	1323	892	67.4%	18.3.31

表 2-5 全国の母子寮の入所世帯数の年次推移

年度	西暦	母子寮数	入所 世帯数	基準日
		ヶ所		
昭和23年度	1948	212	-	
昭和24年度	1949	260	-	
昭和25年度	1950	313	-	
昭和26年度	1951	407	-	26.12.1
昭和27年度	1952	468	-	27.12.1
昭和28年度	1953	520	11,085	28.12.1
昭和29年度	1954	574	12,094	29.12.1
昭和30年度	1955	618	13,100	30.12.1
昭和31年度	1956	640	13,517	31.12.1
昭和32年度	1957	642	13,695	32.12.1
昭和33年度	1958	649	13,775	33.12.1
昭和34年度	1959	652	13,799	34.12.1
昭和35年度	1960	650	13,776	35.12.1
昭和36年度	1961	643	13,648	36.12.1
昭和37年度	1962	645	13,621	37.12.1
昭和38年度	1963	636	13,271	38.12.1
昭和39年度	1964	629	12,842	39.12.1
昭和40年度	1965	621	12,768	40.12.1
昭和41年度	1966	612	12,396	41.12.1
昭和42年度	1967	597	8,268	42.12.1
昭和43年度	1968	574	11,382	43.12.1
昭和44年度	1969	550	10,853	44.12.1
昭和45年度	1970	527	10,199	45.12.1
昭和46年度	1971	501	9,439	46.12.1
昭和47年度	1972	490	9,308	47.10.1
昭和48年度	1973	461	8,883	48.10.1
昭和49年度	1974	441	8,389	49.10.1
昭和50年度	1975	424	8,195	50.10.1
昭和51年度	1976	416	5,932	51.10.1
昭和52年度	1977	401	5,807	52.10.1
昭和53年度	1978	388	5,551	53.10.1
昭和54年度	1979	376	5,340	54.10.1
昭和55年度	1980	369	5,210	55.10.1
昭和56年度	1981	361	5,236	56.10.1
昭和57年度	1982	357	5,351	57.10.1
昭和58年度	1983	350	5,443	58.10.1
昭和59年度	1984	348	5,396	59.10.1
昭和60年度	1985	348	5,360	60.10.1
昭和61年度	1986	345	5,311	61.4.1
昭和62年度	1987	343	5,098	62.4.1
昭和63年度	1988	338	4,877	63.4.1
平成元年	1989	332	4,625	元.4.1
平成2年	1990	327	4,484	2.4.1
平成3年	1991	327	4,412	3.4.1
平成4年	1992	322	4,397	4.4.1
平成5年	1993	315	4,446	5.4.1
平成6年	1994	313	4,421	6.4.1
平成7年	1995	310	4,252	7.4.1
平成8年	1996	307	4,181	8.4.1
平成9年	1997	303	4,210	9.4.1
平成10年	1998	300	4,169	10.4.1
平成11年	1999	295	4,232	11.4.1
平成12年	2000	291	4,288	12.4.1
平成13年	2001	286	4,291	13.4.1
平成14年	2002	284	4,258	15.3.31
平成15年	2003	287	4,367	16.3.31
平成16年	2004	287	4,297	17.3.31
平成17年	2005	285	4,108	18.3.31

出典：林 千代『戦後に見る母子寮の歩みと課題（1）』より

厚生労働省『児童福祉の30年の歩み』より

厚生労働省『児童福祉の40年の歩み』より

厚生労働省『児童福祉の50年の歩み』より

厚生労働省『厚生省報告例（社会福祉関係）』より

第2章 児童虐待に関する文献の概観

はじめに

我々は前回の第3報（保坂他,2006）において、1990年代を「子どもの危機的状況」における転換期ととらえ、出版された書籍や雑誌特集論文の概観から児童虐待をめぐる言説の量的拡大と質的变化を確認した。より具体的には、1990年代は「1.児童虐待の当事者が声をあげ始め、2.それをふまえて社会全体に児童虐待について危機意識が広がって行き、3.そうした中でさまざまな専門家が実践的な活動に取り組んだ時代」と総括された。

児童虐待防止法が成立した2000年から現在までは、この延長線上でとらえられる面と新たな動向に分けることができる。こうした視点から、90年代と同様に、以下、第1節で出版された書籍、第2節で雑誌特集号の論文を概観してみよう。

1. 書籍から

(1) 90年代からの延長線上としての概観

2000年から2006年までに出版された和書（表3）と訳書（表4）は、すでに1990年代をはるかに凌ぐ量になっている。2000年の児童虐待防止法成立がそれを後押ししたことは間違いないだろう。以下、第2節に見るように、この年の雑誌特集号が虐待に関わるものまで広げれば21も組まれていることがそれを象徴している。

このうち90年代の特徴のひとつ目である当事者の声を2000年代で見ると、『たすけて！私は子どもを虐待したくない』（長谷川,2003）、『虐待という迷宮』（信田,2004）などがあげられる。90年代にくらべ、単行本としての数は少なくなるが、ひとつは以下に述べるように『子ども虐待と援助（児童福祉施設、児童相談所のとりくみ）』（竹中他,2002）のような現場からの報告や、『知っていますか？子どもの虐待』（田上,2000）など一般向けの概説書の中に組み込まれるようになったからであり、もうひとつにはネット上へとそのフィールドを移動したからであろう。例えば『傷ついた生命を育む』（金子,2004）がホームページ上の手記を掲載している。その他、自費出版と思われるものも散見される。（この当事者の声という問題が前報告第4章で取り上げたように、難しい局面を開いてしまったことは否定できない。本報告でも第6章で再びこの問題を取り上げたい。）

同じく、ふたつ目の社会全体への危機意識を広めたルポタージュ報告やノンフィクションとしては、『漂流家族 子育て虐待の深層』（信濃毎日新聞社編,2000）、『殺さないで：児童虐待という犯罪』（毎日新聞児童虐待取材班,2002）、『明日がある 虐待を受けた子どもたち』（大久保,2002）、『緘黙の少女 親権代行者の記録』（八塩,2002）、『ドキュメント 虐待された子供たち』（秋月,2004）、『ネグレクト 育児放棄』（杉山,2004）などがある。なお、2000年には大きな社会的反応を巻き起こした漫画『凍りついた瞳』の原作である『親になるほど難しいことはない「子ども虐待の真実」』が文庫本化され、新シリーズ『新凍りついた瞳』（2003）も出ている。このうち『ネグレクト』は、第1章でもふれたが、そのタイトルが示す通り2000年愛知県武豊町で起きたネグレクトによる虐待死亡事例を3年以上

にわたる取材により追ったものであり、小学館ノンフィクション大賞を受賞している。(その他、『ローラ、叫んでごらん』(2000)や『“IT(それ)”と呼ばれた子』(2002)も文庫本化されているが、それだけの注目を集めた問題ということだろう。)

また、『緘黙の少女 親権代行者の記録』は、その副題が示す通り、法律上文字通り親代わり(親権者の職務代行者)となった弁護士八塩弘二氏の記録であるという点で特筆に値する。以下に目次を示す。「プロローグ 強力緊急の法的処置をとってほしい! / 第1章 親権喪失申立事件 / 第2章 親権職務代行者 / 第3章 面会のきまり / 第4章 父も母も妹もイヤ! / 第5章 仮処分のみで! / 第6章 精神鑑定 / 第7章 禁治産宣告(注1) / 第8章 新しい施設 / 第9章 子と親 / 第10章 提言」さらに特記すべきは、出版にあたって弁護団の中に弁護士法23条(注2)に抵触する恐れありとして、反対の意見があったという。そのためこの問題をめぐって同書冒頭には憲法学者である奥平康弘氏の解説「物語るといふことと守秘義務と」が付されている。その中で奥平は「本書の個人描写がただちに弁護士の守秘義務に当たらないのは、かなりはっきりしている」と断言し、次のように論を展開する。「『(職務上知り得た)情報』がすべて『秘密』である訳のものではない。『秘密』であるためには、客観的にみて『秘密にするに足りる』正当性が無ければならない。この本の中には、公共的に見て、隠しておくのがもっともだと思われるような『秘密情報』が入っているだろうか。ここに『秘密』をはびこらせることによって、社会的にたいへん有用な情報が葬られていいのだろうか。(中略)この法領域にあって決定的に決め手になるのは、一般人から見て、権利侵害的な情報と、特定の具体的な個人とが密接に結びついているかというポイントである。本書ではしかし、著者は、機微にわたる人物に関するかぎりは、たくみにぼかしをかけ、そこに辿りつくことが不可能であることに最大の工夫をこらしている。なによりもまた、どんな読者も『親の顔がみたい』式の個人暴露的な低劣な興味をかき立てられることは無いだろう。加えて、著者は早苗(仮名)の父母に当たるご夫婦の事前了解をとるといふ慎重な手続をふんでいると聞いている。本書は子どもと社会に関する公共討議に参加する貴重な作品である。」長い引用になったが、この領域におけるひとつの見識であるだろう。

そして、3番目の専門家による実践的な援助活動に基づくものが2000年の防止法の制定によって飛躍的に展開していくこととなる。

その第一は児童虐待の最前線である現場からの報告とも言うべき以下のようなものである。『児童相談所 汗と涙の奮戦記』(児童相談業務研究会,2001)は、タイトルからもわかるように児童相談所職員の手による実践報告であり、「事実のエッセンスだけを取り出した」事例に基づいた記述になっている。また、『虐待を受けた子どもへの自立支援 福祉実践からの提言』(村井他,2002)は、自立援助ホーム、児童養護施設、児童自立支援施設など児童福祉施設から、「子どもにとっての自立とは何か」および「自立支援とは何か」を問いかけ、虐待を受けた子どもに対するネットワーク作りを考え

(注1) 成人後見人制度がスタートする以前であったため。

(注2) 弁護士法第23条[秘密保持の権利及び義務] 弁護士又は弁護士であったものは、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。

るために出版された現場報告である。同様に、『子ども虐待と援助 児童福祉施設、児童相談所のとりくみ』（竹中他,2002）は、児童相談所と児童福祉施設からの実践報告であり、先にふれたように最後の章に当事者ふたりが自らの被虐待体験を振り返る手記が掲載されている。その他、子どもの虐待防止センター相談員である広岡（2004）の『心の目で見ると子ども虐待』、三鷹市子ども家庭支援センターの相談員であった佐伯の活動を中心とした『親子再生 虐待を乗り越えるために』（島沢編,2005）、精神科外来治療現場からの『幼児虐待 実態とその後の発達段階における精神療法の実際』（堤,2004）や、先にふれた児童養護施設職員であった金子（2004）の『傷ついた生命を育む』などがあげられる。

こうした中で特に取り上げたいのは、家庭裁判所調査官である橋本（2004）の『虐待と非行臨床』である。従来指摘はあったもののほとんど光が当てられてこなかった虐待と非行のメカニズムに焦点をあて、非行臨床の現場から事例に基づいて、非行少年の更生において虐待を視野に入れた援助や指導が必要不可欠であることを訴えている。以下、その目次をあげておく。「第1章 虐待を生む親子関係／第2章 虐待の向かう方向性／第3章 虐待と非行のメカニズム／第4章 トラウマと非行／第5章 愛着と恨み／第6章 虐待と非行を乗り越えて」その他、前報告でもふれたが、藤岡（2001）が『非行少年の加害と被害』で、非行と被虐待体験の関連性について指摘し、家庭裁判所調査官研修所（2003）が少年事件の中で深刻な虐待を受けた事例を詳細に検討している（『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究』）。

第二には、当然こうした現場での実践をふまえ、さらにはやはり法律の成立とその施行を受けて、さまざまな概説書が数多く出版されていく。それらは、①一般的なものと、②特定の専門家向けのもの、の2つに大別できる。①としては、『知っていますか？子どもの虐待 一問一答』（田上,2000）、『＜子どもの虐待＞を考える』（玉井,2001）、『福祉キーワードシリーズ 子ども虐待』（高橋、庄司,2002）、『児童虐待時代の福祉臨床学 子ども家庭福祉のフィールドワーク』（上野他,2002）、『まずは子どもを抱きしめて 親子を虐待から救うネットワークの力』（加藤,2002）、『Q&A子ども虐待問題を知るための基礎知識』（小木曾,2003）、『児童虐待と現代の家族』（中谷他,2003）、『新子どもの虐待』（森田,2004）、『僕をたすけて 子どもを虐待から守るために』（才村,2004）、『子ども虐待ソーシャルワーク論』（才村,2005）、『児童虐待 現場からの提言』（川崎,2006）などがある。このうち田上（2000）、小木曾（2003）、才村（2004）は、Q&A形式で平易に書かれた入門書であり、玉井（2001）や川崎（2006）は一般にも手に取りやすい新書判、森田（2004）はブックレットである。特に、最後にあげた川崎（2006）は、副題にあるように児童相談所からの提言という形になっているが、最新の現状報告と問題提起として傾聴に値する。その目次を以下に掲げる。「序章 児童虐待への取り組みが始まる／第1章 児童虐待とは何か／第2章 虐待はなぜ起きるのか／第3章 虐待への対応をめぐる／第4章 虐待する親と向き合う／第5章 児童相談所はいま／第6章 児童虐待を防止するために」

また、②としては、看護職向けの『看護職のための子ども虐待予防&ケアハンドブック』（日本看護協会,2003）、保育者向けの『保育者は幼児虐待にどうかかわるか』（春原・土屋,2004）、『子ども虐待と保育園 事例研究と対応のポイント』（保育と虐待対応事例研究会,2004）、教師向けの『子ども虐

待 教師のための手引き』(柏女編,2001)、『子どもの性虐待 スクールカウンセラーと教師のための手引き』(石川,2005)、医療従事者向けの『小児虐待医学的対応マニュアル 医療現場で子どもを守るために』(桃井,2006)、歯科医師向けの『歯科医師の児童虐待理解のために』(森岡他,2004)などがあげられる。この最後にあげた森岡他(2004)は、東京都と東京都歯科医師会が行った被虐待児の口腔内調査のデータに基づいて、歯科からの視点で発刊されたものである。以下にその目次を掲げる。「第1章 児童虐待とは／第2章 児童虐待と口腔状況の関連についての調査／第3章 児童虐待の早期発見、予防と歯科医のかかわり／付録.児童虐待防止等に関する法律、子どもの年齢別身長体重の平均値、全国児童相談所一覧、児童虐待の理解に役立つ参考書」なかでも第2章の調査は大変興味深いのでここで紹介しておきたい。2002年度に東京都内の児童相談所の一時保護所に保護している中学生未満の被虐待児全員と都内の乳児院に一時保護委託及び措置している、おおむね1歳以上の被虐待児全員(170人)に対して、虐待の概要、生活習慣、口腔内状況について調査している。その結果、「被虐待児の歯科疾患がいかに放置されているかが明白となった」とし、次のような重要な指摘をしている。「歯科関係者は、子どもの多数歯う蝕やう蝕の放置などの口腔状況を通じて、養育者が子どもの養育を半ば放棄していても子どもが何とか日常生活を送っているような状態、つまりネグレクトの虐待の初期を発見できる可能性があると思われる。」

(2) 新たな動向とその問題点

一つには、上にあげた専門家向けの概説書の登場と表裏一体とも言うべき特徴かもしれないが、家族や児童、および心理、教育関係の書籍を幅広く俯瞰すると、保育や心理、教育関係の専門家養成のためのさまざまなテキスト等に児童虐待に関する項目が登場してくることになる。例を挙げれば、『家族問題-危機と存続』(清水,2000)に「児童虐待から『現代家族の危機』を考える」、『こころの科学セレクション 子どもの精神障害』(河合他編,2002)に「虐待をめぐる諸問題」、『別冊発達27 児童青年精神医学の現在』(横井他編,2003)に「児童虐待」、『保育、看護、福祉プリマーズ④ 家族援助論』(柏女他編,2004)に「子ども虐待その他特別な配慮を必要とする子どもや家族に対する援助」が含まれている。しかしながら、児童虐待問題がこれだけさまざまに論じられてきた故に、さらには2000年の児童虐待防止法成立および2004年の同法改正を受けて、それらの記述が最新の知見を含んだ適切なものかという問題点が指摘できる。これはまた、別に第5章で発達心理学の教科書という分野に限定して取り上げたい。

二つめとして、表4に見るように90年代以降に大量に出版された翻訳書の問題が挙げられる。すでに我々は第3報第4章において、1980年代後半から90年代にかけてアメリカやイギリスで大きな社会問題となった「バックラッシュ」を取り上げた。2000年以降の翻訳書は当然この問題をふまえたものが出版されているが、残念ながら我が国においてはこの情報が十分いきわたってはいない現状がある。前報告で取り上げた上野(1996)、斉藤(1999)、矢幡(2003)、三島(2005)は例外と言えよう。従って、翻訳書そのものが、必ずしも「バックラッシュ」も含めた欧米の児童虐待問題の全体像の中に位置づけられた解説が付されていないものも見受けられる。

その具体例として、前報告でも取り上げた『カウンセリング辞典』（北原,2000）を取り上げてみよう。これには以下のように「儀式としての虐待」という項目がある。

儀式としての虐待（ritual abuse）

子どもに対する性的虐待、侮辱、身体損傷および殺人のうち、「悪魔的 satanic」なあるいはその他のお祭りの一部として行われるものをいう。確たる証拠がないことがほとんどだが、個人または団体によってそのような虐待が行われているという証言が数多くある。子どもへの虐待を求める特異で邪悪な儀式を個々人で行っていることもある。赤ん坊というのはのちに人間の犠牲者として差し出されるために故意に儲けられてきたとの主張もある。これは、最近になって報告されるようになった現象である。まだほとんど証明できるような証拠がなく、その現実性や程度に関しては憶測も含まれている。しかし、この現象が現実にある場合、その心的外傷体験の結果は、一般に子どもへの性的虐待の結果と似ており、寡黙、不信そして恐怖に覆われることになる。臨床家の中には、子ども時代における儀式としての虐待と多重人格障害の発達との間には関連性があると考えている者がいる。（p53）

「儀式としての虐待」ということ自体が現在の児童虐待の定義に含まれていないだけでなく、悪魔崇拝としての儀式のために虐待が行われていたという証言自体に対する信憑性はすでに否定されている。また、「悪魔崇拝」を教義とするカルト宗教と児童虐待の関連は、キリスト教圏の欧米でこそ生じる俗信であり、日本とは文化が大きく違うことを考慮しないままでは、場違いな印象しか残さない。性的虐待とバックラッシュの問題を踏まえれば、訳出するときに最低限訳注などを加える必要があっただろう。（ちなみに、この『カウンセリング辞典』の改訂版（英語版）第2版の原典（2004）をみると、以前に比しても大幅に改定されているとは言えず、悪魔儀式的虐待（ritual abuse）は現存していた。）それゆえ、本報告第6章で引き続きこの問題を取り上げる中で我々なりにこれらの翻訳書を紹介していく。

3つ目が、我々の報告書もその流れに位置づけられるが、児童虐待を中核とした「子どもの危機的状況」の歴史を振り返る作業が始まったことがあげられる。こうした歴史は上述したいくつかの概説書でもふれられているが、『児童虐待の社会学』（上野,1996）がその端緒であり、我々の報告（保坂他,2004,2005,2006）と『＜児童虐待＞の構築 捕獲される家族』（上野他,2003）、『児童虐待と動物虐待』（三島,2005）、『児童虐待のポリティクス 「こころ」の問題から「社会」の問題へ』（上野他,2006）がそれに続くことになる。我々が第1報でふれた『母性愛という制度 子殺しと中絶のポリティクス』（田間,2001）も、フェミニズムの立場から戦後日本社会の子殺しや中絶について分析しているという点で、こうした流れに位置づけられる。

このうち上野他（2006）では、日本で児童虐待の発見について議論が台頭した時期を以下の3つに分けて論じていて興味深い。①20世紀初頭の児童虐待防止事業の中から児童虐待防止法が成立した時期、②1970年代に小児科学が被虐待児症候群（battered child syndrome）の概念を導入した時期、③1990年代から現在にかけて児童虐待が全国民の問題として法律制定された時期。そして、すべての時期において、児童虐待のイメージが違っていたにもかかわらず、経済的に困窮している家族から子どもが保護されている事実を明らかにしている。

しかしながら、上野（2003,2006）が一貫して指摘し、こうした「子どもの危機的状況」の歴史を振り返る作業からも浮かんでくる社会経済的問題は、これまでの児童虐待対策の中核である家族援助や心理治療的アプローチのアンチテーゼとして取られるためか、十分な議論が行われてきたとは言い難い。先にあげた川崎（2006）も、「児童相談所が関与するあらゆる相談の背景には、広い意味での貧困問題が影を落としていると言わざるを得ないのである」と指摘した上で、次のように訴える。「児童虐待の問題を、ひとり児童福祉に携わる者だけに任せているようでは、およそその解決はおぼつかない。真の意味での児童虐待対策とは、その背景にある社会の貧困や矛盾の解決を目指して積極的な取り組みをすることであり、まずもって、そこに思い切った『社会的なコスト』をかけることなのである。」今後、こうした現場からの提言をふまえ、社会経済的な視点からの議論が展開していくことを期待したい。

（なお、我々はここで取り上げた書籍を含め1991-2006年に発行された文献の内容紹介を、別冊『児童虐待に関する文献（1991-2006）の紹介』で行っている。併せて参照していただきたい。）

2. 2000年の雑誌特集号の概観と分析および2001年以降の展開

第3報で報告したように、1990年～99年の10年間では「虐待」をテーマとした雑誌特集号は12本であった。2000年は表5に見られるように1年間だけで16の雑誌で特集が生まれ、100を超える論説と6つのシンポジウム、座談会、対談が掲載されている。また、特集のタイトルとして「虐待」が明示されていないものの児童虐待に密接に関わる特集を組んでいる雑誌が5本みられ、先にも触れたように法律制定の2000年は「虐待」に関する特集を組んだ雑誌の数が突出している。

ここでは、特に2000年の雑誌特集号に焦点をあて、前報で示した1990年代の雑誌特集号から見いだされた課題がどのように展開されていったのかを詳しく検討するとともに、新たな論点を整理する。そして、最後にそれらをふまえて2001年以降の特集における動向を補足する。

（1）2000年の特集の概観

1990年代の雑誌特集号と比較すると2000年は専門領域が拡大、深化し、執筆者の職種が多様化していることがあげられる。

90年代には見られなかった福祉領域の3つの雑誌で特集が組まれている（『児童養護』『福祉労働』『月刊福祉』）。このうち、『福祉労働』では児童養護施設、児童自立支援施設、無認可保育園、養護学校における施設内虐待の問題が取り上げられ、さらに知的障害者への虐待についての論説もみられる。

また、『警察学論集』では、「DV及び児童虐待と刑事司法」と題した警察政策フォーラムが報告され、女性への暴力（ドメスティック・バイオレンス）が児童虐待と密接に関わる問題として提起されている。『保健の科学』『母子保健情報』『月刊福祉』においてもDVに関する論説がいくつかみられ、さらに高齢者への虐待（谷口）、障害者への虐待（副島）も含め、家庭内虐待という視点から虐待問題が論じられている。このように、福祉、警察といった新たな領域からの特集が登場していること、

さらに親から子への虐待を超えて、施設内虐待、家庭内虐待という視点からの論考がみられることは2000年の一つの大きな特徴としてあげられる。

また、2000年の特集では専門色の色合いが強まった印象を受ける。90年代には、12の特集のうち『Imago』、『子どもプラス』など家庭向けの総合誌が5つ見られたが、2000年はこうした雑誌は『家庭フォーラム』の1つだけで、医療・保健、福祉、法律、警察といった領域の専門的な雑誌が大部分を占めている。第1節で見た通り、一般への啓発は一般雑誌の特集から入門書的な概説書に移っていったと考えられる。

次に、執筆者の職種に注目してみると、福祉領域の特集では、保護された児童への対応・支援に関わる児童養護施設をはじめとした各施設の施設長や指導員などの論説が見られ、施設の現状と課題が活発に議論されている。また、早期発見・対応に関わる立場としては、90年代にも多く見られた保健師に加え、施設指導員（西町、赤岩、永田）、主任児童委員（宮下、新井）、助産師（長谷川）、養護学校教員（篠崎）、保育士（猪俣）などの姿がみられる。さらに、幼稚園長（吉野）、小学校教諭（北野）、養護教諭（阿部、野地）、スクールカウンセラー（中原）、警察庁少年センター指導員（遊間）などの論説もみられ、現場で児童虐待に関わる多くの職種の人々の声が表明されるようになったことは2000年の大きな特徴といえる。

児童虐待防止法の成立による後ろ盾ができたことがこうした動きを支えたものと思われるが、それとともに児童虐待防止法から逆にクローズアップされた課題が当事者たちを動かしていったとも考えられる。各々の専門領域における実践をふまえた議論が展開され、山積する種々の問題が明確に示されていると言えよう。

（2）1990年代の雑誌特集号にみられた論点の展開

前報では、1990年代の雑誌特集号をもとに、その年代の動向を次の5つの観点から述べた。①児童虐待に関する法律・対応システムに関するもの、②「子どもの権利」という視点、③児童虐待に関する社会的な認識の広がりとその社会的背景、④児童虐待の定義、⑤新たな援助の方向性。ここでは、これらが2000年の児童虐待防止法の中にどのように反映され、あるいは2000年の特集においても課題として引き継がれ、どのように展開されているのかについて検討する。

①児童虐待に関する法律・対応システムに関するもの

1990年代の雑誌特集号では、虐待の法整備の必要性、すなわち「虐待そのものに関する法律がない」こと（池田, 1993）、それと併せて通告すべき職務の規定、通告者を守る免責規定の問題がアメリカのシステムとの比較から論じられ（樋口, 1991）、そのほか、緊急一時保護のための親権の制限、関係機関の連携の必要性などが指摘されていた。これらは、児童虐待防止法の中に明文化され（問題は残されているが）、反映されていったといえる。

井上は、「児童虐待防止法が、既存の法を見直しながら被虐待児童への理解や保護などへの関心、さらには児童相談所などの虐待防止キャンペーンなどの成果もあり、虐待問題への社会的な関心を高

める効果を果たしています。また、虐待することへの保護者の責任を明確にしたこと、施設における体罰などの問題を明確にしたことなど、児童虐待の意味がしっかり社会に示されたことは大きな意味があります」と述べ、児童虐待防止法が子どもを虐待から護る一定の役割を果たしたことは確かなこととしている。しかし、その一方で、児童虐待防止法が児童福祉法などと同じような保護主義に立っているとし、「児童虐待防止法は、保護者への児童相談所などの対策を示したものの、被虐待児童への心理的ダメージへのケアや精神的治療などの概念が明確にされておらず、さらに家庭復帰プログラムなどの問題、そして、復帰後の虐待防止プログラムなどについて十分な検討も行なわれておらず、保護主義から脱却できていない法」となっていること、「虐待防止のための地域社会における子育て支援や相談システム、支援ネットワークなどの具体化等の問題が提示されておらず、虐待防止の本質的な議論は今後の課題」との現状認識を示している。

また、90年代の特集で指摘されていた、被虐待児処遇制度全般（システムを含めて）の充実の必要性については、2000年の特集においても引き継がれ、法定後の残された課題として多くの論説で言及されている。

それらの論点をまとめるならば、「通告、初期介入に集中」（平湯）し、「発見された子をどうするのか」という論議が少ない」（清水）ということといえよう。

吉田は「たしかに厚生省の一連の通知や児童虐待防止法の制定、児童虐待防止の啓発等により児童虐待の発見や通告件数は増加した。しかし、児童虐待を扱う現場—とくに児童相談所や児童福祉施設—では、児童虐待も急増に対応しきれていないのが実状である。今後、被虐待児の保護を確実にしようとするのであれば、まずこうした機関や施設も人的・物的充実が不可欠である（防止法四条1・2項、附則3条、防止法に対する参議院法務委員会付帯決議3、5）」と指摘している。同様に、家村も「現在多くの児相が直面しているのは、その初期段階の早期発見につながる相談報告や、児相自身の即応体制の整備などで手詰まりというのが実状である。その上、相談件数の急増は、実際にケアを必要とする子どもたちが多く存在し、その適切な処遇に向けてさまざまな取り組みを進めていかなければならないということであり、今後、より充実した治療、支援体制を整えていかなければならない状況にある」とし、「自立に向けた支援体制を整えようと日夜努力している施設職員に応えられるようなソフトとハードの整備が後手に回ってはならないと思う」と述べている。

このほか、児童相談所の一時保護所の問題、施設等の人員配置や専門性の問題、さらには、親から分離・保護された子どもの人権擁護、心のケアの問題、親子再統合を目指すための具体的な親への指導プログラムの欠如等の課題が指摘され、3年後の改正を視野に入れた活発な議論が展開されている（平湯、前橋、池田、西澤、佐藤ほか）。

その主な論点を総括しているものとして、2000年末に発行された『月刊福祉』における才村の「児童虐待対策の現状と課題」があげられる。その中で、才村は、残された課題として「虐待の発生予防」「メンタルケア・システム及びケア技法の確立」「児童相談所職員の専門性の確保」「児童相談体系の再構築」「児童福祉施設の体制強化」「児童の権利擁護サービス」の6つをあげている。そして、それらについて「たたき台」としての私案を示し、「児童虐待防止法の規定では、児童虐待に係る制度は

3年を目途に見直されることになっている。むこう3年間における現場での知見の集積とこれを踏まえた国民的議論の広がりや課題解決への鍵を握っている。私たちに与えられた時間はあまりにも短い」と結んでいる。

②「子どもの権利」という視点

「子どもの権利」は、80年代以降受け継がれてきた児童虐待問題のキーワードであり、90年代の特集では、子どもの権利条約を手がかりとした国民の意識の改革の必要性が問題点として指摘されていた。

児童虐待防止法の基底には「子どもの権利」という認識があり、附帯決議においては「『児童の権利に関する条約』の趣旨を踏まえ、施策の実施に当たっては、児童の最前の利益を考慮した取扱いが図られること」と述べられている。具体的には、通告又は送致を受けた場合の措置、立ち入り調査、警察官の援助、面接又は通信の制限、親権の喪失の制度など、90年代の特集でみられた、子どもを虐待から救うための「強制力のある迅速な対応ができる法的根拠」の必要性がこの法律へとつながっていったといえよう。

その一方で、90年代には子どもの権利のもう一つの側面、すなわち「子の希望と感情の考慮」、あるいは「諸手続における後見人の任命」といった子の福祉の実現を具体化する方策、手続き適正の必要性も指摘されていた。この点については児童虐待防止法ではほとんど触れられておらず、2000年の特集に引き継がれ、児童の権利条約にある「子どもの最善の利益」を念頭においた議論が展開されている。

さらに、2000年の特集では、児童養護施設の問題が多くの雑誌で指摘され、とりわけ『福祉労働』の特集では、施設における人権擁護に関する論説が中心となっている。この中で、北九州市の児童相談所の安部は、施設内での体罰事件に対して、「児童相談所は施設に対して措置入所を依頼する立場であり、また子どもの処遇や保護者とのかわりが日常的にあります。そのため体罰や処遇に気がつきやすい立場にはありますが、逆に『お願いする立場』として苦言や注意を言いにくい面があります」と述べ、児童相談所はこの問題に対して「板ばさみの立場にあり、第三者機関ではなく、当事者の一つ」であることから、「施設での子どもの権利擁護を図るためには、社会福祉協議会や監査指導などを行う機関が、施設と対立してでも客観的な調査や事実解明を行う必要」があると指摘している。また、社会福祉法人共生会「希望の家」施設長の福島は、児童養護施設の現状と施設内虐待事件の背景、および子どもの権利擁護をめざした施設での取り組みについて次のように記している。現状としては、東京都内の児童養護施設入所児の52%が被虐待体験を持つという調査報告にあるように、深い心の傷を残し、「行為障害、人格障害などの傷を負う子どもへの対応に職員自身も深く傷つき、ストレス障害を負う職員が多発している」こと、施設内での続発する事件については、98年の児童福祉法改正で施設最低基準令が改正され、「懲戒権の濫用の禁止」規定が盛り込まれたもののそうした問題が後を立たず、施設内虐待への内部告発へとつながっていったと述べている。そして、その背景には職員の人権感覚の希薄さ、職員の専門性の低さとともに「職員配置の不足が、子どもの人権侵害につながっ

ていることは否めない」とし、「要保護児童の問題は児童福祉の分野でもっとも遅れている分野」であり、「人権意識の希薄な者が誤った方向で子どもにかかわっていけばいくほど人権侵害は泥沼のように深みに入ってしまうのである。これが児童養護施設の現状である」と厳しく指摘している。

こうした施設の問題を受け止めて、全国養護施設協議会は、子どもの権利擁護システムやそれをどのように施設の運営に定着させるかなどの取り組みを始動しつつあり、具体的には「児童権利擁護委員会」を設置し、施設長、職員の人権意識を育てるための研修とともに、苦情解決のしくみ、サービス評価基準の策定と点検、施設の情報開示という「三点セット」をとおして子どもの権利擁護を果たしていこうとしている。さらに、児童自立支援施設「東京都立誠明学園」の井上は、児童福祉施設にシェルターとしての機能や治療機関としての機能、家族復帰プログラム実施機関としての期待が課せられ専門性が強く問われる状況の中で、「児童福祉法最低基準の考え方には、心理的なケアを必要とする子どもたちへの対応が抜けており（トリートメント機能を有する専門施設として考えられていない）、施設は従前の集団的な処遇から抜け出すことができないのが現状です。このままでは心理職が配置されても（中略）児童福祉施設は社会的な役割期待に応えることができないままに、被虐待児の受け入れを余儀なくされる」と述べ、「国として児童相談所・児童福祉施設の専門性の確保について、制度的な対応やマンパワーの要請に関する制度の確立が不可欠な時期に来ている」としている。

このほか、『母子保健情報』において高橋は、「子どもが発した訴えから法人全体のシステムが変わった日本におけるシステムアドボカシーの最初の例として全国的に注目された」鎌倉保育園事件に対する神奈川県子ども人権審査委員会の調査、取り組みの過程を記し、「児童養護施設等で生活している子どもは社会的に最も弱い立場に置かれている。さらに近年の特徴は親から深刻な虐待を受け、心の傷を持っている子どもが増加している。公が設置した児童福祉施設で、この子どもたちへの虐待が行われることは絶対にあってはならない」と述べている。

このように90年代、虐待の発見・保護に焦点をあてた児童の権利についての議論は、施設等での権利擁護の問題へと広がっていった。社会福祉制度が措置から契約へと転換している中で、児童福祉制度は措置制度のままで「行政が職権によりサービスを決定していることを重く受け止め、児童の意向を軽視することがないように、第三者機関を含めた何十ものチェックシステムの必要性」（才村）が「子どもの権利」を考えるもう一つの重要な視点となっているといえる。

③児童虐待に関する社会的な認識の広がりとその社会的背景

前報では、90年代の社会的状況として、少子化問題と子育て支援政策、女性への暴力撤廃宣言、そして、性的虐待を中心とした告白本、ノンフィクション作品の相次ぐ出版、映画化などが、人々の虐待の認識の広がりとは深く関連していたことを述べた。

1999年の新エンゼルプランをはじめ、今日に至るまで、子育て支援は施策の最重要課題の一つとして取り組まれている。2000年11月に公表された、母子保健のビジョンを示す「健やか親子21－2010年までの国民運動計画－」の報告書では、「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」が一つの大きな柱とされ、両親の育児不安・ストレスと子どもの心の関係、および、児童虐待に代表され

る親子関係の2つの問題が存在するという認識が示されている。そのほか、2000年の近接領域の雑誌「教育と医学」の特集「子育てとメンタルヘルス」において、児童虐待をテーマとした論考がいくつみられるように、子育て支援は児童虐待問題と密接に関わりながら、とりわけ、その予防への一つの大きな力となっている。

さらに、(1)で指摘したように、DV、高齢者虐待、知的障害者への虐待、施設における虐待などの事件報道を背景に、社会の関心は、家庭内暴力、さらには、児童養護施設や養護学校における人権の問題へと広がっていった。『月刊福祉』では、子どもをはじめ、高齢者や障害者および夫・パートナーからの妻・女性への虐待等いわゆるファミリー・バイオレンスを中心にその実態や背景、対応の実情や課題などが座談会やレポートを通して明らかにしていこうとする特集が組まれている。その特集の視点として、編集委員の柏女は「少子高齢化社会の到来に対応し、介護、子育ての社会化政策が進められている。その一方で家庭におけるケア負担が、今なお弱い部分に凝縮されている。虐待問題は介護問題や少子化問題のいわゆる負の部分の浮き上がらせているといっている。この問題にきちんと対応することができない限り、介護、子育ての社会化政策は終結しない」と述べている。この他『母子保健情報』をはじめ、『心と社会』『警察学論集』『保健の科学』など福祉領域以外の雑誌においても、女性への暴力(DV)、高齢者虐待、障害者虐待についての論説がいくつも見られる。

1995年北京で開かれた国連の第4回世界女性会議の行動綱領で「女性に対する暴力」が重大問題の領域の一つに位置づけられて以来、DVの根絶は国際社会の課題となり、国連特別総会女性2000年会議の成果文書に、女性への暴力防止のための法律の整備が盛り込まれた。こうした世界の動きや東京都が98年に実施し、99年に公表した「女性に対する暴力調査報告書」、99年の総理府の全国的な調査などによる実態を受け、2000年7月に総理府男女共同参画審議会は「女性に対する暴力に関する基本政策について」を答申し、新たな法制度を含めた検討が必要との提言をしている(松沢・米田)。2000年は児童虐待防止法制定とともに、このようにDVについて日本で政府、社会が取り組み始めた年であり、虐待問題が広くファミリー・バイオレンスの問題として認識されていった年ともいえよう。

④児童虐待の定義

90年代の特集では、ネグレクトを含めて児童虐待の明確な定義がないこと、それが現場での対応を困難にしていることが指摘されていた。この点については、児童虐待防止法の第2条で児童虐待が定義され、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が具体的に明文化された。

2000年の特集では、さらに家庭内暴力という視点から児童虐待を捉え直し、対象の拡大を求める声が認められる(井上)。『警察学論集』の特集「アメリカのDV被害とその支援に関するシンポジウム」において、アメリカでは12秒に1件DVが起り、年間4000人が死亡していること、330万人の子どもがDVを目撃していること、おなかにいるときから子どもがDVによる被害を受け、マサチューセッツ州の調査では、女性がDV被害にあっている家庭の40~69%で子どもが身体的虐待や放置を受け、母親を守ろうとしたとき傷を負っていること、DV加害者の85%が子どもときの児童虐待の被害者であることなどが報告されている(エリザベス・シャイベル)。このように、DVが虐待と密接に関わる

ことから、児童虐待の定義にDVの目撃を加えるべきだという指摘が行われ、それらは3年後の法改正へと結びついていくこととなる（2004年の改正児童虐待防止法では「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力について目撃することも児童虐待に含まれる」とされた）。

また、鈴木（2000）は、児童虐待をめぐる定義について述べる中で、虐待の範囲を家庭内だけでなく、児童養護施設などにも拡大すべきとの声が施設内虐待の事件が明らかになる中で高まり、子どもへの不当な扱い（Maltreatment）という視点から広く児童虐待を捉えようとする流れがあると述べている。

⑤新たな援助の方向性

90年代の後半には、発見・早期対応を中心としたネットワーク作りの必要性が指摘され、保健、福祉、行政などさまざまな領域の人々の連携による支援が少しずつ試行錯誤を重ねながら進められていった。しかし、「法律がさまざまな職種の人々の協働を想定していない」という木下（1992）の指摘にみられたように、法整備の問題は手つかずであった。

児童虐待防止法では、第4条の国及び公共団体の責務において、関係機関及び民間団体との連携の強化が示された。自治体への施行についての通知ではその関係機関として、「児童相談所を核として、福祉事務所、保健所、市町村保健センター、主任児童委員を始めとする児童委員、児童福祉施設、里親、保護受託者、市町村、家庭裁判所、学校（幼稚園を含む）、教育委員会、警察、医療機関、人権擁護機関、精神保健福祉センター、教育相談センター、社会教育施設などが想定される」とされた。

2000年の特集では、この4条との関わりから、厚生省が行っている地域ネットワークの構築を図るための施策について紹介しているものがいくつみられる。たとえば才村では、関係機関との連絡調整を行う職員（児童虐待問題対応協力員）の児童相談所への配置（平成11年度）、地域支援ネットワークを整備する「家庭支援体制緊急整備促進事業」の創設（平成11年）、市町村レベルで関係機関が一堂に会し、情報交換や処遇検討などを行う「児童虐待防止市町村ネットワーク事業」の創設（平成12年度）などが示されている。

具体的なネットワークの紹介としては、福岡市での官・民それぞれのネットワーク作りがあげられる（鈴宮）。また、ネットワークを駆使した事例の報告もみられ、赤井らは、児童福祉司の立場から大阪府堺子ども家庭センターの取組みについて、通報受理→立ち入り調査→一時保護の経過を時間軸に沿って詳細に示し、その中で小学校、保育所、市・福祉事務所・家庭児童相談室、警察とどのような連携を取りながら進めていったのかを紹介している。そして、「子ども家庭センター（児童相談所）は虐待対応の第1線の専門的行政機関であるが、関係機関との密接な協力なしに適切な援助は成しえない。情報の交換だけでなく、危険度評価基準の共有化等や連携して虐待へのアプローチを行なうことでより有効な援助が実施できるような体制の確立が必要である」と述べている。

また、医療領域の雑誌『児童青年精神医学とその近接領域』の「福祉と法に関するセミナー：子ども虐待」では、虐待防止協会と児童相談所が「被虐待児童の相談援助に関する覚書」を交わした北海道における官民間の連携について報告されている。北海道函館児童相談所の家村は「虐待のケースの

対応には、保健、医療、司法分野の関係者との共通理解のもとに、かかわることができなければ、効果をあげることは難しい」と述べ、厚生省の『子ども虐待対応の手引き』を児童福祉機関だけでなく、保健、医療、司法機関などへ普及させることを積極的に行う必要性を指摘している。また、その際に措置権を持つ児相が所在する地域ごとに、児相をバックアップする医師（特に小児科医、精神科医）、弁護士、司法関係機関との共同研修などを通して、「子どもの人権、親権について学び直し、新たな認識を深めるという視点でのネットワーク作りが大切ではないか」と述べ、特に虐待の早期発見、早期対応の鍵を握っている医療機関については、「患者（保護者）の治療の一環として『家族（子ども）の存在に配慮した対応（医療、保健、福祉のトータルケア）』という認識が強く望まれる」と述べている。北海道子どもの虐待防止協会の松本もまた、厚生省の『子ども虐待対応の手引き』発行の意味は大きいとし、多機関の「連携」にあたっては、専門性の違いが問題への認識の違いを招いて、これが隘路になる場合があること、それを強みに変えるためには共通基盤を持つ必要があると指摘している。

さらに、厚生省児童家庭局の前橋は、こうした報告を受け、市町村児童虐待防止ネットワーク事業の予定（平成12年度100か所）、関係機関との連絡調整や情報の収集分析を担う児童虐待対応協力員の配置、主任児童委員への研修制度である家庭支援体制緊急促進事業の拡大（全都道府県指定都市59か所）など連携強化のための予算要求を行っていることを示している。

こうした官民の連携も含めて、さまざまなレベルのネットワークが作られていった。たとえば、安部は、民間モデル3つ（民間主導型、行政協力型、勉強会型）、公的モデル4つ（県レベル、市町村レベル、小学校区レベル、特定個人を支えるセイフティ・レベル）からなる7つのネットワークのモデルをあげ、「さまざまなレベルでの多様なネットワークのあり方が今後必要になってくる」と述べている。さらに、政府公報『時の動き』の特集でも、関係機関の連携強化に向けた厚生省、警察庁、総務庁、法務省、文部省、最高裁判所の取組が掲載されている。

このように、早期発見・対応に関するネットワークは少なくとも90年に比べてさらに一歩進んでいったといえよう。しかし、保護された後の子どもへの対応を含めた児童虐待問題全体を視野に入れたサポート体制、ケア・システムといった視点についてのネットワークに関する記述はほとんどみられず、今後の課題として残されたと考えられる。

また、「虐待の発生予防」については、とりわけ、ネットワークの力が大きく関わってくると考えられるが、90年代の特集ではほとんど触れられていなかった。2000年の特集では保健師、主任児童委員を中心に「出前型」のサービスを通じた取組みが展開されつつある様子がうかがわれ、この点については次項で新たな動向として取り上げることにする。

（3）2000年の特集の新たな動向：「予防」「分離・保護後の心のケア」について

児童虐待問題を時間軸にそって分類すれば、「予防」、「早期発見・対応」、「分離・保護後」という段階に分けて捉えることができる。90年代の特集の多くは「早期・発見対応」についての論説が多く、それが何より緊急の課題となっていたことは、児童虐待防止法をみても明らかであろう。2000年の特

集においてもこの「早期発見・対応」に関するものは同様に多いものの、「予防」や「分離・保護後」の問題について述べたものが多く見られる。その背景には、各専門領域の議論・実践の深まりとそれに伴う役割の意識化・分化が進んだこと、あるいは、上記(2)－①で述べたように、児童虐待防止法において積み残された課題が明らかになったという見方もできるであろう。ここでは、2000年の特集からみられる新たな動向として、予防への取組み、分離・保護後のケアの問題に関する論説を整理する。

①予防

『母子保健情報』において、才村は、「一旦虐待にまでエスカレートしてしまうと、その対応は困難を極めることから、その前段階、つまり、ハイリスク期における支援がきわめて重要になる。そのためには、孤独感と閉塞感の中で子育てにもがき苦しむ親をいかに早期の段階でキャッチし、援助の手をさしのべるかが大きなポイントとなる」とし、「個人のプライバシーを尊重しつつ周囲が積極的に介入し既存のサービスにつなげる『出前型』のサービス」の必要性を指摘している。その鍵を担っているのは、「地域に根を張った児童委員（主任児童委員）、訪問活動を軸として援助を行っている保健師の活動」であり、2000年11月政府が策定した「健やか親子21」において、「母子保健サイドからの虐待防止対策が明確に打ち出されたことは画期的なことと思われる」と述べている。

2000年の特集では、90年代にはみられなかった主任児童委員の論説が掲載されている（新井、宮下）。新井は、「顔と顔が繋がっていく過程」で、「予備軍の兆候をはらんだ母親の心のなかの荒波が穏やかになり、落ち着いて社会生活に溶け込んでいったという例もある」とし、福祉行政に協力する委嘱ボランティアという立場の前に、同じ地域に住む地域住民の仲間であるという強みがあると述べている。

松井・谷村は、児童虐待防止法は「発症後介入」の姿勢が基本にあるとし、発見→措置→親子の治療と再発防止が中心課題であることは認めつつも、「同時に必要な方策は発症前の一次予防活動の展開」であると述べ、保健所、保健センターを「その中核機関と位置づけ、整備を進めるべきである」としている。そして、児童相談所と保健所の棲み分け、すなわち児童相談所は虐待発生後の対応機関、保健所は虐待発生前の予防機関として機能する必要性を提起している。児童相談所は全国に百数十カ所で、専門家の数も少ないこと、一方、保健センターは3000の自治体で地域に密着して設置され、保健所も数百カ所あることから新生児訪問、乳幼児訪問、地域子育てグループ等の活動を通じてハイリスク家庭の把握が可能であるとし、横浜市を例に虐待の一次予防活動が始動しつつあることを示している。このほかにも保健所、保健師の虐待予防における役割について述べている論説がみられる（徳永、宮本、山田）。

さらに、助産師の長谷川は「新生児訪問や乳房ケア、沐浴指導などの家庭訪問の際に虐待予備軍や虐待懸念を抱く母親たちに出会うことは珍しくない」と述べ、同じく助産師の田中は、周産期指導における虐待予防について記し、出産前をも含めた、ハイリスクな母親、あるいは家族への関わりを通じた予防の重要性が指摘されている。また、子育て支援に長く携わってきたカウンセラーの村本は、虐待を予防するには子育てを社会に開かれたものにするのと、母親たちを支え、成長を促進するよ

うな関わりが不可欠であるとし、そうした支援によって予防だけではなく、深刻な問題を抱えた母親に気づき、専門機関につなげることも可能になると述べている。こうした動きは児童虐待問題に対する視点が防止protectionから予防preventionにも向かいつつあることを示している。

②分離・保護後の問題と心のケア

2000年の特集ではこの段階に焦点をあてた指摘が多くみられ(2) — ②で述べた施設での人権擁護の問題とともに、子どもたちに対する心のケア、個別的な関わりが必要さが指摘されている。

森は、「虐待された子どもたちの自立支援」と題する論説の中で「保護者から分離された子どもたちは荒々しい暴力や心を突き刺すことば、凍るような無視、遺棄あるいは性行為の強要から逃れ、初めて安心した日々を送ることができる。でもそれはハッピーエンドを意味しない。虐待を受けたことで負っている心的外傷を癒し、発達をキャッチアップしていかなければならないからである」と述べ、そのために最も重要なこととして、子どもが安心して依存できる特定の職員との個別的関わりと、心的外傷が重い子どもに対する心理療法等の提供をあげている。そして、「保護者から分離された子どもたちの8割が児童養護施設に、1割強が乳児院に入所し、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児施設に入所する子どもたち、里親に委託される子どもたちが合計して1割いる」中で、これらの施設が子どもへの個別的関わりや心理療法の提供という面でどのような現状にあるのかを、厚生省の動きもふまえて個々の施設ごとに論じている。児童養護施設については、2000年度に小舎制の地域小規模児童養護施設を創設し、2001年度には定員50名以上の施設に個別対応職員の配置が決まるなど、個別的な関わりを実現する条件が少しずつ整えられていること、また、1999年度から心理療法等が必要な子どもたちが10名以上いる施設に心理療法担当員が配置され、2001年度には配置箇所数の倍増が要求されていることなどが挙げられている。しかし、そうした方法では対応が困難な、「環境統制と集中的な治療が必要な子どもたちについては、少なくとも一定期間、その機能を備えた情緒障害児短期治療施設に入所することが必要である」と述べている。

このような施設の制度、専門性、人員の問題に加え、メンタルケア・システム、ケア技法が不十分であるという指摘は多くの論説でみられ、子どもに対するものだけでなく、親への指導プログラムの体系化とケア体制の充実が望まれるという指摘が数多くみられる(奥山、池田、才村、前橋ほか)。

とはいえ、実際、虐待された子どもへの施設における心理療法に関する事例は、森田による児童養護施設でのプレイセラピーの実践の報告がみられるものの、きわめて少なく、メンタルケア・システムと専門的な治療技術についての充実は、2000年以降のきわめて重要な課題となっていくと考えられる。

以上、2000年の児童虐待をテーマとした雑誌特集号を概観し、その主な論考を整理した。その特徴を一つにまとめるとすれば、これまで児童虐待問題の柱とされてきた早期発見・対応という段階に加え、その前と後という縦の広がり、あるいはDVをはじめとした横への広がりも含めて、虐待問題をトータルに捉える視点が明確に打ち出されていったことがあげられるであろう。

しかし、そうした動向の中で、保健、福祉、法律の領域に比べて学校、教育界独自の取組みはきわ

めて遅く、2000年の雑誌の中では『学校教育相談』でこの問題がわずかに取り上げられているものの、そのほかには養護教諭による2つの報告しかみられない。この点は今後の大きな課題として残され、次に述べるように2001年以降に次第に関心が高まっていった。

(4) 2001年以降の特集の展開

2001年は13本、2002年11本と、数としては2000年を下回るものの、多様な領域で特集が組まれている。そして、2003年は4本と少ないが、2004年になると27本、2005年も20本とこれまでを凌ぐ数の特集がみられる。その背景には、2004年4月に行なわれた児童虐待防止法の改正、および2004年12月公布の児童福祉法改正（昭和22年以来初めての児童相談体制の抜本的な見直しを含む）があり、さらに大阪岸和田事件（2003年11月に中学3年生男児が餓死寸前で発見され、2004年1月に保護者が逮捕された）が虐待問題への社会の大きな関心を引き起こしたことがあげられる（2004年の雑誌ではこの事件をタイトルとして含む論考が数多く見られる）。

内容を概観すると、前述の2000年の特集で指摘された課題が引き続き論じられているのに加え、この時期の新たな動向として次の2つがあげられる。一つは子どもの心のケアと親子の再統合、関係の修復を目指した家族への支援に関する論考が数多く展開されていること、もう一つは、これまできわめて少なかった学校教育領域の雑誌の特集が多くみられるようになったことである。

①子どもの心のケアと親への支援

2001年以降の雑誌では、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、入院治療施設などにおける生活面、心理面を併せた具体的な関わりを記したものがみられるようになる。2001年の特集『臨床心理学』で、四方・増沢（2001）は、「育ち直りを援助する」ことを目指した情緒障害児短期治療施設でのチームワークによる支援について記しているのをはじめ、乳児院（鈴木, 2001）、児童相談所（前橋, 2001）、児童養護施設（国分, 2001）など多くの施設における心理的な援助の事例や現状が報告されている。また、この特集では施設退所後も含めた長期的援助プログラムによる地域ネットワークに関する報告（佐藤, 2001）や、子どもおよび親の抱える心理臨床的問題とその援助についての報告（村瀬, 2001; 西澤, 2001; 元屋, 2001）などみられ、この時点での治療的関わりに関する一つの到達点を示すものとなっている。被虐待児の心の回復のための心理的アプローチは、子育て環境や経済的な問題など生活面への福祉的アプローチとともに、極めて重要な意義をもつが、まだその研究、方法は端緒にすぎたばかりであり、西澤（2001）、佐藤（2001）らが指摘するように、心理臨床的援助の専門家が果たすべき役割は大きく、今後、その期待にどう応えていけるのかが問われている。（なお、被虐待児への心理臨床的援助については4章で詳しく論じる。）

さらに2004年の児童虐待防止法の改正では、「親子の再統合への促進の配慮と親への適切な指導および支援」が新たに加えられた。『生活教育』『世界の児童と母性』『保健師ジャーナル』では「家族の再統合」「親や家族への支援」という言葉が特集のタイトルとなり、そのほかの特集でも（たとえば『母子保健情報』（2005）では、児童相談所、児童養護施設、医療機関などにおける親子再統合に

向けた援助が掲載されている) これらをテーマとする論説が数多くみられる。このように子どもの心のケアの問題と相俟って、親子の再統合が新たなキーワードになっていった。その中で、施設の立場からは、それがことさらに叫ばれることへの懸念も表明されている。平田(2004)は、家族の幻想に振り回される違和感、家族機能の低下している家族に統合を要求する不合理を指摘し、一緒に暮らすことはできなくても、子どもが自分の生きる道を選ぶ手助けをすることも施設の大切な役割であると述べている。とりわけ思春期以降の子どもでは、親との距離を取って自立の道を選択し、それによって「破綻せずにかろうじて家族とのつながりを維持」していく子どもたちが何人もいる現実を事例と共に示している。また、伊達(2004)は、「親子再統合は親の失調、親子関係の不全、子どものつまずきや外傷からの回復や発達に向かっていく複雑な過程であって、それが見えてこない」状況を「少しいぶかしく思っている」と述べ、どれだけ再統合に努力してもそれが叶わず、施設で長い年月を過ごす「家庭代替ケース」への取組みは家族との関係改善と分かちがたく進んでいく過程であると述べている。

また、医療機関での再統合に向けた援助を行っている杉山・海野(2005)は、「われわれを著しく悩ましているのは子ども虐待を巡るインフラの不足である。特に入院と家庭との中間的な対応の可能な場所、養護里親や情緒障害児短期治療施設などの空きが無く、入院による保護を行なってもその後の処遇先がみつから」ないと述べ、その情緒障害児短期治療施設の高瀬(2001)も家族のもとへ帰れない、出口のなさが深刻な問題となっているとしている。2002年に里親制度の大きな改革が行なわれ、虐待を受けた子どもを養育する専門里親制度が創設されたことは、こうした状況を改善するための一つの取組みといえよう。専門里親の養育の目的は子どもが愛着関係を形成できるようにすること、委託期間を原則2年に定め、その間に親への援助を行なって家庭引き取り(再統合)を目指すこととされ(庄司,2004)、これまで施設養護中心で里親制度が発展してこなかったわが国でもその意義を示し、正しい認識を広めようとする動きが認められる(古川,2004; 庄司,2004; 高瀬,2005; 才村,2005ほか)。

それぞれの施設、機関における子どもの心のケアや家族への支援が実っていくためには、従来から指摘されているように、人的配置、予算の拡充はもとより、子どもと家族の状況に応じて段階的に役割を引き継ぐことのできる社会的受け皿の充実が必要であり、「発生予防から自立支援までを含めた総合的な支援体制の推進」(相澤,2005)を目指した社会福祉制度全体を見通した改革が今強く求められているといえよう。

②学校における児童虐待への取組み

2001年から2006年の間に学校領域では、『月刊生徒指導』『教職研修』『内外教育』『教育』をはじめ、10本の雑誌で特集が組まれ、とりわけ、それらの多くは2004年以降に集中していることが特徴としてあげられる。奥野(2004)は、「学校現場において児童虐待が大きく問題視されるようになったのは平成15年11月に発覚した大阪府岸和田市での中学生の虐待事件からであろう」と述べ、小林(2004)もこの事件にふれる中で「2004年を『教育の虐待元年』にして二度と同じことを繰り返さない決意で教育界が虐待に取組みはじめるであろう」という期待を記している。

加藤（2004）は、岸和田事件によく似た事件は過去に他地域でも発生していたが、今回のように大々的に取り上げられることはなかったとし、「虐待防止法改正をひかえていたこと、被害者が中学3年生であったことが強く関心と呼んだ」と述べている。さらに虐待に気づいていた近隣や生徒の声がうまく届かなかったこと、不登校問題が先行し、虐待が見過ごされていたことなどから、「虐待の認識がまだまだなのだという反省が浮上し」、その後、虐待報道が多くなっていったと記している。

文部科学省はこの事件を受け、2004年1月末に学校が「緊急かつ徹底して取り組むべき課題」として「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」という通知を都道府県、市町村の教育委員会や私立学校主管課等に行なっている。早期発見・対応、不登校児童生徒の状況把握、疑いの段階での通告と関係機関との連携、学校としての組織的取り組みがあげられ、これを受けて早期発見のポイント、発見後の対応について記された論説が多くみられる（淵上,2004；奥野,2004ほか）。

また、長期間（連続して30日以上）学校を休んでいる児童生徒の状況把握調査が公立の小中学校について行われ、2004年3月1日現在、「学校も他の機関の職員等も会えていないと思われる児童生徒数」は2割を占めていることが示された（『生徒指導』特集資料3, 2004）。中学校教諭の坂本（2004）は、「さまざまな問題行動を探っていくとき、その根底から虐待の事実が浮かび上がってくるのが、往々にして出てくる」とし、「今、中学校で重い虐待が発覚するとしたら、不登校対応が大きなチャンスなのではないでしょうか」と述べている。そして、「特に本人の姿がまったく確認できないタイプの不登校」の場合、児童相談所への連絡を迷わず行うことをすすめ、児童委員、民生委員、福祉等の家庭訪問を通じて担任の定期的訪問を続けていった経験を記している。このほかにも、門田（2004）の「長期欠席児童・生徒の状況把握と対応をどう進めるか」など、この問題に関連する論説がみられる。

2004年4月に改正された児童虐待防止法では、学校の教職員という個人に対してだけでなく、「学校」という機関そのものに児童虐待の早期発見・対応が義務づけられ、通告の対象も「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へと拡大された。山川（2006）は、東京都が行った実態調査の結果をもとに学校による発見、通告が大きな位置を占めていることを示している。調査対象は平成15年度に都の11の児童相談所で児童虐待として受理した1,694件（電話相談のみで終了したもの、虐待の事実が見られなかったものを除く）で、発見経路をみると学校は近隣知人に次いで2番目に多く、全体の19.1%を占めている。特に中学生、高校生の場合は、それぞれ40.3%、30.8%を占め、最も多い。また、通告を受けても調査の結果、虐待の事実が認められない「非該当」の事例が、全体では4分の1を占めるのに対し、学校が第1発見者となった事例では6.6%と少なく、学校の通告は確実性が高いことが示されている（この調査結果は児童虐待防止法が改正される前年度のものであり、改正後さらに学校での早期発見、通告は増加していったもの推測される）。このほかにも、学校からの通告に関する論説は多く、『教職研修』では、弁護士の斉藤（2004）が、「通告義務をどう遂行するか」について記し、通告義務の前提としての早期発見の努力義務、通告の意義を前向きに捉え、教師が1人で問題を抱え込まず、場合によっては弁護士会の設置する人権救済の相談窓口への連絡をすすめている。また、野田（2004）は、「児童虐待に関するすべてを教育の専門機関である学校が行

なうことは不可能であり、社会的にも期待されていない」と述べ、学校の責任を果たすためには、「法と制度を知り、連携相手の特性と、自己の限界を知り、通告するところから連携を始めることが必要」であると記してしている。

このように学校領域の雑誌では早期発見、通告、多（他）機関・多（他）職種との連携に関するものが多くを占め、学校が子どもと家庭を支援する地域ネットワークの一員として子どもを支える役割を積極的に担うことへの要請は高い。また、それは、他の領域では既に早くから指摘されてきたことであり、ようやく学校がそこに辿り着いたとみることができよう。

さらに、数は少ないものの、重要な指摘と考えられるのは、「学校独自のケア」に関する提言である。小林（2004）は、「学校には今虐待されている児や以前に虐待されていた児が、虐待する親元で暮らしながら、あるいは、親元から離れて施設や里親や親族宅で暮らしながら通っている」事実をあげ、学校こそが施設や家族以外で子どもの心の回復の鍵を担っていること、「虐待を受けてきた子どもを、わが子を虐待しない大人に育てることのできる機関である」と指摘している。そして、「学校現場特有の、教師にしかできない重要な役割があり、それは学校が自ら作り上げないといけない課題である」と述べ、子どもが自ら相談できるような環境を作ることや子どもの孤独な旅立ちに寄り添い、生きる意欲を支えるほどの意味を担任教師が持っていること、施設を安全と思えるようになった子どもに社会も安全だと伝えられる学校となることをあげている。ここには、早期発見だけでなく、予防とケアに果たす学校や教師の役割が示唆されているといえる。また、玉井（2006）は、「学校は治療的な生活構造を持っていない」、「学校に心理治療的対応を求めることはもともと不可能である」とことわった上で、「その一方で、学校は家庭や専門機関ではなかなか提供できないような多様な人間関係や役割を準備することができる」とし、学校というシステムが虐待対応の全体的な枠組みの中で何を求められているかについて論じている。子どもに対しては、怒りを適切に表現できるようにすること、一貫性と合理性のあるルールを明示し、「どこであろうと許されない」ことに対する現実的な制約があるという「非虐待的環境」を提供すること、家族に対しては、孤立傾向にある親と地域を結ぶパイプの一つとして機能することがあげられている。

多くの問題で疲弊し、ストレスにさらされている学校、教師たちにとって、虐待問題への取組みの期待・要請は、苛酷なものに思われる。しかし、社会全体で子どもたちの人権を守り、親の子育てを支援していく時代の流れに与し、他の機関との相互信頼関係を構築しながら、この問題に共に取り組んでいくことが、逆に今の学校現場の抱える閉塞感を減らしていくことにつながる可能性を信じたい。そして、玉井（2006）が、「自分たちの眼前で何が起きているのか、今後どのような幅を持って推移する可能性があるのか、自分たちは何に着目していけばいいのかといった点について切れ目のないサポートが現場の教員に提供される必要がある。とりわけ異動の激しい学校現場ではこのことがとりわけ重要である」と指摘しているように、多くの経験の蓄積を有する機関の協力は学校の取組みを支え、前進させるものとなると考えられる。

<引用・参考文献>

<2000年>

- 阿部伊織 (2000) 「養護教諭」 母子保健情報 42 p139-141
- 安部計彦 (2000a) 「児童相談所の現場から」 福祉労働 89 p21-28
- 安部計彦 (2000b) 「地域ネットワークの取組み」 母子保健情報 42 p95-98
- 赤井兼太・吉川敬子・石谷英治・油谷 豊 (2000) 「児童福祉司」 母子保健情報 42 p127-134
- 赤岩保博 (2000) 「トラウマを抱えた子どもと他の子ども集団との適応課題」 児童養護 30 (3) p19-23
- 新井由利子 (2000) 「希薄な連携のなかに解決の糸口はない」 月刊福祉 83 (14) p56-57
- エリザベス・シャイベル (2000) 「ドメスティック・バイオレンスとの闘い及び被害者支援」 警察学論集 53 (7) p25-39
- 福島一雄 (2000) 「児童養護施設の現場から」 福祉労働 89 p29-35
- 原田恵理子 (2000) 「女性虐待と支援」 保健の科学42 (3) p175-180
- 長谷川喜久美 (2000) 「助産婦」 母子保健情報 42 p113-116
- 樋口範雄 (1991) 「児童虐待と法的対応」 家庭科学57 (4) p57-64
- 平湯真人 (2000) 「『児童虐待防止等に関する法律』の概要と残された課題」 母子保健情報 42 p51-54
- 家村昭矩 (2000) 「児童虐待の現状と当面する課題」 児童精神医学とその近接領域 第41巻第5号 福祉と法に関する委員会セミナー p554-558
- 池田由子 (2000) 「被虐待児の心理とケア」 ジュリスト 1188 p27-34
- 池田由子 (1993) 「一掬の涙」 imago (イマゴ) Vol.4 - 6 特集「幼児虐待」 p38-42
- 井上 仁 (2000) 「児童福祉施設の被虐待児への対応と施設内虐待防止について」 福祉労働 89 p36-43
- 井上登生 (2000) 「家庭内における暴力 (Violence in the home) と子ども達」 教育と医学 48 (11) p12-17
- 猪俣 祥 (2000) 「保育士」 母子保健情報 42 p135-138
- 石川 稔 (2000) 「児童虐待をめぐる法政策と課題」 ジュリスト 1188 p2-10
- 蟹沢道子 (2000) 「無認可保育所スマイル大和ホーム」での虐待・死亡事例について 福祉労働 89 p44-50
- 柏女霊峰 (2000) 「特集の視点」 月刊福祉 83 (14) p39-45
- 木下淳博 (1992) 「児童虐待について弁護士からみた援助・ケア」 法と民主主義 267 p 25-27
- 北野郷司 (2000) 「子ども虐待に学校はどう取り組んだか」 月刊学校教育相談 14 (11) p46-51
- 前橋信和 (2000a) 「『児童虐待防止等に関する法律』及び関係通知等の概要」 母子保健情報 42 p55-58
- 前橋信和 (2000b) 「児童虐待の現状と厚生省の取組み」 児童精神医学とその近接領域 第41巻第5号 福祉と法に関する委員会セミナー p559-565
- 松本伊智朗 (2000) 「『児童虐待防止市町村ネットワーク事業』と連携のこれから」 児童精神医学とその近接領域 第41巻第5号 福祉と法に関する委員会セミナー p558
- 松井一郎・谷村雅子 (2000) 「児童虐待と発生子防」 母子保健情報 42 p59-68
- 松沢待子・米田弘枝 (2000) 「暴力は犯罪である」 月刊福祉 83 (14) p32-35
- 宮本ふみ (2000) 「児童虐待と保健所の役割」 公衆衛生64 (5) p324-327
- 宮下喜久子 (2000) 「周囲の熱意が救った母子の例—ボランティア体験より—」 家庭フォーラム 5 p30-35
- 森 望 (2000) 「虐待された子どもたちの自立支援」 母子保健情報 42 p87-90
- 森田喜治 (2000) 「児童養護施設内での自立支援に向けてのプレイセラピーの実践」 母子保健情報 42 p91-94
- 村本邦子 (2000) 「傷ついた親たち—虐待予防と子育て支援—」 家庭フォーラム5 p24-29
- 永田雄三 (2000) 「問題行動を起こす子どもへの対応」 季刊児童養護 30 (3) p23-27
- 中原美恵 (2000) 「虐待されている小4・A君にどうかかわったか」 月刊学校教育相談 14 (11) p36-41

- 西町凌子 (2000) 「児童虐待におけるネットワークの有効性」 児童養護 30 (3) p16-19
- 西澤 哲 (2000) 「子どもの虐待－その現状と課題－」 保健の科学 42 (3) p170-174
- 野地聡子 (2000) 「何よりもまず相手を互いに知ることから」 月刊福祉 83 (14) p48-49
- 奥山眞紀子 (2000) 「児童虐待と心のケア」 母子保健情報 42 p74-81
- 才村 純 (2000a) 「児童虐待対策の現状と課題、その解決方向について」 母子保健情報 42 p39-45
- 才村 純 (2000b) 「児童虐待対策の現状と課題」 月刊福祉 83 (14) p24-26
- 佐藤協子 (2000) 「安心して生活できる環境を」 家庭フォーラム 5 p16-23
- 清水將之 (2000) 「家族の中の暴力」 教育と医学 48 (11) p4-11
- 篠崎俊宏 (2000) 「養護学校での虐待について」 福祉労働 89 p60-65
- 副島洋明 (2000) 「知的障害者虐待事件を考える」 福祉労働 89 p51-59
- 鈴木敦子 (2000) 「子ども虐待の現状と子ども虐待を巡る動き」 公衆衛生64 (5) p313-317
- 鈴宮寛子 (2000) 「子ども虐待と地域ネットワーク作り」 教育と医学 48 (11) p42-49
- 高橋重宏 (2000) 「施設内虐待と子ども権利擁護サービス」 母子保健情報 42 p82-86
- 田中都代子 (2000) 「周産期指導と小児虐待の予防」 PERINATAL CARE 19 (13) p22-25
- 谷口好美 (2000) 「高齢者虐待の現状と対策」 保健の科学 p181-186
- 徳永雅子 (2000) 「早期発見と適切な介入のために」 月刊福祉 83 (14) p46-47
- 吉野博子 (2000) 「忘れられないできごと－ある園児の悲劇に遭遇して－」 家庭フォーラム 5 p36-40
- 吉田恒雄 (2000) 「児童虐待と親権の制限」 ジュリスト 1188 p15-20
- 遊間千秋 (2000) 「児童虐待問題と警察～連携をスムーズに進めるために～」 月刊福祉 83 (14) p50-51
- 山田和子 (2000) 「地域保健における子ども虐待への対応」 PERINATAL CARE 19 (13) p18-21

<2001年以降>

- 相澤 仁 (2005) 「子ども虐待防止等要保護児童福祉の推進に向けて」 母子保健情報 52 p13-16
- 測上 孝 (2004) 「『学校向け児童虐待防止対策資料』について」 月刊生徒指導 34 (7) p18-21
- 伊達直利 (2004) 「児童養護施設における家庭復帰の現状と家族再統合の取り組み」 世界の児童と母性 57 p26-29
- 古川夏樹 (2004) 「児童虐待防止に向けた取り組みについて」 月刊生徒指導 34 (7) p6-11
- 平田美音 (2004) 「思春期児童と家族再統合」 世界の児童と母性 57 p38-41
- 加藤曜子 (2004) 「虐待がなぜ頻発するか」 児童心理 58 (11) p107-111
- 小林美智子 (2004) 「わが国の経過と教育現場への期待」 教育と医学 52 (10) p4-15
- 門田光司 (2004) 「長期欠席児童・生徒の状況の把握と対応をどう進めるか」 教職研修 33 (4) p48-51
- 元屋恵子 (2001) 「児童虐待への援助」 臨床心理学 1 (6) p745-750
- 村瀬嘉代子 (2001) 「児童虐待への臨床心理学的援助」 臨床心理学 1 (6) p711-717
- 西澤 哲 (2001) 「子どもの虐待への心理的援助の課題と展開」 臨床心理学1 (6) p738-744
- 野田正人 (2004) 「虐待防止に向けた地域との連携をどうするか」 教職研修 33 (4) p72-75
- 奥野真人 (2004) 「『児童虐待』早期発見・早期対応のポイント」 月刊生徒指導 34 (7) p22-29
- 才村 純 (2005) 「児童虐待対策の到達点と課題」 母子保健情報50 p15-26
- 坂本ひろの (2004) 「虐待－中学校で発見するとき」 月刊学校教育相談 18 (8) p34-37
- 斉藤義房 (2004) 「児童虐待の通告義務をどう遂行するか」 教職研修 33 (4) p52-55
- 佐藤千穂子 (2001) 「虐待援助の地域ネットワーク」 臨床心理学 1 (6) p764-770
- 庄司順一 (2004) 「虐待を受けた子どもの里親養育」 そだちの科学 2 p89-94
- 杉山登志郎・海野千畝子 (2005) 「親子再統合に向けた援助 医療機関における再統合に向けた援助」 母子保健情報

50 p165-168

鈴木祐子 (2001) 「子育てを支援する」臨床心理学 1 (6) p783-786

高瀬礼子 (2005) 「里親」 母子保健情報50 p62-64

高瀬利男 (2001) 「横浜いずみ学園における被虐待児童のケア」 厚生 56 (11) p16-17

玉井邦夫 (2006) 「虐待をトラウマに持つ子どもへの対応」 月刊生徒指導 36 (7) p16-19

山川浩子 (2006) 「児童虐待の実態と今後の課題－東京都における実態調査の結果から」 月刊生徒指導 36 (7) p6-11

四方耀子・増沢 高 (2001) 「育ち直りを支援する－情緒障害児短期治療施設でのチームワークによる援助－」 臨床心理学 1 (6) p751-756

(保坂 亨 柴橋 祐子 長尾 真理子)

表3 2000～2006年の児童虐待に関する書籍（和書）

2000年の児童虐待に関する書籍（和書）

著者・編者	書籍名	出版社
浅井 春夫	この国の子どもたちのゆくえ—子どもの現実・虐待・援助の課題	かもがわ出版
別冊宝島編集部	「子育て」崩壊！	宝島社
林 弘正	児童虐待—その現況と刑事法的介入	成文堂
いのうえ せつこ	子ども虐待—悲劇の連鎖を断つために	新評論
小林 けんじ	チャイルドライン—子どもの“心”110番	文化創作出版
松原 康雄 他	児童虐待—その援助と法制度	エディケーション
永山 翔子	家庭という名の収容所 そし心の闘い—虐待を受けた私が本当の心に辿りつくまで	PHPエディターズグループ
中山 憲治, 橋本 俊英, 遠藤 光男	学校だからできる—いじめ・不登校・虐待への対応	田研出版
日本弁護士連合会	ドメスティック・バイオレンス防止法律ハンドブック—妻への暴力、子どもへの虐待の根絶に向けて	明石書店
落合 恵子	小さな手、折れた翼—子どもの性的搾取・虐待をなくすために	国土社
埼玉県朝霞保健所	子ども虐待防止講演会講演録 平成11年度	埼玉県朝霞保健所
瀬田川 昌裕	家族物語の幻想—児童虐待とドメスティック・バイオレンスの深層	白順社
椎名 篤子	親になるほど難しいことはない—「子ども虐待」の真実	集英社
信濃毎日新聞社	漂流家族—子育て虐待の深層	河出書房新社
白石 宏一	ありさの「虐待日記」	小学館
田上 時子	知っていますか？子どもの虐待—問—答	解放出版社
米本 和弘	カルトの子—心を盗まれた家族	文藝春秋

2001年の児童虐待に関する書籍(和書)

著者・编者	書籍名	出版社
安部 計彦	ストップ・ザ・児童虐待 発見後の援助	ぎょうせい
Como(コモ)編集部	わが子を「愛せない」と思うとき—誰にでもあるの？それとも私だけ？	主婦の友社
本間 博彰, 岩田 泰子	虐待と思春期	岩崎学術出版社
穂積 純	虐待と尊厳—子ども時代の呪縛から自らを解き放つ人々	高文研
イラ姫, 信田 さよ子	マンガ 子ども虐待出口あり	講談社
児童相談業務研究会	児童相談所 汗と涙の奮闘記	都政新報社
加藤 曜子	児童虐待リスクアセスメント	中央法規出版
柏女 霊峰	子ども虐待 教師のための手引き	時事通信社
柏女 霊峰	児童虐待とソーシャルワーク実践	ミネルヴァ書房
川越 智子, 高橋 正彦	またあの一日がはじまる 児童虐待の真実	ネコパブリッシング
子どもの虐待防止ネットワーク あいち	防げなかった死 虐待データブック(2001)	キャプナ出版
窪田 容子	子どもが被害にあったとき	三学出版
峯本 耕治	子どもを虐待から守る制度と介入手法 イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題	明石書店
日外アソシエーツ	最新文献ガイド 育児をめぐる 育児不安・幼児虐待からお受験・保育園不足まで	日外アソシエーツ
日本弁護士連合会子どもの権利委員会	子どもの虐待防止・法的実務マニュアル	明石書店
信田 さよ子	子どもの虐待防止最前線	大月書店
太田 誠一, 池坊 保子, 保坂 展人, 田中 甲	きこえますか子どもからのSOS 児童虐待防止法の解説	ぎょうせい
岡田 隆介	児童虐待と児童相談所 介入的ケースワークと心のケア	金剛出版
恩寵園の子どもたちを支える会	養護施設の児童虐待 たちあがった子どもたち	明石書店
恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所	厚生省 子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版	有斐閣
佐藤 万作子	虐待された子どもたちの逆襲 お母さんのせいですか	明石書店
芹沢 俊介	母という暴力	春秋社
庄司 順一	子ども虐待の理解と対応 子どもを虐待から守るために	フレーベル館
高橋 三恵子	フラッシュバック 桜守家の近親五重奏	社会思想社
高橋 重宏	子ども虐待 子どもへの最大の人権侵害	有斐閣
玉井 邦夫	“子どもの虐待”を考える	講談社
棚瀬 一代	虐待と離婚の心的外傷	朱鷺書房
田上 時子, エクパットジャパン 関西/編	知っていますか？子どもの性的虐待一問一答	解放出版社
芝野 松次郎/編 寺本典子/(CD-ROM制作)	子ども虐待ケース・マネジメント・マニュアル	有斐閣
東京新聞特別報道部	連鎖・児童虐待	角川書店
和田 秀樹	虐待の心理学 わが子を愛せない親の精神病理	ベストセラーズ
山田 秀雄	Q&A ドメスティック・バイオレンス法・児童虐待防止法解説	三省堂
柳澤 正義, 下泉 秀夫, 庄司 順一, 杉山 登志郎, 宮本 信也	改訂・子ども虐待 その発見と初期対応	母子保健事業団
吉田 タカコ	子どもと性被害	集英社

2002年の児童虐待に関する書籍(和書)

著者・編者	書籍名	出版社
安藤 由紀	暴力や虐待から身をまもる	ポプラ社
浅井 春夫	子ども虐待の福祉学 子どもの権利擁護のためのネットワーク	小学館
石川 義之	社会学とその周辺 パーソナル理論から児童虐待まで	大学教育出版
岩井 宜子	児童虐待防止法 わが国の法的課題と各国の対応策	尚学社
柏女 霊峰, 山縣 文治	保育・看護・福祉プリマーズ④ 家族援助論	ミネルヴァ書房
加藤 曜子	まずは子どもを抱きしめて 親子を虐待から救うネットワークの力	朝日新聞社
楠 凡之	いじめと児童虐待の臨床教育学	ミネルヴァ書房
毎日新聞児童虐待取材班	殺さないで 児童虐待という犯罪	中央法規出版
森田 ゆり	癒しのエンパワメント 性虐待からの回復ガイド	築地書館
村井 美紀, 小林 英義	虐待を受けた子どもへの自立支援 福祉実践からの提言	中央法規出版
牟田 武生	すぐに解決! 子ども緊急事態Q&A 大丈夫? 虐待・いじめ・学力低下・不登校・ひきこもり・学級崩壊	オクムラ書店
日本医師会	児童虐待の早期発見と防止マニュアル 医師のために	明石書店
信田 さよ子	DVと虐待 「家族の暴力」に援助者ができること	医学書院
大久保 真紀	明日がある 虐待を受けた子どもたち	芳賀書店
岡田 信子	心の傷を抱きしめて 性的虐待、ドメスティック・バイオレンスは乗り越えられる	主婦の友社
鈴木 健治	隠された児童虐待 PTSD・依存症の発症メカニズムと効果的なトラウマセラピー	文芸社
高橋 重宏, 庄司 順一	子ども虐待	中央法規出版
全国児童養護問題研究会	子ども虐待と援助 児童福祉施設・児童相談所のとりくみ	ミネルヴァ書房
徳永 雅子	あなたにもキャッチできる! 児童虐待のSOS	新企画出版社
山縣 文治	よくわかる子ども家庭福祉	ミネルヴァ書房
八塩 弘二	緘黙の少女 親権代行者の記録	雅粒社
上野 加代子, 小木曾 宏, 鈴木 崇之, 野村 知二	児童虐待時代の福祉臨床学 子ども家庭福祉のフィールドワーク	明石書店

2003年の児童虐待に関する書籍(和書)

著者・編者	書籍名	出版社
長谷川 博一	たすけて！私は子どもを虐待したくない 世代連鎖を断ち切る支援	径書房
子ども虐待の予防とケア研究会	子ども虐待の予防とケアのすべて	第一法規
こどもくらぶ	きみの味方だ！子どもの権利条約 子どもにとって家庭ってなに？	ほるぷ出版
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	子どもの権利を擁護するために 児童福祉施設で子どもとかわるあなたへ	日本児童福祉協会
宮田 敬一	児童虐待へのブリーフセラピー	金剛出版
中谷 瑾子	児童虐待を考える	信山社出版
中谷 瑾子, 中谷 真樹, 岩井 宜子	児童虐待と現代の家族 実態の把握・診断と今後の課題	信山社出版
夏川 康男, 宮本 和彦	児童虐待・DV その事例と対応	八千代出版
日本看護協会	看護職のための子どもの虐待予防&ケアハンドブック	日本看護協会出版会
小木曾 宏	Q&A 子ども虐待問題を知るための基礎知識	明石書店
斎藤 学, 久田 恵, 信田 さよ子, 横川 和夫, DV加害者, DV被害者 他	家族とトラウマ もう一度愛したい	NPO法人 日本トラウマサバイバーズユニオン (JUST)
坂井 聖二	子どもを病人にしたてる親たち 代理によるミュンヒハウゼン症候群	明石書店
ささや ななえ	新 凍りついた瞳(め) 子ども虐待ドキュメンタリー	集英社
椎名 篤子	新 凍りついた瞳(め)	集英社
庄司 順一, 徳永 雅子	見過ごさないで！子どもたちのSOS 虐待から子どもを守り保護者を支えていくために	学習研究社
上野 加代子, 野村 知二	“児童虐待”の構築 捕獲される家族	世界思想社
吉田 恒雄	児童虐待防止法制度 改正の課題と方向性	尚学社

2004年の児童虐待に関する書籍(和書)

著者・編者	書籍名	出版社
秋月 菜央	虐待された子供たち ドキュメント	二見書房
青木 悦	泣いていいんだよ 母と子の封印された感情	けやき出版
CAPセンターJAPAN	CAPへの招待 すべての子どもに「安心・自信・自由」の権利を	解放出版社
グループ・ウイズネス	小さな女の子・男の子のためのガイド	明石書店
グループ・ウイズネス	10代の少女のためのガイド	明石書店
グループ・ウイズネス	子どものころに性虐待を受けた人のパートナーのためのガイド	明石書店
グループ・ウイズネス	親と教師のためのガイド 子どもの性的行動・きょうだい間の性虐待	明石書店
春原 由紀, 土屋 葉	保育者は幼児虐待にどうかかわるか 実態調査にみる苦悩と対応	大月書店
橋本 和明	虐待と非行臨床	創元社
橋本 泰子	虐待児の心理アセスメント 描画からトラウマを読みとる	ブレーン出版
広岡 智子	心の目で見る子ども虐待	草土文化
保育と虐待対応事例研究会	子ども虐待と保育園 事例研究と対応のポイント	ひとなる書房
穂積 純	拡がりゆく魂 虐待後遺症からの「回復」とは何か	高文研
石川 義之	親族による性的虐待 近親姦の実態と病理	ミネルヴァ書房
児童虐待防止対策支援・治療研究会	子ども・家族への支援・治療をするために—虐待を受けた子どもとその家族と向き合うあなたへ	日本児童福祉協会
亀口 憲治	家族力の根拠	ナカニシヤ出版
金子 龍太郎	傷ついた生命(いのち)を育む 虐待の連鎖を防ぐ新たな社会的養護	誠信書房
金 吉晴, 加藤 寛, 小西 聖子, 飛鳥井 望, 広幡 小百合	PTSD(心的外傷後ストレス障害)	星和書店
森岡 俊介, 宮本 信也, 佐藤 甫幸, 市川 信一	歯科医師の児童虐待理解のために	口腔保健協会
森田 ゆり	新・子どもの虐待 生きる力が侵されるとき	岩波書店
信田 さよ子, 上岡 陽江, シャナ・キャンベル	虐待という迷宮	春秋社
斉木 桂子	虐待 子から母への手紙	プランニングオフィスパピルス
才村 純, 葉 祥明	ぼくをたすけて 子どもを虐待から守るために	中央法規出版
坂田 仰	法律・判例で考える生徒指導 いじめ、体罰から出会い系サイト、児童虐待まで	学事出版
芹沢 俊介	家族という暴力	春秋社
杉山 春	ネグレクト 育児放棄—真奈ちゃんはなぜ死んだか	小学館
豊田 正義	家庭という病巣	新潮社
坪井 節子, 荒牧 重人	わたしの人権みんなの人権(2)いじめ、暴力、虐待から自分を守る	ポプラ社
堤 啓, 上里 一郎, 山中 康裕, 西村 良二	幼児虐待 実態とその後の発達段階における精神療法の実際	昭和堂
内越 言平	愛されるために生まれたのにね。	アイシーメディックス
鷺山 拓男, 全国保健師活動研究会	子どもの虐待と母子・精神保健 虐待問題にとりくむ人のための「覚え書き」	萌文社
山田 秀雄	Q&A ドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法解説	三省堂

2005年の児童虐待に関する書籍(和書)

著者・編者	書籍名	出版社
藤本 修	暴力・虐待・ハラスメント 人はなぜ暴力をふるうのか	ナカニシヤ出版
福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会, 安部 計彦	子ども虐待法律問題Q&A	第一法規
グループウィズネス	子どものころに性虐待を受けた女性のためのガイド	明石書店
グループウィズネス	性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド	明石書店
長谷川 博一	断ち切れ! 虐待の世代連鎖 子どもを守り、親をも癒す	樹花舎
東山 紘久, 伊藤 良子	遊戯療法と子どもの今	創元社
保坂 渉	虐待 沈黙を破った母親たち	岩波書店
飯田 邦男	虐待親への接近 家裁調査官の目と技法	民事法研究会
井上 真理子	ファミリー・バイオレンス 子ども虐待発生のメカニズム	晃洋書房
石田 勝之	子どもたちの悲鳴が聞こえる 児童虐待防止法ができるまで	中央公論事業出版
石川 瞭子	子どもの性虐待 スクールカウンセラーと教師のための手引き	誠信書房
柏女 霊峰	市町村発子ども家庭福祉 その制度と実践	ミネルヴァ書房
柏女 霊峰, 荒井 裕司, 平湯 真人, 栗原 直樹	児童虐待 防止のためのポイント	年友企画
加藤 曜子	市町村児童虐待防止ネットワーク 要保護児童対策地域協議会へ	日本加除出版
川平 那木	性虐待の父に育てられた少女(わたし) 蘇生への道	解放出版社
川田 昇	親権と子の利益	信山社
桐野 由美子, 石川 洋明	子どもの虐待防止とNGO 国際比較調査研究	明石書店
熊谷 文枝	アメリカの家庭内暴力と虐待 社会学的視点でひもとく人間関係	ミネルヴァ書房
黒川 昭登	児童虐待の心理治療 必要なのは「しつけ」より愛情	朱鷺書房
黒澤 礼子, 田上 不二夫	心身障害Q&A 児童虐待	黎明書房
楠 凡之	気になる子ども 気になる保護者 理解と援助のために	かもがわ出版
三島 亜紀子	児童虐待と動物虐待	青弓社
森 茂起	埋葬と亡霊 ト라우マ概念の再吟味	人文書院
村本 邦子, 前村 よう子, 西 順子	子ども虐待(いじめ)の防止力を育てる 子どもの権利とエンパワメント	三学出版
日本弁護士連合会子どもの権利委員会	子どもの虐待防止・法的実務マニュアル	明石書店
日本家族心理学会	家族間暴力のカウンセリング	金子書房
日本トラウマサイバーズユニオン	暴力家族で育ったあなたへ 自助グループで気づく回復力	解放出版社
小田 晋, 西村 由貴, 寺沢 英理子, 作田 明	DV(ドメスティック・バイオレンス)/不安神経症・パニック障害/児童虐待・親殺し	新書館
恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所	子ども虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版	有斐閣
才村 純	子ども虐待ソーシャルワーク論 制度と実践への考察	有斐閣
坂井 聖二, 奥山 真紀子, 井上 登生	子ども虐待の臨床 医学的診断と対応	南山堂
竹沢 宵子	ルナールの壁 虐待から救いたい	白泉社
渡辺 久子, 酒井 道子, 岩城 正光, 小久保 裕美	虐待 気づくべきこと、できること—保健室・医師・弁護士・臨床心理士・NPOから	農山漁村文化協会
山西 裕美	家庭内で起こる暴力とファミリーサポート 市民サポーターのエンパワメント	中央法規出版
	暴力を見つめる 社会福祉分野における専門職は何をすべきか	東京都社会福祉協議会

2006年の児童虐待に関する書籍(和書)

著者・編者	書籍名	出版社
粟津 美穂	ディーブ・ブルー—虐待を受けた子どもたちの成長と困難の記録 アメリカの児童保護ソーシャルワーク	太郎次郎社エディタス
千葉 喜久也	子ども虐待から親子再統合	福祉工房
原田 正文	子育ての変貌と次世代育成支援—兵庫レポートにみる子育て現場と子ども虐待予防	名古屋大学出版会
廣中 邦充, 杉山 由美子	見えない虐待	日本放送出版協会
市川 光太郎	児童虐待 イニシャルマネジメント—われわれはいかに関わるべきか	南江堂
石橋 翔空	グレイなオセロ—21世紀の常識と非常識と児童虐待	牧歌舎
加茂 陽	被虐待児童への支援論を学ぶために	世界思想社
兼田 智彦	学校の危機管理 虐待から子どもを守る—子どものサインをどう読み取るか	明治図書出版
川崎 二三彦	児童虐待—現場からの提言	岩波書店
小林 ゆうこ	「小さい人」を救えない国ニッポン—児童虐待と闘った祖父江文宏の遺言	ポプラ社
桃井 真里子	小児虐待 医学的対応マニュアル—医療現場で子どもを守るために	真興交易(株)医書出版部
森田 喜治	児童養護施設と被虐待児—施設内心理療法家からの提言	創元社
中島 早苗, 野川 未央, フリーザ チルドレンジャパン、ブレダ基金	フィリピンの少女ピア—性虐待をのりこえた軌跡	大月書店
佐伯 裕子	親子再生 虐待を乗り越えるために	小学館
佐藤 馨	子どもの人権—児童虐待と法的対応	新風舎
嶋崎 政男, すみもとななみ	「いや！」というよ！—性ぼうりょく・ぎゃくたいにあわない	あかね書房
田邊 泰美	イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク	明石書店
田澤 あけみ	20世紀児童福祉の展開—イギリス児童虐待防止の動向から探る	ドメス出版
東京弁護士会, 坪井 節子	お芝居から生まれた子どもシェルター ひとりぼっちじゃないよ	明石書店
上野 加代子, リーロイ・H・ベルト ン, 美馬 達哉, 山野 良一	児童虐待のポリティクス—「こころ」の問題から「社会」の問題へ	明石書店
鷲山 拓男	子どもの虐待と母子・精神保健—虐待問題にとりくむ人のための「覚え書き」	萌文社
山下 英三郎, 石井 小夜子	子ども虐待—今、学校・地域社会は何ができるか	現代書館
山崎 嘉久, 前田 清, 白石 淑江	ふだんのかかわりから始める子ども虐待防止&対応マニュアル	診断と治療社
	東京都内区市町村における児童虐待対応及び予防に関するアンケート報告書	東京都社会福祉協議会

表4 2000～2006年の児童虐待に関する書籍（訳書）

2000年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・訳書	書籍名	出版社
アンナ・ミチナー/著 実川 元子/訳	わたしは生まれかわる—虐待をうけた16歳の少女の手記	白水社
デイヴ・ペルザー/著 ニキ リンコ/訳	許す勇氣、生きる力	青山出版社
E.F.ロフタス, K.ケッチャム/著 仲真 紀子/訳	抑圧された記憶の神話—偽りの性的虐待の記憶をめぐる	誠信書房
ガンザレ R.C., ビュークリ B.J. 著 白波瀬 丈一郎 訳	近親姦に別れを—精神分析的集団精神療法の現場から	岩崎学術出版社
ジュディス・L.ハーマン/著 斎藤 学/訳	父-娘 近親姦—「家族」の闇を照らす	誠信書房
キャロル・スミス/著 古賀 林幸/訳	虐待家族の「仔」	講談社
リンダ・キャサリン・カッティング/著 田栗 美奈子/訳	メモリー・スリップ	青山出版社
マルタン・モネステイエ/著 吉田 春美, 花輪 照子/訳	図説 児童虐待全書	原書房
スティーブン・ファーマー/著 白根 伊登恵/訳	ほんとうの「私」のみつけかた—虐待する親のもとで育ったアダルトチルドレンのための自己成長プログラム	IFF出版部ヘルスワーク協会
スー・ウィリアム・シルバーマン/著 加藤 しおり/訳	虐待—ダイナとセレストとわたし	講談社

2001年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・訳者	書籍名	出版社
デイヴィッド・ジョーンズ/著 作田 明, 一前 春子/訳	児童性的虐待	世論時報社
ドナ・シルツ/著 高橋 朋子/訳	最初に愛があったから 虐待され心に傷を負った子どもたちを引き取って	花風社
F.G. クルーズ, L. エッセン/著 倭文 真智子/訳	虐待サバイバーの心理療法 成育史に沿った包括的アプローチ	金剛出版
ジル・ウィルソン/著 松村 京子/訳	子どもの虐待をなくすために 親になるための学校テキスト オーストラリア	東信堂
キース・N. リチャーズ/著 伊藤 由紀子/訳	ニューヨーク州児童虐待調査官	PHP研究所
ルイズ・ハート/著 Disk Potato House/訳	愛される親・愛されない親 虐待の連鎖を断ちきる方法	径書房
ロジャー・ディーン・カイザー・シニア/著 高橋 朋子/訳	「親に見捨てられた子」の手記	花風社
ロジャー・J. R. レヴェスク/著 萩原 重夫/訳	子どもの性的虐待と国際人権	明石書店
ステイシー・ヘレンズ/著 伊藤 友里/訳	性的虐待を受けた人のポジティブ・セックス・ガイド	明石書店

2002年の児童虐待に関する書籍(訳書)

著者・訳書	書籍名	出版社
アン・ルール/著 曾田 和子/訳	スモール・サクリフェイス(上) 虐待の連鎖	実業之日本社
アンソニー・G. ジョンソン/著 三浦 彊子/訳	翼をください 虐待・エイズ・孤独に勝った少年の手記	PHP研究所
ブライアン・コービー/著 萩原 重夫/訳	子ども虐待の歴史と理論	明石書店
イギリス保健省, イギリス教育雇用省, イギリス内務省/著 松本 伊知朗/訳	子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー 児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン	医学書院
キャシー・マルキオディ/著 角山 富雄, 白川 美也子/訳	被虐待児のアートセラピー 絵からきこえる子どものメッセージ	金剛出版
レオナード・シェンゴールド/著 寺沢 みづほ/訳	魂の殺害 虐待された子どもの心理学	青土社
ピア・メロディ/著 内田 恒久/訳	児童虐待と共依存 自己喪失の病	そうろん社
ロビン・E. クラーク, クリスティン・アダメック, ジュディス・フリーマン・クラーク/著 門脇 陽子, 萩原 重夫, 森田 由美/訳	子ども虐待問題百科事典	明石書店

2003年の児童虐待に関する書籍(訳書)

著者・訳書	書籍名	出版社
シンディー・L. ミラー=ペリン, ロビン・D. ペリン/著 伊藤 友里/訳	子ども虐待問題の理論と研究	明石書店
ドロタ・イワニェク/著 麻生 丸美, 桐野 由美子/訳	情緒的虐待/ネグレクトを受けた子ども 発見・アセスメント・介入	明石書店
ジェームズ・A. モンテリオン/著 加藤 和生/訳	児童虐待の発見と防止 親や先生のためのハンドブック	慶応義塾大学出版会
J. H. ハーヴェイ/著 和田 実, 増田 匡裕/編訳	喪失体験とトラウマ	北大路書房
ケヴィン・ルイス/著 大野 晶子/訳	キッド ぼくは虐待を生き抜いた	NHK出版
リンダ・ハリディ=サムナー/著 箱崎 幸恵/訳	リンダの祈り 性虐待というトラウマからあなたを救うために	集英社
マーク・A. ウィントン, バーバラ・A. マラ/著 岩崎 浩三/訳	児童虐待とネグレクト 学際的アプローチの実際	筒井書房
メアリー・エドナ・ヘルファ, リチャード・D. クルーグマン, ルース・S. ケンプ/編著 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター/監 坂井 聖二/監訳	虐待された子ども ザ・バタード・チャイルド	明石書店
パディ・ドイル/著 智田 貴子/訳	それでも、ぼくは死ななかつた 神に見捨てられた虐待の日々	アーティストハウス パブリッシャーズ
ヴァージニア・フリードマン, マルシア・モーガン, ライン・アンダーソン-インマン/著 西沢 哲/訳	性的虐待を受けた子どもから話を聞くには アナトミカル・ドールを使った面接法	トル出版部
W. ボーグ, R. フラゴー, D.L. アービン, R. プロドリック/著 藤川 洋子, 小沢 真嗣/監訳	子どもの面接ガイドブック 虐待を聞く技術	日本評論社

2004年の児童虐待に関する書籍(訳書)

著者・訳者	書籍名	出版社
アリス・ミラー/著 山下 公子/訳	闇からの目覚め 虐待の連鎖を断つ	新曜社
アンドリュー・ターネル, スティーブ・エドワーズ/著 白木 孝二, 井上 薫, 井上 直美/監訳	安全のサインを求めて 子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セイフティ・アプローチ	金剛出版
ベッセル・A. ヴァンダーコーク/編著 飛鳥井 望, 前田 正治, 元村 直靖/監訳	サイコロジカル・トラウマ	金剛出版
エドガー・W. バトラー, ジョー=エラン・ヒューブナー=ディ ミトリウス, ヒロシ・フクライ, リチャード・クルース/著 黒沢 香, 庭山 英雄/訳	マクマーチン裁判の深層 全米史上最長の子ども性的虐待事件裁判	北大路書房
インスー・キム・バーグ, スーザン・ケリー/著 桐田 弘江, 玉真 慎子, 住谷 祐子, 安長 由起美/訳	子ども虐待の解決 専門家のための援助と面接の技法	金剛出版
イヴ・クリピンスキー, ダナ・ウィーケル/著 上田 勢子/訳	ねえママ、どうして私のこと嫌いなの… 児童虐待—ある少女の死の記録より	PHP研究所
ジェーン・A. W. サツウロ, パット・A. ブラッドウェイ, ロベ ルタ・ラッセル/著 三輪 妙子/訳	男の子を性被害から守る本	築地書館
ジュリー・グレゴリー/著 細田 利江子, 寺尾 まち子/訳	Sickened 母に病気にされ続けたジュリー	竹書房
ケヴィン・ブラウン, マーティン・ハーバート/著 藪本 知二, 甲原 定房/訳	家族間暴力防止の基礎理論 暴力の連鎖を断ち切るには	明石書店
クリスティアン・D. イェンセン/著 山下 丈/訳	ぼくの話聞いてほしい 児童性的虐待からの再生	講談社
ローラ・デイヴィス/著 麻鳥 澄江, 鈴木 隆文/訳	もし大切な人が子どもの頃に性虐待にあっていたら ともに眠りともに笑う	青木書店
ランディ・バンクロフト, ジェイ・G. シルバーマン/著 幾島 幸子/訳	DVIにさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響	金剛出版
フィル・モロン/著 中村 裕子/訳	フロイトと作られた記憶	岩波書店
リチャード・マカン/著 寺尾 まち子/訳	ママが殺された。母を奪われ、父に「虐待」されたリチャード	竹書房
リチャード・ペルサー/著 佐竹 史子	ペルサー家 虐待の連鎖	ソニーマガジ ズ
ウェイン・セオドア, レスリー・アラン・ホーヴィッツ/著 村田 綾子/訳	ウェイン 虐待少年の“絶望”と“希望”の日々	竹書房

2005年の児童虐待に関する書籍(訳書)

著者・訳者	書籍名	出版社
ボビー・ケンディック, クララ・ローリー/著 内田 江里/訳	虐待を経験した家族が癒される家シダーハウス 児童虐待治療プログラム	星和書店
チルドレン・ソサエティ/著 堤 かなめ/監修 アジア女性センター/訳	虐待とドメスティック・バイオレンスのなかにいる子どもたちへ ひとりぼっちじゃないよ	明石書店
ハワード・ドウボヴィッツ, ダイアン・デバンフィリス/編著 庄司 順一/監訳	子ども虐待対応ハンドブック 通告から調査・介入そして終結まで	明石書店
ジェーン・エリオット/著 真喜志 順子/訳	囚われの少女ジェーン ドアに閉ざされた十七年の叫び	ソニーマガジズ
ジャネット・ケイ/著 桑原 洋子, 藤田 弘之/訳	児童虐待防止と学校の役割	信山社出版
ピーター・レイダー, シルヴィア・ダンカン/著 小林 美智子/訳	子どもが虐待で死ぬとき 虐待死亡事例の分析	明石書店
リチャード・B. ガートナー/著 宮地 尚子, 岩崎 直子/訳	少年への性的虐待 男性被害者の心的外傷と精神分析治療	作品社
ロバート・M. リース/著 郭 麗月/訳	虐待された子どもへの治療 精神保健、医療、法的対応から支援まで	明石書店
テリー・M. リヴィー, マイケル・オーランズ/著 藤岡 孝志, ATH研究会/訳	愛着障害と修復的愛着療法 児童虐待への対応	ミネルヴァ書房
ティム・ゲナール/著 橋 明美/訳	3歳で、ぼくは路上に捨てられた	ソフトバンククリエイティブ

2006年の児童虐待に関する書籍(訳書)

著者・訳者	書籍名	出版社
キャロル・エゴン＝ラミ/著 阪田 由美子, 中尾 裕子/訳	この地獄から、ぼくを助けて	竹書房
フランク・R・アシオン/著 横山 章光/訳	子どもが動物をいじめるとき—動物虐待の心理学	ビイングネットプレス
マーチン・H・タイチャー/著 友田 明美/訳	いやされない傷—児童虐待と傷ついていく脳	診断と治療社
メアリー・ボストン, ロレーヌ・スザー/著 平井 正三, 西村 富士子, 鶴飼 奈津子/訳	被虐待児の精神分析的な心理療法—タビストック・クリニックのアプローチ	金剛出版
ランディ・バンクロフト/著 白川 美也子, 阿部 尚美, 山崎 知克, 白倉 三紀子/訳	DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す—お母さんと支援者のためのガイド	明石書店
パメラ・D・シュルツ/著 颯田 あきら/訳	9人の児童性虐待者	牧野出版
レイモンド・M・ジャミオロスキー/著 水澤 都加佐/訳	わたしの家族はどこかへん?—機能不全家族で育つ・暮らす	大月書店
ロジャー・グッドマン/著 津崎 哲雄/訳	日本の児童養護 児童養護学への招待	明石書店

表 5 2000年雑誌特集号 文献詳細

I 特集に“虐待”と明示されているもの

雑誌名・巻号	特集タイトル	執筆者(職務・領域)
12月 児童養護 30(3)	第3回 児童養護セミナー 児童養護施設における被虐待児処遇の実際	北九州市児童相談所 弁護士 熊本大学医学部法医学教室 明治学院大学 指導員 主任指導員 指導員 北九州市児童相談所 弁護士 熊本大学医学部法医学教室
23月 心と社会 31(1)	第37回 精神保健シンポジウム茨城 増加する子ども・成人・高齢者への虐待を考える (特別講演)	安部計彦 井上滋子 恒成茂行 松原康雄 西町凌子 赤岩保博 永田雄三 安部計彦 井上滋子 恒成茂行
23月 心と社会 31(1)	第37回 精神保健シンポジウム茨城 増加する子ども・成人・高齢者への虐待を考える (特別講演)	家族機能研究所・精神科医 筑波大学医学部精神科 茨城県銚田地方福祉事務所 筑波大学・心身障害系 茨城県婦人相談員 東海大学健康科学部
33月 保健の科学 42(3)	虐待	医師 日本社会事業大学 全国婦人相談員連絡協議会 富山医科大学医学部看護学科 聖カタリナ女子大学 名古屋女子大学 東京大学大学院医学系 東洋大学社会学部
	(シンポジウム 児童虐待への理解) 児童養護施設と児童相談所の連携、及び心理士の活用について 弁護士の取り組みから 医療分野からの提言 児童虐待におけるネットワークの有効性 (ケース報告) 虐待を行なう親へのアプローチ トラウマを抱えた子どもと他の子ども集団との適応課題 問題行動を起こす子どもへの対応 (シンポジウムまとめ 児童養護施設における被虐待児処遇の課題) 不適応と思われる行動はその子なりに生き延びる道だった 窓口対応についても話し合っておくことが大切 自分の施設に役に立つ人を探してネットワークをつくってほしい 恒成茂行	斎藤 学 鈴木利人 中根泰子 宮本信也 菊池文子 田中莊司
	高齢者に見られる虐待 子どもの虐待—その現状と課題— 女性虐待と支援 高齢者虐待の現状と対策 中高年のセルフケア—とソーシャルサポート・ネットワーク 子ども虐待への介入—制度・執行・意識— 家族介護者への支援 障害者へのノーマライゼーション	今西 拓 西澤 哲 原田恵理子 谷口好美 藤辺 孟・佐々木信也 石川洋明 山本則子・杉下知子 天野マキ

雑誌名・巻号		執筆者(職務・領域)	
4	4月 家庭フォーラム 5	特集タイトル 子どもの虐待 (鼎談) 虐待の現状から見えてくるもの 安心して生活できる環境をー児童相談所の現状ー 働ついた親たちー虐待予防と子育て支援ー 周囲の熱意が救った母子の例ーポランティア体験よりー 忘れられないできごとーある園児の悲劇に遭遇してー	小本曾宏(淑徳大学)・広岡智子(子どもの虐待防止センター専門相談員)・ 川越見童相談所 赤沼幸子(千葉県警婦人補導員) 川越見童相談所 佐藤麻子 女性ライフサイケル研究所・臨床心理士 村本邦子 主任児童委員 元幼稚園長 宮下喜久子 吉野博子
5	5月 公衆衛生 64(5)	児童虐待の防止に向けて 児童虐待の歴史的考察 子どもの虐待の現状と子どもの虐待を巡る動き 子ども性的虐待の実態とその対策 児童虐待と保健所の役割 児童虐待と自治体の役割 児童虐待の電話相談 子どもの虐待防止に向けて	池田由子 鈴木敦子 福島富士子 宮本ふみ 津崎哲郎 原田美江子 楳井真里子 日本大学医学部精神科 大阪大学医学部・保健学科 国立公衆衛生院・看護 東京都多摩川保健所 大阪市中央児童相談所 多摩東村山保健所 自治医科大学・小児科学
6	7月 警察学論集 53(7)	警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法 「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策 ～米国での取組み～」の概要について ドメスティック・バイオレンスとの闘い及び被害者支援 ドメスティック・バイオレンス事件と検察及び警察の職責 米国のDV対策法制	青山彩子 エリザベス・シャイベル スーザン・ローラン 警察大学校 マサチューセッツ州検事 マサチューセッツ州検事補・DV対策課長 上智大学
7	8月 時の動き 44(8)	児童虐待を防ぐ (インタビュー) 関係機関の連携強化で社会全体で子どもを守り育てる環境づくり (施策の紹介) 児童虐待防止法の概要 児童虐待の現状及び虐待防止への課題と対策 (関係省庁の取組) 児童の保護に万全を期すための諸対策(警察庁)	眞野 章 厚生省児童家庭局長

雑誌名・巻号	特集タイトル	執筆者(職務・領域)
	青少年健全育成の観点から取り組む児童虐待問題(総務省) 人権擁護機関による児童虐待防止の取組(法務省) 児童虐待防止に向けた家庭・地域・学校での取組(文部省) 児童虐待に迅速・的確に対応(家庭裁判所での取組(最高裁判所) (随想) 児童虐待問題を我がこととして	日本子ども家庭総合研究所
8 9月	月刊学校教育相談 14(11) 子どもの虐待防止を考える (虐待されている子との関わり) 虐待されている小4・A君にどうかかわったか 家事と十一人姉妹の世話で疲れ果てたN子 子どもの虐待に学校はどう取り組んだか	才村 純 兼田智彦 中原美恵 原田直子 北野郷司
9	厚生 55(9) 児童虐待の防止等に関する法律の概要 (対談) 児童虐待防止法制定と今後の動向について 児童虐待防止等に関する法律について一法制定の経緯と概要一 児童心理療育施設「鳥取こども学園希望館」を訪ねて	山本真実(日本子ども家庭総合研究所)・小林和弘(厚生省児童家庭局)
10	10月 現代刑事法 2(10) 児童虐待の実態と対策 児童虐待防止の現代的意義と修正を必要とする作今の現状 児童虐待の現状と対策 児童虐待の実態分析 児童虐待の相談・訴訟の状況一弁護士立場から一 児童虐待の法的問題点一児童福祉法との関連を中心として一 児童虐待と刑事規制 児童虐待の早期発見のための対応策一通告義務を中心として一 児童虐待防止法の成立とその課題	中谷瞳子 池田泰昭 内山翔子 影山秀人 萩原玉味 瀬川 晃 岩井 昌子 後藤弘子 日本生命倫理学会会長 警察庁生活安全局少年課 科学警察研究所 弁護士 明治大学 同志社大学 専修大学 富士短期大学
11	11月 PERINATAL CARE 19(13) 虐待から子どもを守りたい！そして親も守りたい！ 小児科医から見た小児虐待 法医学におけるこども虐待への対応 地域保健におけるこども虐待への対応 周産期指導と小児虐待の予防	岡本伸彦 福永龍繁 山田和子 田中都代子 大阪府立母子保健総合医療センター・小児科医 三重大学・法医学 国立公衆衛生院・保健師 大阪府立母子保健総合医療センター・助産師

雑誌名・巻号		執筆者(職務・領域)	
	特集タイトル	大阪府中央児童相談所 春陽法律事務所 河野外科医院	
12月	ジュリスト 1188	小児虐待における児童相談所の役割 小児虐待に対する法的実務と問題点 諸外国にみる小児虐待の現状とわが国の展望	津崎哲郎 石田文三 河野朗久
12月	福祉労働 89	児童虐待の実態と対応 児童虐待をめぐる法政策と課題 児童虐待防止等に関する法律と厚生省の取組みについて 児童虐待と親権の制限 児童虐待問題への刑事規制のあり方 被虐待児の心理とケア 自治体・民間団体の取組み—児童相談所の対応実態を中心にして— アメリカ法から見た児童虐待防止法	石川稔 野崎伸一 吉田恒雄 岩井宣子 池田由子 津崎哲郎 樋口範雄
12月	母子保健情報 42	障害者・子どもへの虐待を止められるか 幼児虐待はなぜ増える？ 臨床現場からの報告 児童相談所現場から 児童養護施設の現場から 児童福祉施設の被虐待児への対応と施設内虐待防止について 無認可保育所「スマイル大和ホーム」での虐待・死亡事件について 知的障害者虐待事件を考える 養護学校の虐待について—高等養護学校の現場から考える	山本勝美 安部計彦 福島一雄 井上仁 蟹沢道子 副島洋明 篠崎俊博
12月	母子保健情報 42	虐待をめぐって 児童虐待防止法の施行にあたって 児童虐待の認識の歴史と取組み (家庭内暴力の現状と課題) 子ども虐待 夫・恋人からの暴力 夫・恋人からの暴力～シエルターの実践 高齢者虐待 児童虐待対策の現状と課題、その解決方向について 児童虐待と児童相談所 「児童虐待防止等に関する法律」の概要と残された課題 「児童虐待防止等に関する法律」及び関係通知等の概要	眞野 章 池田由子 庄司順一 戒能民江 福島啓子 荒木乳根子 才村 純 川崎二三彦 平湯真人 前橋信和
		大阪府中央児童相談所 春陽法律事務所 河野外科医院	大阪府中央児童相談所 春陽法律事務所 河野外科医院
		上智大学 厚生省児童家庭局 駿河台大学 専修大学 国立精神神経センター 精神保健研究所名譽所員 (精神科医)	上智大学 厚生省児童家庭局 駿河台大学 専修大学 国立精神神経センター 精神保健研究所名譽所員 (精神科医)
		大阪府中央児童相談所 東京大学	大阪府中央児童相談所 東京大学
		保健所・乳幼児心理相談カウンセラー— 北九州市児童相談所 社会福祉法人共生会希望の家施設長、 全国児童養護施設協議会会長 児童自立支援施設・東京都説明学園 神奈川ネットワーク運動 弁護士 教員	保健所・乳幼児心理相談カウンセラー— 北九州市児童相談所 社会福祉法人共生会希望の家施設長、 全国児童養護施設協議会会長 児童自立支援施設・東京都説明学園 神奈川ネットワーク運動 弁護士 教員
		厚生省児童家庭局長 日本子どもの虐待防止研究会	厚生省児童家庭局長 日本子どもの虐待防止研究会
		母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 お茶の水女子大学 かながわ・女のスペースみずら 調布学園短期大学 母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 京都府京都児童相談所 弁護士 厚生省児童家庭局	母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 お茶の水女子大学 かながわ・女のスペースみずら 調布学園短期大学 母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 京都府京都児童相談所 弁護士 厚生省児童家庭局

児童虐待と発生予防	松井一郎・谷村雅子	国立小児医療研究センター
性的搾取の実態と被害児童への対応	北山秋雄	長野県立看護大学
児童虐待と心のケア	奥山眞紀子	埼玉県立小児医療センター保健発達部精神科医長
施設内虐待と子ども権利擁護サービス	高橋重宏	母子愛育会日本子ども家庭総合研究所
虐待された子どもたちの自立支援	森 望	大分大学
児童養護施設内での自立支援に向けてのプレーセラーの実践	森田喜治	聖家族の家
地域ネットワークの取組み	安部計彦	北九州市児童相談所判定係長
(民間活動の現状と課題)		
「児童虐待防止協会」の活動	平田佳子	児童虐待防止協会委員 コーディネーター
「社会福祉法人 子ども虐待防止センター」の活動	龍野陽子	社会福祉法人 子ども虐待防止センター専任相談員
(第一線レポート～早期発見・早期対応に向けて～)		
産科医	末岡 浩・吉村泰典	慶応義塾大学医学部
助産婦	長谷川貴久美	開業助産師
小児科医	小泉武宣	群馬県立小児医療センター
保健婦	徳永雅子	世田谷保健所保健師
児童福祉司	赤井兼太・吉川敬子・ 石谷英治・油谷 豊	大阪府堺子ども家庭センター
保育士	猪俣 祥	平塚保育園園長
養護教諭	阿部伊織	和光第三中学校養護教諭
(コラム)		
1. 児童相談所における児童虐待相談処理件数		
2. 児童相談所に置ける児童虐待相談の処理状況報告		
3. 児童虐待に対する児童相談所の取組みの実態		
(資料)		
①「児童虐待防止等に関する法律(平成12年法律第82号)		
②「児童虐待防止等に関する法律」に対する附帯決議		
③「児童虐待防止等に関する法律」の施行について (厚生省)		
④「児童虐待防止等に関する法律」の施行について(通知) (文部省)		
⑤「児童虐待防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について (警察庁)		
(トピックス)		
「健やか親子21」は21世紀の母子保健ビジョン	平山宗宏	日本子ども家庭総合研究所

雑誌名・巻号		執筆者(職務・領域)	
15	12月 月刊福祉 83(14)	特集タイトル 虐待問題を考える (レポート)	淑徳大学 柏女霊峰 臼井キミカ 才村 純 副島洋明 松沢待子・米田弘枝 家常 恵(大谷大学)・副田あけみ(東京都立大学)・野沢和広(毎日新聞) ・細井雅男(高崎経済大学)・柏女霊峰(淑徳大学)
		特集の視点 (レポート) 虐待者へのインタビュー調査から見た在宅高齢者虐待の要因 児童虐待対策の現状と課題 障害者虐待を考えるための視点 暴力は犯罪である (座談会) 虐待問題の視点と福祉専門職に求められるもの (提言) 早期発見と適切な介入のために 何よりもまず相手を互いに知ることから 児童虐待問題と警察～連携をスムーズに進めるために～ 家庭裁判所の手続きと虐待問題に関する若干の課題 慎重にアクセスしてほしい民間シエルトターのサポートシステム 希薄な連携のなかに解決の糸口はない	徳永雅子 野地聡子 遊間千秋 富山 豊 平川和子 新井由利子 世田谷保健所 調布市立緑が丘小学校養護教諭 千葉県警察少年センター 東京家庭裁判所調査官 東京フェミニンセラピーセンター 主任児童委員
II		”虐待”とは明示されていないものの、近接領域に関する特集	
1	4月 世界の児童と母性 48	90年代の子ども家庭福祉を振り返る	
2	教育と医学 48(8)	よりよい子育てのためのメンタルヘルス	
3	11月 教育と医学 48(11)	家庭における暴力	
4	11月 児童青年精神医学と その近接領域	福祉と法に関するセミナー「子ども虐待」	
5	12月 Psiko 1(2)	トラウマの研究	
III		日本子どもの虐待防止研究会JaSPCANの発行している学術総合誌	
1	6月 「子どもの虐待とネグレクト」2(1)	第5回学術集会(栃木大会)	
2	12月 「子どもの虐待とネグレクト」2(2)	特集1 児童養護施設を考える 特集2 児童虐待防止法をめぐって	

補足 (近接領域詳細)

4月 世界の子どもの児童と母性 48 特集「90年代の子ども家庭福祉を振り返る」
90年代の子ども家庭福祉を振り返る
政策制度実践—イギリスを中心に—
子ども権利条約の10年と制度改革
子育て支援施策

エンゼルプラン・児童育成計画(地方版エンゼルプラン)の意義と実態
児童福祉法改正の到達点と課題
子ども家庭福祉サービス供給体制の改革と評価
90年代教育改革の特徴と今後
1990年代の児童福祉施設の動向と課題
走り始めた子ども権利擁護システム

児童虐待対策
新たな社会資源の登場
ひとり親家族福祉の現状と展望—90年代を中心として—
外国籍・無国籍児
90年代の教育と今後の展望
21世紀に向けた子ども家庭福祉の課題
資料編: 90年代を振り返る

*教育と医学 48(8)

よりよい子育てのためのメンタルヘルス
子育て文化への歴史的視点
少子化と子育て
子育て相談ネットワークについて考える
子育てメンタルヘルスと心理相談
子育ての精神医学
子育てと夫婦の関係
子どもと共に育つ子育て
育児支援と小児科医
産後うつ病と子育て
子育ての破綻と子ども虐待

11月 *児童青年精神医学と
その近接領域41(5)

福祉と法に関するセミナー:「子ども虐待」
児童相談所の現状と当面する課題
「児童虐待防止ネットワーク事業」と連携のこれから
児童虐待の現状と厚生省の取り組み

福田垂穂(明治学院大)

児童権利条約・社会福祉構造改革
・エンゼルプラン・児童福祉法の実質的大改正

松原康雄(明治学院大・福祉分野)

児童権利条約
・自治体地域NPO地域における子ども権利保障
子育て支援ニーズ・施策

栢尾 勲(立正大学)

緊高保育対策5カ年事業
福祉施設最低基準
児童福祉施設入所措置 地方間移譲・措置制度改革

山本真実(日本子ども家庭総合研究所)

竹中哲夫(日本福祉大学・社会福祉)

柏女薫峰(淑徳大学・社会福祉)

汐見稔幸(東京大学・教育)

米永 清(元法務省)

横堀昌子(青山女子短期大学・児童教育学)

中谷茂一(聖学院大学)

子どもの権利ノート・アドボカシー
・オンブズパーソン

小林美智子(大阪府立母子保健総合医療センター)

新保幸男(愛知教育大学)

湯澤直美(立教大学)

花崎みさを(野の花の家・施設長)

穂養啓子(昭和女子大学)

野澤正子(龍谷大学)

村田典子(流通経済大学社会学部)

家族の多様化・ひとり親

アドボカシー・子どもの最善の利益

保科 清(小児科医)

小嶋 秀夫(京都学園大学)

鈴木 榮(名古屋大学)

山崎 晃(広島大学)

田中千穂子(東京大学)

石川憲彦(静岡大学保健管理センター)

神原文子(相愛大学)

柴田愛子(りんこの木子どもクラブ)

吉永陽一郎(聖マリア病院母子総合医療センター)

上田基子・山下洋・吉田敬子(九州大学・精神科児童研究室)

松井一郎・谷村雅子(国立小児医療研究センター)

家村昭矩(北海道函館児童相談所)

松本伊智郎(子ども虐待防止委員会)

前橋信和(厚生省児童家庭局)

11月 *教育と医学 48(11)

家庭における暴力

〔巻頭言〕家庭内暴力をなくすには—システム・情報論から考える—
家族の中の暴力
家庭内における暴力行為 (Violence in the home) と子ども達
—児童虐待の観点から—
ドメスティック・バイオレンス—親密な男女間の暴力—
非行少年にみる暴力性とその家庭
高齢社会と老人虐待
子どもの虐待と地域ネットワーク作り
家庭における暴力—暴力の被害者への援助—
家庭内暴力に対する児童相談所の取り組みと今後の課題
子どもたちに「安心・自信・自由」の権利を
子どもが傷つく言葉

小林 登 (国立小児病院)
清水将之 (三重県立小児心療センター—あすなる学園)
井上登生 (井上小児科医院)

中村博文 (京都文教大学心理臨床センター)
萩原恵三 (元東京少年鑑別所)
杉井潤子 (奈良教育大学教育学部)
鈴宮寛子 (博多市博多保健所)
石井朝子 (武蔵野女子大学心理臨床センター)
安部計彦 (北九州市児童相談所)
高木美砂子 (ふくおかCAP)
宮里 香 (九州大学大学院人間環境学府)

12月 Psiko 1(2)

トラウマの研究

阪神・淡路大震災がもたらしたトラウマ
心の傷と「癒し」の思想—トラウマの精神歴史学—
トラウマ理論の盛衰に見る社会的背景
—強い人間観と弱い人間観とどちらが支配的か—
犯罪被害者ケアの成り立ち
心の傷に言葉を与えること—トラウマと声—
ベトナム帰還兵とトラウマ 政府による「裏切り」
—米国が立ち返るべき政治的教訓—
トラウマ・ブームの背景にあるもの
虐待による心の傷は癒せるのか
トラウマの心理経済学

岩井圭司 (兵庫教育大学)
小田 晋 (国際医療福祉大学)
和田秀樹 (精神科医)
諸澤英道 (常磐大学)
下河辺美知子 (成蹊大学)
キャンシー・カルース
(米国エモリー大学)
斎藤 哲 (精神科医)
西澤 哲 (大阪大学)
砂木浩之 (佐賀医科大学)

第3章 情緒障害児短期治療施設研究紀要『心理治療と治療教育』の分析

はじめに

情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設）は、1962（S.37）年に岡山県立津島児童学院、静岡県立吉原林間学園、大阪市立児童院の3施設でスタートをきり、年々増設され、現在は全国に31施設（2007年8月現在）が設置されている。これは、情短施設への社会的ニーズの高まり、2000年の厚生省の「健やか親子21検討会報告書」発表で、2010年までに全ての都道府県に情短施設を設置する方針が明らかにされたことの影響もあろう。特に近年、児童虐待問題が社会問題として大きく取り上げられ、情短施設は処遇困難な被虐待児の心理的ケアの場として高い期待を寄せられている。

そこで、1989年から発行され始めた情短施設研究紀要『心理治療と治療教育』第1巻から第17巻（2006）を中心に、どのように児童虐待問題が情短施設において取り上げられ、被虐待児への心理的ケアを担うようになってきたかを概観する。それに先立ち、まず前史として、1980年代半ばの情短施設の傾向、情短施設の対象児童の変化及び、全国情短施設職員研修会の内容一覧の傾向を捉えることとする。

I 前史

1. 1980年代半ばの傾向

情短施設研究紀要出版以前の情短施設についての研究は、全国情緒障害児短期治療施設協議会・杉山信作編（1990）の『子どもの心を育てる生活—チームワークによる治療の実際』にまとめられている。ここでは、その文献を中心に、1980年代半ば頃の情短施設における被虐待児及び養護児童について概観する。

本文献の対象となっているのは11施設であり、「六章 グラフでみる『情短』の動向」の執筆をした高田広之進氏は各施設の平均年齢、中学生以上の割合、平均在籍期間、実父母のいる児の割合、不登校の割合等（1985年10月現在のデータ）の特徴をふまえて、三つの群に分けている。その分類によると、①「年少であり、『盗み・持ち出し』など『反社会的行動』が多く、実父母と住む子どもの少ない」3施設（大阪市立児童院、岡山県立津島児童学院、愛知県立ならわ学園）、②「中間群」として5施設（小松島子どもの家、長野県諏訪湖健康学園、静岡県立吉原林間学園、名古屋市くすのき学園、京都市青葉寮）③「年長であり、『不登校』など『非社会的行動』が多く、実父母と住む子どもの多い」3施設（広島市愛育園、山口県みほり学園、兵庫県立清水が丘学園）とある。この分類を念頭に、以下、各施設の各テーマに従った自らの施設についての記述と合わせて、「虐待」「養護」という視点から考察する。

(1) ③に分類されている3施設について

高田により③の「年長であり、『不登校』など『非社会的行動』が多く、実父母と住む子どもの多い施設」に分類されているのは、広島市愛育園、山口県みほり学園、兵庫県立清水が丘学園の3施設

である。この3施設は、中学生以上が75%以上、不登校及び実父母がいる割合が半数以上であるのが特徴的である。各施設の記述からも、中学生の不登校や対象児童の年長化に関心が向いていたことが読みとれた。その中でも広島市愛育園は、全国の情短の中で最も年長化した施設であったことが報告されており（杉山他,1987）、特に中学生へのケアや年長化が中心的なテーマであったと考えられた。一方、虐待ケースや養護ケースについての記述は全く見られなかった。

(2) ①と②に分類されている8施設について

次に、①と②に分類されている8施設をみると、意識的に養護ケースをすでに受け入れて治療をしている施設と、事例やデータから要養護児や被虐待児がすでに存在していただろうと思われる施設があった。養護ケースをすでに意識的に受け入れていた施設として、大阪市立児童院（①）、名古屋市くすのき学園（②）、小松島子どもの家（③）の3施設を挙げることが出来る。一方、残りの5施設は、データの内訳は様々であるが、事例に養護ケース、被虐待児であると推測されるものが挙げられていた。そこで、前者3施設と後者5施設をそれぞれ詳細に見ていく。

① 意識的に養護ケースをすでに受け入れて治療をしていた3施設

a) 大阪市立児童院（①に分類）

大阪市立児童院は、実父母のいる児の割合はわずか10%で、不登校の割合に至っては0%であった。当時（1985年半ば）の傾向として、反社会的行動の増加、要養護児童の増加、在院期間の長期化を挙げ、親から捨てられたり虐待を受けた子が入所児の多数を占めていると述べ、事例を挙げている。そして、要養護児の特徴として、対人関係における信頼感の欠如、それに基づく満足感のなさ、気分変動の激しさを挙げ、一方、被虐待児の特徴として、他者からの愛情や慰めを求めつつ、結局は受け入れられないであろうという諦め、裏切られることを怖れての攻撃性の強さ、激しいアクティング・アウトを挙げている。記述や事例から、要養護児は現行定義のネグレクトを含み、被虐待児は身体的虐待を受けた児童であると理解できる。当時から、児童の各々の特徴を踏まえて、「要養護児や被虐待児のように、養育基盤の希薄なケースは治療期間が長期化しがちである（p.38）」ため、生活指導が重要になると指摘していることは、注目に値する。

b) 名古屋市くすのき学園（②）

名古屋市くすのき学園では開設（1973.6）以来、養護児童のケアを要請する児童相談所に対して、家族治療との並行が児童の心理治療には重要との考えから養護ケースには消極的であったが、在籍児童確保の必要に迫られ1978年から受け入れを開始し、ほぼ半数を占めるに至ったという経緯を記述している。「養護施設で不適応が目立った児童や、処遇困難を予測される児童をいったん学園でケアして、あらためて養護施設に施設変更していくことも学園の役割のひとつとなった（p.106）」と述べている。また、今後の情短施設について以下のように述べていることも、現在の情短施設の現状を考えると、先見の目を持って児童の治療に早くから取り組んできたことが分かる。

「現在は、登校拒否を主訴とする中学生が情短の入園児の多くを占めている。しかし、この傾向がいつまでも続くかはわからない……。近年の不登校の急増は、伝統的な公教育システムが社会の実情に合わなくなっていることのあらわれだが、教育行政がそれを直視して、制度をもう少し現実に適ったものにすれば、かなり解決するだろう。事実、くすのき学園へ入園を希望する不登校児のある部分は狭義の心理療法というよりも、バイパススクール的な援助を期待してやって来ている。この決して少なくない部分は、公教育がより柔軟に多様化すれば、必ずしも情短施設を必要としなくなるだろう。代わりに、より重い神経症症状や心身症、対人関係の深い不調和などに悩まされる思春期児童の心理治療が多く求められてくるかもしれない。入園児童はいつそう多彩になるだろう。精神科児童思春期病棟により近い内容になっていくと予測できる。(p.113)」

c) 小松島子どもの家 (㉔)

最後に、小松島子どもの家についてであるが、当施設は民間で初めての情短施設である。その歴史は長く、明治30年代末に米国人宣教師により開設された社会事業を起源とし、その後日本人に受け継がれ、戦争浮浪児の救済、戦後は児童養護施設として活動している。1976年に情緒障害児のための児童養護施設として独立し、1979年に情短施設になった。児童養護施設と情短施設との比較について、子どもの家のセラピストであった米川文男氏は、「我々の過去20年間の資料からも養護児童の約6割は (a) 精神的虐待くきられる／ことばでけなされる／いじめられる> (b) 身体的虐待く過激なしつけ／なぐる／ひっぱる等を含む>を体験しており、またそれ以前に夫婦関係において (c) 身体的虐待児の夫婦にはおおくは妻への虐待がみられる。しかし情短では、親が児童の非行や症状を制止するために暴力をふるう以外には (b) は一般的ではない。(杉山他,1987)」と述べている。つまり、この頃から、ネグレクトを含む養護児童及び、身体的虐待児、精神的虐待児、ドメスティック・バイオレンス (DV) の目撃による心理的虐待児が治療対象になっていたことが分かる。養護施設では対応しきれない児童の心理治療が中核になっていると、考えられた。

また、関口ら (1988) は、1988年7月1日現在入所中の児童29名 (男15名、女14名) を対象に虐待歴の有無について分析している。この研究では、身体的暴行のみを対象としており、その理由として「保護の怠慢ないし拒否、いわゆる遺棄 (Neglect), と心理的虐待は、情緒障害児短期治療施設という施設の特徴でもあるが、ほぼ全例に見られる (p.83)」と述べられている。そして、入所時点で虐待が把握されたのはわずか5例であったが、児童虐待の可能性を念頭に慎重な事情聴取の結果、虐待歴が新たに判明したものが14例もあったと報告している。非行などの行動化を伴う虐待は比較的把握されやすいが、不登校や情緒不安定の場合には症状に目がいき、背景にある虐待が見過ごされやすいと指摘し、児童虐待が隠されている可能性を念頭においた相談・治療に当たるべき時期になってきていると述べている。

以上に述べてきたように、この3施設は1980年代半ばから、現代でいう身体的虐待やネグレクトを受けた被虐待児を含む養護児童を受け入れ、その治療を実践してきていたことが分かる。

② 事例やデータから養護児童及び被虐待児がすでに存在していただろうと思われた5施設

残りの5施設（京都市青葉寮、長野県諏訪湖健康学園、静岡県立吉原林間学園、岡山県立津島児童学院、愛知県立ならわ学園）は、各々の担当の記述においては、中学生や不登校の増加を挙げているものの、現代の被虐待児に相当すると推測される事例等も挙げられていたり、高田のデータによると実父母のいる割合や不登校の割合が過半数であったりと、それぞれ多様で、一概に中学生の不登校が多数を占めるとも、養護児童を多数占めるとも言えなかった。

京都市青葉寮は中学生以上の割合や不登校が半数以上であるが、治療についての事例をみると、「愛情剥奪症候群」と診断されている児童や、「母親は、二人目の弟を出産した後、生まれつきの病弱さと育児の負担が重なり、寝たり起きたりの生活の中で、育児放棄の状態に陥っていた（p.177）」「彼女の行動に、母親はますますいらだちを深め、自分自身の世話の至らない罪悪感をみえすいた嘘でごまかそうとしたり、それが無理になると、子どもを置いて家を出ていってしまうことがたびたび起きた（p.177）」などの記述のある、盗みを主訴とした児童について挙げられていた。

また、長野県諏訪湖健康学園と静岡県立吉原林間学園では、中学生の増加を挙げるとともに、家庭基盤の壊れた児童の入所の増加についても触れている。静岡県立林間学園は、治療についての事例として、「喘息発作、家庭内暴力、登校拒否、拒食」を特徴とした児童を挙げている。「父親はギャンブル好きで真面目に働かず、経済的には母方実家から援助を受ける生活ぶりです夫婦喧嘩も絶えなかった。また父親のN男への暴力が、N男が幼児の頃からあり、N男が中学一年の時にはN男の目を蹴り、あやうく失明するところだった。このような家庭環境の中でN男は母方祖父の中に父親像を見出し、よくかわいがられたという。母親は子どもに対して愛情はあったが、きちんとした躾はできず物を買って与えるだけの養育だったようである（p.215）」等の記述があることから家庭の養育基盤の弱さが推測されるものの、そういった視点からの考察はなかった。

岡山県立津島児童学院は、高田は②に分類しているが、記述からは傾向が見出すことが難しかった。中学生以上は20%以下、実父母のいる児童の割合は30%以下、不登校の割合は36%以下である。「小さい時から父親に虐待された（p.130）」という事例を挙げているが、1985年以降は中学生の登校拒否児を多数含む非社会的問題を抱える児童が過半数に増加と述べており、その内容詳細は分からない。特に、養護ケースや虐待ケースについての特筆はなく、その実態は定かではないが、データからは高田が分類したように要養護児童が多かったのではないかと推測された。

愛知県立ならわ学園も、高田は②に分類している。データからは、中学生以上と実父母のいる児童の割合は40%以下であり、不登校も過半数であるが、記述のテーマが「思春期のつまづき—親子のあらたなる出会いを求めて」となっているため、不登校の中学生の治療、家族治療に焦点化して述べられていた。そのため、養護ケースが存在することは確かであろうがその実態や施設の意識がどうであったかは分からなかった。しかし、注目されてはいないものの、一定数要養護児童が入所していたと推測される。

(3) まとめ

1980年代半ばの傾向について、上記から、①不登校中学生を中心にケアをしている施設と養護ケースの治療を中心にしている施設と大きく2つに区別することができ、いくつかの施設は両方の児童が共に増加傾向にあったのではないかと推測されること、②当時は不登校中学生の増加が多く施設の関心の的であったこと、③特定の施設を除いては要養護児童や被虐待児の心理的ケアについては注目していなかったこと、④身体的虐待を「虐待」「被虐待児」、ネグレクトを「愛情剥奪」、そして「要養護児」はネグレクトを含む用語として使われていたこと、が挙げられよう。

この頃から意識的に被虐待児を含む要養護児童を受け入れていた3施設をまとめると、現行の定義でいう身体的虐待、ネグレクトの被虐待児のそれぞれの特徴をとらえ、治療を実施してきていたことが分かった。また、児童養護施設で対処しきれず措置変更されてきた処遇困難な被虐待児の心理治療の場として機能していた。このように、多くの施設において不登校児童の入所が増加し対象児の年長化を問題として取り上げているなか、被虐待児や要養護児童の治療を長年蓄積してきた施設があることが分かった。

2. 対象児の変化について

ここでは、対象児の変化について述べられている研究をまとめ、要養護児童や被虐待児がいつ頃から注目されはじめたのかという概観を捉えてみる。

愛知県立ならわ学園長及び、全国情短施設協議会長を勤められた伊藤方一氏は、紀要第8・9合併号(1998)記載の論文『今、情緒障害児短期治療施設に求められるもの—情短施設30年の歩みと21世紀への展望と課題—』において、情短施設の対象児童の変遷の歴史について述べている。それによると、昭和37年度厚生白書により「情緒障害とは、家庭等における人間関係からの反応性によるものや器質的・遺伝体質的障害から生じる心理的歪みを有する児童」と定義付けたことから、1962年の情短施設発足当初は、「年少非行児・自閉症・てんかん・非社会的不適応・軽度精神薄弱等々、雑多な不適応症状を持つ児童が入所(p.5)」してきた。1967年の中央児童福祉審議会答申により現行の定義がなされ、不登校児童の増加・注目と相まって、不登校児童の入所率が高まり、1970年頃から従来の神経症タイプの不登校児に未熟タイプの不登校児が混ざって入所し始めた。1980年から中学生の在園が開始され、1988年には中学生の入所が50%を越え、1991年には、厚生省が口答で中学生の在園を認めるに至った。1991年より家庭養護に欠ける不適応児童の入所が増加し始め、被虐待児の入所率も高まり始めた。1995年には、被虐待児は児童養護施設へ、オウムの子達は児童養護施設が適当、等の厚生省の発言があったものの、オウム真理教の施設から保護された児童の治療施設として情短施設が活用された。

大阪市立児童院では、元院長であり大阪市中央児童相談所長も勤めていた林脩三氏が、紀要第4号(1992)の座談会『情短施設30年の歴史をふりかえって』において、10周年の1972年頃の施設運営上の大きな変化の一つとして、「養護性の強い障害児を受け入れるようになったこと(p.39)」と挙げている。生熊淳之介氏ら(1990)も、「開設から十年近くは、家庭環境が良好な非社会的行動を主訴と

する児童が中心で、保護者も積極的に治療に参加し、退（院）園後は大部分が家庭復帰することができた。（中略）その後次第に養護性の高い反社会的行動を主訴とする児童の増加が続き生活指導にかなりのウエイトがかかるようになってきている（p.28）」と述べている。また、開設当初からのセラピストであった谷口行子氏（1990）は、1960年代はいわゆる神経症的不登校児が多く治療を受けていたが、1970年代からは反社会的問題行動を持つ児童が増え、そして「より神経症的側面の多い子どもたちが集まり、崩壊家庭、いわゆる離婚、再婚家庭が増え（p.134）」、「幼児期の母親剥奪体験をもつ子どもが多くなり、母性的なものへの再依存や関係の修正などする必要のあることが明確になった（p.134）」と当時を振り返っている。同じく児童院セラピストであった奥紀子氏（1976）による事例報告「母親の愛情を知らない被虐待児が収容治療によって信頼感を回復していった例」^{（注1）}は、その典型事例とも言えよう。岡山県立津島児童学院の川上雅司氏ら（2005）によると、大阪市立児童院では、1962年から1975年までは児童の退所先が家庭引取りが81.3%、他施設が18.7%であったが、1985年には家庭引き取りは25%、他施設は75%になったとの報告もある。以上のことから、大阪市立児童院では1972年頃から被虐待児を含む養護ケースを積極的に受け入れ、治療を施してきていたことが分かった。

岡山県立津島児童学院では、浅原和孝氏ら（1990）によると、S.40年代前半（1965～70年）は養護性の強い反社会的問題行動のある児童が増加し、それ以後も運営上の関係で一時的に養護児童を受け入れることも多くなってきた、と述べている。また、川上ら（2005）は、1962年から1971年までは「反社会的行動」と「非社会的行動」が同程度出現しており、1972年から1981年までは盗みを中心とした「反社会的行動」が主流となり、1982年から1991年では不登校を中心とした「非社会的行動」が主流となり、1992年から2002年には被虐待を中心とした「不適切な養育・対応」が主流になると報告している。また、いずれの時代でも、児童の退所先は家庭引取りが高い割合で、児童養護施設への措置変更は2割程度であるとも述べている。これらのことから、岡山県立津島児童学院は、伊藤が報告したような対象児童の変遷に近い経緯を辿ってきたことが分かる。

3. 全国情短施設職員研修会の内容一覧から

紀要には、1965年の第1回から2002年の第39回までの全国情短施設職員研修会の内容一覧が載せられている。内容までは記載されていないため、題目しか知り得ないが、「虐待」「養護」をキーワードにして概観する。

（1）1989年以前

1989年以前では、題目に「虐待」とある研究発表は2事例であり、両者とも大阪市立児童院による

（注1）生後数ヶ月で実母に捨てられ、その後もあちこちタライ廻しにされ、暴力団組員の実父やその知人から激しい身体的虐待を受けた男児の事例である。1972年2月に保護され、小学1年生になる同年4月に大阪市立児童院に入所した。心理治療を担当した女性セラピストは、「母性的なもの」を出来るだけ満たすために退行を口唇期まですすめ、人間に対する信頼感を回復させていった。そして、入所以来1年で、小規模の児童養護施設に移って行った。

ものであった。一つ目は1982年の第19回研修会で、「被虐待児の自己不全感からの回復」、もう一つは1985年の発表「一被虐待児Hとその親へのかかわり」であった。「養護」をキーワードとすると、3つの研究発表が挙げられる。まず、1979年の第16回での兵庫県立清水が丘学園による発表「養護児童を通しての一考察」である。次に、京都市青葉寮が1980年、第17回に「養護性の強い一事例—情緒障害児短期治療施設はどこまで関われるか—」という題目で発表している。そして、1983年の第20回に、大阪市立児童院によって「数多くの問題行動をもつ養護児童の処遇をめぐって」が報告されている。一方、「学校恐怖」「登校拒否」「不登校」をキーワードにすると、1989年までに41の研究発表ないし報告がされており、3回の特別講演が開催されていた。また、「中学生」を題目に含むのは1975年以前は見られないが、それ以後1989年までに24の研究発表がある。これらと比較しても、被虐待児や要養護児童に焦点を当てた報告や発表が少なかったことが分かる。

(2) 1990年以降

1990年以降、児童虐待についての講演が初めて行われたのは1993年の第30回の研修会であり、東京都精神医学総合研究所の手塚一朗氏による「児童虐待—家族の中の暴力、今何が起きているか—」というテーマであった。その後、2000年の第37回と、2001年の第38回に、子どものトラウマ、児童虐待をテーマにした特別公開講演会が行われていた。また、分科会をみると、1992年に小松島子どもの家によって「親の暴力を怖れて家出を繰り返した子どもの事例」、1994年に大阪市立児童院による「養護施設より引き取り後、両親の虐待をうけた双生児姉妹の入所治療」、小松島子どもの家による「父親からの虐待を背景に非行を繰り返した子どもの事例」が報告されている。そして、1997年には大阪府中央児童相談所の津崎哲郎氏が「被虐待児へのチームケアについて—大阪市におけるネットワークと実践—」というテーマで分科会を行っており、1998年から2002年までは毎年、被虐待児の事例が報告されていた（1998年：横浜いずみ学園「お母さんのタコ焼が一番おいしいと語る被虐待女児I子の事例」、小松島子どもの家「混乱著しい、教護性を抱えた被虐待・家庭内暴力の女児例」；1999年：静岡県立林間学園「継父から虐待を受けて入所したN子」、兵庫県立清水が丘学園「幼少時に虐待（放置）を受けた小学生女児の事例—父親の別居と親権の行方—」；2000年：愛知県立ならわ学園「怒りを押さえきれない男児の事例」、希望の杜（大阪）「『守ってほしかった』と語ったK子の事例」；2001年：小松島子どもの家「かわいくしたダッコちゃん」、名古屋市くすのき学園「Yくんをめぐる家族援助と他機関連携」；2002年：静岡県立吉原林間学園「大人を信頼できないA子の事例について」）。

(3) まとめ

上記のことから、以下のことが考えられる。①1989年以前は養護や虐待ケースより、圧倒的に不登校や中学生の処遇が報告されており、関心が向いていたことが確認できる。②1989年以前は「養護」「虐待」をキーワードとして挙げてくる研究発表をしているのは、全て関西の情短施設であったことが特徴的であった。特に、大阪市立児童院のみが早くから「虐待」という言葉を使用し、報告して

いた。③1990年から1997年までは、1993年に「児童虐待」をテーマにした講演が実施されたり1997年に分科会が開かれているものの、報告ケース数は決して多いとは言えず、多くの施設において養護ケースや虐待ケースには注目していなかったのではないかと考えられる。報告している施設も、大阪市立児童院と小松島子どもの家の2施設のみであったのが特徴的であった。④1998年からは、毎年虐待事例が報告されており、報告する施設も様々になっていることから、虐待ケースや養護ケースが注目され始めたかと推測された。

II 『心理治療と治療教育』—情緒障害児短期治療施設研究紀要—から

Iで捉えられた1980年代半ばの情短施設の傾向、対象児の変化、全国情短施設職員研修会の一覧から推測されたことを踏まえて、以下、研究紀要『心理治療と治療教育』の文献を、情短施設における児童虐待問題への取り組みという視点から概観する。その際、第7号(1996)までと第8・9号(1998)からとで区切って考察を試みる。なぜなら、第8・9合併号において初めて「児童虐待」をテーマにした特集が組まれているからであり、それ以前とそれ以後を比較することによって、その変化を捉えることができると考えたからである。この1998年は、全国情短施設職員研究会において、毎年被虐待児の事例が報告され始めた年とも一致する。

1. 第1号(1989)から第7号(1996)まで

(1) 児童虐待をテーマにした論文

第7号までに児童虐待をテーマにした特集や講演記録、事例報告研究の記載はなかった。児童虐待をテーマにしているのは、第6号(1995)の1研究論文、第7号の1エッセイのみであった。

前者の研究論文は、大阪市立児童院のセラピストであった中寫眞知子氏による『被虐待児の実態—虐待要因と課題』である。本研究において中寫は、昭和58年度の厚生省調査における児童虐待の定義(国際児童虐待常任委員会「家庭における不当な扱い」の定義に基づく)に従い、1994年2月1日現在、大阪市立児童院に在籍する28名(男23名、女5名)の児童について虐待と考えられる事例を抽出し、虐待の型及び状況、性別、学年、児童院入所児の学年と直接の主訴、主たる虐待者、家族構成、処遇上の問題点等を明らかにしている。調査によると、被虐待事例は23例(身体的虐待:6例、心理的虐待:3例、養育の怠慢・拒否:14例)あり、全体の82%を占めていた。そして、身体的虐待、心理的虐待、養育の怠慢・拒否と分類された事例を一事例ずつ紹介している。中寫は、「今回の調査では、乳幼児期に親と離れて生活していた事例が4分3近くの高い割合で認められたが、これについても、単なる物理的な分離という問題ではなく、それが親子の心理的分離につながった時に親子関係のひずみが虐待の要因のひとつになるのではないだろうか(p.111)」と考察している。

後者のエッセイは、元名古屋市くすのき学園長の滝川一廣氏(精神科医)による『児童虐待問題に寄せて』である。これは、前述の中寫による研究報告の報告を受けてのものである。滝川(1996)は、

「児童虐待の防止活動に早くから取り組まれた大阪の土壌や大阪市立児童院の伝統を考え合わせても、在籍児童の8割以上が被虐待児の数字には驚かされた。意外な多さへの驚きではなく、やっぱり、

すでにここまできているかという驚きである。他の情短施設でも被虐待児は増えてくるにちがいない。たとえ主訴は「被虐待」でなくても、生活史を洗うと虐待の既往が浮び上がってくる事例も少なくないだろう。私の未来予測では、被虐待児のメンタルケアこそが今後の情短施設の大きな役割と課題になってくると思う。いや、もうなっているのだというのが児童院からの報告である。(p.71)」

と述べている。そして、児童虐待は現代社会で発生率自体が高まったのではなく、戦前から存在してはいたが、「児童虐待」という概念がなかったことを指摘し、「児童虐待とは、『現代の家族病理』とか『現代社会の病理』というよりも、昔からあり続けてきた普遍的な現象とみるほうが妥当かもしれない (p.71)」と述べている。この視点は、前報告（保坂他,2004；2005；2006）において継続的に明らかにしてきた視点と共通する。また、児童虐待を「親の監護能力の欠如」という視点のみで見て、子どもを社会全体の平均水準よりも低い養育機能しか持ち合わせていない養護施設等へ措置すれば事足りるとしがちである日本の児童福祉の現状を指摘している。そして、情短施設の持ち合わせる専門性を考えると、被虐待児への対応は今後、「情短施設が果たすべき社会的役割の方向を示唆している (p.73)」と述べている。

(2) 報告事例について

次に、研究論文や事例研究で報告されている事例内容に目を向ける。すると、「虐待」との記述があったり、生育歴から現行の児童虐待の定義に当てはまるのではないかと思われたものが、6事例あったので、以下に挙げる。

第2号（1990）からは2論文挙げられよう。一つ目は、名古屋市くすのき学園の児童が通う名古屋市立立川名中学校教諭であった後藤昭人氏による『造形活動をとおしてみた子供たち』である。これは、小学5年生の男児を対象に、発達課題に沿って自己表現していく過程に対応した、プラモデル作成や粘土遊びなどの造形活動を通した指導段階の実践を報告したものである。この対象男児の主訴は、「継母子関係不調、家出、万引き等」と記してある。生育歴をみると、父親は「淡々としていて、妻子に対する思いやりが感じられない (p.30)」、実母は子供の世話をせず、本児が3才の時に離婚。小学1年生の時には、実母に父方実家近くの駅に置き去りにされた。継母は実娘をかわいがり、本児は全くかまわれておらず家出しても真剣に探そうとはしない、とある。もう一つも、名古屋市くすのき学園による『何度も親に捨てられてきた喘息Y子の事例—情短施設のプレイルームの中で—』で、セラピストの村田寛子氏が報告している。生育歴によると、父親は行方不明、母親は度々家出を繰り返した後、児童相談所へ来所して本児を置き去りにしたまま行方不明になっている。児童養護施設から情短施設へ入所してきたケースである。両者とも、母親に置き去りにされるという経験しており、現行定義のネグレクトに相当するのではないかと考えられた。

第3号（1991）では、名古屋市児童福祉センターの増田一二三氏（看護婦）による『情緒障害児短期治療施設（くすのき学園）における看護者の役割について—入園児の健康教育を通して—』において、1983年から1990年までのギョウ虫（+）であった児童について調査した結果、「ギョウ虫（+）の児童は園児に均等に分布するのではなく（特に入所時に（+）の児童に注意）、園児の中でも家庭

の生活基盤に問題があり、乳幼児期からきわめて不安定な養育環境におかれた児童（いわゆる「養護性児童」）に多い（p.52）」という特徴を明らかにしている。感染反復児の特徴として、指しゃぶり、爪噛み等の習癖があることを挙げ、そうした児童の「生活歴をたどると、乳幼児期から放置、虐待の既往があり、乳児院など施設入所歴をもっている。母性的養育を剥奪されてきた児童、精神分析的に言えば、「口唇」的な愛情に深い飢えのある子どもたちと考えられる（p.52）」と記述している。また、治療看護経過について3症例を挙げているが、全て被虐待児であることが推測される。症例1の児童の生育歴によると、「幼児期より排便のしつけがされてない」「母親は子どもを育てることがめんどろとの事で、家事はほとんどやらず、毎日パチンコに出かけていた（離乳食はなにもやらなかった）」などの記述があり、弟妹は児童養護施設に入所している。症例2は、「被虐待児」と記載してあり、乳幼児期からの父親の虐待、母親の家出が記されている。症例3では、父親との関係についての詳細な記述はないものの、母親は家出し行方不明であった。本児をひきとった父と継母の家庭でトラブルがあり一時保護所へ入所している。

第4号（1992）では、3事例報告のうち2事例が「虐待」という言葉は使われていないものの、今日でいう「児童虐待」事例ではないかと考えられた。一つは、大阪市立児童院の生島博之氏（セラピスト）による『放浪する一少年Kの内的世界について（その1）』である。これは、放浪癖があること、授業中落ちつきがないこと、言葉づかいが不明瞭、夜尿と頻尿があることを主訴に入所した児童の治療経過を報告した論文である。その生育歴によると、「母親は子どもがあまり好きではなく、双生児で手がかかることもあり、妹は世話するもKの世話は父親や祖母に任せることが多かったとのことで、Kを抱いたり外に出すことも少なく、寝かせておくことが多かった（p.102）」「父親は、放浪するKを厳しくせっかんし、傷ができるほどたたいたが、Kの放浪は少しも改善しなかった（p.103）」等の記述がみられる。このような記述から、現行の定義に当てはめると、身体的虐待のケースではないかと考えられた。もう一つは、1992年全国情短施設職員研修会、心理部会、事例検討記録である。『愛情剥奪体験をもつKくんとプレイの過程』という題目で、大阪市立児童院のセラピスト武田宣子氏が発表し、大正大学カウンセリング研究所教授の村瀬嘉代子氏がコメントしている。報告事例の対象児は小学3年生の男児で、主訴は「万引きなどの行動が頻繁にあって、お母さんの出産をひかえて、家庭での養育が困難だということで児相に相談にこられたケース」である。生育史によると、Kが生後一ヶ月時に、母親は育児のノイローゼになり自殺未遂をし、その後乳児院、施設で育っている。また、「アルコール依存もあって、育児に不安が強く何度も家出を繰り返し（p.122）」ている。本児が小学校就学にあたり、自宅引き取りをしている。家庭の養育基盤が弱い養護性の高いケースであると考えられた。

第7号（1996）では、大阪市立児童院の今井幸子氏（保母）による『情緒障害児への音楽活動の試み—うたう・踊る・リズム活動の実践報告』が挙げられる。音楽活動を通して一つの事例を報告しており、それは被虐待児の事例であった。主訴は「被虐待の疑いがもたれ、こぶ、あざ、やけどの跡あり。食事も十分に与えられていない。過食、夜尿、虚言等あり。」であった。今井は「最近の傾向として虐待を受けてきた児童の入所が増え、それに伴う集団指導、個別指導の難しさを一層痛感してい

る (p.20)」と述べている。現行定義で、身体的虐待とネグレクトに相当すると考えられた。

上記から、6 事例全てが大阪市立児童院もしくは名古屋市くすのき学園の報告であることが分かる。このことから、この2施設においては、この頃から処遇困難な被虐待児や要養護児童の心理的治療と場として機能していたことが明確になった。また、共通して、現在の「身体的虐待」は「虐待」、「ネグレクト」は「愛情剥奪」「放置」「要養護児童」などの用語を使用していたことも、特徴的であった。

(3) 養護ケース増加について述べた論文

第7号では、横浜いずみ学園の四方燿子氏らによる『情緒障害児短期治療施設における対象年齢制限の問題』が記載されている。これは、対象年齢制限が現実とそぐわなくなっている現状の一つの要因として養護性の問題の大きい児童の入所の増加を指摘している。以下は、横浜いずみ学園の対象児童についての、特に養護性について述べている記述部分の抜粋である。

「主訴は不登校であってもその根に養護性の問題を持つものなどが増えている。養護性の強い心理的不調（不登校、家庭内暴力等）を有する児童の受け入れは極めて難しく、心理的な援助機能を持つ情短への期待は大きい。その結果、虐待等を含む養護性の問題の大きい児童の入所が増えている（当学園1995年2月現在、在園44人中25人）。

（中略）

養護性の定義も時代と共に変遷しており、現在、全国調査が進められているが、当学園で養護性と考えられるものは以下の要件である。

- A、経済的な事由や両親の知的な問題等からくる家族の養育能力不足
- B、養育者からの拒否または遺棄
- C、家族による身体的性的虐待
- D、養育者の精神障害等で子どもの成長を著しく阻害するような親子関係（例えば、母親が子どもが自分から離れて行くことに不安が強く、子どもの自発的行動を強く制限してしまう結果、子どもの成長が阻害されるなど）(p.97-98)」

このように、現在の児童虐待の定義に当てはまる児童の入所が増加していること、さらにそのような児童への場合、根深い心理的問題を有しているため根気強い指導・治療が必要になり、育ち直しの期間が長期必要であることを指摘し、家族調整の困難さの問題も加わり、「短期」治療を目的としている法定義にそぐわなくなっている」と述べている。

また、横浜いずみ学園のセラピストであった高田治氏（現園長）は、第5号（1994）の座談会『情短施設の未来を見つめて』においても、今後の情短施設では被虐待児や家庭の基盤が弱い子が増えてくるのではないかと予想している。

この頃は、1992年には在園期間6ヶ月未満が20%をきるという報告もあり（伊藤,1998）、在園期間長期化が指摘されていたが、これら報告からも、その背景に要養護児童の入所増加があったことが推測される。その中でも横浜いずみ学園は、早急にその傾向をとらえ対応を始めていたことが分かった。

2. 紀要第8・9合併号(1998)から第17号(2006)まで

情短施設では、「おおむね12歳未満」の児童を対象としていることから中学生の入所について議論が交わされたり、1991年には厚生省が口答で「中学生の在園を容認」との発言があったりと対象児童の年齢制限については問題になっていた。教護院(現、児童自立支援施設)との合併の話題が厚生省の意向として話題になったことで、1996年には全国情短施設協議会は厚生省に「近未来像」を提出し、1997年6月に児童福祉法が一部改正され、1998年4月から施行された。この改正の骨子は、「要保護児童対策」から「児童・家庭自立支援対策」への転換を図ったものであった(伊藤,1998)。それにより、情短施設については「おおむね12歳未満」が削除され、20歳まで対応できることとなった。

このような情短施設において法的に変更があったこの年に発行された紀要である第8・9合併号(1998)では、2つ特集が組まれている。一つは、「児童福祉法改正と情短施設の将来展望」をテーマにしたもので、もう一つの特集テーマは「被虐待児の処遇」であった。この第8・9合併号において初めて「児童虐待」をテーマにした特集が生まれ、第10号(1999)でも「被虐待児の処遇Ⅱ」というテーマで特集が組まれている。そして、2000年に児童虐待防止法が成立したことも加味してか、第12号(2001)から第17号(2006)まではいずれも、講演録として「児童虐待」に関係する講演の記録が記載されている。また、被虐待児の事例も次々と報告され始めた。

(1) 特集「被虐待児の処遇」と「被虐待児の処遇Ⅱ」

第8・9合併号では、横浜いずみ学園の四方耀子氏らによる『情緒障害児短期治療施設における被虐待児の治療』と、岡山県立津島児童学院の服部隆彰氏による『情緒障害児短期治療施設における被虐待児』が記載されている。

前者の報告では、被虐待の結果として身体生理的問題、心理的問題、行動上の問題が重複して起こり、安定した対人関係が持てない等の被虐待児特有の特徴とその処遇の困難さについて指摘している。さらに、情短施設が心理職、児童精神科医、看護師の配置が定められていることから、被虐待児の治療に適した施設であると述べている。

四方らは、Hermanの心的外傷からの回復過程「安全感の確立」「服喪追悼」「通常生活との再結合」の3つの段階を、被虐待児も治療過程において経ていると経験から得た。そして、Hermanの回復過程を参考に、入所までの段階「入園への動機づけ」「守られた感覚の確保」(「安全感の確立」)、「学園を自分の生活の場にする」「自分の過去を振り返る」(「服喪追悼」の2つの側面)、「社会に向けて」(「通常生活との再結合」)の5つの観点から、それぞれ事例を挙げて検討・考察している。それらの考察から、以下5点を指摘している。(1) 子どもと信頼関係を築いていくために、子どもに制限を押し付けるのではなく、子どもと話し合い検討していく職員の姿勢の必要性、(2) 職員が子どもに巻き込まれ混乱することを避けるために、職員の独自性を尊重し、かつまとまりと相互の連携が自然にとれる治療チームを作っていく必要性、(3) 子ども同士の影響を考慮し、他児と関わる力が育っておらずトラブルの多い被虐待児たちの子ども集団が、ある程度安定した集団を保つための工夫の必要性、(4) 虐待した親を一方的に責めるのではなく、困難であるが親の思いを大事にし支えていき、

また、子どもの親への思いをしっかりと汲み、互いが程よい親子関係を納得できるように支えていく必要性、(5) 児童相談所や警察等との関連機関の治療への理解と協力の必要性。

岡山県立津島児童学院の服部は、学院の被虐待児の現状、保護者の特徴について報告している。さらに、事例から身体的虐待と、不適切な保護ないし拒否との相違点についても検討している。報告によると、被虐待が主訴の児童と、それ以外の主訴での入所であるが生育歴や家庭環境から虐待に近いと考えられる児童のケースを含めると、入所児童（平成8年4月1日から平成9年6月30日の間に在籍した全児童54名）の51%（28名）であった。虐待の分類は、全国児童相談所長会（1996）での定義に従っている。内訳は、主訴被虐待17名（31%）、被虐待と考えられる事例11名（20%）、身体的虐待16名、不適切な保護ないし怠慢9名、性的虐待1名、心理的虐待2名であった。そして、無差別的愛着傾向を示す身体的虐待事例、PTSDを示す身体的虐待事例、虐待関係の反復傾向を示す不適切な保護の事例の3つ挙げている。保護者の特徴として、身体的虐待の保護者は家庭引取りを強硬に主張することを挙げ、虐待の世代間伝達の可能性が想像されると述べている。一方、不適切な保護の場合は、生活保護を受給している等を挙げている。

第10号（1999）の特集では、愛知県立ならわ学園の那須野康成氏（治療主査）による『被虐待児への臨床動作法適用の治療過程』、大阪府東大阪子ども家庭センター地域育成室の木村百合氏による『大阪府子ども家庭センターにおける虐待への取り組み』、児童虐待防止協会の川本典子氏による『被虐待児の処遇—子どもの虐待ホットラインの実践より—』が記載されている。那須野氏は、両親、義兄、実兄から身体的虐待を受けた小学6年生男児へ臨床動作法を施した治療過程を通して、動作法が有効なアプローチの一方法であることを報告している。木村氏は、大阪府の児童虐待への取り組みや現状、具体的な対応法について記述している。川本氏は、1990年に大阪で設立された児童虐待防止協会と同時に開設された、電話相談「子ども虐待ホットライン」の活動内容や機能、事例を交えた対応方法について述べている。

(2) 被虐待児の事例を扱った研究論文、実践報告及び事例研究報告

被虐待児の事例を扱った報告として、以下の8論文が挙げられる。

第13号（2002）では、兵庫県立清水が丘学園の野田愛氏（心理治療士）らによる『A子が家庭に戻るまで—被虐待児童の入所治療での取り組み—』（身体的虐待）。第14号（2003）の、大阪市立児童院の長屋正男氏らによる『総合環境療法の取り組み—ある小学生男児の入所治療について—』（主訴は「一時帰宅時の家庭と養護施設からの金品持ち出し、児童養護施設での職員に対する反抗的態度、他児とのトラブル」であり、ネグレクト・心理的虐待のケース）である。第15号（2004）では、愛知県立ならわ学園の井上真弓氏（心理員）による『アクティング・アウトを繰り返すA子—合意・動機づけの重要性』（主訴は「万引き・窃盗」の身体的・心理的虐待のケース）と、こどもL.E.C.センターの井出智博氏らによる『生活場面を活かしたセラピー—こどもL.E.C.センターにおける3年間の実践—』の3報告（養護ケース、養護・性的虐待のケース、身体的虐待ケース）。そして第17号（2006）では、さざなみ学園の若林亮氏（セラピスト）らによる『試験的個別プログラム—人間関係トレーニング』

(主訴が祖母からの身体的虐待) と、静岡県立吉原林間学園の江上千恵氏による『発達障害児に関する治療効果と入所期間の長期化による弊害—事例からの一考察』(主訴「身体的・心理的虐待、集団不適応」のケース)、ことりさわ学園の澤田史香氏(心理療法士)による『思春期の悩み・葛藤を支えて—リストカットを繰り返すA子—』(主訴が被虐待で、心理的虐待と性的虐待疑いのケース)、あゆみの丘の福井伸弥氏(児童指導員)による『あゆみの丘の性問題について』であった。これは、施設内で性トラブルを起した児童のケースで、2ケースのうち1ケースが身体的虐待であると考えられた。

第7号以前と比較したところ、第8・9合併号以降の報告の特徴として、主訴が「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」と明記してあるものや、もしくは主訴が「盗み」などであったとしても「被虐待児」と記述されていたことが挙げられる。つまり、被虐待児であると認識されていたことが伺える。これは、2000年に児童虐待防止法の成立により「児童虐待」が定義されたことの影響も考えられよう。「愛情剥奪」などの用語は一切見られなかった。また、第11号(2002)以降、論文や事例報告のはじめに最近の傾向として、養護ケースや被虐待児の入所が増加してきていると記述しているものが多いことも特徴としてあげられよう。

(3) 大阪市立児童院による報告

ここでは、早期から虐待ケースや養護ケースの治療を行ってきた大阪市立児童院の報告に焦点を当てて、取り上げる。

① 構造化された活動

大阪市立児童院は、この期間に多くの研究・実践報告を行っており、その大きな柱は、子どもの活動の構造化についてであった。これらは、被虐待児の入所が多いことを前提に、心理治療と生活指導としての子どもの活動の展開という情短施設の本来の目的を踏まえ、トラウマによって汚されることのないスポーツや芸術活動を提出することにより、活動の経験がトラウマの影響を軽減し、施設内の過度の混乱を防ぐことができるのではないかという視点に立ち、その方法として「構造化」された活動の試行・検討を行っている。

岡本文人氏(治療係員)ら(2000)は、構造化された活動の特徴を2つ挙げている。一つは、他児への嫌がらせといった問題解決などの具体的な「目的が明確に規定されていること」である。もう一つは、「その明確に規定された目的を達成するために、具体的な活動のプログラムが設定されていること」であり、つまり、自然発生的な遊びや活動ではなく、時間や場所、活動内容が前もって決められている特別な活動として位置付けることである。岡本らは「構造化された子どもの活動とは、明確な目的と具体的な活動プログラムによって展開される問題解決のプロセスである(p.47)」と述べている。そして、構造化された活動のステップを、①目標の設定、②教示、③活動の実施、④フィード・バック、の4つに大きく分けている。①の目標の設定では、対象となる子ども集団の問題やニーズを分析し活動内容を決定すること、比較的取り組みやすい問題を選定すること、目的は1つに限定

して出来るだけ具体的に設定すべきである、と説明している。②教示では、子ども達が十分に活動目的とプロセスを理解できるように、どのような活動であるのか、なぜ行うのか、その手順などを説明する必要性を述べている。③活動の実施では、活動内容は基本的には子どもが興味を持って楽しめるものがよいこと、設定された目的を達成するために最も適した活動が選定されるべきであること、を挙げている。最後の、④フィード・バックでは、活動を振り返り、良かった点や改善すべき点を具体的にフィード・バックされる。その際、基本的には肯定的な内容のフィード・バックが中心になるべきであるが、実際の活動では改善点が多く出てき、それに対しては、こうしたら改善できるという具体的な代替行為を示すことが効果的である、と述べている。そして、このような構造化された活動プログラムの実施場面における子どもの行動特徴や、運営上の基本的問題点についての整理を目的に、情短施設における構造化された活動プログラム開発のための基本的情報を得るために実験的観察を行っている。それにより、大きく2つのことを見出している。一つは、「一般的な注意事項として、子どもの集団活動を組織するときの職員側の準備の問題、行動に移す前の指示の出し方、行動に移ったときのコントロールのポイントと、予想外の事態での職員側の柔軟かつ的確な判断、終了の仕方など (p.52)」を挙げている。被虐待児は場面依存性が高いため、自分の基準で気分や行動の切り替えをするのが難しいため、活動前の職員側の積極的な切り替え策が必要となることも述べている。二つ目は、活動に参加した児童のプログラムへの評価についてである。子ども達はこのプログラムを楽しんでいたが、岡本らは、それが施設における日常生活の貧しさからきている可能性の強さを強調している。つまり、

「観察者が、特に彼らの楽しみを目的として用意したものではない今回の取り組みでさえ、彼らにとっては大きな楽しみになってしまうということである。それだけ、彼らが過ごす施設での日常生活が、刺激に乏しい貧しいものでありうることを反省してみる必要がある。

この貧しさは、本来の心理療法の時間でさえ、それが本来持つべき意味合いが薄れ、「プレイ」と呼ばれる数少ない楽しみ場、単なる遊びの場へと変えてしまう。(中略)このような事態を考慮して、子どもたちの生活そのものに、集団活動を通じて、充実感を与えることを考えていかななくてはならない。(p.52-53)」

と述べている。

次に、指導係の岩上高志氏(2002)は、構造化した活動として行ったサッカークラブの活動を報告している。同様に、岩上ら(2003)では演劇クラブの活動について報告している。さらに、岩上ら(2004)は、サッカークラブ活動と演劇クラブ活動の影響を、虐待を受けた子ども達が示す問題行動として広く認知され、被虐待児がしばしば診断される行為障害の診断基準に含まれたり、愛着障害の子どもたちの主要な症状として取り上げられる4つの問題行動(無断外出、衝動的とび出し、器物破損、盗み・万引き)を指標にして、量的・質的に検討している。

これらの研究報告から、大阪市立児童院では、他施設において被虐待児の入所増加が意識され始めた頃、すでに被虐待児の入所児が多数を占めるという前提で、構造化された活動の開発が試みられていたことが分かる。

② 保護者への対応

一方、宮井研治（臨床心理職員）ら（2006）による『大阪市立児童院における保護者担当の動き』では、保護者担当者の役割について検討している。児童院では、子ども担当と保護者担当は異なるセラピストが担当するシステムになっており、保護者担当者に求められることは、狭義の心理カウンセリングでなく家族と子どもの調整役としてのケースワークが中心になる、と述べている。そして、その役割として以下のように記述している。

「児童相談所は、虐待する親から子どもを分離する機関であり、親に虐待児事実を突きつけて、養育の修正を迫らなければならないという責任を負っている。児相のケースワーカーは、受容的に親に関わろうとしても、それだけでは済まされない立場におかれている。子どもを親の承諾なく一時保護をした後で、いかに丁寧に親と信頼関係を作ろうと心を砕いても、親には子どもを奪われたという恨みが残っており、関係修復が難しい面がある。けれども、子どもの引き受け先である施設に対しては、児相に比べて親の攻撃が向きにくい。だからこそ、「親担」は親と児相をつなぐ役割を担えるという強みがある。セラピストという立場を活かして、児童相談所と協力しながらケースワークをすることが「親担」であると思われる。（p.68-69）」

児童相談所ケースワーカーの保護者対応への葛藤はかねてから言われており（津崎,1992；岡田,2001；川崎,2006）、検討の余地があるものの、この視点は新たな方向性を示唆するものであろうと思われた。

（4）生活場面における被虐待児への援助

かつての情短施設では、心理治療と生活指導を明確に区別していたため、日常生活にセラピストが介入することは稀であった。しかし、近年は生活指導の重要性が注目されている。第5号（1994）の座談会『情短施設の未来を見つめて』において、兵庫県立清水が丘学園のセラピストである八木修司氏は「最近では、セラピストも生活の中に入り、かつてリデルがやっていた生活場面面接等をどんどんして、学園生活で起こってくるいろいろな問題を取り上げて子どもと話をしています。（中略）昔は、個別の心理治療と生活は分けていたと言うことがありましたね。セラピストは生活場面では、出来るだけ出会わない。今はそういうことをしていません。（p.20）」と述べている。その後も、生活臨床に焦点を当てた論文などは、安田（1996）、高田（1999）、四方（2002）、中司（2003；2004）と多くある。ここではその中で、被虐待児など、家庭の養育基盤が弱い子ども達を念頭に置いた生活臨床のあり方について述べている高田治氏（1999）の論文と四方燿子氏（2002）の講演録を取り上げる。

第10号の『生活場면을治療的に吟味するための試論—乳幼児期の親子関係に関する視点より』において、横浜いずみ学園の高田（1999）は、被虐待児などの対応から乳幼児期に育てられるはずの人間関係が育っていないのではと感じさせられることが多く、職員との関係からその得られなかったものを得られるかもしれないとの考えから、Sternの理論を紹介している。そして、Sternの理論から養育者との関係を考える際に「間主観的關係」「情動調律」といった概念が重要になり、職員とともにい

ることを快いと期待していない子ども達が、「快い『他者と共にある自己の感覚』を多く経験し、職員的情動調律により生気情動の共有を多く味わい、職員と言葉の意味を共有できるようになることが治療の目標になる (p.38)」と述べている。

元横浜いずみ学園園長の四方(2000)は、第13号の講演録『今求められる情短施設の生活指導について』において、被虐待児などの人生の早期から深い問題を抱えた子どもへの生活臨床のあり方について述べている。まず、子どもへの援助が難しくなっている5点、①言葉がなかなか通じないなど人との関係が作ることが出来ない子どもが増えていること、②子どもの集団の揺れ動きが非常に大きいこと、③家庭の問題と子どもの深い問題により治療期間が長期化していること、④子ども達の年齢幅が広がっていること、⑤帰省が出来ないなど子どもが増えるなど家庭の抱える問題も深刻化していること、を挙げている。そして、それを踏まえた治療目標として、①子ども達が安心した生活の場を提供していくこと、②職員や子ども達とのつきあい方を育てていくこと、③子どもの自主性や有力感を育てること、を挙げ、そのための援助の工夫を述べている。食事を居室でとるなど、集団の刺激から子どもを守る工夫や、制限されることをおびえる被虐待児が起こすトラブルに対してカンファレンスを通してチーム全体で関わっていく重要性など、具体的な例を提示しながら説明している。最後に、日常的な関わりについても、被虐待児の特徴である高い警戒心や特有の身体的感覚などを捉えた上での関わり方などを述べている。

このように横浜いずみ学園では、被虐待児などの家庭の養育基盤の弱い子ども達への援助として、「育ち直し」の場を重要視し、生活場面を治療的に生かすこと、そのためにどのような工夫や対応が必要であるかが吟味され、実践されてきていた。

Ⅲ 考察

以上のように、情短施設研究紀要『心理治療と治療教育』の第1号から第17号を中心に、特に1980年代後半から近年までの、情短施設における「児童虐待」について概観してきた。それにより、以下の5つの特徴が浮び上がってきた。

1. 早くから被虐待児童及び要養護児童の治療をしていた施設

一つは、大阪市立児童院、名古屋市くすのき学園、小松島子どもの家の3施設は、早くから要養護児童を受け入れて、継続的に、その治療に積極的に取り組んできたことが分かった。特に、大阪市立児童院は、家庭基盤の弱い、もしくは崩れてしまっている児童への心理的ケアを、1970年代から継続して行ってきたことが明らかになった。前報告(保坂他,2006)でも、大阪は早期から児童虐待問題に取り組んでいたと述べたが、情短施設においても早くから被虐待児の心理的ケアに取り組んでいたことが分かった。このような取り組みの中から、1990年に民間初の「児童虐待防止協会」が設立されたと見られよう。そして、それら3施設は、要養護児童や被虐待児の入所が多いことを前提に、すでに治療方法や対処法、生活指導の取り組みなど、多くの実践を蓄積していた。そして、児童養護施設において処遇困難なケースを治療し、児童養護施設に戻していくことも一つの社会的役割として担

っており、情短施設と児童養護施設の連携についても取り組んでいた。林（1992）や滝川（1996）の記述からも、情短施設の備える専門性を考慮すると「要養護や虐待のため情緒的不適応を示している児童（伊藤,1998）」の治療を担っていくことが、情短施設の社会的役割であるという意識を、早くから持ち実践していたことが明らかになった。

2. 「1998年」の転機

二つ目に、1998年が転機になっているのではないかということである。1998年は、上記でも述べたように児童福祉法が改正された年でもある。そして、1998年以前は、上記3施設以外の情短施設において、要養護児童や被虐待児への心理的ケアに対してそれほど意識は高くなかったと考えられた。一定数存在はしていたものの、中学生不登校への対応に関心が向いていたと言えよう。

そして、1998年以降は、被虐待児及びネグレクトを含む要養護児童の入所が高まり、その心理的ケアの場としての情短施設という意識が、全情短施設において共有され始めたと考えられた。1998年以降は、全国情短施設職員研修会においても「児童虐待」が取り上げられるようになっており、さらに、1997年以前は、「被虐待児」や「要養護児童」についての事例報告は少なく、報告する施設も大阪市立児童院など限定されていたが、1998年以降は毎年様々な施設から被虐待事例の報告がされている。研究紀要においても、「児童虐待」をテーマとした特集や講演録が継続的に記載され始めたのも、被虐待を主訴とした事例の報告も見受けられ始めたのも、1998年以降である。

1998年以降の注目すべき出来事として、2000年の児童虐待防止法成立、2004年の改正、そして児童養護施設への心理職配置などが挙げられる。つまり、社会的にも児童虐待が問題視され、被虐待児に対して心理的なケアが必要であると認識され始めたことと捉えることができよう。このような社会意識の変化からも、情短施設の持つ専門性がそれらの児童への治療の場として活用されるべく、社会から要請され始めたのではないかと考えられた。

3. 被虐待児に対する援助

三つ目の特徴として、被虐待児への援助として「育ち直し」の場として生活場면을治療に生かしていくことが、早期から被虐待児への治療を続けている大阪市立児童院と逸早く要養護児童の入所増加に伴い治療体制を整えてきた横浜いずみ学園の実践からわかった。大阪市立児童院では、被虐待児への心理治療として、個人心理治療では限界が見られ、「従来からの心理治療を軸にした個別的な関わりに加えて、生活レベルでの子どもとの関わりの視点から、育て直していくためには発達レベルに応じた活動の『場』と『時間』を提供する重要性と、日常的に行動面に配慮していく必要性を痛感し、種々の活動の構造化、体系化を意図して種々の活動を試行してきている（長屋他,2001）」ことが報告されている。横浜いずみ学園でも、上記のように生活の場を「育て直し」の場として治療的に活用し、被虐待児へのケアを行っていた。このように、情短施設における被虐待児への心理的ケアは、個人心理療法の枠を超え、生活場面をいかに治療的に生かし「育て直し」の場を子ども達に提供していくことが出来るか、という視点からなされていることが分かった。（なお、この点については次章を参照

のこと。)

4. 性的虐待の問題について

次に挙げられる特徴として、報告される被虐待児の中に性的虐待の児童が少ないということがある。それは、被虐待児を受け入れていく過程において、家庭基盤の弱い、もしくは基盤が崩れてしまっている要養護児童の入所を出発としていたことが背景にあることは確かである。しかし、現行の児童虐待の定義では性的虐待も含まれている。厚労省要望調査（2005）によると、平成14年度新入所児童345名のうち被虐待児は222名を占め、内訳は身体的虐待134名、心理的虐待61名、ネグレクト86名、性的虐待21名であった（重複有り）。平成15年度の調査（2006）では、新入所児童394人のうち被虐待児は266名、身体的虐待142名、心理的虐待66名、ネグレクト113名、性的虐待21名、DV1名であった（重複有り）。つまり、少ないながらも一定数存在していることは確認される。そこで、ここで第1号から第17号までの広義の性的虐待と思われる3事例を挙げる。

まず取り上げたいのは、第7号（1996）記載の、若竹学園の指導員、諸国日登美氏による『不適応性非行のあったB子の場合』である。これは、兄からの性的被害を受けた事例である。入園の動機は以下のように記述されている。

- 1、兄とのsex 数回
- 2、テレクラで知った男性とsex
- 3、若い男性にホテルで性的ないたずらをされ、警察通告。

以上のように本児は自己中心的で、学校場面でも評価が低く、疎外されることも多いため（本児は発作のためと思っている）、男性の関心を引く手段として安易に性を用いてきた。これ以上、自らを辱める行為を繰り返さないため、生活環境を変え、性の倫理観や健全な結婚観を育み、新しい人間関係の中で、対人関係の能力向上を図るようにする。（p.44）」

兄の行為に対し母親はB子を責めており、兄を叱ってはいない。また、両親が性的にルーズであるという環境が背景にあった。この報告ではB子の不特定多数との男性関係を不適応性非行と捉え、行動変化に重点がおかれているように思われた。現行の児童虐待の定義においても、兄からの性的被害は「性的虐待」と分類されはしないが、兄から受けた性的被害、さらに、それに対する母親の態度に、B子の受けたダメージは量り知れない。諸国は「本児は自分を守れない心的外傷があり、いわば『性的虐待児』といえるのではないだろうか（p.50）」と指摘している。

次に、性的虐待の事例を紹介しているのは第15号、こどもL.E.C.センターの井出智博氏ら（2004）による『生活場面を活かしたセラピー—こどもL.E.C.センターにおける3年間の実践—』である。挙げられている5事例のうちの1事例が性的虐待であった。事例概要によると、

「実父、実母ともに知的障害があり、cl（女兒）も軽度知的障害を持ち、幼少期から実父による性虐待を受けてきた。小学6年生の時に保護され当センターに措置された。母親は性虐待発覚後父親と離婚した。学校では男性担任に文句を言う、大声で泣く、ドアを蹴る、などの行動が見られたため、特殊学級に通級していた。床の節目で立ち止まり足を出したり引っ込めたりする、椅子から立ち上が

る動作を何度もやりなおす、手を物から離す動作を何度もやり直す、などの強迫行為があり実母に掛け声をかけさせるなどして行為に巻き込んでいた。(p.83)』

とある。治療経過として、日常生活の出来事をセラピーで取り上げない非指示的遊戯療法を行っていたが、生活しながら関わっているセラピストに、日常生活の出来事を取り上げない方が不自然に思われたことから取り上げ始め、信頼関係が築かれ、クライアントからも日常生活の困り事が報告され始め話し合うことが出来るようになったと報告している。そして、二者関係を乗り越えていないクライアントには、「thは定期的に時間と場所を保障し、枠を守る役割をとりながらも、大きく揺れ動くclの日常に寄り添うことが必要と思われる (p.84)」と述べている。

第17号には、ことりさわ学園の澤田 (2006) が『思春期の悩み・葛藤を支えて—リストカットを繰り返すA子』で、主訴が「被虐待 (心理的虐待、性的虐待疑い)」の女兒の事例を報告している。リストカットを繰り返すA子のニーズとそれに対する対応、養育者のニーズとその対応を、丁寧にその時その時対処してきたことが読みとれたが、性的虐待の実態は不明のままであった。父親についての記述に「身体、心理的、性的暴力がある」とあるが、父親の性的加害の真偽が問われた様子は伺えなかった。それは、治療支援方針の一つに「定期的な父親面談を実施し、その中で本児との距離の取り方、関わり方を一緒に考えたり話しをしていきたい。本児と父親の思いの間に入り、調整を図っていく。(p.110)」の記述があることから推測される。

わが国では長年、家庭内で性的虐待が起こった場合、加害者への対処手段がなく、被害児童を家庭から分離するという対処方法を行ってきた。現行の刑法に照らしても、児童への性的虐待は強姦罪や強制わいせつ罪に相当するが、ともに親告罪であるため、被害児童が親を刑事告訴しなければならないことになる。それについて、津崎 (2003) は「子どもが親と敵対し刑事告訴に踏み切るとは実際上不可能で、むしろ多くの場合子どもを守るべき母親からも家庭を壊す、うそをつくると非難されるか無視されるのが関の山で、より家庭内で孤立してしまうのが通常のケースの多くの実態であった (p.305)」と述べている。最近では、家庭内の性的加害者が、児童福祉法第34条違反で逮捕されるようになってきているものの、司法的プロセスに対応できるような司法面接のシステムが未だに存在しないわが国では、それにより被害児童が警察や検察庁、裁判所等から、幾度も詳細な事実関係の陳述を求められたり、法廷で加害者とその弁護士から反論を受けたりなど、児童へのプレッシャーは非常に大きい。このような現状からも、奥山 (2004a; 2004b) は、加害者に刑事罰を与えることが出来ずに終わることも少なくないことや、加害者が逮捕されても家族が子どもを支えることができずに児童福祉施設に入所することもある、と指摘している。それを踏まえ、年々性的虐待の通告数も増えていることや、性的虐待の被害児童の独特の心理的問題を理解した治療やケアの必要性を考えれば、情短施設でその心理的ケアを受ける性的虐待の被害児童は、今後増えてくる可能性があるだろう。

5. 用語の問題について

最後に、使用されている用語について述べる。1996年以前は共通して、身体的虐待を「虐待」とし、ネグレクトは「愛情剥奪」「放置」という用語、もしくは「要養護児童」に含まれていた。「ネグレク

ト」という言葉自体が、一切見られなかった。一方、1998年以降は、主訴に「被虐待」と記述しているもの、主訴がそうでなくても「被虐待児である」と記してある事例報告が増え、「愛情剥奪」という用語は使われなくなっていたことから、「児童虐待」の内容として「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」の4つが定着し、「児童虐待」の視点で事例を見るようになってきたと考えられた。このような使用用語の変容は、前報告（保坂他,2004；2005；2006）で明らかにした視点と共通していた。

「児童虐待」の視点でケースを見ていくことにより、以前では「被虐待児」として扱われていなかった児童が、適切な介入や治療を施されるようになったであろうことは、非常に意義深い。しかし、狭義の「児童虐待」定義に当てはまるケースであるのか、広義の「児童虐待」のケースなのかといった点で、用語上の曖昧さが残っていると云わざるを得ない。今後混乱を避けるためにも、用語上の整理をする必要性があろう。さらに、大きく「被虐待児」として括ってしまうことについても懸念を抱かざるを得ない。重複があるものの、質的に異なるであろう4つの「児童虐待」の内容を大きく括ってしまうことにより、そのほとんどが「身体的虐待」もしくは「ネグレクト」であるという事実を見えにくくしているように思われた。共通する点があるにしろ、どのような内容の「被虐待児」への介入及び治療であるのか、明確に詳細に記述し、その相違点をも明らかにしていく必要性があるだろう。

おわりに

情短施設における被虐待児の占める割合は、年々増加の傾向を示している。2004（H.16）年には、全25施設に占める被虐待児の割合は69.8%との報告もされている（平成17年度厚生労働省・文部科学省要望アンケート調査結果より）。最も多い2施設では被虐待児が96%占めており、一方最も少ない施設では35%であり、施設間の差も示唆されよう。そして、全ての都道府県に情短施設設置に向けて、ここ数年で大幅に施設数も増加してきており、それに伴い定員数も増加している（図8～10）。2007年5月現在、全国に情短施設は31施設設置されている。しかし、その分布を見ると西日本（特に大阪府と愛知県）に多くが集中しているのに比べ、首都圏を含む東日本の設置は多いとは言い難い（図11）。また、最近の設置傾向としては、民間による情短施設、虚弱児施設及び児童養護施設からの変更や併設が特徴である。このような情短施設増設と同時に、既設施設の整備と内容充実も求められてもいる（松田,2003）。一方、施設名称を「児童心理療育施設」に変更しようという動きもあり、1999（H.11）年の全国情短施設協議会による国の要望により、一定の理解を得るに至っている。そして現在も、行政による児童虐待対策の整備は進行している。この先、情短施設がどのように被虐待児の心理的ケアを社会的役割として担っていくか、今後も注目していきたい。

<引用・参考文献>

- 網野 武博 他 (1977) 「情緒障害児短期治療施設における診断・治療の体系に関する研究」日本総合愛育研究所紀要13, p.155-171
- 網野 武博 他 (1979) 「情緒障害児短期治療施設における診断治療の体系に関する研究」日本総合愛育研究所紀要15, p.55-69
- 林 脩三 (1964) 「情緒障害児短期治療施設の現状と問題点」青少年問題研究7, p.28-45
- 保坂 亨 他 (2004) 「虐待の援助法に関する文献研究 (第1報: 1970年代まで) 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析 平成15年度研究報告書」子どもの虹情報研修センター
- 保坂 亨 他 (2005) 「児童虐待の援助法に関する文献研究 (第2報: 1980年代) 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析 平成16年度研究報告書」子どもの虹情報研修センター
- 保坂 亨 他 (2006) 「児童虐待の援助法に関する文献研究 (第3報: 1990年代まで) 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析 平成17年度研究報告書」子どもの虹情報研修センター
- 川崎 二三彦 (2006) 「児童虐待—現場からの提言」岩波新書
- 長屋 正男 他 (2001) 「情緒障害児短期治療施設における処遇・治療技法の検討—被虐待児童の入所増加に伴う処遇のあり方—」大阪市社会福祉研究24, p.64-73
- 大阪市立児童院子どもと家族の生活臨床研究会 (2002) 「情緒障害児短期治療施設における処遇・治療技法の検討 (続報) —生活場面における具体的な活動について—」大阪市社会福祉研究25, p.44-61
- 岡田 隆介 編 (2001) 「児童虐待と児童相談所—介入的ケースワークと心のケア」金剛出版
- 奥 紀子 (1976) 「母親の愛情を知らない被虐待児が収容治療によって信頼感を回復していった例」, 佐治 守夫 監修 『青少年指導事例集』東京法令出版, p.1184-1187
- 奥山 眞紀子 (2004a) 「わが国の性的虐待の実態と対応」教育と医学52 (10), p.900-911
- 奥山 眞紀子 (2004b) 「日本における性的虐待への対応の現状と課題」子どもの虐待とネグレクト6 (2), p.175-180
- 杉山 信作 他 (1987) 「『情緒障害児短期治療施設』(全国11施設) の記述比較研究」マツダ財団研究報告 vol.1
- 杉山 信作 他 (1987) 「年長情緒障害児の治療に関する研究—『情短』の限界と可能性を探る」昭和61年度厚生科学研究報告
- 竹中 哲夫 (1974) 「情緒障害児と施設治療」ルガール社
- 津崎 哲郎 (1992) 「子どもの虐待—その実態と援助」朱鷺書房
- 津崎 哲郎 (2003) 「親権の制限・回復、立入り調査、性的虐待裁判をめぐる」子どもの虐待とネグレクト5 (2), p.301-307
- 全国情緒障害児短期治療施設協議会, 杉山 信作 編 (1990) 「子どもの心を育てる生活—チームワークによる治療の実際」星和書店
- (情緒障害児短期治療施設研究紀要『心理治療と治療教育』記載の文献は、表6に掲載している。)

(長尾真理子 保坂亨)

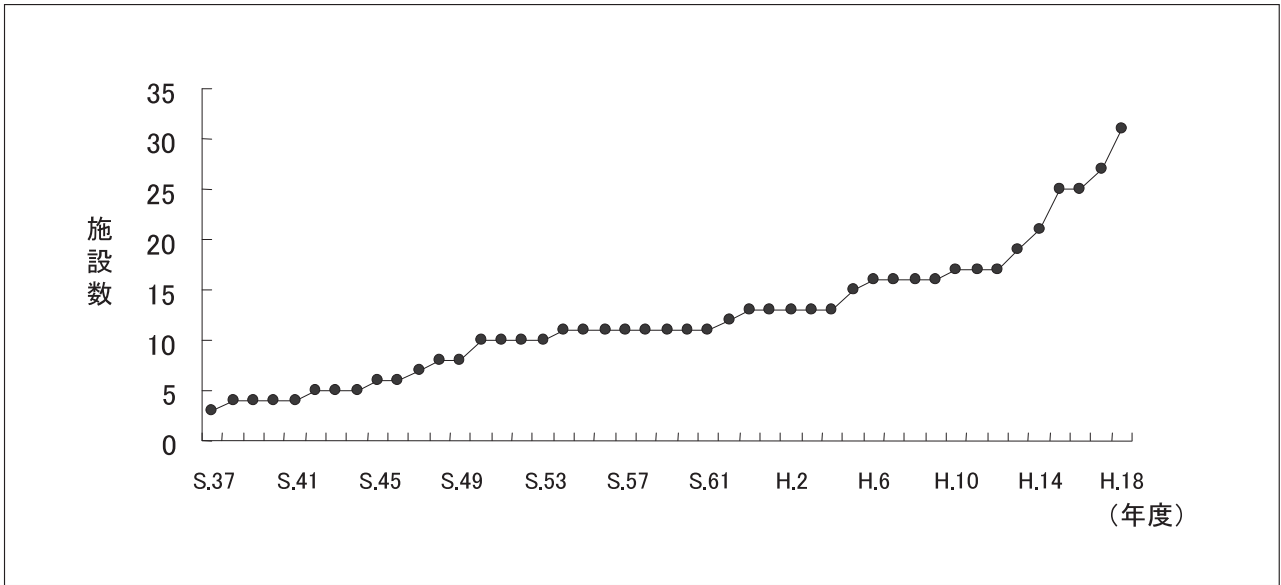


図8 全国情短施設数の推移

(「社会福祉行政業務報告(昭和37年度～平成17年度)」より作成)

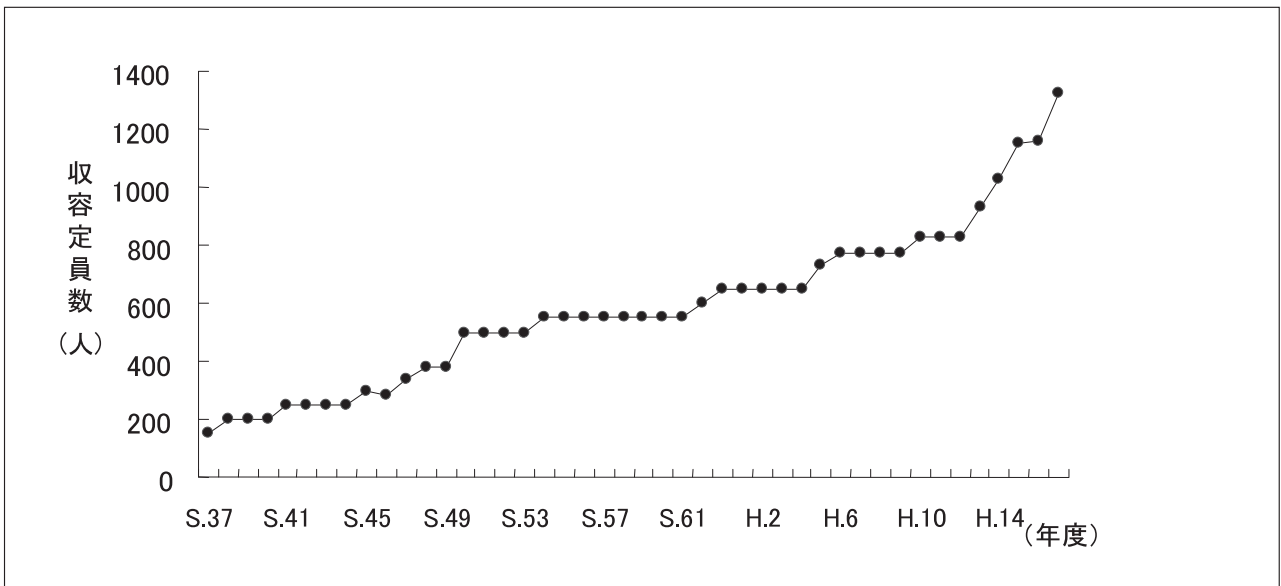


図9 全国情短施設収容定員の推移

(「社会福祉行政業務報告(昭和37年度～平成17年度)」より作成)

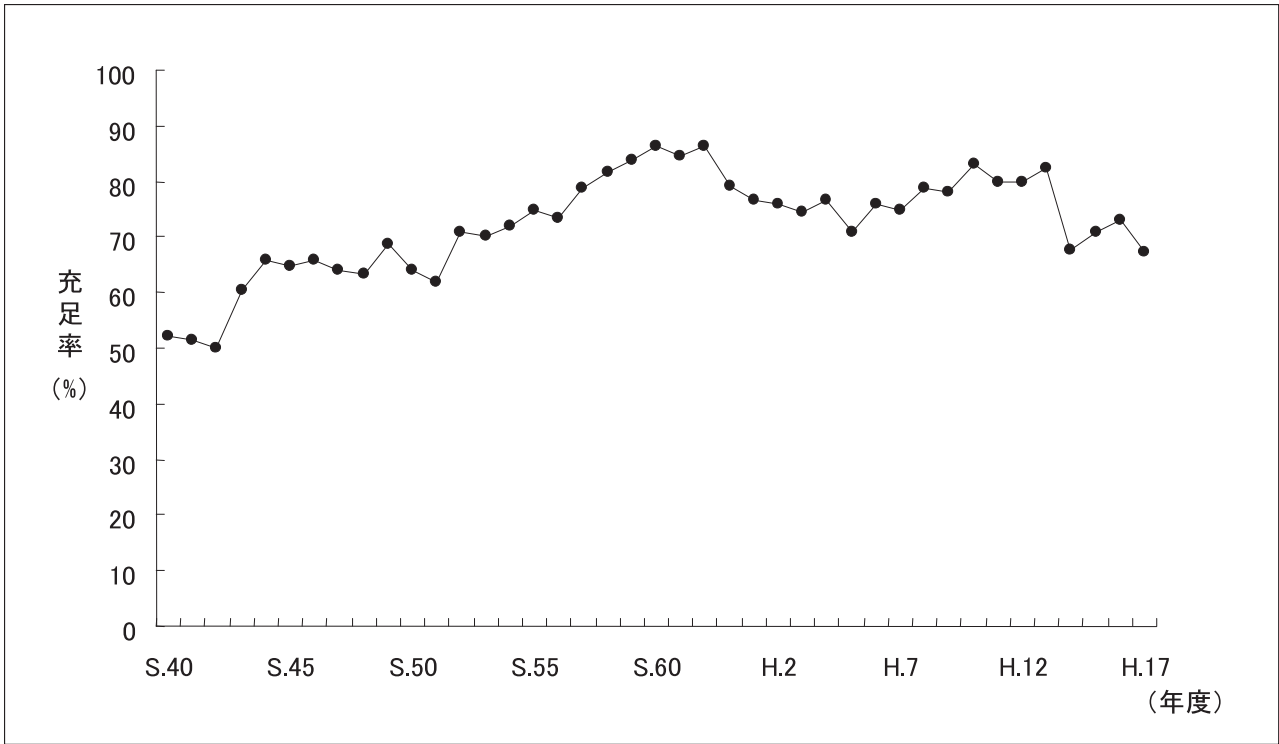
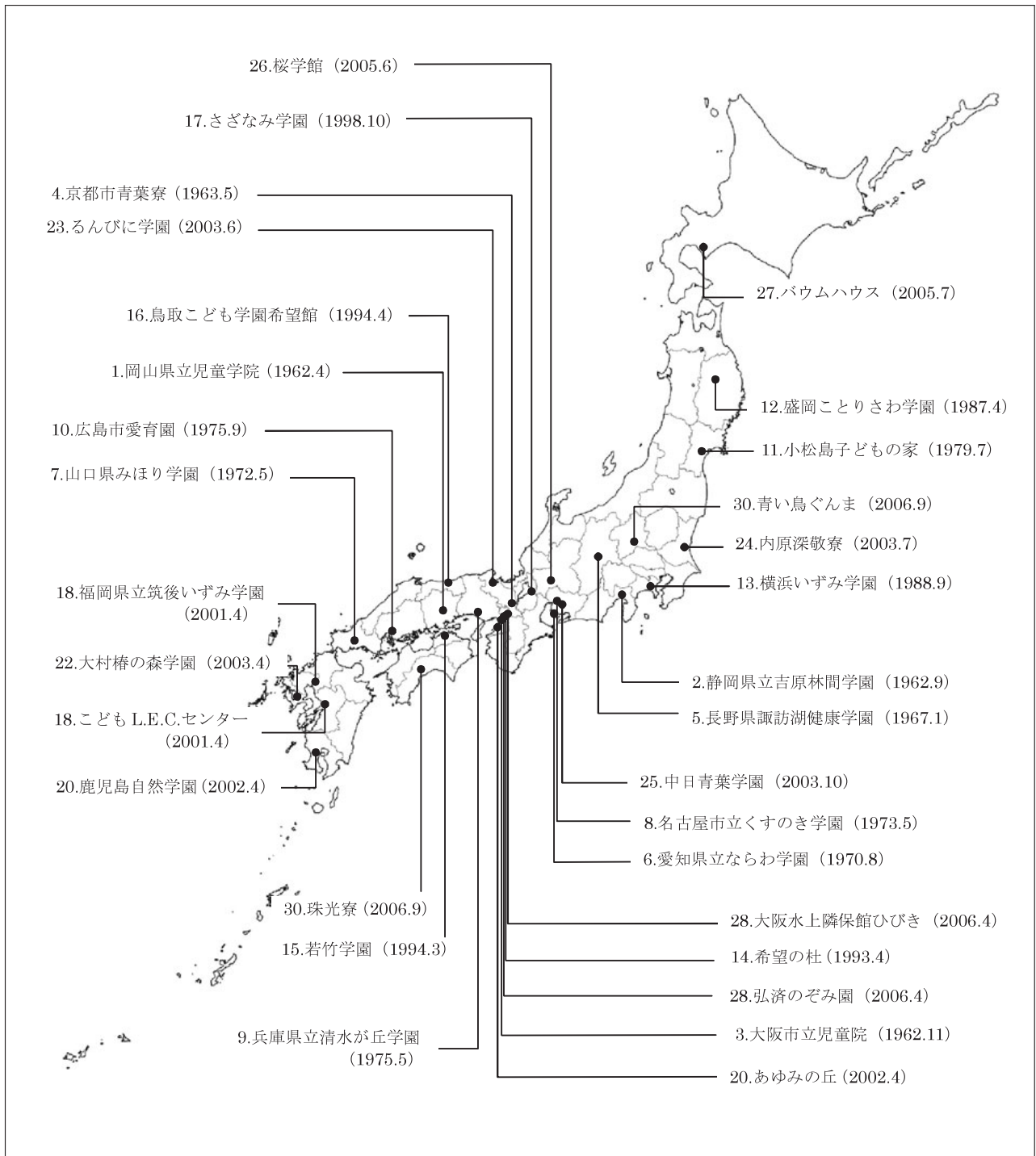


図10 全国情短施設充足率の推移

(「社会福祉行政業務報告(昭和37年度～平成17年度)」より作成)



(2007年8月現在)

注) 28と30は同日に設立されたため重複している。

図11 全国情緒障害児短期治療施設の全国分布図 (31施設)

表6 情緒障害児短期治療施設研究紀要『心理治療と治療教育』第1巻から第17巻の目次

『心理治療と治療教育』第1号(1989.7)

論文名	執筆者	所属
巻頭言	大坂 謙治	全国情緒障害児暖気治療施設協議会 長
特集		
「情緒障害児の治療と援助—昭和62年全情短研修会パネルディス カッション—」	大井 正己 小倉 清 村瀬 嘉代子 山中 康裕 杉山 信作 滝川 一廣	奈良教育大学 教授 関東中央病院精神科 部長 大正大学カウンセリング研究所 教授 京都大学教育学部 助教授 広島愛育園 園長 名古屋市くすのき学園 園長
研究論文		
「情短施設の家族治療システムと戦略」	米川 文雄	小松島こどもの家
「火遊びする一少年Sの内的世界について」	生島 博之	大阪市立児童院 セラピスト
「抜毛～一人ぼっちの夢しか見られない少女—親子併行面接の途 中に合同面接を交えた事例—」	長谷川 章 藤井 昌之	広島愛育園 心理療法士 広島愛育園 心理療法士
「たのしい授業は子ども達を明るくする—障害児教育はクライ話題 ばかりか—」	藤沢 千之	岡山県立津島児童学院 教諭
「諏訪湖健康学園におけるグループワークの現状と課題—昭和63 年度全情短施設職員研修会生活指導部会発表—」	元井 教夫	長野県諏訪湖健康学園
事例研究報告とコメント		
「母子関係の一考察」	伊東 栄子 草間 由美 児玉 典子	長野県諏訪湖健康学園 主任児童指導員 長野県諏訪湖健康学園 技師・児童指導員 諏訪児童相談所 主査児童福祉司
「「母子関係の一考察」を読んで」	大橋 一恵	大橋クリニック
「情短における登校拒否の一事例—“影との戦い”を始めた中学生 —」	山喜 高秀 田谷 典子	横浜いずみ学園 横浜いずみ学園
「「情短における登校拒否の一事例」へのコメント」	村瀬 嘉代子	大正大学カウンセリング研究所 教授
「登校拒否児(小3男児)の中断事例」	粟屋 久美子	山口県みほり学園
「M君と粟屋先生の3年半のかかわりを読んで」	岩田 泰子	神奈川県立こども医療センター精神科
「短期コースの実践報告(その1)」		愛知県立ならわ学園 心理治療部門
「ならわ学園「短期コースの実践報告(その1)」についての若干の コメント」	竹中 哲夫	日本福祉大学
ブックレビュー		
「二冊の本の紹介 ①思春期病棟・理論と臨床(リンズレー著) ②リ ッグスだより—治療共同体の経験(鑓幹八郎著)」	杉山 信作	広島愛育園 園長
新施設紹介		
「理想の学園を目指して—横浜いずみ学園紹介—」	高田 治 増沢 高	横浜いずみ学園 セラピスト 横浜いずみ学園 セラピスト

論文名	執筆者	所属
巻頭言	伊藤 方一	全国情緒障害児暖気治療施設協議会 会長
特集		
「情緒障害児短期治療施設における「治療」—昭和63年度全国情短施設職員研修会特別講演—」	滝川 一廣	名古屋市くすのき学園 園長
研究論文		
「何よりも、「たのしい授業」—学校教育部門の役割—」	藤沢 千之	岡山県立津島児童学院 教諭
「小集団による治療の試み(その1)」	八木 修司	兵庫県立清水が丘学園
「造形活動を通して見た子供たち」	後藤 昭人	名古屋市立川名中学校 教諭
「情緒障害児短期著寮施設の形態と治療業務—アンケート調査から—」	流王 治郎 三宅 操 岡本 喜代子 田野 洋一郎	岡山県立津島児童学院 岡山県立津島児童学院 岡山県立津島児童学院 岡山県立津島児童学院
「家族が参加する行事の現状と効果—アンケート調査から—」	瀧口 幸司 可児 正徳 板倉 和彦 黒坂 加代子	兵庫県立清水が丘学園 児童指導員/心理治療士 兵庫県立清水が丘学園 児童指導員 兵庫県立清水が丘学園 児童指導員 兵庫県立清水が丘学園 保母
事例研究報告とコメント		
「何度も親に捨てられてきたぜん息児 Y 子の事例—情短施設のプレイルームの中で—」	村田 寛子	名古屋市くすのき学園 セラピスト
「“何度も親に捨てられてきた喘息児 Y 子の事例”を読んで」	島田 照三	島田クリニック
「小学生登校拒否の一事例—婚家をうけ入れられない母—」	西田 泰子	静岡県立吉原林間学園 セラピスト
「「小学生登校拒否の一事例—婚家をうけ入れられない母—」へのコメント」	村瀬 嘉代子	大正大学
「病気の子には安静が必要です！—身体症状を訴える登校拒否ケースへの家族療法をアプローチ—」	白木 孝二 鈴木 正人	名古屋市くすのき学園 セラピスト 名古屋市くすのき学園 セラピスト
「「病気の子には安静が必要です！」へのコメント」	長谷川 啓三	椋山女学園大学
「家庭内暴力のケースを通して」	高田 晃	山口県みほり学園 セラピスト
「ストーリーをどう読んだらよいか—「家庭内暴力のケースを通して」の考察—」	竹中 哲夫	日本福祉大学
「短期コースの実践報告(その2)—各利用者のアンケート調査結果から—」		愛知県立ならわ学園 心理治療部門
「短期コースの実践報告(その2)についてのコメント」	上出 弘之	東京都児童相談センター
「登校拒否等の治療研修会」		静岡県立吉原林間学園
「「登校拒否等の治療研修会」の意義」	大阪 譲治	小松島こどもの家
エッセイ		
「児童院における治療技法の変遷について—心の活性化のための日々—」	谷口 行子	大阪市立児童院 治療係長
「私にとっての愛育園—エピソード、そして思うこと—」	高田 広之進	広島市愛育園 医師
「情短施設・大阪市立児童院とのかかわりを振り返って」	竹淵 陽三	前・大阪市立児童院
海外研修報告		
「児童福祉施設と地域社会とのかかわり」	藤原 隆之	広島市愛育園
ブックレビュー		
「子どもの心を育てる生活—チームワークによる治療の実際—(全国情短施設協議会・杉山信作 編)」		
「記述比較研究を終えて」	杉山 信作	広島市愛育園 園長

論文名	執筆者	所属
はじめに	伊藤 方一	全国情緒障害児短期治療施設協議会 長
巻頭言「全情短施設の各研修会に参加して」	伊藤 方一	愛知県立ならわ学園 園長
特集		
「登校拒否の背景と対応—平成元年度全国情短施設職員研修会特別講演—」	稲村 博	筑波大学社会医学系 助教授
研究論文		
「小集団での治療の試み(その2)」	八木 修司 黒坂 加代子 塩見 守 宇都 和代 福井 和宏	兵庫県立清水が丘学園 心理治療士 兵庫県立清水が丘学園 保母 兵庫県立清水が丘学園 心理治療士 兵庫県立清水が丘学園 心理治療士 兵庫県立清水が丘学園 児童指導員
「LD児の情短施設での治療を考える」	草間 由美 伊藤 亜紀 小口 雄勇 神谷 哲彦	長野県諏訪湖健康学園 技師/児童指導員 長野県諏訪湖健康学園 児童指導員 長野県諏訪湖健康学園 訪問教室教諭 長野県諏訪湖健康学園 訪問教室教諭
「『春のことりさわキャンプ』に見る行動療法的取り組み—全体行事の中での小グループ活動—」	遠藤 純一	ことりさわ学園 看護師
「情緒障害児短期治療施設(くすのき学園)における看護者の役割について—入園児の健康教育を通して—」	増田 一二三	名古屋市児童福祉センター
「思春期における分離個体化過程について(その1)—質問紙調査の分析(因子分析結果)—」	三浦 光子	ことりさわ学園 心理療法士
「治療戦略としての家庭訪問」	玉井 邦夫	山梨大学教育学部
「施設における外来機能について—外来クリニック 親の学習会を通して—」	三宅 操	岡山県立津島児童学院 セラピスト
事例研究報告とコメント		
「情短施設における行事の意義」	伊藤 方一	愛知県立ならわ学園 園長
「魔女の宅急便ならわバージョン—「音楽の集い」におけるならわ学園の取り組み—」	松下 ひとみ 大角 義之	愛知県立ならわ学園 保母 愛知県立ならわ学園 心理員
「「魔女の宅急便ならわバージョン」へのコメント」	竹淵 陽三	社会福祉法人博愛社
「子ども集団の中で変身をとげた不登校児の事例」	増沢 高	横浜いずみ学園 セラピスト
「「子ども集団の中で変身をとげた不登校児の事例」へのコメント」	保坂 亨	千葉大学教育学部
エッセイ		
「指導員」	米川 文雄	小松島子どもの家
海外研修報告		
「オーストラリア児童福祉事情」	大角 義之	愛知県立ならわ学園

論文名	執筆者	所属
はじめに	伊藤 方一	全国情緒障害児短期治療施設協議会 会長
巻頭言「不登校問題の未来を占って」	滝川 一廣	名古屋市くすのき学園 園長
特集		
「育むとは—入所治療の中で—」	小倉 清氏	関東中央病院
座談会「情短施設 30 年の歴史をふりかえって」	林 脩三	元・大阪市児童院長 元・大阪市中央児童相談所長
	鈴木 國夫	元・静岡県立吉原林間学園長 元・名古屋土くすのき学園長
	網野 武博	元・厚生省児童福祉専門官/日本愛育 総合研究所調査研究企画部長
	杉山 信作	広島市愛育園 園長
研究論文		
「小集団での治療の試み(その3)—不登校児を抱える親達に対する集団治療—」	八木 修司	兵庫県清水が丘学園 心理療士
「里帰り—泊ダベリング—退園児の経過追跡について—」	中村 明美 末吉 麻実 奥田 高臣	広島市愛育園 心理療法士 広島市愛育園 心理療法士 広島市愛育園 心理療法士
「情緒障害児短期治療施設青葉寮における診断分類の試み」	門 眞一郎	京都市児童福祉センター青葉寮
「グループワークにおける治療的側面—グループワーク・トレーニングの変遷を通して—」	増沢 高 下木 猛史 竹下 洋子 岡部 美穂	横浜いずみ学園 セラピスト 横浜いずみ学園 生活指導員 横浜いずみ学園 セラピスト 横浜いずみ学園 生活指導員
「子どもがとびつく導入と教材についての—考察」	野澤 悦子	静岡県立吉原林間学園 教諭
事例研究報告		
「放浪する一少年Kの内的世界について(その1)」	生島 博之	大阪市立児童院 セラピスト
「集団の中で大人に頼ることを覚え、自分の言葉をつかんだ少女—中学生不登校児の入所治療に関する—考察—」	宇野 和代 塩見 守	兵庫県立清水が丘学園 心理療法士 兵庫県立清水が丘学園 心理療法士
「D子の症例を読んで」	植本 雅治	神戸大学医学部精神科
事例検討会記録「愛情剥奪体験をもつKくんとそのプレイの過程」	武田 宣子 村瀬 嘉代子 四方 耀子	大阪市立児童院 大正大学カウンセリング研究所 教授 横浜いずみ学園
エッセイ		
「ならわ学園への想い—飛躍のときを迎えた学園の更なる充実を願って—」	鈴木 立雄	前・ならわ学園小学校部門主任
海外研修報告		
「ヨーロッパの児童福祉事情」	古見 徒美二 仁木 健次	静岡県立吉原林間学園 岡山県立津島児童学院

論文名	執筆者	所属
はじめに	伊藤 方一	全国情緒障害児短期治療施設協議会 長
巻頭言「所感にかえて、シンポの一部を紹介する」	大坂 讓治	小松島子どもの家 施設長
特集		
「思春期情緒問題と施設治療—平成3年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会—」	鏝 幹八郎	広島大学 教授
座談会「情短施設の未来をみつめて」	八木 修司 高田 治 坂口 繁治 上里 久美子 正木 さよ 滝川 一廣	兵庫県立清水が丘学園 心理 横浜いずみ学園 心理 ことりさわ学園 生活 広島市愛育園 生活 愛知県立ならわ学園 教育 名古屋市くすのき学園 園長
研究論文		
「授業への自発的参加行動の形成—学習活動を“自己決定”させて—」	山田 岩男 岡本 邦晴 高間 晴代	名古屋市くすのき学園 教諭 名古屋市くすのき学園 教諭 名古屋市くすのき学園 教諭
「ならわ学園予後調査—状況と結果—」	大角 義之	愛知県立ならわ学園 治療主任
事例研究報告		
「へそまがりな一少年Sの入所治療過程」	生島 博之	大阪市立児童院 治療係長
「情短施設における外来宿泊家族療法の一例」	伊藤 憲世	静岡県立吉原林間学園 セラピスト
「体力作りによって自己像を修復し、学校へ復帰した中学男児の事例」	古池 麻実	広島市愛育園 心理療法士
エッセイ		
「指導員・身体への働きかけ etc.」	三原 憲二	兵庫県立清水が丘学園 児童指導員
「『登校拒否』一つの私論—「子育て」と「子育て」の視点で—」	石川 敬治郎	ことりさわ学園 園長
「情緒障害と治療—ヨットスクール判決より今あらためてその意味するものを問う—」	杉山 信作	広島市愛育園 園長
海外研修報告		
「児童福祉海外研修見てある記(ベルギー・スイス・オーストリア)」	加藤 義孝 坂口 繁治	愛知県立ならわ学園 心理員 ことりさわ学園 主任指導員
新施設紹介		
「社会福祉法人大阪府衛生会 希望の杜」	石神 瓦	大阪府衛生 会希望の杜 施設長

『心理治療と治療教育』第6号(1995.3)「国際家族年記念特集」

論文名	執筆者	所属
はじめに	伊藤 方一	全国情緒障害児短期治療施設協議会 長
特集		
「家族について—平成6年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会—」	石川 元	香川医科大学医学部 教授
「子どもが本当に求めるもの—平成6年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会—」	平田 一成	こども医療センター
研究論文		
「情短施設における処遇技術と課題」	米川 文雄	小松島子どもの家 主任セラピスト
「ビデオゲームと攻撃性について—多動性行為障害の子どもに与える影響の検討—」	山本 由紀	京都市青葉寮
事例研究報告		
「サバイバルキャンプにおける家族に関する一考察」	山本 崇裕	四恩の里 若竹学園 指導員
「外来家族療法の一症例について」	宮本 登	静岡県立吉原林間学園 治療係長
「子どもを学校へ行かせたい/行かせようとしないう家族への介入—主として家族内のコミュニケーションにアプローチした一事例について—」	小島 美樹 加来 洋一 高松 俊朗 高田 晃	山口県みほり学園 セラピスト 片倉病院 山口大学医学部精神神経医学教室 山口県みほり学園 セラピスト 山口県みほり学園 主任
「ある中3不登校男児の症例—ランニングを通じて自己確実感を得ていったS君—」	吉岡 明美 長谷川 章 国広 幸雄 廣津 晴美 杉山 信作	広島市愛育学園 広島市愛育学園 広島市愛育学園 広島市愛育学園 広島市愛育学園
「家族の崩壊と再生—家庭内暴力の夫婦面接を通して—」	細江 逸雄	愛知県立ならわ学園
「入所によってみられた親の変容について—強い強迫行為があり、処遇困難であった事例を通して—」	川口 裕子	兵庫県立清水が丘学園 心理治療士
「被虐待児の実態—虐待要因と課題—」	中嶋 真知子	大阪市立児童院 セラピスト
エッセイ		
「家族療法を学ばない人のために—今はもう家族療法ではなく、ブリーフセラピーへと関心が移ってしまった私から—」	白木 孝二 滝川 一廣	名古屋市くすのき学園 セラピスト 名古屋市くすのき学園 園長
海外研修報告		
「カナダ・アメリカを旅して」	西田 篤	広島市愛育園
新施設紹介		
「空へ若竹のなやみなし」	井上 秦好	四恩の里 若竹学園 施設長

論文名	執筆者	所属
巻頭言	石川 敬治郎	全国情緒障害児短期治療施設協議会 長
平成7年度 全国情緒障害児短期治療施設職員研修会講演から		
「今、そしてこれからの子ども・家庭・地域社会」	上出 弘之	前東京都児童相談センター所長
「精神科診療と関連領域、その連携と問題」	白橋 宏一郎	東北福祉大学 教授
研究論文		
「ならわ学園における中学生入園児の特徴と治療上の問題点」	安藤 久美子	愛知県立ならわ学園 セラピスト
「情緒障害児への音楽活動の試み—うたう・踊る・リズム活動の実践報告—」	今井 幸子	大阪市立児童院 保母
「治療的環境の形成と生活場面面接」	安田 勉	弘前学院短期大学
事例研究報告		
「ことりさわ学園「春の家族キャンプ」—ファミリー・グループワークへの一考察—」	清川 千香子 久保 香世	ことりさわ学園 心理療法士 ことりさわ学園 心理療法士
「施設入所時における児童、家族への対応について」	西野 恵子	静岡県立吉原林間学園 セラピスト
「不適応性非行のあったB子の場合」	諸国 日登美	四恩の里 若竹学園 指導員
「多動性後遺障害の児童への対応について」	中野 和郎	長野県諏訪湖健康学園 主任/児童指導員
「LD児の情短施設での治療をかんがえる その2」	中野 和郎 増沢 広志	長野県諏訪湖健康学園 主任/児童指導員 長野県諏訪湖健康学園 児童指導員
エッセイ		
「情短施設雑感」	伊藤 方一	前・全国情短施設協議会会長 前・愛知県立ならわ学園長
「児童虐待問題に寄せて」	滝川 一廣	青木病院 前・全国情短施設協議会副会長 前・名古屋市くすのき学園長
「入所治療で子どもが見えなくなるとき」	増沢 高	横浜いずみ学園 セラピスト
トピックス		
「阪神・淡路大震災後の取り組み」	八木 修司 長谷川 弘子	兵庫県立清水が丘学園 心理治療士 兵庫県立清水が丘学園 精神科医
「広島市愛育園の整備事業とは何か?—整備のその後を望む—」	西田 篤 山口 薫 上里 久美子 国広 幸雄 長谷川 章 杉山 信作	広島市愛育園 広島市愛育園 広島市愛育園 広島市愛育園 広島市愛育園 広島市愛育園
資料と提言		
「情緒障害児短期治療施設における対象年齢制限の問題」	四方 耀子 高田 治	横浜いずみ学園 横浜いずみ学園 セラピスト
資料		
「京都市青葉寮中学生退寮児追跡調査」	大塚 隆治 松林 周子 山本 由紀 梁川 恵	京都市青葉寮 心理治療員 京都市青葉寮 心理治療員 京都市青葉寮 心理治療員 京都市青葉寮 治療係長
新施設紹介		
「鳥取子ども学園 希望館」	竹内 保江	鳥取子ども学園 希望館 主任セラピスト

論文名	執筆者	所属
巻頭言	石川 敬治郎	全国情短施設協議会長 ことりさわ学園長
特集Ⅰ 児童福祉法改正と情短施設の将来展望		
「今、情緒障害児短期治療施設に求められるもの—情短施設30年の歩みと21世紀への展望と課題—」	伊藤 方一	前・愛知県立ならわ学園長 前・全国情短施設協議会長
座談会「児童福祉法改正と情短施設の将来展望」	伊藤 方一 西田 篤 岸 喜芳 田中 豊 竹中 哲夫 大角 義之 竹内 康文	全国情短協議会 顧問 広島市愛育園 医師 大阪市立児童院 生活 静岡県立吉原林間学園 教育 日本福祉大学 教授 愛知県立ならわ学園 心理 兵庫県立清水が丘学園 生活
特集Ⅱ 被虐待児の処遇		
「情緒障害児短期治療施設における被虐待児の治療」	四方 耀子 高田 治 増沢 高 山喜 高秀	横浜いずみ学園 横浜いずみ学園 セラピスト 横浜いずみ学園 セラピスト 横浜いずみ学園
「情緒障害児短期治療施設における被虐待児」	服部 隆彰	岡山県立津島児童学院
平成8年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会講演から		
「今、子どもの成長に何が起きているか—いじめを手がかりにして—」	深谷 和子	東京学芸大学 教授
調査研究等		
「清水が丘学園における不登校児童の予後—チャムやピア・グループの形成が不登校児童の予後にどのように影響をあたえるか—」	八木 修司 長谷川 弘子 長谷川 泉	兵庫県立清水が丘学園 心理治療士 兵庫県立清水が丘学園 精神科医 兵庫県立清水が丘学園 心理治療士
「グループワーク活動「青空会」を通じて」	中野 和郎 宮沢 玲子 武田 弘子	長野県諏訪湖健康学園 主任/児童指導員 長野県諏訪湖健康学園 児童指導員 長野県諏訪湖健康学園 主任児童指導員
全国情緒障害児短期治療施設職員研修会の内容一覧[Ⅰ]	津田 浩一 竹瀧 陽三	大阪市立児童院 元・大阪市立児童院
エッセイ		
「ロールシャッハテスト雑感」	梁川 恵	京都市青葉寮
「若竹学園での一年をふりかえって」	藤原 晴海	四恩の里 若竹学園 臨床心理士
「自主交流会(諏訪泉会)の思い出」	笠島 信明	諏訪湖健康学園
海外研修報告		
「オーストラリアとニュージーランドにおける児童福祉の概要—被虐待児に対する保護とケアを中心に—」	増沢 高	横浜いずみ学園 セラピスト

論文名	執筆者	所属
巻頭言	松田 章義	全国情短施設協議会長 鳥取こども学園 希望館長
児童福祉法改正に寄せて		
「児童福祉法改正の“大波の中”の頃のこと—全情短協議会として児童福祉法改正にどう対処してきたか—」	石川 敬治郎	前・全国情短施設協議会会長
「児童福祉法の改正と情緒障害児短期治療施設への期待」	山縣文治	大阪市立大学生生活科学部 助教授
特集 被虐待児の処遇Ⅱ		
「被虐待児への臨床動作法適用の治療過程」	那須野 康成	愛知県立ならわ学園 主査(治療)
「大阪府子ども家庭センターにおける虐待への取り組み」	木村 百合	大阪府東大阪子ども家庭センター 地域育成室
「被虐待児の処遇—子どもの虐待ホットラインの実践より—」	川本 典子	児童虐待防止協会
研究論文		
「生活場面を治療的に吟味するための試論—乳幼児期の親子関係に関する視点より—」	高田 治	横浜いずみ学園 セラピスト
「子ども像の時代的変遷—S-D法による教師の評価からの検討—」	津田 浩一 貞木 隆志 長屋 正男 一谷 彊	大阪市立大学看護短期大学部 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 大阪市立児童院 西山短期大学
「国際分類 ICD-10 の「情短」臨床統計への採用について」	杉山 信作 相原 孝之 中田 滋幸 西田 篤 岡田 隆介	広島市児童総合相談センター医学部 精神科医師 広島市愛育園 児童指導員 広島市愛育園 心理療法士 広島市愛育園 精神科医師 広島市愛育園 精神科医師
事例研究報告		
「不登校双生児の自立への歩み」	岡崎 竜 田中 仁 泉山 朗子	ことりさわ学園 心理療法士 ことりさわ学園 児童指導員 ことりさわ学園 心理療法士
「無断外出をくり返した児童への対応—母子関係の修復をめざして—」	浅尾 茂樹 福田 敏隆	岡山県立津島児童学院 主査 岡山県立津島児童学院 主任
エッセイ		
「ある教師のひとり言」	相原 孝之	広島市愛育園 児童指導員
海外研修報告		
「地域社会が求める福祉サービスについて」	黒坂 加代子	兵庫県立清水が丘学園
新施設紹介		
「こころとからだの療育センター さざなみ学園」	加納 保博	さざなみ学園 次長

『心理治療と治療教育』第11号(2000.3)

論文名	執筆者	所属
巻頭言	松田 章義	全国情短施設協議会長 鳥取こども学園 希望館長
平成10年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 特別講演		
「こころ育ての子育て」		慶應義塾大学附属病院小児科 児童精神科医
研究論文		
「情短施設におけるSSTの導入について」	伊東 栄子 藤沢 広信 青木 玲子 中野 和郎 伊藤 理	長野県諏訪湖健康学園 長野県諏訪湖健康学園 長野県諏訪湖健康学園 長野県飯田児童相談所 長野県西駒郷
「情短施設におけるLD(学習障害)児との関わりについて—理解と援助—」	永井 享	大阪府衛生会 希望の杜 ケース・ワーカー(セラピスト)
「情緒障害児短期治療施設における子どもの活動の構造化」	岡本 文人 岩上 高志 中澤 正男	大阪市立児童院 治療係員 大阪市立児童院 指導係員 大阪市立児童院 治療係長
事例研究報告		
「チックを理解する—Hさんの歩み—」	泉山 朗子 坂口 繁治	ことりさわ学園 心理療法士 ことりさわ学園 療育部長
「儀式的なプレイを繰り返した小5男児」	栗屋 久美子	山口県みほり学園 セラピスト
「保護者のグループカウンセリングへの取り組みを振り返って」	一瀬 陽子	静岡県立吉原林間学園 治療係
エッセイ		
「情短施設で1年半すごして感じてきたこと」	佐々木 栄子	愛知県立ならわ学園 心理員
「『同じ様なことを繰り返して、それでも確かに・・・』—情緒の安定を図りながら行う学級経営—」	朝倉 義博	名古屋市立滝川小学校施設内学級 くすのき学園
「この子らを 世の光に」福祉と教育の先駆者—糸賀 一雄—」	松田 章義	鳥取こども学園 希望館 館長

『心理治療と治療教育』第12号(2001.3)

論文名	執筆者	所属
巻頭言「福祉・医療・教育の統合化へ」	松田 章義	全国情短施設協議会長／鳥取こども学園希望館長
平成11年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 特別講演		
「メンタルクリニックからみた最近の家族、子育て」	伊庭 永二	竜雲クリニック
平成11年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 基調講演		
「親子の背景—なぜチームワークか—」	杉山 信作	広島児童療育指導センター
平成11年度社会福祉・医療事業団「子育て支援基金」助成事業		
「子ども虐待」に関する関係職員研修会 特別講演 「虐待児童に関する施策の現状と課題」	才村 純	日本子ども家庭総合研究所
平成11年度「子育て支援基金」助成事業		
「子ども虐待」に関する関係職員研修会 「児童虐待における視点の転換」	福山 和女	ルーテル学院大学 助教授 DSW
研究論文		
「対人関係スキルの向上と困基を活用した遊び「ふれあい困基ゲーム」に関する研究—「安田メソッド」の集団精神療法観点からの解釈—」	房間 貞 他・治療指導科	静岡県立吉原林間学校 指導治療
「心理検査からみた子どもの特徴—WISC-III知能検査の解釈についての—考察」	安藤 久美子	愛知県立ならわ学園
事例研究報告		
「あなた達は別々の人間よ—場面緘黙・不登校・一卵性双生児との関わりを通して—」	澤田 史香 北田 裕紀子	ことりさわ学園 心理療法士 ことりさわ学園 心理療法士
「M君のおもいで」	藤井 昌之	広島市愛育園 生活担当者
エッセイ		
「私のパワーの素」	山口 誠	静岡県立吉原林間学校 指導治療
「支えてくれる人達がいたから今の自分がある—和太鼓を通じての子どもとの関わり—」	田岡 光代	若竹学園
伊藤方一先生を偲んで	滝川 一廣	

論文名	執筆者	所属
巻頭言「子どもと家族への支援の充実を」	松田 章義	全国情短施設協議会長／鳥取こども学園希望館長
講演録		
平成12年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 特別講演 〔社会福祉・医療事業団「子育て支援基金」助成事業、「子ども虐待」に関する関係職員研修会講演〕 「子どものトラウマ・生活の中での治療」	西澤 哲	大阪大学大学院人間科学研究科 助教授
平成12年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 基調講演 「福祉の原点・糸賀一雄先生の業績と精神(こころ)」	三浦 了	社会福祉法人大木会理事長
平成12年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会生活指導部会 基調講演 〔社会福祉・医療事業団「子育て支援基金」助成事業、「子ども虐待」に関する関係職員研修会講演〕 「今、求められる情短施設の生活指導について」	四方 耀子	前・横浜いずみ学園長
研究論文		
「被虐待児童のバウムテストによる検討—量的検討を中心に—」	長屋 正男 牧原 寛之	大阪市児童院 牧原クリニック
事例研究報告		
「情緒障害児短期治療施設におけるクラブ活動の取り組み」	岩上 高志	大阪市児童院 指導係
「「輝きは君の中に」園のテーマソング作りを通じて子どもたちが得たもの」	佐々木 理佳 上原 美佐 中島 千晴 大畑 美幸 西田 篤 岡田 隆介	広島市児童療育指導センター 愛育園 広島市児童療育指導センター 愛育園 広島市児童療育指導センター 愛育園 広島市児童療育指導センター 愛育園 広島市児童療育指導センター 愛育園 広島市児童療育指導センター 愛育園
「小学生グループワークについて」	代田 美奈 加藤 昌志	長野県諏訪健康学園 主任児童指導員 長野県諏訪健康学園 主任(心理)／児童指導員
「A子が家庭に戻るまで—被虐待児の施設治療の経過報告—」	野田 愛 櫛田 利枝子 塩見 守	兵庫県立清水が丘学園 心理治療士 兵庫県立清水が丘学園 生活支援員 兵庫県立清水が丘学園 心理治療士
「情短施設におけるグループエンカウンターの治療的試行 第一報」	澤田 史香	ことりさわ学園 心理療法士
海外研修報告		
「カナダの児童福祉とその取り組み」	塩見 守	兵庫県立清水が丘学園
事例報告		
「子どもと家庭の自立支援のために—児童家庭支援センターを附置—」	松田 章義	鳥取こども学園希望館長
「横浜いずみ学園・通所部の開設にあたって」	高瀬 利男 増沢 高	横浜いずみ学園 園長 横浜いずみ学園 副園長
資料		
「全国情緒障害児短期治療施設職員研修会内容一覧(Ⅱ)」	長屋 正男 市山 成治 竹淵 陽三	大阪市立児童院 大阪市立児童院 元・大阪市立児童院
新施設紹介		
「福岡県立筑後いずみ園」	山下 隆徳	福岡県立筑後いずみ園 指導課長
「こどもL・E・Cセンター」	道平 進	こどもL・E・Cセンター 施設長

論文名	執筆者	所属
巻頭言「子どもと家族の心のケアの充実を」	松田 章義	全国情短施設協議会長 鳥取こども学園希望館長
講演録		
平成13年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 基調講演 「児童福祉の近未来」	柏女 霊峰	淑徳大学 教授
平成13年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 基調講演 〔社会福祉・医療事業団「子育て支援基金」助成事業、「子ども虐待」に関する関係職員研修会講演〕 「被虐待児と家族への支援—21世紀への展望—」	桐野 由美子	京都ノートルダム女子大学 助教授
研究論文		
「総合環境療法の取り組み—ある小学生男児の入所治療について—」	長屋 正男 岡本 文人 岩上 高志 中村 隆貴	大阪市立児童院 大阪市立児童院 大阪市立児童院 大阪市立明治小学校・元分校 教諭
「情短施設における生活臨床の理論化 PART1—生活スタッフの専門性とより効果的なチームアプローチを求めて—」	中司 博之	広島青少年総合相談センター 相談指導担当指導主事 元・広島市愛育園 児童指導員
事例研究報告		
「情緒障害児短期治療施設におけるクラブ活動の取り組み(2)」 「実践報告を読んで」	岩上 高志 貴志 彩 三宅 芳宏	大阪市立児童院 指導係 のぼら学園
「養護問題・知的障害を抱えた中2不登校女子への5年間の自立支援」 「事例についてのコメント」	上原 美佐 矢野 和恵 西田 篤 小木 曾宏	兵庫県中央こどもセンター 元・広島市愛育園 心理療法士 広島市児童療育指導センター愛育園 淑徳大学 教授
実践報告		
「情緒障害児短期治療施設入所中の小学生を対象とした構成的グループ・エンカウンター」の取り組みについて—心理・教育部門との連携からの一考察—」	中野 雅代 三塩 新人 古川 洋子	福岡県立筑後いずみ学園 セラピスト 福岡県立筑後いずみ学園 セラピスト 筑後市立水田小学校いずみ分校 教諭
トピックス		
「近畿圏における情緒障害児短期治療施設のネットワークの構築—近畿情緒障害児短期治療施設研究会の目的とその動向—」	岩上 高志 岡本 文人 長屋 正男	大阪市立児童院 大阪市立児童院 大阪市立児童院
「北米における情短施設での取り組み」	酒井 雅子	希望の杜 セラピスト
資料		
「全国情緒障害児短期治療施設職員研修会内容一覧(Ⅲ)—第26回(平成元年度)から第39回(平成14年度)まで—」	長屋 正男	大阪市立児童院
新施設紹介		
「『あゆみの丘』の現状と今後の取り組みについて」	藤本 勝彦 広報委員会	あゆみの丘 園長 あゆみの丘
「児童心理療育施設「鹿児島自然学園」」	生駒 李隆	鹿児島自然学園 学園長

論文名	執筆者	所属
巻頭言	平田 美音	全国情短施設協議会長 くすのき学園長
講演録		
平成14年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 基調講演 「虐待死から見えるもの—被虐待児と親への支援」	長尾 正崇	名古屋市立大学 教授
平成14年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会心理治療 部会 特別講演 「被虐待児の心理治療」	西澤 哲 羽下 大信	大阪大学 助教授 甲南大学 教授
平成14年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会生活指導 部会 特別講演 「子どもの権利を擁護するために」	相澤 仁	厚生労働省児童福祉専門官
研究論文		
「情緒障害児短期治療施設における幼児への治療的なケアの動向 と今後の課題」	大迫 秀樹	福岡県立筑後いずみ園
「情短施設における生活臨床の理論化 PART2—生活スタッフの専門性 とより効果的なチームアプローチを求めて—」	中司 博之	広島市青少年総合相談センター 相談 指導担当指導主事/元・児童指導員
「情緒障害児短期治療施設における活動的アプローチの効果」	岩上 高志 貴志 彩 長江 文憲 長屋 正男	大阪市立児童院 大阪市立児童院 大阪市立児童院 大阪市立児童院
事例研究報告		
「アクティングアウトを繰り返すA子—合意・動機づけの重要性—」 「井上さんの事例を読んで」	井上 真弓 牧 真吉	愛知県立ならわ学園 心理員 名古屋市児童福祉センター
「生活場面を生かしたセラピー—こどもL.E.C.センターにおける3年 間の実践—」	井出 智博 蔵岡 智子 高岸 幸弘 野田 真紀 疋田 忠寛 西出 隆紀	こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター 愛知淑徳大学 助教授
「事例についてのコメント」		
実践報告		
「こどもL.E.C.センター小学科の取り組み」	疋田 忠寛 井出 智博 福永 寛徳 吉村 明子 時長 信人 柳田 亮平	こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター こどもL.E.C.センター
「分校の教育をふりかえって[1995・4~2002・3]」	西端 美和子 岸本 孝子	元・大阪市立明治小学校分校 元・大阪市立明治小学校分校
「直接処遇現場における臨床心理士の役割と課題—大阪市立児童 院での実践をとおして—」	朝比奈 裕	るんびに学園/元・大阪市立児童院
トピックス		
「情緒障害児短期治療施設と高等学校の連携のあり方」	胤森 裕暢	広島市立基町高等学校 教諭 元・広島市愛育園 主査
「近畿圏における情緒障害児短期治療施設のネットワークの構築 (2)—2004年度に向けた現状と課題」	岡本 文人 岩上 高志 長屋 正男	大阪市立児童院 大阪市立児童院 大阪市立児童院
資料		
「全国情緒障害児短期治療施設における児童の臨床統計」	奥田 高臣	広島市こども療育センター愛育園
新施設紹介		
「情緒障害児短期治療施設開設にあたり「中日青葉学園」	近藤 日出夫	中日青葉学園 指導養育部長
「「大村椿の森学園」について」	宮田 雄吾	大村椿の森学園 園長/精神科医師
「こども心理療育施設 るんびに学園(綾部こどもの里)」	川勝 和幸	るんびに学園 園長
「内原同仁会子どもセンター「内原深敬寮」	渡辺 孝幸	内原深敬寮 施設長

『心理治療と治療教育』第16号(2005.3)

論文名	執筆者	所属
巻頭言	平田 美音	全国情短施設協議会長 くすのき学園長
講演録		
平成15年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 基調講演 「児童虐待防止法改正の視点から」	滝川 一廣	大正大学 教授
平成15年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 特別講演 「生活のリズムで健康生活を—体内時計と心の関係—」	井上 慎一	山口大学 教授
実践報告		
「性教育への取り組みについて」	荻野 裕二	愛知県立ならわ学園 心理員
事例研究報告		
「場面緘黙児の変化に寄与した学級の機能について」 「コメント」	杉森 加代子 高田 晃	静岡県立吉原林間学園 治療係 宇部フロンティア大学大学院
資料		
「津島児童学院に入所した子ども達—過去40年間の臨床・基礎統計からみえること—」	川上 雅司 原田 雅寿 土岐 覚	岡山県立津島児童学院 岡山県立津島児童学院 岡山県立津島児童学院
「平成16年度厚生労働省要望アンケート調査結果」	高瀬 利男	横浜いずみ学園
エッセイ		
「児童院の創立40周年によせて」	石田 雅弘	大阪市立阿武山学園 元・大阪市立児童院
「情短施設における中学校教育への取り組み」	牛黄著 豊	前・広島市愛育園 指導員
「SACRIFICE」	明石 尚恵	静岡県立吉原林間学園 学習部
資生堂児童福祉海外研修報告		
「文化、コミュニティーの中で育つということ—アオテアロア/ニュー ジーランドの児童福祉の実践から—」	上里 久美子	広島市愛育園 保育士
「オーストラリア・ニュージーランドの児童福祉について」	西山 秀則	ことりさわ学園

『心理治療と治療教育』第17号(2006.3)

論文名	執筆者	所属
巻頭言	細江 逸雄	全国情短施設協議会長
講演録		
平成16年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会 基調講演 「子ども・家庭をとりまく状況と児童福祉施設の役割」	才村 純	日本子ども家庭総合研究所 ソーシャルワーク研究担当部長
平成16年度全国情緒障害児短期治療施設職員研修会生活部会 基調講演 「思春期児童への理解とアプローチ」	鈴木 啓嗣	すずき診療クリニック 院長
研究論文		
「情緒障害児童に、どう寄り添うか?—私の「情緒障害児実践的指導論」—」	王子 正	兵庫県立清水が丘学園 園長
実践報告		
「大阪市立児童院における保護者担当の動き」	宮井 研治 高下 洋之 岡本 文人 阪田 有利子 相坂 聖子	大阪市立児童院 臨床心理職員 大阪市立児童院 臨床心理職員 大阪市立児童院 臨床心理職員 大阪市立児童院 臨床心理職員 大阪市立児童院 臨床心理職員
「被虐待児の療育グループ「タッチの勉強会」」	荻野 裕二	愛知県立ならわ学園 心理員
「性教育への取り組みについて(2)」	小島 麻衣子	愛知県立ならわ学園 心理員
事例報告研究		
「軽度発達障害児への生活処遇研究—処遇状況調査—」	杉山 晃 岡山 勝成 向山 ゆかり	静岡県立吉原林間学園 治療指導課 静岡県立吉原林間学園 治療指導課 静岡県立吉原林間学園 治療指導課
「試験的個別プログラム—人間関係トレーニング—」	若林 亮 小杉 真理	さざなみ学園 セラピスト さざなみ学園 指導員
「発達障害児に関する治療効果と入所期間の長期化による弊害—事例からの一考察—」	江上 千恵	静岡県立吉原林間学園 現・静岡県子ども家庭相談センター 総合支援部
「思春期の悩み・葛藤を支えて—リストカットを繰り返すA子」	澤田 史香	ことりさわ学園 心理療法士
「あゆみの丘の性問題について」	福井 伸弥	あゆみの丘 児童指導員
資生堂福祉海外研修報告		
「カナダ東部地区における児童虐待予防策と児童福祉現場の実態」	樋渡 秀樹	ことりさわ学園
資料		
「平成17年度厚生労働省・文部科学省要望 アンケート調査結果」		
臨床統計		
「全国情緒障害児短期治療施設における児童の臨床統計」	設楽 友崇 伊藤 恵 藤井 昌之 西田 篤	広島市愛育園 心療部(臨床統計担当) 広島市愛育園 心療部(臨床統計担当) 広島市愛育園 心療部(臨床統計担当) 広島市愛育園 心療部(臨床統計担当)
事業報告		
「2005年度近畿情緒障害児短期治療施設協議会についての報告」	堀 健一	総括主任(あゆみの丘)
「平成16年度全国情短協議会事業報告書」		
全国情緒障害児短期治療施設一覧		

第4章 日本子ども虐待防止学会学術雑誌

「子どもの虐待とネグレクト」の分析から ～被虐待児への心理臨床的援助を中心に～

1. 2000年までの流れ

前回までの報告（保坂他，2005；2006）において、児童相談所が1980年代から1990年代にかけて児童虐待に対して、①どのような認識を持ち、②どのような援助や支援を行い、③どのような課題が残されたのかについて、厚生省（現、厚生労働省）が全国の児童相談所で取り扱ったケースをまとめて、毎年編集してきた「児童相談事例集」を基に検討を行った。

それによると、1980年代には、児童相談所に児童虐待との認識自体が薄かったことが示され、そこには非行や不登校といった子どもたちが示すさまざまな問題行動や状態像に児童相談所の関心が向けられ、その裏にある児童虐待が認知されないという「マスク現象」が起きていた。このため、児童問題は子どもの心理的な不適応に対して援助を行うことで解決できるという「問題の個人化」がみられた。しかし、1980年代後半になると児童虐待への社会的な関心が高まりをみせ、それに応じて児童相談所も子どもたちの問題行動の裏に隠された児童虐待へと視野を拡げていくようになった。この時期には、児童相談所にも児童問題は個々の家庭や家族の問題という見方がなされるようになったが、それは「問題の個人化」から「問題の家族化」にシフトしただけであり、児童虐待についても個々の家族への相談援助を行うことで対応するという姿勢であった。具体的な援助の方法としては、家族療法が多くの児童相談所や情緒障害児短期治療施設で取り入れられた時期でもあった。

1990年代に入ると、児童虐待は単に個々の家族の問題に留まらず、社会的な視野からの対応や対策を行わなければならない問題であるとの認識が世論の中心となりはじめ、法や制度の整備が論議され、少しずつではあるが運用も行われるようになった（吉田他,2007）。このような流れの中で、児童福祉行政機関である児童相談所が児童虐待対応の最前線と社会的に認識されるようになったことから、児童相談所もようやく児童虐待を社会的な問題と捉え対応するようになっていく。それまでの、対象者との信頼関係によるケースワークや心理援助中心の対応から、行政機関としての強制介入が社会的にも児童相談所に期待されるようになった。こうした中で、これまで福祉的な対応を基本として行ってきた児童相談所の児童福祉司や心理判定員（現、児童心理司）にとっては、児童虐待を行ってしまった親ともまずは信頼関係を形成し、その上で援助を開始したいとの思いと、強制介入を求める社会的ニーズとの狭間で強い葛藤や苦悩を抱え込むことにもなっていく。

また、児童虐待への対応においても、被虐待児の保護が優先されることになった。そのため、児童虐待対応においては、児童相談所の持つ措置機能や一時保護機能が中心的な役割を果たすようになり、心理援助や相談支援を中心とした相談機能が発揮されにくい状況にもなってきたように感じる。この傾向は、2000年代に入り更に加速しているようで、児童相談所で扱う児童虐待ケース以外でも措置重視の流れが見られるようになってきている（秋山, 2005）。

2. 被虐待児への心的援助の必要性

児童相談所が児童虐待に対して措置重視の姿勢を強めていくと、その当然の結果として、児童相談所の一時保護所や児童養護施設が被虐待児の受け皿となっていく。

このようにして措置された被虐待児が、さまざまな心理的問題を抱えていることは、その不適切な生育環境からも容易に理解される。こうした養育環境から切り離すという対応だけで、子どもたちが精神的な安定を取り戻すというほど被虐待児の心理的な傷は単純なものではない。児童虐待を受け続け適切な心理的援助がなされずに成人に達してしまった人たちが、犯罪や精神的な不安定さを示したりすることも良く知られてきている（藤岡, 2000；林, 2006）。このため、さまざまな虐待への初期対応としては緊急かつ強制的な介入が必要であったとしても、その後適切な心理的援助をいかに行うかが被虐待児への援助として重要となる。

これは1980年代にみられた「問題の個人化」や1990年代の「問題の家族化」とは異なり、施設における児童虐待事例への多面的援助の一部に、被虐待児への心理援助が当然含まれるとの考え方である。

この点に関して、それまでも被虐待児への心理的な援助を行ってきた情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設）においては、すでに1990年以前からさまざまな取り組みがなされていた（第3章参照）。たとえば、増沢（1998a）の「人生早期から長期にわたって繰り返しの外傷を受けたK君の事例」や、同じく増沢（1998b）の「チーム治療のなかで“バンパイア”を克服した少年の事例」では、情短施設での心理治療について詳細に検討を行っている。また、報告数は少ないものの児童自立支援施設（旧、教護院）においても、非行児童の処遇の中で被虐待児への心理的援助という視点をもった関わりが1990年代にはみられる（大迫, 1999）。

これらの研究では、すでに「環境療法」の視点が導入されており、心理職が面接室で対象者と1対1で行う従来の心理療法の枠を超えた援助が行われてきたことも示されている。

しかし、情短施設や児童自立支援施設といった施設内で児童のほぼ全ての生活が完結する（施設内に学級をもつ）場所での処遇と、地域の学校に入所児童が通うといった形態の児童養護施設とでは、当然その援助構造に違いがある。また、入所児童一人当たりの担当職員数にも、配置されているスタッフの専門性にも違いがみられる。特に、児童の情緒的な問題の治療をはじめから目的として設置された情短施設の場合は、心理療法を担当する職員や精神科医がスタッフとして配置されてきた。

一方、児童養護施設では大抵の場合、児童指導員と保育士のみで入所児童の処遇にあたっている。このため、実際に被虐待児の処遇を行っている児童養護施設の職員は、日々彼らの問題行動や情緒的不安定さへの対応に追われてバーンアウトする者も多い。この問題について大迫（1999）は、児童自立支援施設での心理的援助の考察で、西澤（1997b）を引用しながら「通常施設で児童の処遇にあたるのは児童指導員や保母であって、心理職がそのまま指導員となることはまれである。このため、児童の心理行動特性を理解しないままに、経験的に処遇に当たっていることも多い。しかし、被虐待児は、施設の職員といった新たな養育者との間で虐待的な人間関係を繰り返す傾向があり（西澤, 1997a）、施設職員の怒りや攻撃性を引き出すような行動をとることがある。（中略）現段階では、臨床心理士らの心理職にあるものが、直接指導処遇にあたる指導員らの育成や、スーパーバイズにも積

極的に参画する必要性があると考えられる」と、児童自立支援施設の状況を述べており、それは児童養護施設でも同様であると考えられる。

以上見てきたように、被虐待児に心理的援助が必要であるとの観点に立ち、国は1999年から「おおむね10名の心理的治療の必要な子どもの入所している児童養護施設に、心理療法を実施する理職を配置する」などの制度的な対応を行っていくことになった。

そこで今回は、2000年代に入り児童養護施設において被虐待児に対してどのような心理的援助が行われるようになって来たのかを事例を通して検討し、児童養護施設における被虐待児への心理臨床の方法論や課題などについて考察していくことにする。

具体的には、日本子どもの虐待防止研究会（会の名称は、2005年から「日本子ども虐待防止学会」となっている）が、1999年に創刊した学術雑誌「子どもの虐待とネグレクト」のVol.1（1999年）からVol.8（2006年）の17冊に掲載された研究論文、研究報告、資料等の中から、被虐待児への心理的問題とその援助について記載されているものを考察の対象とした。（表7）

3. 被虐待児の心理状態の把握

児童虐待という不適切な養育環境を生き抜いてきた子どもたちは、心理的にさまざまな問題を抱え、それが不適応行動として表面化することが多い。これらの被虐待児に対して心理臨床的援助を行う場合に、被虐待児に特徴的な心理状態や行動状態を把握しておくことが重要であると考えられる。

「子どもの虐待とネグレクトVol.2 No.1（2000）」に、「虐待が子どものこころに与える影響」と題して宮本らが行ったシンポジウムの内容が掲載されている。この中で杉山は、虐待の短期的影響として①過覚醒、②フラッシュバック、③解離をあげており、中期的影響としては①母性剥奪症候群として知られる発育不良、②DBDマーチ（Disruptive Behavioral Disorders march：注意欠陥多動性障害から反抗挑戦性障害に移行し、その内の2～3割が行為障害を示し、さらにその中の3割程度が反社会性人格障害へと進んでしまう状態のこと）の2点を記述している。また、長期的影響としては、①複雑性PTSD、②離人症や多重人格などの解離の常在化、③感情コントロールの混乱、④自己イメージの混乱、⑤対人関係の混乱、⑥意味の混乱に伴う自殺未遂や自傷があると述べている。

このような被虐待児の心理的特徴については、情短施設では以前から指摘されてきている。増沢（2002）は、「情緒障害児短期治療施設からの報告」の中で「情緒障害児短期治療施設における被虐待児への援助の基本」として、「重い被虐待児の特徴：児童虐待として児童福祉施設に入所する子どもは、人生早期から実父母などの身近な大人から深刻な虐待を受け続けるなど、長期にわたって劣悪な環境におかれている場合が多い。彼らは早期の発達課題が損なわれていると同時に、その環境で生き抜くための特異なあり様を身につけている。彼らの特徴として以下のことがあげられる。①根深い不信心、②自己否定感、③被害感、④外界に対する恐怖感、⑤萎縮、⑥感情のコントロールの悪さ、⑦感情の解離、⑧あり様がコロコロと変わり一連の時間軸に沿った文脈の中に身を置けない、⑨周囲の刺激への過敏性、⑩他者への激しい依存欲求とすぐに攻撃する傾向、⑪盗み、嘘、徘徊、暴力、健全でない性行動などの行為の問題、⑫生活習慣やそれに伴う感覚のなさ、⑬社会的体験の乏しさ、⑭身

体上の問題」と被虐待児の心理的特徴をあげている。そして、その早期の発達課題が損なわれている状況に対して「育て直し」の必要を指摘し、それを情短施設という入所形態の援助枠の中で展開してきている。

一方、西澤は「子どもの虐待とネグレクトVol.3 No.1 (2001)」の「虐待を受けた子どもの心理療法に関する理論的・実践的検討」という講演録の中で、「身体的虐待とネグレクトではかなり症状形成が違う」と述べており、虐待の種類によってその心理的影響が異なることを示している。西澤によると、身体的虐待ではポストトラウマ反応（侵襲的想起やフラッシュバックなどの反復侵入性の症状）や、それを防衛するための解離反応などをあげており、これらは先にあげた杉山の心理的影響とほぼ同じであると思われる。これに対して、ネグレクトでは①対人関係や環境からの引きこもり傾向と、②ファンタジーへの耽溺傾向の2点をあげている。また、データ数が少ないことから明言は避けているものの、性的虐待の場合には「解離性障害」が顕著になりやすいとも西澤は述べており、児童虐待といってもその種類によって被虐待児の示す心理的症状に違いがみられることを示している。

そして、西澤は「子どもの虐待とネグレクトVol.4 No.1 (2002)」の中の「虐待を受けた子どもの心理療法 ～虐待のタイプとプレイセラピー～」で、虐待のタイプ別に心理療法（プレイセラピー）の力点が異なることを示している。つまり、被虐待児への心理的援助を行う場合には、それぞれの子どもがどのような虐待環境におかれてきたのか、現在の症状の特徴、虐待を受けてきた時期や経過などを加味しながら、その対応を考えていくことが大切であると考えられる。

4. 児童養護施設における被虐待児への心理的援助

児童虐待を受けた子どもたちが示すさまざまな問題行動や症状に対して、既存の心理療法を駆使して対応した結果を報告したものがいくつか見られた。その一つに、「子どもの虐待とネグレクトVol.4 No.1 (2002)」に掲載された「PTSDの心理療法」の中で、白川が報告している「外傷性記憶の処理技法」がある。白川(2002)は、虐待を受けた子どもの示す問題行動の背景に外傷性記憶があると考え、その処理を行うことで問題行動や症状に対応しようとする。用いられる技法としては、ポストトラウマティックプレイセラピー、EMDR (Eye Movement Desensitization and Reprocessing)、ホログラフィックトーク、インナーチャイルドワークなどをあげている。ただし、こうした技法を用いることで全ての虐待に伴う問題が解決するわけではなく、全体的な治療が行き詰まったときにこれらの技法をワンポイントとして用いることや、適応の時期や焦点などに慎重であることを指摘し、さらに、これらの技法的介入を行った場合の子どもの反応を受け止める人的環境の心理教育の重要性についても論じている。

また、「子どもの虐待とネグレクトVol.8 No.1 (2006)」にある、平岡の「加害的性逸脱行動を行った男児（被虐待）にEMDRを導入した心理ケア」では、虐待による児童養護施設措置児の性的逸脱行動に対してEMDRを用いて援助を行った事例を考察している。この事例でも、児童自身が受けてきた虐待に伴う心理的な問題の全てを、EMDRで解消することを目的としているわけではない。虐待環境から保護され児童養護施設で生活するようになったとしても、被虐待児が示す問題行動のため

に他児を巻き込んで施設生活自体が不安定なものとなってしまうと、被虐待児にとって最も必要な安全で安定した生活環境を保障することができなくなってしまう。そこで、平岡が考察の中で「危機介入的な心理ケアを行い」と述べているように、それぞれの児童が示す問題行動に対して危機介入的な心理ケアを行うことで、生活環境を保障することも重要な援助となると考えられる。

このような全体的なケアの一部に心理ケアを位置づける発想は、これまでの心理臨床ではあまりなかったといえよう。時折、面接室を蛸壺に見立てて「蛸壺臨床」と揶揄されてきた従来の面接室内に閉じこもった心理臨床では、被虐待児への援助は難しいことが徐々に理解され始めてきたとも考えられる。この点について、「子どもの虐待とネグレクト Vol.4 No.1 (2002)」の中の「児童養護施設における被虐待児の心理療法・心理的ケア」を企画した前田は、そのまとめで「児童養護施設における心理療法・心理的援助の実践は、まだ始まったばかりであり、今後さらに、体験の積み重ねとその相互検証が行われなければならない。とくに、具体的な事例への援助過程で生じる問題を、従来のプレイルーム内での個人心理療法の枠組みに囚われることなく、1つ1つ検討していく作業が重要となるであろう」と述べている。

さらに西澤は、前掲した「虐待を受けた子どもの心理療法 ～虐待のタイプとプレイセラピー～」の中で、「トラウマを受けた子どものプレイセラピーにおいては、“ラポールの形成を目的とした非指示的方法”、Virginia Axline が中心に展開した技法であるノンディレクティブ・プレイセラピーだけでは不十分です。子どもの場合、虐待のテーマをプレイの中に取り込むためには、非指示的な方法だけではほとんど不可能と考えていいでしょう。子どもにとって必要なテーマが何であるかをこちらが見立てて、特定のテーマに焦点を当てたプレイのセッティングを提供することが必要です」と述べている。そして、「子どもの虐待とネグレクト Vol.3 No.2 (2001)」に収録された「虐待を受けたある幼児のプレイセラピー –トラウマ・プレイセラピーのあり方の模索–」という論文の中でも、西澤は ①ディレクティブなプレイセラピー、②トラウマ性記憶の再統合作業を具体的な方法として記述している。このように、従来の心理療法の枠組みに囚われず、被虐待児への新たな心理臨床のあり方が検討されるようになってきていることが理解される。

5. 環境療法の視点

これまで見てきたような、従来の心理臨床の枠組みに囚われない新たな心理臨床のあり方が課題となった背景には、児童虐待の社会問題化による児童養護施設への心理職の配置も大きく影響していると考えられる。たとえば、前掲した前田の「児童養護施設における被虐待児の心理療法・心理的ケア」は、児童養護施設に勤務している心理職の意見をまとめたものである。

「子どもの虐待とネグレクト Vol.2 No.2 (2000)」に収録されている、平本の「児童養護施設における被虐待児童に対する援助の方法 –日米比較にみる収容型児童福祉施設によるケア体制–」と、高橋の「施設における被虐待児の理解と援助」の2論文は、児童養護施設に心理職が配置される以前の児童養護施設における被虐待児への支援についてまとめたものである。この中で、平本と高橋はともに施設での心理的ケアに触れてはいるものの、それは心理職が行う行為と言うよりも、日常の処遇

において施設職員が生活の中で子どもたちの心のケアをどのように行っていくかについて論じている。平本は、米国の収容型施設は日本の情短施設に近い体制であるとしながら、日本の児童養護施設には心理職の配置よりもソーシャルワーカーの導入が必要であるとしている。また、高橋は施設生活内で示される被虐待児の問題行動に対して、行動療法的な対応の必要性を論じ、心理療法の施設内への導入の大切さは認めているが、やはり日常の処遇において施設職員が行動療法的な関わり方を身につけることとの視点に立って論じている。

これに対して児童養護施設に配属された心理職の立場から、「子どもの虐待とネグレクト Vol.3 No.1 (2001)」の中に収録された平田の「児童福祉施設における被虐待児のケア」では、心理職が児童養護施設の中で関わる意義について考察している。しかし、そこには児童養護施設に勤務し始めた心理職の戸惑いが認められた。なかでも、広瀬の報告は、そのタイトルが「セラピストの戸惑い」であり、①面接室の確保ができないこと、②1対1の面接場面に他の児童が乱入してくること、③施設職員が面接場面にも乱入してくること、④日課が優先されて、セラピーの時間を守られないこと、⑤守秘義務と職員との情報交換の5点を問題点としてあげている。

一方、同じ報告の中に収められた安藤の「ならわ学園の実践」では、積極的に従来心理臨床の枠をはずし、心理職の役割を子どもや親の面接とともに、①学校などとの連絡調整、②施設職員の心理的サポート、③職員との連携をあげ、さらに④施設の周辺地域からの電話相談や講演も心理職の役割として、その活動範囲を広げる努力をしている。心理職を受け入れる施設側の理解度の差があるため、広瀬と高橋の活動を同列には論じられないが、従来心理臨床の枠に留まろうとする心理職と、児童養護施設独自の心理臨床を開拓しようとする心理職の差が見られたものと思われる。

この点に関して、「子どもの虐待とネグレクト Vol.5 No.1 (2003)」の中の、「『虐待問題への心理的援助に関する調査』報告と児童虐待防止法改正への提言」という調査報告で、倭文は「そうした対象に対して用いられる技法が、心理検査や心理療法などだけではなく、コンサルテーション、スーパービジョン、危機介入、環境調整、コーディネーション等々におよんでいる。このように、これまで心理的援助の典型として考えられやすかった「1対1の面接による心理臨床」を超えた活動が臨床の中に取り込まれてきていることが明らかになった。」と述べている。

また、「子どもの虐待とネグレクト Vol.3 No.2 (2001)」の中に収録された、大黒・阿部の「虐待を受けた子どもの治療－愛着対象としての施設職員のかかわり－」という論文では、心理職のサポートにより施設職員が生活の中で被虐待児と関わりが増すことの援助的意味を考察しており、心理職の治療者としての側面よりも子どもと職員をつなぐ役割の必要性に言及している。

従来心理臨床の枠組みは日常生活から距離を取ったところで展開される営みであり、またそれを大切にしてきたところがあった。クライアントとは日常生活では会わないという枠組みを崩さず、セラピストとクライアントとの間で話された内容については守秘義務を可能な限り徹底し、第三者の介入を極力排除することによって、クライアントの自己洞察や自己実現、人格変容を援助することが第一の目的であった。しかし、子どもの生活空間である児童養護施設に心理職が配置されるという事態は、心理職に「面接室から生活空間に」、「クライアントとセラピストの2者関係から、他職種との協

働作業に」と言う方向性の変換を迫ることになる。人員の手薄な児童養護施設では、心理職といえども他の職員と同じように、泊まり勤務や食事指導などの生活指導も行わなければならない職場もある。このような状況で、1対1の面接技法のみが心理臨床であると学んできた心理職の中に、戸惑いが生じていると考えられる。

このような児童養護施設の心理職の戸惑いへの対応として、前掲した広瀬も高橋もともにスーパーヴァイズの必要性を強調している。しかし、従来の枠にこだわってはいられない児童養護施設の心理職にスーパーヴァイズを行うことができるスーパーヴァイザーがいるのかということが課題である。つまり、既成の心理臨床オリエンテーションをもつスーパーヴァイザーからスーパーヴァイズを受けてしまうと、さらに児童養護施設で勤務している心理職は混乱することになると考えられる。

以上見てきたように、これからの児童養護施設における心理臨床では、被虐待児個人への心理臨床的関わりと同時に、生活の場におけるケアの両面が必要である。西澤は「子どもの虐待とネグレクト Vol.2 No.1 (2000)」に収録されている「虐待を受けた子どもの心理療法のあり方」の中で、この両面を「虐待体験によるトラウマを抱えた子どもに対する心理的なケアのあり方を、生活の場でのケアを中心とした修正的接近と、個別のプレイセラピーによって展開される回復的接近に分けて論じた」と、修正的接近と回復的接近というGil (1991) の考え方を用いて述べている。

また、伊東らは「子どもの虐待とネグレクトVol.5 No.2 (2003)」の中の、「児童養護施設で生活する被虐待児に関する研究 (2) -ケア・対応の現状と課題について-」という研究報告において、「環境療法 (Milieu Therapy) の場としての意義」という項目を立てて、「施設における治療的機能の位置づけは検討を要するものの現実に必要なことは否定できない。心理や精神医学の知見は被虐待児の行動理解や治療に有用ではあるが、それ以上に安定した日々の生活が情緒的成長と回復にもたらす効果は大きい。

秩序なく混乱した家庭の中で生き抜いてきた子どもには、安全な日々が確実に続くという体験が必要である。突然恐ろしいことが起こるわけではなく、日課が淡々と進行し次に起こることは予測できると実感できれば、次第に新しい課題にも向き合う余裕が生まれる。食事と睡眠、学校と遊びなどの平凡な毎日の繰り返しが被虐待児にもたらす治療的効果は計り知れない。また養育者との十分な情緒的交流がなくなった子どもは、対人関係を築きにくい。身近な職員と良質な人間関係を作ることが特に重要となり、その存在は他の治療者よりもはるかに影響を与えうると言われる」と記述し、環境療法が行われる場としての施設での日常生活自体が治療的意味を持つことを論じている。

このように、今後は1対1の個別心理療法とともに、日常生活の中でいかに臨床的活動を展開していくのかが、つまり「環境療法」をどのように自らの臨床活動として位置づけていくのかが、児童養護施設で被虐待児対応を行っている心理職に求められているようになってきていると言える。

6. 施設内「環境療法」から「総合環境療法」へ

被虐待児への心理臨床のあり方について、これまで児童養護施設の心理職によって、どのような活動がなされてきたのかを、「日本子どもの虐待防止学会」の学術雑誌である「子どもの虐待とネグレ

クト」に掲載された文献を通して検討してきた。そこには、従来から行われてきたクライアントとセラピストの1対1の対応だけでなく、児童養護施設という子どもにとっての生活の場の中での新たな心理臨床が求められていることが示されていた。このことは、児童養護施設に勤務する心理職には、「環境療法」という視点や介入方法が、従来の心理臨床の視点とともに必要であることを示している。

前に述べたように、この「環境療法」は情短施設や一部の児童自立支援施設では、すでに1990年代の後半から実践されてきていた（増沢, 1999, 2002）。しかし、情短や児童自立支援施設と児童養護施設の生活枠組みの違いから、情短などでの対応をそのまま児童養護施設に当てはめることに難しい面があることも課題である。児童養護施設での学齢児への処遇では、地域の学校で過ごす時間も彼らの生活の一部に含まれてくる。また、情短のように医師を施設内に配置されていない児童養護施設では、地域の医療機関との連携も必要となる。

このように考えると、児童養護施設では施設の枠を超えた地域生活全体を視野に入れた関わりを検討していかなければならない。児童養護施設で求められているのは心理職よりもソーシャルワーカーであるとの意見（平本, 2000）も、このような背景からといえるだろう。もちろん、ソーシャルワーカーも児童養護施設に配置されるようになれば、非常に強力な援助体制が整うことになると思われるが、それが難しい状況では、安藤（2001）の実践のように、児童養護施設の心理職がその役割をも担っていく必要があると思われる。つまり、児童養護施設に配置された心理職が、地域内ケアという視点をその支援技術の一つとすることで、児童養護施設内での被虐待児への支援を超えたセラピューティック・コミュニティ形成に関わる可能性も十分にあると考えられる。

このような視点について、情短施設内での実践ではあるがすでに1990年代後半に増沢（1998b）は、杉山ら（1990）が「生活を中心としたさまざまな場面での治療的関わりが一つの総合的な治療構造となり得、総合環境療法としてまとめている」として、総合環境療法の必要性として示している。そして、総合環境療法を実践した「チーム治療のなかで“バンパイア”を克服した少年の事例」を通して、滝川（1990）の述べている「前エディプス段階に、つまり『二人関係』の形成段階にすでに大きなつまづきを持ってしまった子ども」への援助として、「人格の基底を再構築する育て直しの過程が必要であり、それは個人心理治療などの治療行為に加え、生活そのものが治療的に設定されることの必要性と、スタッフがチームとして関わることでそれが可能になったことを指摘している。そこには「生活場面や学校場面などできわめて重要な治療的関わりが行われている」としており、施設内のみならず学校場面をも治療的環境として位置づけている。

さらに増沢（1998b）は、「セラピストがチームの一員として生活場面に参加すること」の意義を、「まず、面接場面でのB君の様子だけでなく、生活場面や学校場面という、より現実的な場面での様子を直接観ることができることで、B君の全体像をより正確に把握できたことである。次に、例えばB君がプレイセラピー中に不整脈が起きた後の病院受診と生活場面での身体的ケアと運動の制限など、そのときどきの治療的見立てに則した生活環境をスムーズに設定できたことである」とし、「ともすればセラピストとB君が現実から遊離し、二人だけの固有の世界に潜り込んで逃れなくなることを妨げる方向に働いたということ」とまとめている。加えて「職員みんながB君を見ている」という安心

感に触れて、「B君の症状を目撃しているのはセラピストだけでなく、全ての治療職員であるという事実は、セラピストが孤立無援になることを妨げ、セラピストの他職員に語る不安が、言葉上のものではなく現実のものとしてきちんと受けとめられているという実感をセラピストの側に与える」と考察し、チーム治療や総合環境療法における心理職の立ち位置や振る舞いにも言及しており、今後の児童養護施設での心理職のあり方にも示唆を与えるものとなっている。

しかし、総合環境療法の定義や方法については、現在のところほとんど整理されておらず、現場の心理職が手探り状態で行っている実状も把握された。このため、今後の課題として総合環境療法の定義と具体的方法論の確立が、被虐待児への適切な援助のために早急な課題として残されていると言えよう。

以上みてきたように、地域や施設内でさまざまな人や機関が被虐待児や児童虐待をしてしまった親へも関わっていきこうという発想も、2000年に入ってからの特徴であると思われる。たとえば、「子どもの虐待とネグレクト Vol.7 No.2 (2005)」、「子どもの虐待とネグレクト Vol.7 No.3 (2005)」、「子どもの虐待とネグレクト Vol.8 No.2 (2006)」、「子どもの虐待とネグレクト Vol.8 No.3 (2006)」の4号に、「死亡事例を考える」として4回にわたって連載された「死亡事例を検証する」シリーズでは、弁護士、臨床心理士、医師や研究者がそれぞれの立場からケースの検討を行っている。

また、「子どもの虐待とネグレクト Vol.6 No.3 (2004)」では「岸和田事件」を特集として組み、医師、福祉、学校、行政、NPOなど他分野からの検証を行っている。つまり、2000年代はさまざまな職種が一つの事例に対して、それぞれの立場から意見を述べるという試みがなされはじめ、児童虐待に対して多面的な事例分析を行う時代に入ったと考えられる。そして、それは、他分野の協働の必要性が研究レベルまでの深まりを持ち始めたとも言える。しかし、他分野の専門職が協働する場合、そこには「分かったつもり」になってしまう危険性がある。実際、上で述べたように、同じ心理職のなかですら「総合環境療法」の定義も明確にはなっていないのが現状である。今後は、用語や考え方を統一し整理していくことが求められていくと思われる。

<引用文献・参考文献>

- 秋山 邦久 (2005) 転換期の児童福祉臨床 こころの科学 119号 日本評論社 Pp 9-12
- 藤岡 淳子 (2000) 少年非行の背景としての子ども虐待 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.1 Pp.137-142.
- Gil, E.: The Healing Power of Play : Working with Abused Children. New York, Guilford, 1991 (西澤哲訳: 虐待を受けた子どものプレイセラピー. 誠信書房, 1997)
- 林 隆 (2006) 非行・犯罪の背景にある虐待 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.3 Pp.317-325.
- 保坂 亨 他 (2005) 「虐待の援助法に関する文献研究第2報」子どもの虹情報研修センター平成16年度研究報告書.
- 保坂 亨 他 (2006) 「虐待の援助法に関する文献研究第3報」子どもの虹情報研修センター平成17年度研究報告書.
- 増沢 高 (1998a) 人生早期から長期にわたって繰り返しの外傷を受けたK君の事例 このはな心理臨床ジャーナル, 4 (1)
- 増沢 高 (1998b) チーム治療のなかで“バンパイア”を克服した少年の事例 心理臨床学研究, 15 (6),

- 増沢 高 (1999) 遊戯療法と守り (弘中正美 編) 現代のエスプリ 遊戯療法 至文堂
- 増沢 高 (2002) 情緒障害児短期治療施設からの報告 チームワークによる援助 (竹中哲夫、長谷川真人、浅倉 恵一、喜多一憲 編) 子どもの虐待と援助 ～児童福祉施設・児童相談所のとりくみ～ ミネルヴァ書房
- 西澤 哲 (1997a) : 虐待の心理的影響と子どもの心理療法. 小児の精神と神経, 37 (2)
- 西澤 哲 (1997b) : 子どもの虐待と家族-虐待を生じる要因としてのトラウマ、精神療法, 23 (3)
- 大迫 秀樹 1999 虐待を背景にもつ非行小学生に対する治療教育～教護院における環境療法によるアプローチ 心理臨床学研究, 17 (3), Pp.249-260.
- 滝川 一廣 (1990) 情短施設における心理治療 (杉山信作他 編) 子どもの心を育てる生活 星和書店
- 吉田恒雄他 (2005) 「虐待の援助法に関する文献研究第3報 児童虐待に関する法制度および文献資料の研究 第2期 (1990年4月から2000年5月まで)」子どもの虹情報研修センター平成17年度研究報告書.

(秋山邦久)

表7 考察対象文献

	年代	文 献
1	1999	佐藤 千穂子、ほか (1999) 医療機関で発見された虐待事例－再発防止への取り組み－ 子どもの虐待とネグレクト vol.1 No.1 Pp.48-53.
2	1999	清水 将之・平嶋 摂子 (1999) 被虐待児の「治療」について－ある事例とつきあって考えたこと－ 子どもの虐待とネグレクト vol.1 No.1 Pp.12-17.
3	1999	杉野 健二 (1999) 精神疾患の親のもとで育った被虐待者の治療 子どもの虐待とネグレクト vol.1 No.1 Pp.41-47.
4	2000	安部 計彦 (2000) 児童相談所ができること 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.1 Pp.74-78.
5	2000	藤岡 淳子 (2000) 少年非行の背景としての子ども虐待 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.1 Pp.137-142.
6	2000	平本 譲 (2000) 児童養護施設における被虐待児童に対する援助の方法－日米比較にみる収容型児童福祉施設によるケア体制－ 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.2 Pp.203-209.
7	2000	上出 弘之、ほか (2000) 虐待の早期発見と初期対応 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.1 Pp.22-32.
8	2000	加藤 曜子、ほか (2000) 重症度判断と危険度について－リスクアセスメント指標－ 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.1 Pp.79-86.
9	2000	宮本 信也、ほか (2000) 虐待が子どものこころに与える影響 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.1 Pp.33-41.
10	2000	西澤 哲 (2000) 虐待を受けた子どもの心理療法のあり方 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.1 Pp.60-67.
11	2000	奥山 眞紀子 (2000) 性的虐待の対応原則を考える 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.1 Pp.116-123.
12	2000	澤田 敬 (2000) 虐待に対する保育園保育士、小学校教師を通しての親子介入 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.2 Pp.243-248.
13	2000	高橋 正彦 (2000) 施設における被虐待児の理解と援助 子どもの虐待とネグレクト vol.2 No.2 Pp.211-218.
14	2001	秋山 正弘 (2001) 子どもたちの未来のために～虐待の痛み、回復の援助～ 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.1 Pp.10-16.
15	2001	平田 美音 (2001) 児童福祉施設における被虐待児のケア 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.1 Pp.135-137.

	年代	文 献
16	2001	堀内 久美子 (2001) 学校での発見と対応のネットワークづくり 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.1 Pp.118-121.
17	2001	二宮 恒夫 (2001) ドメスティック・バイオレンスの目撃による心的外傷の2例 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.2 Pp.313-319.
18	2001	西澤 哲 (2001) 虐待を受けたある幼児のプレイセラピー ト라우マ・プレイセラピーのあり方の模索ー 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.2 Pp.234-242.
19	2001	大黒 剛・阿部 計彦 (2001) 虐待を受けた子どもの治療ー愛着対象としての施設職員のかかわりー 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.2 Pp.243-249.
20	2001	太田 真弓・斎藤 学 (2001) 虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.2 Pp.250-261.
21	2001	坂上 香 (2001) 「被害者対加害者」を乗り越えるために 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.1 Pp.17-26.
22	2001	竹中 哲夫、ほか (2001) 児童福祉施設をひらく・つなげる～児童養護施設の再調整とネットワーク～ 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.1 Pp.69-76.
23	2001	田中 哲・横湯 園子 (2001) 登校拒否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生ー関係領域の専門家の協同による危機介入を含めたかかわりー 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.2 Pp.224-233.
24	2001	山野 則子 (2001) ソーシャルワーカーのアドボカシー機能についてー虐待ケースの事例分析に基づいてー 子どもの虐待とネグレクト vol.3 No.2 Pp.325-331.
25	2002	小西 聖子 (2002) PTSDの心理療法 子どもの虐待とネグレクト vol.4 No.1 Pp.154-156.
26	2002	前田 研史 (2002) 児童養護施設における被虐待児の心理療法・心理的ケア 子どもの虐待とネグレクト vol.4 No.1 Pp.123-126.
27	2002	三宅 芳弘 (2002) 児童相談所の機能を見直す 子どもの虐待とネグレクト vol.4 No.1 Pp.15-18.
28	2002	西澤 哲 (2002) 虐待を受けた子どもの心理療法ー虐待のタイプとプレイセラピーー 子どもの虐待とネグレクト vol.4 No.1 Pp.87-96.
29	2002	斎藤 学 (2002) 加害者対策をめぐるいくつかの疑問：児童虐待の場合 子どもの虐待とネグレクト vol.4 No.2 Pp.242-252.
30	2002	富永 良喜 (2002) 兵庫県児童養護施設における心のケア・キャンプ 子どもの虐待とネグレクト vol.4 No.1 Pp.157-161.
31	2003	伊東 ゆたか、ほか (2003) 児童養護施設で生活する被虐待児に関する研究(2)ーケア・対応の現状と課題についてー 子どもの虐待とネグレクト vol.5 No.2 Pp.367-379.

	年 代	文 献
32	2003	西澤 哲 (2003) 虐待によるトラウマのプレイセラピー 子どもの虐待とネグレクト vol.5 No.1 Pp.12-20.
33	2003	倭文 真智子、ほか (2003) 『虐待問題への心理的援助に関する調査』報告と児童虐待防止法改正への提言 子どもの虐待とネグレクト vol.5 No.1 Pp.118-129.
34	2004	原 新太郎 (2004) 障害のある子どもに対する不適切な養育への対応 -ある小学校での実践- 子どもの虐待とネグレクト vol.6 No.1 Pp.10-13.
35	2004	小井 香欧里・味沢 道明 (2004) 複合的援助とその可能性 子どもの虐待とネグレクト vol.6 No.1 Pp.48-53.
36	2004	宮田 君子、ほか (2004) 被虐待児の入院治療 -A男の事例を通して- 子どもの虐待とネグレクト vol.6 No.1 Pp.78-82.
37	2004	森田 ゆり (2004) MY TREE ペアレンツ・プログラム -子どもの虐待・DV問題を抱える親の回復支援- 子どもの虐待とネグレクト vol.6 No.1 Pp.83-89.
38	2004	中島 尚美 (2004) 子ども虐待予防としてのペアレントトレーニング -「親と子のふれあい講座」の試み- 子どもの虐待とネグレクト vol.6 No.1 Pp.90-100.
39	2005	馬場 幸子 (2005) 被虐待歴を持つ学齢児童へのスクールソーシャルワークによる援助 -米国での研究から見る課題と展望- 子どもの虐待とネグレクト vol.7 No.3 Pp.351-361.
40	2005	中尾 隆文 (2005) 被虐待児からの回復へのアプローチ -知的障害児学校の実践例から- 子どもの虐待とネグレクト vol.7 No.1 Pp.83-85.
41	2006	平岡 篤武 (2006) 加害的性逸脱行動を行った男児 (被虐待) にEMDRを導入した心理ケア 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.1 Pp.29-38.
42	2006	加藤 尚子 (2006) 心理コンサルテーションに関する基礎的研究 -虐待を受けた子どもの援助者への適用を目的として- 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.3 Pp.376-387.
43	2006	宮本 信也 (2006) 特集にあたって 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.3 Pp.306-307.
44	2006	野田 正人 (2006) 子ども虐待とスクールソーシャルワーク 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.2 Pp.191-194.
45	2006	斎藤 知子 (2006) 要保護児童における発達障害の問題について 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.1 Pp.39-50.
46	2006	杉山 登志郎 (2006) 発達障害としての子ども虐待 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.2 Pp.202-212.
47	2006	田中 康雄 (2006) 虐待された子どもが示す非行・犯罪 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.3 Pp.308-316.

第5章 発達心理学関係の教科書分析

1. 研究の目的と方法

虐待に関する知識は、保育・教育に携わる専門家だけでなく、将来的に虐待に関わる専門家となりえる学生も得る必要がある。しかし、こうした専門家を養成する専門学校・短期大学・4年制大学における虐待の知識の教授は十分とはいえない。例えば、就学前児が虐待件数の5割弱を占めること（厚生労働省, 2006）や、虐待によって死亡した事例の7割が3歳児以下であること（谷村, 2004）から、日常的に乳幼児とかかわりを持つ保育士や幼稚園教諭（以下、これらをまとめて保育者）は虐待に関わる専門家の一人と考えられる。また保育所保育指針（厚生省, 1999）でも、虐待の疑いのある子どもの早期発見、子どもとその家族に対する対応は重要な保育活動とされ、保育所と関係機関（嘱託医、児童相談所等）との連携の必要性が記されていることから、保育者は重要な役割を担っているといえる。

しかし、保育科学生（調査数=613）の持つ虐待に関する知識を調査した千葉・鑑・渡辺（2004）は、虐待の4類型（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）やその内容に関する正確な知識を持つ学生は1割に満たないこと、虐待発見の際の通告義務を知っている学生は約8割いる一方で、通告先の機関を知らない学生が約7割いることを示している。さらに、これらの学生の4-5割が教科書から虐待の知識を得ていることも示されている。そのため保育者養成校における基礎科目の1つである発達心理学の教科書において、虐待の記述がいつ頃から記載されているか、またその記述がどのような内容であるか等を分析することで、学生が得やすい知識・得にくい知識を明らかにすることができると考える。これは、将来的に虐待に関わる専門家となりえる学生に対して、虐待に関する講義をどのように行っていくかを考える材料ともなるだろう。

本研究では、まず1970-80年代の教科書の分析を、その後の本調査では1990年代から現在に至るまでの教科書の分析を行った。なお、1970年代、1980年代に初版が出版（または改訂）された発達心理学（乳幼児心理学、幼児心理学、児童心理学を含む）の教科書38冊（70年代15冊、80年代23冊）、および1990-2006年までに初版が出版された主な発達心理学の教科書106冊を研究の対象とした。

2. 1970年代・1980年代の教科書の分析

1970年代・1980年代の教科書では「ホスピタリズム」「しつけ」「愛着」などに関するキーワード・記述は見られるものの、虐待に関するキーワード・記述は、1冊を除き、他では見られなかった。唯一、虐待に関するキーワード・記述が見られた1冊は、1989年に出版された内田伸子著の「幼児心理学への招待-子どもの世界づくり-」（サイエンス社）であった。キーワードは「社会的隔離」という直接虐待を示すようなものではなかったが、「2. 人間発達の可逆性-人間の発達と初期環境-」という章全体を使い、虐待に関する記述がなされていた。その中で中心となる記述内容は、藤永他（1987）によって報告された事例（劣悪な生育環境にあった姉弟二人が救出され、その後およそ20年にわたり専門家による援助チームが関わった。この事例についての詳細については第1報で報告して

いる) についてであった。

本研究で検討した中では、この内田伸子の著書が発達心理学教科書の中で最初に虐待を記述した教科書だと考えられる。しかしながら、この教科書では藤永他(1987)の事例を“虐待”というよりも、“発達の可逆性”を示す事例として扱っている。第1報・第2報で報告されているように、80年代では、このようなネグレクトに関連する用語や概念が混乱しており、専門家の間でも十分に認識されていなかった。そのような時代背景が、この教科書における藤永他(1987)の位置付けにも表れていると考えられる。

3. 1990年以降の教科書の分析

第3報では、1990年代に出版された虐待に関連する書籍の概観が行われており、和書、訳書ともに70年代、80年代と比較すると多くの書籍が出版されている。このことから、日本における虐待をとりまく状況が1990年代から大きく変化したことが示された。

本調査では1990年以降の教科書に関しては、キーワード・記述箇所・記述内容の時代に伴う変化をみるために、我が国が「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准した1994年、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定された2000年を区切りとし、3つの年代(1990-1994年、1995-2000年、2001年以降)に分割して分析を行った。各年代の教科書数は、90-94年で26冊、95-00年で36冊、01年以降で44冊となった(注)。

(1) 虐待の記述の有無

年代別の虐待に関する記述の有無を表8に示す。虐待に関する記述は106冊中47冊(44.3%)で見られ、1990年以降、3-4割程度の教科書で記述がなされていた。

(2) キーワードの分析

対象の教科書の索引から抽出された虐待に関するキーワードを表9に示す。本研究では、使用されるキーワードの時代に伴う変化を検討するために、これらのキーワードを6つのカテゴリーに分類した。その6つのカテゴリーは、子どもの虐待を直接的に示すキーワードを含む「虐待」カテゴリー、身体的虐待などの虐待の種類を示すキーワードを含む「虐待の種類」カテゴリー、虐待を扱う法律・制度・機関等に関するキーワードを含む「法制・機関」カテゴリー、世代間連鎖に関するキーワード

(注) 文献調査は次のような手順で行った。はじめに巻末索引欄の中から虐待に関連するキーワードを抽出した。次に、目次欄・索引欄などから虐待の記述があると考えられた全ての箇所を実際に読み、虐待の記述の有無を判断した。さらに、虐待に関する記述が認められた教科書に関して、その記述箇所(章、節のタイトル)、及び記述内容を記録し、キーワード・記述箇所・記述内容についてのカテゴリーの分類を行った(それぞれ表9、表12、表14)。分類の際には、あるカテゴリーに分類されるキーワード・記述箇所・記述内容があった場合、その頻度に関係なく、あるカテゴリーに関する記述があることとした。カテゴリーの分類は発達心理学を専攻する大学院生2名により行われた。キーワード・記述箇所に関するカテゴリー分類は2名の話し合いにより行われ、記述内容のカテゴリー分類のみ各自が全項目を独自で判断した(2名の一致率は98.3%)。なお、一致していなかった箇所についてはその後2名の協議の上で決定された。

を含む「世代間連鎖」カテゴリー、虐待を受けた子ども・経験やbattered child syndromeに関するキーワードを含む「被虐待による診断名」カテゴリー、高齢者虐待などの子ども以外の虐待や前述のカテゴリーに含まれないキーワードを含む「その他」カテゴリーである。なお、内田伸子著の教科書で見られた「社会的隔離児」というキーワードは106冊中4冊（95-00年=3冊、01年以降=1冊）で見られたが、ここでは直接的に虐待を示す単語ではないと判断し、分析から除外した。

まず各教科書における虐待に関するキーワードの有無を検討した（表10）。虐待に関するキーワードは、106冊中39冊（36.8%）で見られた。年代別に見ると、キーワードの出現率は90-94年と95-00年のいずれにおいても3割程度であるのに対し、01年以降では5割以上であった。児童虐待防止法制定後に、虐待に関するキーワードが多く見られるようになってきたようである。

次にキーワードの内容に関して、年代別の各カテゴリーの頻度と割合を表11に示す。「虐待」に分類されるキーワードは全体的に多く使用されており、年代別にも同様の傾向が見られた。「虐待の種類」「法制・機関」「世代間連鎖」に分類されるキーワードは、それぞれ90-94年では見られなかったが、95-00年では1割程度、01年以降では2割弱見られ、徐々に使用されることが多くなってきていた。「被虐待の診断名」に分類されるキーワードは、全体的には1割に満たない出現率であるが、1990年から現代に渡り一貫して使用されていた。

（3）記述箇所の分析

教科書の中で虐待がどのような位置付けで論じられているかを検討した。まず本研究では、虐待が記述されている章・節を8つのカテゴリーに分類した（表12）。年代別の各カテゴリーの頻度と割合を表13に示す。全体的に、虐待は「親子・家族関係」や「様々な領域での発達」に関する章・節で論じられることが多く、年代別にも同様の傾向が見られた。

また、01年以降に虐待を明示した章・節（「虐待」カテゴリー）や臨床的な問題を扱う章・節（「臨床」カテゴリー）において虐待が論じられることが多くなっている。このことから、近年において虐待が大きなトピックの1つとなってきたことがうかがえる。

さらに、虐待は「発達の可逆性」に関する章・節の中で論じられることもあり、特に90-94年では「発達の可逆性」といった章・節で論じられることが多かった。これらの教科書では、藤永他（1987）の事例を中心に挙げており、1989年に出版された内田伸子著の教科書の影響がうかがえる。

（4）記述内容の分析

虐待の記述の内容に関して分析を行った。まず本研究では、虐待の記述を大きく7つのカテゴリーに分類した（表14）。7つのカテゴリーは、身体的虐待などの虐待の定義（内容）に関する記述を含む「虐待の定義」、虐待報告数などの記述を含む「虐待の現状」、虐待の発見や虐待の予防、その後の支援などの記述を含む「虐待への対応」、虐待に関する法制や機関などの記述を含む「虐待に関する法制・機関」、虐待の原因に関する記述を含む「虐待の発生因」、虐待が子どもの発達に及ぼす影響に関する記述を含む「発達に及ぼす影響」、事例や上記のカテゴリーに含まれない記述を含む「その他」

である。

年代別の各カテゴリーの頻度と割合を表15、「虐待の対応」「虐待の発生因」「子どもの発達に及ぼす影響」それぞれの下位カテゴリーの頻度と割合を表16に示す。全体的に、「虐待への対応」「虐待の発生因」「発達に及ぼす影響」といった内容が多く、「虐待に関する法制・機関」といった内容は少なかった。

次にカテゴリー別に年代による推移を検討した。「虐待の定義」「虐待の現状」「虐待への対応」は01年以降に増加しており、虐待の定義が明文化された児童虐待防止法（2000年施行）の影響がうかがえる。特に「虐待への対応」（表16）では、虐待をどのように発見するかに関連した記述より、虐待の予防・支援に関連した記述が多かった。また、前者の記述は1996年以降で見られるが、後者の記述は1990年から一貫して見られている。虐待の予防・支援といったことがいずれの年代でも大きな問題であるようである。しかし、保育者等にとってはどのように虐待を発見するかが比較的重要な課題である。そう考えると、虐待の発見に関わる内容を講義で教授することが必要といえる。また「虐待に関する法制・機関」は近年記述が増加しているものの、それも1割強に留まっている。このような法制・機関に対する記述の少なさが、虐待の通告先の機関を知らない学生の増加につながっている可能性がある。虐待の発見に関わる内容とともに、虐待に関する法制・機関についての内容を教授していく必要もあるだろう。

「虐待の発生因」の内訳（表15）では、全体的に“養育者側の要因”“家庭環境要因”についての記述が多く、“子ども側の要因”についての記述は少なかった。“養育者側の要因”の記述は1990年から一貫して見られるのに対し、“子ども側の要因”の記述のほとんどが1996年以降でないと見られなかった。90年代前半において、虐待は親と子どもの相互作用の上で起こるといったものではなく、あくまで親の問題として捉えられていた。

また、“養育者側の要因”の中では、親の被養育経験についての記述がいずれの年代でも多く、育児ストレス・不安の記述は90-94年ではまったく無い。近年、母親の育児ストレスを減らすためのソーシャルサポートの重要性が確認されており、保育者はソーシャルサポートの1つとなりうる。学生に虐待と育児ストレス・不安の関連を教授することは、虐待の発生因の1つである育児ストレス・不安の減少にも繋がるだろう。

さらに、“家庭環境要因”の中では、夫婦の不仲などの血縁者間での問題や、貧困や地域との関わりの少なさなどの経済状況・地域との関わりに関する記述は多い一方で、継子などの非血縁者間での問題が論じられることは少なかった。継子殺しは実子殺しの40倍以上という報告（Daly & Wilson, 1988）もあることを踏まえると、虐待の発生因の1つとして非血縁者間の問題が存在することを教授する必要もあろう。

「発達に及ぼす影響」の内訳（表16）では、“身体・運動発達”“認知能力”“社会的能力”“情動・人格障害”についての記述が多く、“脳・遺伝”についての記述は少なかった。年代別に見ると、“身体・運動発達”“認知能力”“社会的能力”“情動・人格障害”についての記述は1990年頃から見られるのに対し、“脳・遺伝”についての記述は2001年以降でないと見られない。脳や遺伝に関する研究

は近年急激に進歩している分野であり、このような最新の知見を教授していくことも重要であろう。

最後に、“養育者側の要因”の被養育経験に分類されている虐待の世代間連鎖が、どのように記述されているかについて検討した(表17)。世代間連鎖は106冊中18冊(17.0%)に記述されていた。その記述内容としては、虐待の連鎖があることのみを記述しているものが18冊中9冊(8.5%)、虐待の連鎖だけでなくその連鎖が途切れる可能性などについて記述しているものが16冊中9冊(8.5%)であった。また年代別に見ると、90-94年の教科書でも連鎖が途切れる可能性などについての記述が見られる一方で、01年以降の教科書であっても連鎖があることのみ記述が見られる。虐待の連鎖のみを伝えることは、被虐待経験者への偏見や、被虐待経験のある人の育児への不安を高めることにもなる。教科書に虐待の連鎖のみが記述されている場合には、その連鎖が途切れる可能性について伝えていく必要がある。

4. 教科書毎の記述内容の分析

教科書毎の記述内容カテゴリーの有無を表18に示す。

虐待の専門家が最低限知っておく必要のある「虐待の定義」「虐待に関する法制・機関」「虐待への対応」に関して、これら3つの要素がすべて記述されている教科書は6冊のみであった。その6冊は、「事例で学ぶ生涯発達臨床心理学」(2001年出版・福村出版)、「臨床発達心理学① 臨床発達心理学概論」(2002年出版・ミネルヴァ書房)、「よくわかる臨床発達心理学」(2005年出版・ミネルヴァ書房)、「子どもの発達とその障害-世界の子どもは、今-」(1995年出版・放送大学教育振興会)、「ウェルビーイングの発達学」(2003年出版・北大路書房)、「キーワードコレクション 発達心理学[改訂版]」(2004年出版・新曜社)であった。前者の3冊は特に臨床に焦点を当てた教科書であり、後者の3冊は発達全般についての教科書である。これら6冊の内、虐待につながる養育者側・子ども側・家庭環境の要因や、発達に及ぼす影響について広く記述のある教科書は、「事例で学ぶ生涯発達臨床心理学」と「キーワードコレクション 発達心理学[改訂版]」の2冊である。

しかし、これら2冊では虐待の連鎖が止まる可能性については記述されていない。この「虐待の連鎖」に関しての具体的な記述について、そのうちのひとつである「キーワードコレクション 発達心理学」と、上記にはあげていない「よくわかる発達心理学」(2004年、ミネルヴァ書房)を比較して見てみよう。

後者では、「児童虐待はどうして起こる」という項目とは独立して「虐待の連鎖をストップする」(数井,2004)という項目が立てられている。その中では、まず「虐待の世代間連鎖とは」として、「臨床現場や社会福祉現場等で出会う虐待する親には、子ども時代に自分が虐待を受けていたという確率が高いという話はよく耳にします」と述べてから、以下のような追跡型の研究を紹介している。「ハンターとキリストロームは最初の子を妊娠中の282人の女性の生育歴に、その女性が虐待を受けた経験があるかないかをまず調べました。49人が子ども時代に身体的虐待を受けていました。そして、1年後の追跡調査でこの282人の母親のうち、自分がわが子に虐待をした親が10人いました。この10人のうち虐待されて育った者は9人でした。この1年後の時点のみで、もし、データを収集していたら、

いわゆる虐待の世代間連鎖は9割の確率だと単純に計算してしまいます。しかし、実際は子どもが生まれる前に虐待の既往歴ありと特定された49人の母親のうち、子どもが1歳までに虐待をした者は9人であり、それは虐待経験者の18%にあたるという低い確率になるのです。」また、これに続いて「子ども時代の虐待が大人になって起きない場合」として、次のように指摘している。「自分が虐待を受けてきたのに自分の子どもに虐待しない母親、つまり虐待のサイクルを繰り返していない母親がいます。それは、安定したパートナーとの関係を持っている場合や、あるいは、セラピーに一時期通った母親の例などです。」さらに、「『虐待は連鎖する』という考えと実態をかえるために」として、「子ども時代に虐待をされた親たちの多くは、きちんとした育児をやっているということと、虐待された子ども時代がなくても虐待している親がいるという現実から、すべての親が虐待をしないような支援を社会で築いていくことこそ、虐待の連鎖を止める上で本質的に重要でしょう」とまとめている。

一方前者では、「児童虐待」(下山,2004)という項目の中で、「虐待する側の要因」に関して「しばしば言われるのが児童虐待の連鎖、つまり世代間伝達である」と述べて、以下その「現象を説明する心理学理論」として「アタッチメント理論」を説明し、関連概念として「トラウマ」「アダルトチルドレン(AC)」を取り上げている。結局のところ、「このように虐待に関しては、養育環境の影響を受けた世代間連鎖が重要な役割を果たしている」とまで述べている。先にあげた「虐待の連鎖をストップする」の記述とはまったく対照的であるが、どちらが適切な記述であるかは歴然としている。

これまでの分析で明らかのように、どのような教科書であっても、重要な情報がすべて記述されているわけではない。例えば、ここであげた「よくわかる発達心理学」では、「虐待に関する法制、機関」が記述されていない。また、「キーワードコレクション 発達心理学」のように「虐待の連鎖」に関しては明らかに不適切な記述すら掲載されている実態がある。保育、教育に携わる専門家養成の授業の際には、こうした教科書の内容を精査した上で、教科書に記述されていない重要な情報を教授していく必要があるだろう。

<引用文献・参考文献>

Daly, M., & Wilson, M. (1988). *Homicide*. Hawthorne, New York: Harmond Books.

藤永 保・斎賀久敬・春日 喬・内田伸子 (1987).『人間発達と初期環境』有斐閣.

厚生省 (1999).「平成11年改訂 保育所保育指針」フレーベル館.

厚生労働省 (2006).「平成17年度社会福祉行政業務報告」

谷村雅子 (2004).「わが国の児童虐待の実態と関係機関の取り組みの工夫」『子どもの虐待とネグレクト』6, 209-217.

千葉千恵美・鑑さやか・渡辺俊之 (2004).「保育教育における児童虐待問題の意識づけと課題-保育教育と精神保健との連携-」『子どもの虐待とネグレクト』6, 393-400.

数井みゆき (2004).「虐待の連鎖をストップする」無藤 隆 (編)『よくわかる発達心理学』ミネルヴァ書房,pp190-191.

下山晴彦 (2004).「児童虐待」子安 (編)『キーワードコレクション 発達心理学[改訂版]』新曜社,pp104-107.

(中道圭人 泉井みずき 中澤 潤 保坂 亨)

表8 虐待の記述の有無（括弧内は割合）

	記述の有無		
	記述無し	記述有り	合計
90-94年	9(56.3)	7(43.8)	16(100.0)
95-00年	11(64.7)	6(35.3)	17(100.0)
01年以降	5(45.5)	6(54.5)	11(100.0)
合計	59(55.7)	47(44.3)	106(100.0)

表9 抽出されたキーワード（括弧内は頻度）とそのカテゴリー分類

キーワード	カテゴリー	定義
虐待(24)、児童虐待(14)、子ども虐待(3)、幼児虐待(2)、乳幼児虐待(2)、幼児児童虐待(1)	①虐待(46)	子どもの虐待を直接的に示すキーワード
身体的虐待(6)、性的虐待(8)、ネグレクト(5)、心理的虐待(7)、養育放棄(2)	②虐待の種類(28)	虐待の種類を示すキーワード
児童相談所(9)、児童虐待の防止等に関する法律(3)、児童虐待防止ネットワーク会議(1)、児童虐待問題(1)、虐待の発見と通告(1)、児童虐待調査研究会(1)、子ども虐待防止(1)、虐待110番(1)、虐待防止協会(1)、児童虐待防止協会(1)、国際シンポジウム「児童虐待への挑戦」(1)	③法制・機関(21)	虐待を扱う法律・制度・機関に関するキーワード、または、虐待に向けられた社会的関心
世代間伝達(4)、世代間連鎖(2)、世代間連鎖理論(1)、虐待の世代間連鎖(1)、虐待の世代間伝達(1)、虐待的人間関係の再現(1)	④世代間連鎖(10)	世代間連鎖、または、それに関するキーワード
被虐待児(5)、被虐待症状(1)、被虐待経験(1)、被虐待児症候群(2)、被虐待症候群(1)、幼児虐待症候群(1)、被殴打児症候群(1)	⑤被虐待による診断名(12)	虐待を受けた子ども・経験やbattered child syndromeに関するキーワード
高齢者虐待(2)、被虐待女性症候群(1)、虐待のハイリスク家庭(1)、虐待型(1)、虐待経験(1)、虐待観(1)、虐待のコミュニケーション発達への影響(1)	⑥その他(8)	上記どのカテゴリーにも含まれないもの

表10 虐待のキーワードの有無（括弧内は割合）

	キーワードの有無		
	キーワード無し	キーワード有り	合計
	90-94年	19(73.1)	
95-00年	25(69.4)	11(30.6)	36(100.0)
01年以降	23(52.3)	21(53.8)	44(100.0)
合計	67(63.2)	39(36.8)	106(100.0)

表11 虐待のキーワードカテゴリーの頻度（括弧内は各年代の全書籍中の割合）

	虐待	虐待の種類	法制・機関	世代間連鎖	被虐待による診断名	その他
90-94年 (n=26)	5(19.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	2(7.7)	1(3.8)
95-00年 (n=36)	10(27.8)	4(11.1)	4(11.1)	3(8.3)	3(8.3)	0(0.0)
01年以降 (n=44)	18(31.1)	8(18.2)	7(15.9)	7(15.9)	4(9.1)	6(13.6)
合計 (N=106)	33(31.1)	12(11.3)	11(10.4)	10(9.4)	9(8.5)	7(6.6)

表12 記述箇所カテゴリー（括弧内は頻度）とその定義

カテゴリー	定義と分類例
虐待(16)	「虐待」や「世代間伝達」という単語を題目の中に含んでいる章・節(例:「虐待はどうして起こる」、「コラム13児童虐待」、「児童虐待」、「幼児・児童虐待とは何か」、「子どもの虐待」、「心の世代間伝達」、「虐待の連鎖をストップする」)
親子・家族関係(33)	愛着、親子関係、家族システム等について論じている章・節(例:「愛着の発達」、「アタッチメント」、「若い夫婦のあり方に見る変化と子育ての変化」、「母親になること」、「親子関係の形成と発達」、「家庭関係から来るもの」、「家族療法」、「家庭の問題(家庭内暴力)」)
発達の可逆性(5)	発達における可逆性についてが書かれている章・節(例:「人間発達の特徴(発達の可塑性)」、「特殊な初期環境からみた人間発達」、「発達の規定因」、「乳幼児研究隆盛の社会的背景」、「長期縦断研究からみた人格発達を保証する初期の要因」)
様々な領域での発達(17)	感情、社会性、言語、人格などの領域毎の発達を論じている章・節(例:「感情を育てる」、「感情調整」、「反社会的行動の領域」、「反社会性」、「幼児期前期の仲間関係の発達の様相」、「感覚運動的知能と自我の発達」、「ノイローゼ(神経症性発症)」)
臨床(12)	カウンセリングなど、発達臨床について総括的に論じている章・節(例:「臨床心理学の理論」、「現代保育における諸問題」、「保育におけるカウンセリング」、「発達臨床の現場」、「子育て支援と保育カウンセリング」、「育児現場への支援」、「生涯と臨床」)
その他(11)	上述のカテゴリーにあてはまらない章・節(例:「行動遺伝学的アプローチ」、「心の生得性と個体発生における環境の意味」、「遺伝子情報を変数に」、「文化とヒトの社会進化」、「霊長類の子殺し」、「いじめはどうして起こるのか」、「無力感」)

表13 虐待の記述箇所カテゴリーの頻度（括弧内は各年代の全書籍中の割合）

	虐待	親子・家族関係	発達の可逆性	様々な領域での発達	臨床	その他
90-94年 (n=26)	0(0.0)	8(30.8)	3(11.5)	4(15.4)	0(0.0)	0(0.0)
95-00年 (n=36)	3(8.3)	8(22.2)	0(0.0)	6(16.7)	3(8.3)	3(8.3)
01年以降 (n=44)	8(18.2)	10(22.7)	2(4.5)	4(9.1)	7(15.9)	7(15.9)
合計 (N=106)	11(10.4)	26(24.5)	5(4.7)	14(13.2)	10(9.4)	10(9.4)

表14 記述内容カテゴリーとその定義

カテゴリー		定義
1. 虐待の定義		身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクトなど、虐待の定義(内容)に関する記述
2. 虐待の現状		年代による虐待報告数の推移などに関する記述
3. 虐待への対応	①発見に関連した記述	虐待をどう発見するか、発見した場合にどう対処するかなどの記述
	②予防・支援やその後の回復	虐待の予防、発見後の支援やその後の虐待者・被虐待者の回復などの記述(社会的隔離の研究はこれにも入る)
4. 虐待に関する法制・機関		児童福祉法・虐待防止法などの法律や、児童相談所などの虐待に関連する機関についての記述
5. 虐待の発生因		
(1)虐待につながる養育者側の要因	①養育者の特徴	養育者の人格的要因、しつけ感などの価値観、アルコール依存症などの精神障害、子どもの行動に対する認知・応答性に関する記述
	②育児等へのストレス・不安	育児不安や夫婦間のストレスなどの記述
	③被養育経験	養育者の受けてきた養育経験に関する記述(「連鎖」も含む)
(2)虐待につながる子ども側の要因	①子どもの特徴	泣きやすさなどの子どもの個性・気質や、子どもの持つ障害などに関する記述
	②未熟児・長期分離	未熟児や、出産後の長期にわたる分離経験に関する記述
(3)虐待につながる環境要因	①血縁者間での問題	望まない出産による子ども、未婚の母、夫婦間の不仲などの血縁者間で生じる問題についての記述
	②非血縁者間での問題	遺伝心理学的知見や継子についての記述
	③経済状況・地域	家庭の経済的状況や地域との関わり方などの環境に関する記述
6. 虐待の子どもの発達に及ぼす影響	①身体・運動発達	身長や体重、歩行能力などへの影響に関する記述
	②認知能力	言語や記憶などの認知能力への影響に関する記述
	③社会的能力	対人能力、反社会性、問題行動などへの影響に関する記述
	④パーソナリティ・精神障害	人格・情動などへの影響や、精神障害に関する記述
	⑤脳・遺伝	遺伝や脳への影響に関する記述
7. その他		事例の記述、単語のみの記述、あるいは、上記のカテゴリーに含まれない記述

表15 記述内容カテゴリーの頻度(括弧内は各年代の全書籍中の割合)

	虐待の定義	虐待の現状	虐待への対応	虐待に関する機関・法制	虐待の発生因			発達に及ぼす影響	その他
					養育者側の要因	子ども側の要因	家庭環境要因		
90-94年(n=26)	1(3.8)	1(3.8)	4(15.4)	0(0.0)	5(19.2)	0(0.0)	2(7.7)	6(23.1)	2(7.7)
95-00年(n=36)	4(11.1)	5(13.9)	6(16.7)	4(11.1)	10(27.8)	4(11.1)	5(13.9)	5(13.9)	6(16.7)
01年以降(n=44)	11(25.0)	9(20.5)	11(25.0)	7(15.9)	15(34.1)	6(13.6)	11(25.0)	14(31.8)	6(13.6)
合計(N=106)	16(15.1)	15(14.2)	21(19.8)	11(10.4)	30(28.3)	10(9.4)	18(17.0)	25(23.6)	14(13.2)

表16 「虐待への対応」「養育者側の要因」「子ども側の要因」「家庭環境要因」「発達に及ぼす影響」の低位カテゴリーの頻度

	虐待への対応		養育者側の要因		子ども側の要因		家庭環境要因			発達に及ぼす影響					
	発見に 関連	予防・支援や その後の回復	養育者 の特徴	育児 ストレス	被養育 経歴	子どもの 特徴	未熟児・ 長期分離	血縁者間で の問題	血縁者間 の問題	経済状況・地 域との関わり	身体・運動 発達	脳・ 遺伝	認知 能力	社会的 能力	情動・ 人格障害
90-94年 (n=26)	0 (0.0)	4(15.4)	2(7.7)	0(0.0)	4(15.4)	0(0.0)	0(0.0)	2(7.7)	0(0.0)	1(3.8)	3(11.5)	0(0.0)	2(7.7)	2(7.7)	
95-00年 (n=36)	2(5.6)	5(13.9)	2(5.6)	5(13.9)	8(22.2)	2(5.6)	4(11.1)	5(13.9)	1(2.8)	4(11.1)	3(8.3)	0(0.0)	1(2.8)	2(5.6)	
01年以降 (n=44)	6(13.6)	9(20.5)	8(18.2)	8(18.2)	10(22.7)	6(13.6)	4(9.1)	10(22.7)	1(2.3)	10(22.7)	5(11.4)	3(6.8)	4(9.1)	8(18.2)	
合計 (N=106)	8(7.5)	18(17.0)	12(11.3)	13(12.3)	22(20.8)	8(7.5)	8(7.5)	17(16.0)	2(1.9)	15(14.2)	11(10.4)	3(2.8)	7(6.6)	11(10.4)	12(11.3)

括弧内は各年代での全書籍中の割合

表17 世代間連鎖の記述の有無とその内容 (括弧内は割合)

	記述 無し	記述有り	
		「連鎖がある」 以外の記述有り	「連鎖がある」 以外の記述無し
90-94年 (n=26)	23(88.5)	2(7.7)	1(3.8)
95-00年 (n=36)	31(86.1)	2(5.6)	3(8.3)
01年以降 (n=44)	34(77.3)	5(11.4)	5(11.4)
合計 (N=106)	88(83.0)	9(8.5)	9(8.5)

表18 教科書毎の記述内容カテゴリーの有無（各カテゴリーの有無は○、無い場合は無記入あるいは×）

題目	出版年	出版社	虚待への対応		養育者側の要因			子ども側の要因		虚待につながる家庭環境要因				虚待の連鎖				
			①発見に 関連	②予防支援と 回復	①養育者の 特徴	②ストレス・ 不安	③放棄 経験	①子ども の 特徴	②未熟児・ 長病分離	①血縁内で の問題	②非血縁・ 養子での 問題	③家族の経 済状況・地域 との関わり	①身体・ 運動発達	②認知・ 言語	③社会的 能力	④情緒・ 人権・障害	⑤脳・ 遺伝	①虚待の連鎖 の歴史の有無
幼児心理学への招待 子どもの世界づくり	1989	サイエンス社	○	○	○													
発達心理学入門Ⅱ	1990	東京大学出版会	○	○														×
発達心理学入門Ⅰ	1990	東京大学出版会	○	○														
人間発達心理学	1990	サイエンス社	○	○														
発達心理学(放送大学教材90)	1991	放送大学教育振興会	○	○														
ベーンリック現代心理学2 乳幼児の心理学	1992	有斐閣	○	○														
子どもの発達と教育	1992	ブレン出版	○	○														
現代の発達心理学	1992	有斐閣	○	○														
保育講座26巻 発達心理学	1983	ミネルヴァ書房	○	○														
乳幼児の人間形成と発達心理学(放送大学教材93)	1983	放送大学教育振興会	○	○														
子どもの発達を知る心理学	1984	北大路書房	○	○														
乳幼児心理学 人生最初の発達を考える	1984	サイエンス社	○	○														
現代心理学入門2 発達心理学	1985	岩波書店	○	○														
子どもの発達と教育(放送大学教材95)	1985	放送大学教育振興会	○	○														
人間関係の発達心理学2 乳幼児期の人間関係	1996	培風館	○	○														
たのしく学ぶ乳幼児の心理	1997	福村出版	○	○														
子どもに学ぶ発達心理学	1988	福村出版	○	○														
保育のための発達心理学	1988	新曜社	○	○														
発達心理学 ことばの獲得と教育	1989	岩波書店	○	○														
しっかり学ぶ発達心理学	1989	福村出版	○	○														
現代心理学シリーズ7 発達心理学	1989	培風館	○	○														
発達心理学・現代社会と子どもの発達を考える	1989	培風館	○	○														
子どもの心理臨床	1989	北樹出版	○	○														
子どもの心理臨床	1989	北樹出版	○	○														
教育者のためのケーススタディ集 発達と学習の支援	2000	新曜社	○	○														
保育・看護・福祉シリーズ⑥ 幼児の心理と保育	2001	ミネルヴァ書房	○	○														
さすな・人間形成とその生涯発達	2001	川島書店	○	○														
事例で学ぶ生涯発達臨床心理学	2001	福村出版	○	○														
こころの発達と教育臨床	2001	培風館	○	○														
臨床発達心理学③ 社会・情動発達とその支援	2002	ミネルヴァ書房	○	○														
臨床発達心理学⑤ 育児・保育現場での発達とその支援	2002	ミネルヴァ書房	○	○														
臨床発達心理学① 臨床発達心理学科生による発達支援の理論と実践	2002	ミネルヴァ書房	○	○														
新訂 乳幼児心理学(放送大学教材02)	2002	放送大学教育振興会	○	○														
保育マイブリーチ 子どもを知る 保育心理学	2002	北大路書房	○	○														
臨床発達心理学④ 言語発達とその支援	2002	ミネルヴァ書房	○	○														
臨床発達心理学② 発達心理学と保育の探求	2002	ミネルヴァ書房	○	○														
保育・教育・福祉シリーズ⑧ 発達心理学と保育の探求	2003	同文書院	○	○														
改訂 乳幼児の発達と教育心理学	2003	建祥社	○	○														
ワルビーイングの発達心理学	2003	北大路書房	○	○														
エビデンスで学ぶ乳幼児の発達心理学	2004	ミネルヴァ書房	○	○														
キーワードで学ぶ発達心理学(改訂版)	2004	新曜社	○	○														
発達心理学のエッセイ 新しいオーソドクシー	2004	川島書店	○	○														
発達心理学のキーワード 新しいオーソドクシー	2004	ナカニシヤ出版	○	○														
よくわかる臨床発達心理学	2005	ミネルヴァ書房	○	○														
心理学の新しいかたち6 発達心理学の新しいかたち	2005	誠信書房	○	○														
よくわかる青年心理学	2006	誠信書房	○	○														
発達心理学キーワード	2006	ミネルヴァ書房	○	○														
発達心理学 第3巻	2006	有斐閣	○	○														
家族の関わりから考える生涯発達心理学	2006	北大路書房	○	○														

第6章 性的虐待と「バックラッシュ」問題を考える

－2000年以降の国内外の動向－

はじめに

前報告（以下「第3報」とする）では、1980年代後半から1990年代にかけて、アメリカやイギリスで大きな社会問題となった虐待対策に対する「バックラッシュ（backlash）」^(注1)について紹介し、バックラッシュに対する反論、日本における状況について言及した。本報告では、2000年以降の「バックラッシュ」に関する国内外の動向について、文献を中心に概観するとともに、「バックラッシュ」問題から出てきた「司法面接」や「子どもの記憶」にも視野を広げて、2006年までの動向を紹介する。

1. 1990年代の動向

1990年代にはアメリカやイギリスを中心に児童虐待（特に性的虐待）に対するバックラッシュが起こったが、1990年代当時の日本にはあまり紹介されることがなかった（「第3報」参照）。例えば、西澤（1994）は、臨床心理学の立場から『子どもの虐待』を出版するが、バックラッシュの問題はほとんど取り上げられていない。しかし、法学的立場からの編纂された『児童虐待への介入－その制度と法〔増補版〕』（吉田他,1998）のなかで、臨床心理学の立場から西澤（1998）は「虐待を受けた子どもとの面接－子どもからの証言の聴取について（第7章）」を担当、被虐待児との面接について、法的な立場から事実を聴取する場合と臨床心理学的な立場から子どもに面接を行う場面の相違点を整理している。その論文のなかで、簡単にではあるが、アメリカ等で起きたバックラッシュの問題について触れている。一方『児童心理学の進歩Vol40 2001』所収の「児童虐待」（西澤,2001）では、児童虐待に関連する文献がレビューされるが、「虐待との関連でわが国の最近の論文で取り上げられた問題としては、これまで述べてきたもの以外に『偽りの記憶（false memory）』（飛鳥井1998,高橋1999）や『代理によるミュンヒハウゼン症候群』があるが、これらの問題は紙面の都合上、別稿に譲るとしたい」と2本の文献紹介だけに留まっており、それほど重要視されていない。むしろ、認知（記憶）心理学者の高橋（1997,1999）のほうが海外の状況も含めて、性的虐待へのバックラッシュと記憶の問題を詳細に紹介している。一方、社会学の分野からは、「第3報」で紹介した上野（1996）がバックラッシュの問題を大きく取り上げている。また、精神医学の分野では、飛鳥井（1998）が雑誌「精神療法」の特集「外傷理論再考」において「外傷理論をめぐる最近の論争－『蘇った記憶』と『偽りの記憶』について」を執筆、「記憶戦争」について詳細に報告している。齊藤（1999）も自身の臨床経験をまとめた『封印された叫び－心的外傷と記憶』のなかでこれらの問題を扱っているが、児童福祉や精神医学・臨床心理学等の分野でこの問題に大きな関心を示している他の書籍（論文）はあまり見つけられなかった。しかし、以下に取り上げる矢幡（2003）の『危ない精神分析』の出版と書評（2003.09.07朝日新聞朝刊）が端となる日本版「記憶戦争」が起こるまで、この問題は大きく取り上げ

^(注1) バックラッシュ（backlash）：辞書には「（機械などの）急激な逆回転；〔政策などに対する反発、抵抗〕とある。上野（1996）は著書のなかで「児童虐待対策に抗議する反対運動」と定義している。

られること無く、2000年代を迎えることとなる。

2. 2000年代の海外での動向

(1) 性的虐待に対するバックラッシュから生まれた「司法面接」の開発、性的虐待への治療

性的虐待対応への「バックラッシュ」が起きたアメリカでは、子どもに対して誘導をしないで虐待の事実を聞き出す面接技法として、「Forensic Interview (司法面接)」が開発され、アメリカやイギリスではこの面接手法から得られた証言がその後の司法手続きでも有効な証拠となった。この技法の開発により、さまざまな援助者が子どもに対して、性的虐待に関する事実確認（と法的証拠獲得のための）面接を何度も繰り返さずに済むようになり、それはすなわち、面接で得られた情報を福祉分野でも司法でも活かすことができるようになったことを意味する。そして、そのことは当然ながら、性的虐待対応に関する多分野連携・協働につながっていった。それが、後述する「他職種・他機関連携チーム (Multidisciplinary Team,MDT)」アプローチ (Mark&Barbara (2001)、子どもの虹情報研修センター (2003)、菱川 (2007 a)、菱川ら (2007 b)、山田 (2007) 他) である。これらのことにより、性的虐待の発見が促され、対応の必要性が高まったため、アメリカでは性的虐待への治療が大幅に進んだ。(子どもの虹情報研修センター, 2004)

(2) 「記憶戦争」の終焉

「第3報」で取り上げた「記憶戦争」は2000年代には急速に終息していったが、1990年代から2000年代初めに発刊された海外での文献でもまだ曖昧な記述が複数見られる。

『子ども虐待問題の理論と研究』(Cindy L&Robin D 1999,伊藤友里訳2003)では、「抑圧された記憶戦争」「子どもは性的虐待をでっちあげるか？」等のコラムで「記憶戦争」のことを紹介しているが、「虐待の記憶に関するベクトルの両極はともに可能である。ある状況下では幼い頃の記憶を取り出すことができる。また、その逆に、ある状況下では記憶を植えつけたり、埋め込んだりすることもできる (DeAngelis,1993より)」という記述に留まっている。

『虐待された子どもへの治療－精神保健、医療、法的対応から支援まで』(RobertM,2000 郭麗月監訳,2005)においては、性的虐待対応に関して5つの章を割いて解説している。特に、第5章「成人期における子ども時代の性的虐待の発見」では「記憶の回復」という節を設けているが、記憶戦争に関する明確な見解は述べられておらず、催眠による記憶回復よりは精神療法等によりゆっくり記憶を回復させること、記憶を回復することによる副作用について気をつける必要があること等が言及されるにとどまっていた。

この時代、アメリカとイギリスにおいては、記憶戦争に関して明確な線引きを行うことは慎重であったことが先の飛鳥井 (1998) からの報告からも知ることができる。飛鳥井 (1998) は「第3報」でも紹介したE.Loftusと J.Hermanの主張や実験の紹介に留まらず、アメリカ、オーストラリア、カナダ、イギリス等の精神医学・心理学会における記憶戦争に関する見解表明についても触れている。飛鳥井 (1998) は、「それらの多くは、論争に対して中立的立場を維持し、冷静にバランスを保とうと

しているように見受けられる。」としたうえで、「英国心理学会作業グループによる報告 (British Psychological Society,1995) は、次のように、どちらかと言えば蘇った記憶に肯定的な見解を示している。… (中略) …これに対して、英国精神医学会の作業グループによる報告 (Brandon,1998) は… (中略) …英国心理学会の見解とは対照的に、蘇った記憶に対して厳しい見解を示している」とし、「児童期の性的虐待に関する蘇った記憶と偽りの記憶をめぐる論争は、少なくとも両極端の意見を見るかぎりには、まだまだ一定の結論に向かって終息するという方向にはないようである。」としている (飛鳥井,1998)。

しかし、その後、2002年夏のアメリカ精神科医学会の会議において、パネリストの一人は「記憶療法の論争は死んだ」と宣言 (臨床的精神科医ニュース、2002年8月15日) され、2003年3月2日にはジョーンズ・ホプキンス大学の精神医学・行動科学部長のポール・マクヒューが「記憶戦争は終結した」という趣旨のエッセイを発表、それが「記憶戦争終結宣言」 (矢幡2003、矢幡×宮崎2004) と言われている。イギリスでも児童精神医学の教科書 「児童青年精神医学 (第4版)」 (Michael Rutter&Eric Taylor,2002、長尾・宮本監訳・日本小児精神医学研究会訳2007) に以下のような記載があり、記憶戦争に関しては、一般に同意を見たということが、現時点での共通認識となっている。

虐待の「記憶の回復 (Recovered memories)」についての熱烈な論争から、より微妙な心理的反応に関する研究に対して、もう1つの理論的根拠が生まれてきた。(Loftus1994, Koss1995) 記憶の回復の論争について詳しく説明することは本章の目的を逸脱するが、ここで多くの偽りの記憶 (false memories) は記憶の回復の治療者によって植えつけられたものであること、はっきりとした確証がないなかで記憶が回復したのか植えつけられたのかを区別することができないこと、多くの専門家の団体が記憶を回復させる技法の使用に明確に反対していることが、今のところ一般に同意されていることとして書きとめておきたい。(Kihlstrom1998)

また、「記憶回復運動」の治療者側のバックボーンであるはずの精神分析の立場からも記憶回復運動の副作用についての見解が出されている (皆川1999,西園2007)。例えば、精神分析学会第44回大会 (山形) のシンポジウム「心的外傷と心的現実」のなかで、シンポジストの皆川が「British Journal of Psychiatryに掲載された『記憶を回復する治療が一体どんな効果をもたらすか』というレビュー (Brandon,1998) を紹介」している。

最近、ロフタスは「ワシントン被害者補償プログラム」に提訴があった670件の請求のうち無作為に30例を選んで調査し、結果をまとめた。それによると、26名が治療によって虐待記憶が回復したとされており、全例が3年後も治療を受けていた。18例は5年以上。治療前には3例が自殺を企図したのに対して、治療後は20例が自殺企図をした。入院後も、治療前も自殺企図は2例だったが、治療後には11例に増えた。自傷行為側も、治療前は1例のみであったのが、治療後には8例に増えた。そして、治療後にはほぼ全例で結婚生活が破綻した。こうした報告を見れば、記憶回復技法や徐反応には重篤な副作用があると考えられる。」 (皆川ほか,1999から引用)

このように、精神分析学会において、「記憶回復療法」や「除反応」への副作用が危惧されていた

という事実は興味深い。(注2)

そして、前出の『児童青年精神医学』(Michael Rutter&Eric Taylor, 2002、長尾・宮本監訳・日本小児精神医学研究会訳2007)には、「子ども達の証言(第8章)」があり、子どもに対する面接をいかに中立に聴取することが重要であるかを、さまざまな実験データを引用しながら紹介している。『児童虐待とネグレクトー学際的アプローチの実際』(Mark&Barbara,2001、岩崎監訳・赤木他訳,2002)においても、第8章「児童虐待における診断、アセスメント、面接の過程」の「アセスメントの過程で扱うべき特別な領域について」で①記憶と被暗示性 ②虚偽の訴え ③偽の記憶と抑圧された記憶・回復された記憶についての論争 ④撤回 について報告している。

上記からも明らかのように、「記憶戦争」については結論が出ており(注3)、今や、子どもの証言や言葉をどう聴くか、そして、子どもから得た証言をどう扱うかなど、発達心理学、認知心理学、実験心理学、証言心理学の知見も踏まえた、心理学分野における「多分野協働」の時代に移ってきているということができよう。

3. 2000年代の日本での状況

「第3報」でも指摘したように、海外であればほど大きく社会問題化した「バックラッシュ」については、日本ではほとんど報道されること無く2000年代を迎えた。それまでも、性的虐待に関する調査や手記・ルポルタージュは数多く出版されるが、「バックラッシュ」そのものを取り上げたものは多くない。上野(1996)、齊藤(1999)以降では、ルポライターの吉田(2001)が『子どもと性被害』で、海外でのバックラッシュを紹介している。また、日本における「善意のバックラッシュ」ということで、母-息子間の虐待のみが強調されすぎた1990年代の現象も報告している。この「母-息子」間の虐待のみが取り上げられた1990年代の日本の状況に関しては、三島(2005)も詳しく取り上げている。

(注2) 皆川(1999)の発言には「Loftusによるデータである」という引用があるが、西園(2007)になると、「Loftusによるデータである」という部分は(意図的でないとは思いますが)明記されておらず、精神分析家からの「自戒」のような記述となっている。このことは、精神分析家のなかでも、1990年代の「記憶戦争」に関する認識がそれほど高くなく、J.Hermanと論争を行ったE.Loftusの存在があまり重視されていない可能性が否定できない。

(注3) しかしながら、性的虐待の告白とその撤回というエピソードはその後絶えることなく続いている。2005年には、被虐待体験を持つ天才作家の自伝小説が映画化され、話題となった。

娼婦で薬物中毒の母と暮らす少年は次々と入れかわる母の愛人たちから暴力を受ける。アメリカ映画「サラ、いつわりの祈り」が東京で公開中だ。原作者は作家で、自身の体験をつづったJ.T.リロイさん(24)。朝日新聞2005.05.26朝刊、杉山春氏(「ネグレクト」(2004)を執筆したルポライター)との対談記事より抜粋)

この映画は東京・名古屋・大阪・福岡と全国公開されたが、その後、J.T.リロイ氏は実在せず、架空の人物であったことが判明した。(2006.03.08YAHOO!MOVIES ニュースより)

男娼をしていた少年時代に基づいた自伝小説を発表し、天才作家として注目を集めながら、実は架空の人物だったことが判明したJ.T.リロイの誕生秘話を、ワインスタイン・カンパニーが映画化することになった。J.T.リロイとは、少年時代の虐待体験や男娼経験、ドラック中毒、そしてHIV感染などセンセーショナルな私生活を赤裸々に綴った自伝小説を発表し、セレブにも多くの支持者をもつ早熟の天才作家の名前。04年には、その著作がアーシア・アルジェント監督・主演で『サラ、いつわりの祈り』として映画化もされたが、その正体が実は、ミュージシャンで作家のローラ・アルバートの作り出した架空の人物だったことが判明した。マスコミの取材には、当時アルバートと同棲していたジェフリー・ヌープの妹、サバンナ・ヌープがリロイを演じることで対応していたという。

この例は、治療関係で生じた偽記憶ではないが、このような事件はアメリカでも消えることなく続いている。

(1) 日本における「記憶戦争」

その後、矢幡（2003）が『危ない精神分析』を出版、評論家の宮崎哲弥氏が朝日新聞紙上の書評で取り上げた（2003.09.07朝日新聞朝刊・読書面）。矢幡氏は、海外でのバックラッシュと記憶戦争を中心に紹介しながら、心的不調の原因を過去に求める精神分析の有する（ひいては性的虐待の治療者が陥りがちな）危険性を指摘することが著書の大きな目的であったようである。

『危ない精神分析』の出版により、海外における性的虐待へのバックラッシュや記憶戦争が日本に紹介された意義は大きいと思われるが、矢幡（2003）が著書の中で、『心的外傷と回復（1996）』を出版したJ.Hermanに対して批判をしたため、フェミニスト・カウンセラーの立場から、信田（2003）は雑誌「論座」に「記憶をどうとらえるか～『危ない精神分析』を読んで」を掲載、矢幡氏への反論を行った。信田（2003）は以下の点を問題点としてあげている。

- ①アメリカの女性精神科医J.L.ハーマンへの批判を精神分析批判にすりかえていること。
- ②ハーマンの主張のうち記憶回復療法批判に最も力点がおかれており、記憶の捏造者として詐欺師扱いしていること。
- ③そのことで過誤記憶症候群（フォールス・メモリー・シンドローム）を明確に支持していること。
- ④ハーマンの主張のうち、フェミニストとしての部分を全く無視していること。
- ⑤アダルト・チルドレン、トラウマ、PTSDなどの広がりや「社会の心理学化」（何事も心理学的に理解しようとする風潮）という文脈に矮小化してとらえることで、あたかも著者がメタ的（超越的）立場にあるかのように主張していること。（信田（2003）より引用）

そして、関連するキーワードを軸に、J.Hermanの主張や立場（注4）、フェミニスト・カウンセラーとしてクライアントと接してきた経験を紹介しつつ、矢幡氏への反論を展開する。信田氏は、矢幡氏がHermanのフェミニストとしての側面を紹介せずに、記憶回復運動に関する部分を強調していると批判する。「絶えず目の前に座っている人の立場に立ち、その語られることを信じて聞くという姿勢をとってきた」信田氏は、親子関係について中立な立場で相手の話を聞くということはあるのだろうかという疑問につき当たり、中立に聞くということはあるにないということに考え至る。そして、カウンセリングの姿勢を「愛情神話に塗り固められた親子関係を支配と権力（ポリティカル、政治的）という文脈で読み解くという姿勢だ。そして、それは長年フェミニズムが主張してきた“個人的なことは政治的である”という言葉と重なるものだ」とあらためて気づかされた。30年以上臨床経験を重ね、ACという言葉に出会い、初めてカウンセリングと政治、家族と権力とがつながる思いがしたのだ」とし、「臨床心理士として、被害者支援が課題になる昨今である。そして、被害者の立場に立つとい

(注4) J.Herman自身の考え方については『父－娘近親姦～家族の闇を照らす』『心的外傷と回復』を参照されたい。なお、この2冊の発刊にはアメリカでは13年の隔たりがあったことと（日本では、2冊の出版の間はたった1年であったという。『父－娘近親姦』あとがきより：齋藤（2000））、アメリカ社会とHerman自身の変化について、Herman自身が『父－娘近親姦』の補遺「あれからの20年」（注：1981年に出版された著書に対して、約20年後、2000年前後にHermanが執筆したものと推定される。）のなかで、そして、『父－娘近親姦』の「本書の翻訳にあたって」（齋藤（2000））と石川（2005）、高橋（1999）が指摘しているが、このことは、信田氏と矢幡氏の論争にも関係している。

うことは時として加害者と戦わなければならないということの意味するのだ。面接室の中で終わることができる臨床から、時として戦うことも必要とされる臨床へと替えざるをえない時代に入った。誰の立場に立つのかを明確にした、きわめて政治的・社会的文脈における援助、カウンセリングこそが求められるようになったのである。」とし、親子関係等の問題には常に政治的な文脈が隠れているということと、そういうことを踏まえてカウンセリング等の援助関係を考えるべきであると論を結んでいる。(「 」内は信田,2003より引用)

その後、矢幡(2004)は、信田氏の問題提起と批判に対して、同雑誌に再度反論を寄せている。矢幡氏は「多くのフェミニストは記憶回療法による告訴告発ムーブメントにしっかり加担してしまったのである」とし、フェミニスト・カウンセラーも同罪であるとした。そして、「個人の問題を過剰に政治的文脈のもとに理解しようとするのもまた問題をはらんでいるのではないだろうか」とし、治療者としての立ち位置についても言及している。つまり、「面接室の中で終わることができる臨床から、時として戦うことも必要とされる臨床へと替えざるをえない時代に入った」とする信田氏に対して、そこまでカウンセラーが担うべきことなのかという疑問を提起する。矢幡(2004)は「カウンセラーが過剰にクライアントの人生を丸抱えすることは逆に彼らの問題解決能力を奪う危険性がある」とし、「(カウンセラーは：引用者注) 慎ましい役割を果たせばそれで十分であり、それ以外の人生の広範な問題に対しては、(その問題は社会的問題に由来するものかどうか、という判断も含めて) クライアント自らに解決能力があり、クライアントにゆだねることが最善であると信じたい」と述べる(「 」内は矢幡,2004より引用)。同時に、矢幡は、書評を書いている宮崎氏と、雑誌「諸君！」上で対談を行う(矢幡×宮崎2004)。対談ではアメリカでの「記憶戦争」に触れ、海外におけるバックラッシュ、精神分析の「抑圧」等の概念の変遷等を紹介、信田氏への反論も含めての論旨が展開された。その後、全く分野の違う国際政治学者の藤原氏が「被害者の記憶—『回復療法』めぐる応酬」という論評を朝日新聞紙上に掲載(「論壇時評」2004.01.26朝日新聞夕刊・文化面)するに至る。

これらの論戦を今回日本版「記憶戦争」と表現したが、アメリカで起きた「記憶戦争」とはニュアンスが大きく異なっているのが特徴である。アメリカでは、認知心理学者(代表者としてはE.Loftus)と精神科医・臨床心理学者(J. Herman)による、大人になった被虐待児の「記憶」をめぐる論争であったが、日本版「記憶戦争」では、被害者の記憶に関して純粋に論争が行われたというより、性的被害を受けたクライアントの話を治療者がどう聴くか等の「治療者としての立ち位置」に関する論争(日本の場合、両者とも性的虐待の被害者の治療等に携わる心理臨床家であったことも影響しているだろう)ように見える。また、性的虐待をめぐる訴訟などがあまり多くない日本では、マスコミもこれらの論争を大きく取り上げることなく、一部の関係者が目にするだけで終焉を迎えた。

しかし、矢幡(2003)に対する再々反論は、場を変えて行われ続けていた。「日本嗜癡行動学会」の学術誌「アディクションと家族」の特集「記憶戦争をめぐる」(第22巻3号)において、齊藤(2005)、野口・信田・齊藤(2005)、平川(2005)らが論考を寄せているが、齊藤(2005)は、特集「記憶戦争をめぐる」の巻頭に、次のような意図の文章を載せている。齊藤(2005)は、なぜこの時期に(2003年に矢幡氏が：引用者注)記憶戦争について紹介したのか、その意図がわからないとし、

矢幡（2003）による『危ない精神分析』の出版自体より、2005年に起きた性的虐待による訴訟事件（注5）、で、被告人に対して6,000万円弱の支払を命じる判決が出たという報道に対し、「加害者に擬された人は『とんでもないこと』と言っているそうだから高裁に持ち込まれるだろう。そうすると、被害者の『記憶の質』が問題となる。…（中略）…告訴可能とわかれば訴訟は続くはず。そうすると『記憶戦争』日本版の勃発だ。」と、特集を企画した意図を述べている。そして、「日本で過誤記憶を語るということ（齊藤）」「臨床現場における過誤記憶と回想（平川）」「鼎談：この10年を振り返る～AC・共依存・性虐待の記憶をめぐる議論とバッシング（野口・信田・齊藤）」という2つの論文と鼎談を掲載している。（特に、平川（2005）は矢幡氏の『危ない精神分析』を批判的に読み解くことが目的の論考となっている。）

その後、第16回日本嗜癡行動学会でシンポジウム「暴力問題～この10年を振り返る」が開催されたが、同学会誌「アディクションと家族」（第23巻1号）ではシンポジウムの発言要旨（信田・平川・坂上・福井2006）が掲載されている。シンポジウムでは、コーディネーターを信田氏が務め、シンポジストに平川氏らが登壇、DV、児童虐待等の家庭内暴力についてのこの10年を振り返っている。そのなかでは、信田氏は「加害者の記憶」という問題に触れている。また、齊藤氏による学会での特別講演「被害者と加害者の物語」が再録されている。齊藤（2006）は、記憶戦争を取り上げ、さまざまな被害者と加害者の間に生じる力動を紹介、日本にいずれ起こるであろうバックラッシュについても警告している。

以上、日本版「記憶戦争」について紹介し、日本では「フェミニストとしてのJ.Hermanの認知の有無」や「治療者としての立ち位置」に関する論争であったと総括したが、「治療者としての立ち位置」に関しては若干の文献紹介をしておきたい。

信田氏、齊藤氏らは、被害者の声をセラピストが聞き届け、それを世の中に発信することで性的虐待の実態を明らかにして、改善を求めることは非常に重要なセラピストの役割の1つだとする。それは、フェミニスト・カウンセラーが、女性への差別等の問題を社会問題化することによって女性の地位の改善が図られてきたという歴史と符号している。特に、性的虐待に関しては、なかなか当事者による被害や実態が表にあらわれにくい現状を踏まえ、治療者が代弁することの重要性を強調していると解する。そのことへの異論はもちろん無いが、その行為が行きすぎてしまい、行為自体が治療者側の自己実現となり、次第にクライアントが置いていかれてしまうことを危惧する声もある。アメリカ等で起こった「記憶戦争」はこのような側面が否めない。これらの問題は、治療者側の要因だけな

（注5）「祖父が性的虐待、PTSD認める 東京地裁、賠償命令」

小学6年生のときから8年間、祖父から性的虐待を受け、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を負わされたなどとして、20代の女性が祖父を相手に慰謝料など約1億2,500万円の支払を求めた訴訟で、東京地裁は14日、約6,000万円の支払を命じる判決を言い渡した。安浪亮介裁判長は主張を全面的に認め、「PTSDと性的虐待との間に因果関係がある」と指摘した。祖父側は「あまりにとっぴ」などと反論していた。しかし、判決は「女性の証言は具体的で説得力に富み、信用できる。診断した医師も、長期間に及ぶ性的虐待行為のためにPTSDを発症したと診断している」として退けた。（朝日新聞朝刊2005.10.15）

く、クライアントからの影響、すなわち両者の相互作用が大きく影響するため、問題はそう簡単ではない。アメリカ・イギリスで起こった状況については矢幡（2003）に詳しいが、クライアント側からの影響については、摂食障害等の治療に長く携わっている下坂（1998）からの指摘を以下に紹介したい。

下坂（1998）は摂食障害等の治療に長く関わっており、患者の中には当然BPD（境界型人格障害）や児童期性的虐待被害者も含まれているとした上で、論文では、PTSDの概念の拡大化に警鐘を鳴らしている。下坂（1998）は、「BPD（またはEating Disorder）は、なじみの無い他者には例外なく迎合する。他者の意図、関心、感情態をすばやく察知し、これに沿った言動を取ろうとする。…（中略）…なじみの薄い他者への全面的迎合となじんだ他者を自分の思い通りに操縦することはBPDにおいては表裏一体である」としている。そして、「治療者の役割は、一次的には患者の治療とその家族とを援助することである。治療者は、裁き手になることがあってはならない。…（中略）…家族内で起こった『心的外傷』の事例においては、単純な加害者－被害者意識にとられることなく、この両者を束ねてまるごと援助し続けていくことが治療の王道だと私は考えている。」と述べている。摂食障害を有するクライアントとその家族を想定しての論考であるため、児童虐待の起こる家族とは一致しない部分もあろうかとは思いますが、治療に携わる者としては、揺れてはいけない部分のように思う。また、この「偽記憶」に関連して、先に引用した飛鳥井（1998）は臨床上配慮すべき点を5点に整理している。

- ①実際にあった出来事としての性的虐待は、多くの場合忘れられるということはない。ただし、長期間忘れられていた性的虐待の記憶が成人後に蘇るという現象は起こりうることである。
- ②一方、実際には無かった出来事としての性的虐待が偽りの記憶として形成される現象も起こりうることである。
- ③現在の認知心理学の知見からすれば、通常の幼児期健忘の時期と見られる4、5歳以前の記憶が成人後に蘇るということはまずありえないことである。したがってそのような時期の性的虐待の記憶が蘇ったという場合には偽りの記憶である可能性がきわめて高い。
- ④治療者による強引な記憶想起の誘導や暗示は偽りの記憶形成の危険を助長する。また、催眠やアミタール面接など記憶想起技法や、虐待の記憶のない患者を虐待生存者の集団療法や自助グループに参加させることも偽りの記憶を助長する原因となる。
- ⑤治療中や治療外において、それまで長期に忘れていた性的虐待の記憶が蘇ったという場合、それを事実として裏付けるような証左が得られない限り、治療者の心づもりとしては真偽は不明とすべきである。共感的態度を保つことと患者の言葉に同調することとは別のことであり、虚構の上に築かれた治療は、最終的に患者の回復にはつながらない。

そして、「治療者は患者を煽ることなく、自制した態度をとるべきである」と強調している。そして、患者の言葉を信じるのか信じないのかといった二者択一を迫られた時には、断定を避け、真偽の問題は保留とする不確定状況に治療者が耐えなければならないとも述べている。また、「精神療法家は、患者が裁判に訴えたり、家族との関係を絶つといった行動に出ようとする場合にも、安易にそれ

を薦めるようなことは慎むべきであり、中立的立場を維持しながら、それが患者にとってどのような影響を及ぼすかを十分に話し合うことが重要であるとされる。(Coutois,1997; Gutheil&Simon, 1997) (飛鳥井 (1998) より引用)」としている。「バックラッシュ」や「訴訟」という中で、治療者の役割を考える際には参考になる指摘であろう。

(2) 司法面接 (Forensic Interview) の紹介と導入

海外でのバックラッシュに対応して開発されたものが、性的虐待の事実を中立的な立場から聴取する(全くの誘導を含まないで面接を行う)「司法面接 (Forensic Interview)」であるが、日本には、それらの面接法が編み出された歴史的背景については十分に伝えられないまま、面接技法だけが紹介され、導入されつつある。アメリカで開発されたこの面接法は、第9回子どもの虐待防止研究会(京都大会)のプレコングレス「国際シンポジウム-性的虐待:京都からの挑戦-」(2003年12月19日:京都ばるるブラザ大会議室にて開催)で大きく紹介された。ここでは、「子どもの代弁センター(CAC):子どもの性的虐待への地域社会での対応」という題で、アメリカのミネソタ州ミッドウェスト 子ども地域資源センターのキャロライン・レビット(Carolyn Levitt)氏が講演、「子どもの代弁センター(CHILDREN'S ADVOCACY CENTERS)」とともに紹介した(桐野2004, Carolyn Levitt 2004)。援助者が何度も入れ替わり子どもに対して性的被害について聴取することによる「二次被害」を防ぐべく、訓練された専門家が1回で子どもを傷つけることなく情報収集し、その発言を法廷での証言としても利用できるということ、つまりは、子どもの人権に非常に配慮された面接法ということで日本に紹介され、受け入れられた。(注6)

この国際シンポジウムを機に、日本でも「司法面接 (Forensic Interview)」の紹介は続いていった。家庭裁判所調査官の藤川ら(2003)は、アメリカで行われている司法面接を詳細に紹介したWendy Bourg(1999)らによる『子どもの面接ガイドブック-虐待を聞く技術』を訳出、出版する。一方、仲・田中(2007)もイギリスでの司法面接のガイドブック(1992)を訳出している。これらにより、関係者だけでなく一般にも「司法面接」ということが知られることとなった。また、実務として、性的虐待を受けた子ども達から話を聴くことの多い児童相談所職員(精神科医や心理職)が中心となって作られた「性的虐待事例への援助方法に関する研究会」が『児童相談所職員のための性的虐待相談ガイドライン』(2005)を策定する。また、性的虐待を受けた被害者が告訴する際のガイドブックとして、裁判ではその後どのような手続きがあり、どのような流れで進み、被害者自身が裁判で何を証言するのか、といった細かな点まで説明した冊子『あの人を訴えたいと思ったら~決める前に知って欲しい手続きと流れ~』(2003.12)が作成されている。この冊子は、被害者が虐待者を告訴すること

(注6) 子どもの虹情報研修センター(2003)では、アメリカを視察した折に、司法面接が開発されるに至った歴史を学び、また、司法面接に対してもさまざまな立場や考え方があること、子どもと相対する面接者についても、臨床心理学や精神医学を学んだものが行うのか、警察官・検事といった立件を視野にいれた者が事情聴取を行うのか、面接者の職種も統一されていないという現状を知ることとなった。しかし、そのことは、最初に紹介されたときには全く考えも及ばずに、その方法が唯一無二の方法だと教示されたように受け取っていた。このことは、海外の情報が日本に紹介(輸入)される際の典型的な状況(問題点)であると思われる。

を積極的に勧めているのではなく、虐待者を告訴すると決めた時、告訴することで被る再被害を最小限に抑えたいと考えた弁護士ら専門家からのメッセージでもあった。(この冊子は中学生以上を対象に作成された、非常に柔らかな色彩の絵が添えられている小冊子である。また、この冊子とは別に、援助者向けのリーフレットも作成されているという。)

「司法面接」が初めて紹介された2003年前後は、面接「技法」を紹介する文献が多かったが、徐々に技法が浸透するにつれ、「司法面接」がアメリカ等で開発されるに至った経緯や司法面接が虐待対応のなかでどういう位置付けで活用されているか等、単なる「技法」紹介に留まらない論考が増えてきている(子どもの虹情報研修センター(2003)、菱川(2007a)、菱川ら(2007b)、山田(2007)他)。近年「技法」のみが直輸入され、うまく日本の文化との整合をつけないまま実践されてきた繰り返しの歴史への警鐘として受け止める必要がある。

(3) 子どもの記憶

日本における「記憶戦争」と司法面接の導入について触れたが、日本には司法面接が先に輸入されたため、技法のみが一人歩きしている感が拭えない。司法面接とは、子どもの発達レベルをきちんと押さえた上で、面接者が誘導しないことを大前提に「開かれた質問」を通して事実を導き出す手法である。「子どもの発達レベルにあった」ということは、臨床心理学・精神医学の専門家が得意とする分野であろうが、子どもの証言について(それはまさしく「子どもの記憶」により導き出された言葉であるが)どこまでの認識をもって受け止めているのか、という疑問を呈したい。もちろん、臨床場面では、子どもの発言の是非(正確さ)を求めているのではなく、子どもの心的世界(心的事実)をありのままに受け取ろうと努力するであろうが、法的に「事実」を把握すべき「司法面接」では、おのずと子どもの記憶や証言の確かさに関して注意を払わざるを得なくなる。加えて、「治療的配慮よりもいかに事実を聴取するか?」という点に重点が置かれるであろう。司法面接と臨床的な面接との区分は、日本ではあいまいなまま(注7)、「司法面接」という面接技法のみが導入され、拡大しているように思われる。

子どもの記憶に関しては、認知心理学や教育心理学、実験心理学の知見が多く集積されているし、「第3報」で紹介したE.Loftusら(1994,仲訳2000)の知見も参考になる。また、2000年代になると「証言」「陳述」「目撃証言」等に特化した心理学に関する文献・資料が数多く出版される。(巖島・仲・原(2003)、高木(2006)等がある。)例えば、仲(2003)は、「第3報」で取り上げた「マクマーティン保育園事件」他の事件を紹介、子どもの面接に見られる誘導や圧力の影響を指摘している(巖島・仲・原(2003))。高木(2006)も「証言」「目撃証言」と「記憶」の問題をさまざまな実験や事件(「甲山事件」など)を取り上げながら、誰もが「確かだ」と思っている人々の「記憶」がいかに脆いもので、不正確な部分を他者からの情報等をネットワークしながら補完していくか(それがいかに記憶を「変容させていく」ことにつながっていくのか)を明らかにし、人々の過去の「記憶」か

(注7) アメリカでは、Forensic Interviewを行うものは、その後の治療には携わらないという徹底したルールの下に面接を行っているという。(子どもの虹情報研修センター(2004)アメリカ視察報告書)

ら正解を導き出すことは不可能であるとしている。こうした認知心理学者の「記憶」に関する見解は非常に興味深い。これらの「記憶」に関することは、司法面接を含めて、子どもから虐待の事実を聞く際、援助者には必要な知見のように思われる。

(4) 「法学分野」との連携

先にも触れたが、子どもの証言や記憶に関しては、法学分野からの実践も多く積み上げられてきている。法学文献に臨床心理士による面接技法の紹介（西澤1998）があることを紹介したが、法学分野から、心理社会学分野への接近と協働が試みられはじめたことを象徴するものであろう。しかし、それ以外に法学分野と心理学分野が協働している文献はあまり見出されない。法学と記憶・目撃証言等の認知心理学との連携は進んできているが、法学と臨床心理学との連携という視点から編纂された著書になると、吉田（1998）以外にはほとんど見出されなかった。

2000年代に入ると、法学と心理学をつなぐ学際的学会「法と心理学会」が2000年11月に発足した。学会設立に当たっては、法学者や弁護士、認知心理学者等が中心メンバーになっているが、第5回大会（2004.10月 日本大学にて開催）では、藤永保氏が『人間発達と初期環境』（1987）に取り上げているネグレクトの事例（「第1報」参照）を特別講演で報告している（藤永,2006）。「法と心理学会」において児童虐待の事例が取り上げられたことは、当時は学会としても特筆すべきことだと思われるが、今後この学会で児童虐待が取り上げられることは少なくないと予想される。そのことを裏づけるかのように「法と心理学会」においても、司法面接等に関する報告や紹介が数多く行われている。仲氏は第3報でも取り上げた『マクマーチン事件の真相（2004）』『抑圧された記憶の神話（2000）』等の翻訳の他に教育心理学（認知心理学）の立場から記憶や目撃証言に関する研究を続けている（MAKIKO NAKA&YOICHI MAKI（2006）他多数）。また、法廷での参考人を務める（高野他,2004）など法と心理学の橋渡しに大きな役割を果たしている。子どもの記憶に関する実験も数多く（例えば、ある事件を目撃した子どもと大学生に対し、様々な誘導を含む事件の記憶に関する質問をした結果、誘導されやすい傾向が指摘されたが、その際、被検者が誘導された要因の1つとして「質問者がまさか誘導すると思わないこと」が挙げられているなどの実証データなど：仲・西田・杉浦ほか（2006））行っている。本研究に関して言えば、平成17年12月に「外傷記憶の抑圧と回復～事例と信念の調査、そして面接法」について話題提供していただき、ディスカッションを行ったことを記しておきたい。

今後、児童虐待対応においては重要かつ不可欠である「他職種・他機関連携チーム（注8）（Multidisciplinary Team,MDT）」（Mark&Barbara2001、子どもの虹情報研修センター2003、菱川2007 a、菱川他2007 b、山田2007他）によるアプローチを行う際にも、法廷での証言等に関与・対応する際にも、この学会からの知見は今後注目されていくであろう。この動きは、学会レベルでの「他職種・他機関連携」が実現している一例といえよう。児童虐待に関する学際的学会としては、日本子

（注8）“Multidisciplinary Team,MDT”アプローチに関しては、さまざまな訳がある。山田（2007）も「他職種・他機関連携チーム」をとっている。Mark&Barbara（2001）では「学際的アプローチ」が、子どもの虹情報研修センター（2005）では「多分野横断チームアプローチ」としている。それぞれの訳は異なるが、同一のアプローチを意味する。

ども虐待防止学会が先に設立されてはいるが、それに次ぐ学会として、法と心理学だけでなく、福祉も教育も含めた学際的な今後の動向に注目したい。

4. まとめにかえて

最後に、歴史学の立場から岩崎（2006）の論考を援用しつつ、この「バックラッシュ」が提起した問題をさらにより広い視座から検討してみたい。性的虐待と「バックラッシュ」の問題は、きわめて精神医学的・心理学的な色彩が強く、特に、「記憶戦争」に関して言えば、LoftusとHermanに代表される、認知心理学と精神医学・臨床心理学の学術論争のようにとらえられがちである。しかし、いみじくも、日本で起こった「記憶戦争」の当事者でもある信田（2004）や矢幡（2003、2004）が指摘するように、「記憶戦争」には、フェミニズムに対する「バックラッシュ」という、極めて政治的な背景が包含された問題でもある。

岩崎（2006）は、3つの事例を題材に、記憶に関するこれらの問題は歴史的・政治的な問題と近接している領域でもあることを指摘している。

1つは、ホロコーストの生き残りとしてヴィルミルスキー氏の手記にまつわるエピソードである。

最初の事例は、90年代末のドイツ語圏において、記憶の真正性という問題をめぐってひとびとを困惑させたある事件である。当の人物の名をとって「ヴィルミルスキー事件」と呼ばれている。

ビンヤミン・ヴィルミルスキーは、スイスのクラリネット奏者であった。幼少期に養子にされ、そこで大切に養育されたという経歴を持っている。しかし、ある時期からユダヤ人の歴史とホロコーストの犠牲者に強い関心を持ち、そのひとびとに重ねて自分自身を理解することを始める。彼は、ある心理療法の提唱者と手を携えて、自分が養子になる以前の出自として、ラトヴィアでの幼少期のナチ体験を「取り戻し」、やがてその過程を1995年に公刊された『断片—幼少期の記憶から 1939-1948』という作品にまとめたのである。子供のホロコースト体験を描いたこの作品は、ホロコースト文学の傑作として注目を集めることとなった。…（中略）…『断片』という標題は、その記憶の状態を指している。時間性についても、状況の説明についても、非常に断片的で切れ切れのものがつなぎあわされているからである。…（中略）…養父母が亡くなったあと、彼は子供時代の真正な記憶を自分自身の手でたどりなおそうとした。抑圧されていたトラウマ的な記憶をいかに回復していくか、が問題になった。〔岩崎（2006）pp168 - 169より引用〕

公刊後の『断片』には高い社会的評価（1996年全米最優秀自伝賞、1997年Book of the Year賞：ワシントン・ホロコースト博物館、他）が与えられた。そして、彼はメディアの取材にも応じ、失われていた彼の出自をめぐって番組まで作られるなど、まさに時代の寵児となった。しかし、彼を知る人からは困惑の声が出され始める。そして、名声が高まっていくと同時に、疑惑も高まり、ヴィルミルスキーの出自について調査する者まで現れた。そして、養子に入る前の実の父がユダヤ人ではないということが発覚、一気にこの問題はスキャンダル化したという。そして、収容所の生き残りたちの証言などにヴィルミルスキーの文章と酷似したものあることからホロコースト文学や犠牲者の記憶の中から、類型的な要素を組み合わせることでできあがったものが現在では、ヴィルミルスキーの『断片』で

あるという評価が定説化していった（岩崎,2006）。この事件と「性的虐待に対する記憶回復運動とバックラッシュ」との間に相似を認めることは議論を待たない。

続いて、岩崎は、沖縄県の渡嘉敷島や座間味島で起きた強制集団死（「集団自決」）に関して書かれた宮城晴美の『母の遺したもの』（宮城,2000）について取り上げている。「この自決命令をめぐる争われているのは、ただひとつの事実ではなく、沖縄戦をいかなるものとして記憶するのかという『想起の文化』そのものであり、集合的記憶の全体なのである。闘われているのは、想起と記憶の抗争」（岩崎,2006）と位置付けられる。

3つめの事例は、妹尾河童の少年時代を描いた小説『少年H』と『少年H』に対する批判（『間違いだらけの少年H』山中恒・山中典子,1999）に関するものである。

これら3つの事例が提起するものは「記憶の再構成」という論点（岩崎,2006）である。再構成された記憶がいかに不確かであるか、そして、「再構成された記憶」には、政治的な文脈も含めた「関係性」や「集団的記憶」といったものの影響が少なからずあるというのが、岩崎（2006）の基本的な主張である。

また、この「記憶の再構成的性格に対して無防備である場合には、それが問題になったとたんに、ただちに記憶の真正性がすっかり損なわれてしまうかのように考える短絡的な発想にもなりかねない」（岩崎,2006）とし、「第3報」、そして、本章でも取り上げた海外での「記憶論争」の経緯と、矢幡氏－信田氏の論争を紹介している。

岩崎（2006）は、前述の3つの事例と同様に、この「記憶戦争」についても、「被害者の記憶がそれ自体として真正なものであるか、それとも被害を受けたかのように後年になって構築したにすぎないのか、つまりそれ自体として真正なものであるのか、再構成された虚偽であるのか、という点で対立点が引かれている」と整理する。そして、「『記憶回復療法』そのものは、マニュアル化した単純な原因遡及的な操作に依拠しているためか、とくにトラウマ的記憶についてその再構成的性格を考慮していないが多かった」ため、「この実践が無自覚なままに、実際には存在しなかった『虚偽の記憶』を作りだし、それによってカウンセリングの現場を混乱させることもあったことはおそらく否定できないだろう」と考察している。

そして「『記憶回復療法』の場合、とりわけ初期のフロイトがヒステリーの原因としての幼児期の性的虐待の記憶を想定していた『誘惑理論』を、記憶概念の理解の枠組みとしている。ところが、フロイト自身は、すぐにそうした幼児期の虐待の事実についての理解を撤回し、そうした記憶はあとから再構成されたものであると理解するようになった。…（中略）…フロイトにおける幼児期の性的虐待の記憶がこのように位置付けを変化させたことを…（中略）…近代的な家族規範に対する深刻な脅威を恐れたために、フロイトが被害者の心的現実から引き退いたと理解する」とし、J.Hermanもそうした理解をしていると紹介している。しかし、「フロイトは、ある症状が存在するからといって、それを結果とするような原因を、ただちに探すことはしない。その点で、症状の『重層的決定』というフロイトの観点をハーマンは見過ごしている」（岩崎,2006）と看破している。しかし、その一方で「実際の心的外傷に苦しむひとびとに対する非常に粘り強い理論と実践の体系を構築しえており、…

(中略) …そのかぎりでは、ハーマンの格闘と、安易な『記憶回復療法』とをただちに同一化してしまうのは、適切ではないだろう」「ハーマン自身、安易な虚偽の記憶によって、実際には存在していない加害行為があとから構築されてしまう事例が一定数存在することを認めている」とJ.Hermanに対する評価も正しく行っている。岩崎氏のまなごしはあくまで冷静で、E.Loftusについても、再構成された記憶の曖昧さを指摘している点は評価しているものの、「こうした（引用者注：虐待の）記憶にとって不可避な再構成性という契機を強調することが、ただちに被害者をめぐる粘り強い聞き取りの営みや、被害者の存在を見えなくさせる家父長制的文化規範との格闘の全体を無効化する根拠として持ち出されていること」について「ロフタスのハーマン批判は公平なものにはなっていない」「…(中略) …虚偽の事例が出てきたことによって、家族規範に隠されたあらゆる性的虐待の現実が存在しなくなるわけではない」と指摘している。岩崎氏の分析はそれぞれの立場からは一段離れたところから行われていることもあり、正鵠を射ていると我々は評価している。

岩崎（2006）が指摘するように、すでに日本でも「新しい歴史教科書」等をめぐる歴史修正主義者とそれに対抗する主張の論争が、それぞれの政治的な主張や考え方、立場を浮かび上がらせた出来事として誰にも未だ記憶に新しいことであろう。岩崎（2006）は「これらの（引用者注：記憶）論争で、記憶の真正性をゆるがすように見えている不確かさの次元こそ、むしろ自覚的に引き受けるべき位相であるということだけは確認しておきたい」と、＜記憶の曖昧さ＞を再確認した上で、「再構成された記憶」には、「集団性」「関係性」という要素が絡んでおり、それらの問題には極めて「政治的」な文脈が潜んでいる可能性が否定できないことを指摘している。そして「問題となっているのは『心的現実』とは何なのかということである。再構成的にして、しかし当事者にとってかけがえの無い現実というこの位相に、単純な実在論の尺度を持ち込んだところで、問題は片付かない。また、こうした心的現実、心理学や個人の経験の問題だから歴史叙述とは関わりがないと領域化する態度も、戦争や虐殺の記憶と性的被害をめぐる記憶とが、また、歴史叙述と記憶の語りとが、すでにこれほどに交錯したり類同性を示したりしている中では、もはや不可能なのではないだろうか」（岩崎,2006）という指摘は、歴史学者ならではの重要な示唆であり、傾聴に値しよう。

そして、何度も強調するようだが、被害を受けた子どもや大人を支援するという目的が、いつの間にか（クライアントが望んでいる・いないのにも関わらず）政治的な「うねり」に巻き込まれる可能性があることを、支援をする者は認識する必要があるだろう。またそれ以上に、これらの歴史的経緯や背景、そして岩崎（2006）のような歴史学的な視座も含めた「（被害者の）記憶」に関する知見を共有することがいまや不可欠であるといえよう。

(大川浩明 保坂 亨)

<引用文献・参考文献>

- 飛鳥井 望 (1998) 「外傷理論をめぐる最近の論争－「蘇った記憶」と「偽りの記憶」について－」精神療法Vol24,No 4 特集「外傷理論再考」 金剛出版
- Carolyn Levitt (2004) 「<講演>子ども代弁センター (CAC)：地域の子どもの性的虐待対応—その歴史・理念・成果・調査面接等のプログラム構成要素—」日本子どもの虐待防止研究会『子どもの虐待とネグレクト』第6巻第2号
- Cindy L&Robin D:CHILD MALTREATMENT:AN INTRODUCTION (1999) (伊藤友里訳 (2003) 『子ども虐待問題の理論と研究』明石書店)
- Edgar W.Butler,Hiroshi Fukurai,Jo-Ellan Dimitrius,Richard Krooth (2001) :ANATOMY OF THE McMARTIN CHILD MOLESTATION CASE (黒沢香・庭山英雄・仲真紀子他編訳 (2004) 「マクマーチンの裁判の深層—全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判」(法と心理学会業書) 北大路書房)
- Elizabeth Loftus and Katherine Ketcham (1994) :The Myth of Repressed Memory:False Memories and Allegations of SexualAbuse St.Martin's Press,NewYork, (仲真紀子訳 (2000) 『抑圧された記憶の神話—偽りの性的虐待の記憶をめぐって』誠信書房)
- 藤永保・斎賀久敬・春日喬・内田信子 (1987) 『人間発達と初期環境』有斐閣〔絶版〕
- 藤永保 (2006) 「幼児虐待と人間発達」(法と心理学会第5回大会講演記録) 法と心理学会『法と心理』第5巻1号
- Herman,J.L.: Trauma and Recovery,1992 (中井久夫訳 (1999) : 『心的外傷と回復』みすず書房)
- Herman,J.L.: Father-Daughter Incest,1981 (齋藤学他訳 (2000) : 『父—娘近親姦—家族の闇を照らす』誠信書房)
- 平川 和子 (2005) 「臨床現場における過誤記憶と回想」日本嗜癡行動学会『アディクションと家族』第22巻3号特集「記憶戦争をめぐって」家族機能研究所 (IFF出版)
- 菱川 愛 (2007a) 「司法面接」小児科臨床Vol.60,No.4 特集「どう関わるか—子ども虐待」日本小児医事出版社
- 菱川 愛・鈴木浩之 (2007b) 「神奈川県児童相談所における司法面接 (事実確認面接) の導入の取り組み」日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト』第9巻第1号
- HOME OFFICE in conjunction with DEPARTMENT OF HEALTH (1992) MEMORANDUM OF GOOD PRACTICE ~ON VIDEO RECORDED INTERVIEWS WITH CHILD WITNESSES FOR CRIMINAL PROCEEDINGS (英国内務省・英国保健省編 仲真紀子・田中周子訳 (2007) 誠信書房)
- 石川遼子 (2005) 『子どもの性虐待～スクールカウンセラーと教師のための手引き』誠信書房
- 巖島行雄・仲真紀子・原聰 (2003) 『目撃証言の心理学』北大路書房
- 岩崎 稔 (2006) 「虚偽の記憶と真正性」富山一郎編 (2006) 『記憶が語りはじめる』東京大学出版会
- 岩佐和代・倉石哲也ほか (2003) 「あの人を訴えたいと思ったら～決める前に知って欲しい手続きと流れ～」
- 桐野由美子 (2004) 「国際シンポジウム『性的虐待：京都からの挑戦』を企画して」日本子どもの虐待防止研究会『子どもの虐待とネグレクト』第6巻第2号
- 子どもの虹情報研修センター (2004) 「アメリカにおける児童虐待対応の対応 視察報告書」子どもの虹情報研修センター平成15年度研究報告書
- 子どもの虹情報研修センター (2005) 「虐待の援助法に関する文献研究 (第3報：1990年代) 子どもの虹情報研修センター平成17年度研究報告書
- 子どもの虹情報研修センター (2005) 「虐待の援助法に関する文献研究 (第3報：1990年代) 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究」第2期 (1990年4月～2000年5月まで)」子どもの虹情報研修センター平成17年度研究

報告書

- Mark.A.Winton&Barbara.A.Mara (2001) :CHILD ABUSE&NEGLECT Multidisciplinary Approaches (岩崎浩三監訳 (2002)『児童虐待とネグレクト～学際的アプローチの実際』筒井書房)
- Mary.R.Hervey (1998:) Memory Research and Clinical Practice : A Critique of Three Paradims and a Framework for Psychotherapy With Trauma Survivors (家族機能研究所訳 (1999)「記憶の研究と臨床活動—3つのパラダイムの分析とトラウマ・サヴァイヴァーへの精神療法の枠組み—」日本嗜癡行動学会『アディクションと家族』第16巻3号 IFF出版)
- Michael Rutter&Eric Taylor (2002) : Child and Adolescent Psychiatry [4th Edition] (長尾・宮本監訳・日本小児精神医学研究会訳 (2007)『児童青年精神医学』明石書店)
- 皆川 邦直他 (1999) シンポジウム討論記録「心的外傷と心的現実」(「精神分析研究」43(3)所収)
- 三島 亜紀子 (2005)『児童虐待と動物虐待』青弓社
- 仲真紀子 (2003)「第8章 子どもの証言」ほか(巖島行雄・仲真紀子・原聰 (2003)『目撃証言の心理学』所収) 北大路書房
- 仲真紀子・西田美樹・杉浦ひとみ(企画) (2006) 法と心理学会第7回大会ワークショップII「少年事件における少年へのインタビュー」法と心理学会第7回大会プログラム
- MAKIKO NAKA & YOICHI MAKI (2006) : Belief and Experience of Memory Recovery COGNITIVE PSYCHOLOGY 20 p.649-659
- 西澤 哲 (1994)『子どもの虐待』誠信書房
- 西澤 哲 (1998)「虐待を受けた子どもとの面接—子どもからの証言の聴取について」(吉田恒雄編 (1998)『児童虐待への介入—その制度と法〔増補版〕(第7章)』所収) 尚学社
- 西澤 哲 (2001)「児童虐待」(『児童心理学の進歩Vol40, 2001』所収) 金子書房
- 西園 昌久 (2007)「トラウマ論が精神療法学にもたらしたもの」『精神療法』Vol33,No 2 特集「トラウマの精神療法」 金剛出版
- 信田 さよ子 (2003)「記憶をどうとらえるか～『危ない精神分析』を読んで」『論座』2003.12月号 朝日新聞社
- 信田さよ子・平川和子・坂上香・福井和恵 (2006) 公開シンポジウム「家庭内の暴力—この10年を振りかえる(発言要旨)」日本嗜癡行動学会『アディクションと家族』第23巻1号特集「暴力問題～この10年を振りかえる(第16回日本嗜癡行動学会)」家族機能研究所 (IFF出版)
- 野口裕二・信田さよ子・齋藤学 (2005)「鼎談：この10年を振り返る～AC・共依存・性虐待の記憶をめぐる議論とパッシング」日本嗜癡行動学会『アディクションと家族』第22巻3号特集「記憶戦争をめぐる」家族機能研究所 (IFF出版)
- 奥山真紀子 (2007)「性虐待のもたらすものと治療的介入」精神療法Vol33,No 2 特集「トラウマの精神療法」 金剛出版
- 齋藤 学 (1999)『封印された叫び』講談社
- 齋藤 学 (2000)「虐待の記憶：児童期性的虐待とサバイバー」日本子どもの虐待防止研究会『子どもの虐待とネグレクト』第2巻第1号 (第5回学術集会分科会報告)
- 齋藤 学 (2001)「近親姦虐待被害者における遅延記憶と脳画像に関する予備的研究」日本子どもの虐待防止研究会『子どもの虐待とネグレクト』第3巻第2号

- 齋藤 学 (2005) 「日本で過誤記憶を語るということ」日本嗜癡行動学会『アディクションと家族』第22巻3号特集
「記憶戦争をめぐる」家族機能研究所 (IFF出版)
- 齋藤 学 (2006) 特別講演記録「被害者と加害者の物語」日本嗜癡行動学会『アディクションと家族』第23巻1号特集
「記憶戦争をめぐる」家族機能研究所 (IFF出版)
- 性的虐待事例への援助方法に関する研究会 (2005) 『児童相談所職員のための性的虐待相談ガイドライン』
- 下坂幸三 (1998) 「PTSD概念の拡大化に反対する」精神療法Vol24, No 4 特集「外傷理論再考」金剛出版 [絶版] (この論文は、下坂幸三 (中村伸一・黒田章史編) (2007) 『フロイト再読』金剛出版において再録されている。)
- 白川 美也子 (2007) 「性的虐待の初期対応」『小児科臨床』(第60巻4号) 特集「児童虐待」日本小児医事出版社
- 杉山 春 (2004) 『ネグレクトー養育放棄』小学館
- 高木光太郎 (2006) 『証言の心理学—記憶を信じる、記憶を疑う』中公新書
- 高橋 雅延 (1997) 『『回復された記憶・偽りの記憶』をめぐる論争の再検討』聖心女子大学論叢 第92集
- 高橋 雅延 (1999) 「偽りの性的虐待の記憶をめぐる」聖心女子大学論叢 第89集
- 高野隆・松山馨・山本宜成・鍛治伸明 (2004) 「偽りの記憶—『本庄保険金殺人事件』の真相—」現代人文社
- Robert M. Reece (2000) : TREATMENT OF CHILD ABUSE (郭麗月監訳 (2005) 『虐待された子どもへの治療—精神保健、医療、法的対応から支援まで』 明石書店)
- Wendy Bourge, Raymond Broderick, Robin Flager, Donna Meeks Kelly, Diane Lang Ervin, Judy Butler (1999) : A Child Interviewer's Guidebook, (藤川洋子, 小澤真嗣監訳) (2003) : 「子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術」日本評論社)
- 矢幡 洋 (2003) 『危ない精神分析』亜紀書房
- 矢幡 洋 (2004) 「フェミニストも一緒に神輿を担いだのではなかったか—信田さよ子氏「記憶をどうとらえるか—『危ない精神分析』を読んで」に反論する」『論座』2004.2月号 朝日新聞社
- 矢幡 洋×宮崎哲弥 (2004) 「『心的外傷 (トラウマ)』を弄ぶ、危険なカウンセリング」『諸君!』2004年2月号 文藝春秋
- 山田 不二子 (2007) 「性的虐待の診察方法」『小児科臨床』(第60巻4号) 特集「児童虐待」日本小児医事出版社
- 吉田 タカコ (2001) 『子どもと性被害』集英社新書
- 上野 加代子 (1996) 『児童虐待の社会学』世界思想社

第7章 まとめと総括

第1章では、まず2000年以降の子育てをめぐる状況を概観し、90年代からはじまる二極化の流れの拡大という社会状況が、少子化の進行する中で、子どもを持つ家庭においては、児童虐待発生ハイリスク層の拡大に影響を与えていることを指摘した。実際、2000年の児童虐待防止法の制定以降も、児童虐待相談は増加する一方で、児童虐待をめぐる事件報道も急増する。その中で、とりわけ大きく報道された重大事件が、その後の法律改正や施策に強く影響を与える傾向が近年の特徴と考えられた。また、子どもの性的被害、事故、非行、発達障害などと児童虐待との関連性を指摘し、児童虐待の裾野の広さや関連する領域の多様性にも言及した。

続く第2章では、2000年から2006年に公刊された書籍と、法律制定の年にあたる2000年の雑誌特集号の論文を中心に、1990年代の延長線上としての傾向（①当事者の声、②社会全体への認識の広がり、③専門家の実践的活動）を概観した。そして、新たな動向として、①保育、教育関係の専門家養成用のテキストに児童虐待が取り上げられようになったこと、②翻訳書の大量の出版、③児童虐待を中核とした「子どもの危機的状況」の歴史を振り返る作業の始まり、をあげた。

また、第3章では、情緒障害児短期収容施設の研究紀要「心理治療と治療教育」第1巻（1989）から第17巻（2006）を中心に、児童虐待問題が、情短施設においてどのように取り上げられ、被虐待児への心理臨床的援助を担うようになってきたかを概観した。

さらに、第4章では、1999年に発刊された学会誌「子どもの虐待とネグレクト」を2006年まで追って、そこに掲載された事例を分析することによって、第3章で取り上げたような被虐待児の心理臨床的援助が、施設内「環境療法」から「総合環境療法」に展開していくことを確認した。

一方、第5章では、第2章で指摘された問題、すなわち書籍等の大量の公刊によって引き起こされた児童虐待をめぐる記述の正確さに関する疑問を、発達心理学の教科書的な書籍に限定して調査し、その結果をまとめた。

最後に、第6章は、前報告の第4章「性的虐待と『バックラッシュ』問題を考える」の続編と位置づけられる。主として2000年以降の国内外動向について概観し、「バックラッシュ」問題から出てきた「司法面接」や「子どもの記憶」にも視野を広げて論じた。

我々は、前報告で1990年代を児童虐待を中核とした「子どもの危機的状況」における転換期ととらえ、そこから生まれた大きなうねり（社会の認識の広がりと専門家による多分野横断的協働）が2000年の法律制定へと結実したと総括した。一方、この2000年代に入ると、すでに誕生したばかりの法律が一度目の改正を終え、さらに次の改正への準備が進められている。この法律制定直後の2度の改正に象徴されるように、1990年代後半からのこの10年ほどの児童虐待問題をめぐる動きはあまりに急激であると言わざるを得ない。こうした急激な動きに対して、第1章で指摘したように重大事件の事例研究が影響していることがこの時代の大きな特徴と言えるだろう。

こうした動きに直結して、この間に出版された児童虐待に関わる書籍や論文は正直我々の手に余る

ものであった。事実、今回の報告書においては、2000年以降に出版された書籍のすべてに目を通すことはできてはいないし、雑誌特集号に至っては2000年に集中的に出された21本についての概観が中心とならざるをえなかった。したがって、時代区分としても2000-2006年の7年間であり、2000年代としては中間報告にすぎないのは当然ながら、同時にあまりに膨大な出版量ゆえに文献研究としては全体を把握できていない中間報告であることをお断りしておきたい。

(保坂 亨)

資料 1970—2006年に見られる子どもの危機的状況を中心とした主な出来事

	子どもの「危機的状況」に関する主な出来事	法制度・施策
1970 (昭45)	コインロッカーベビー事件 2件 「予定外の子」と夫婦で3歳の子を虐待し殺す(千葉)、酒乱の父親が赤ちゃんを振り回し殺す(大阪)など 計32件(うち無理心中:3件)	里親数ピーク時('58)の半数(4,729)に
1971	日本マクドナルドが銀座に第1号店をオープン 外食化が進む 第2次ベビーブーム(~'74) コインロッカーベビー事件 3件 睡眠薬中毒の20才妻、幻覚でわが子殴り重傷(東京)、若い母、先妻の子を虐待殺し逮捕(大阪)、遺産もらえぬと父、二児を殺す(奈良)など 計40件(うち無理心中:3件)	児童手当法公布 (全国で児童手当制度 3,000円/月)
1972	コインロッカーベビー事件 8件 ベビーホテル繁盛 東京で捨て子ラッシュ(90人) 父、2児を1年半小屋に監禁、死の寸前救出(山梨)、自宅を釘付け二児置き去り、母逮捕(群馬)、心労の母、泣く幼女を棒で殴殺(徳島)など 計45件(うち無理心中:13件)	
1973	コインロッカーベビー事件 46件 全国乳児院 未婚の母の子1割(316人) 赤ちゃん静脈事件(宮城)(産婦人科医が中絶を希望する女性を説得して出産させ、子どもの恵まれない夫婦に「実子」として静脈) 尊属殺人罪重罰規定違憲判決(性的虐待を受けた娘が父を殺害。初めて尊属殺人罪規定が無効とされる) 自殺の低年齢化が社会問題となる 厚生省「児童の虐待、遺棄、殺人事件調査」を実施 夫婦喧嘩の腹いせに父が娘を殺す(兵庫)、むすかる乳児に逆上、母が馬乗りになって殺す(神奈川)、新しい愛人て来た母、幼女を邪険と殺す(埼玉)など 計47件(うち無理心中:16件)	厚生省 養護施設入所児童の高校進学を認める
1974	高校進学率90.8% 中卒就職率7.7%に低下 『ローラ、叫んでごらん—フライパンで焼かれた少女の物語』がベストセラーになる 泣きやまぬと母、双子の赤ちゃん殺す(福島)、愛人と同居、邪険と娘殺す(富山)、離婚話こじれ、父、乳児を殺す(神奈川)など 計39件(うち無理心中:15件)	
1975 (昭50)	乳児死亡数(1年未満)2万人を割る(19,103人) 初の0歳児専門公立保育所開設(東京) 泣き叫ぶわが子を茶箱に入れて殺し埋める(神奈川)、父、泣き止まぬわが子を感電死させる(東京)、夫婦喧嘩の腹いせに、父がわが子を殺す(鹿児島)など 計38件(うち無理心中:9件)	育児休業法公布
1976	大学進学率38.6% 父、2歳のわが子を木刀で殴殺(東京)、新しい愛人で、子ども邪険と餓死させる(静岡)、赤ちゃんの夜泣き苦に子連れ心中(大阪)など 計37件(うち無理心中:15件)	児童扶養手当支給年齢を18歳未満に引き上げ
1977	「岸辺のアルバム」が放送され高視聴率を得る 「ニューファミリー」が流行語となる 小学生26.6% 中学生38%が道塾(文部省) 家庭内暴力に疲れ果てた父が隔2息子に殺害(東京)、うるさいとごみ箱に入れられ赤ちゃん窒息死(広島)、子連れ逃亡、長男は学校に行けず次男は栄養失調死、父逮捕(神奈川)など 計40件(うち無理心中:9件)	児童福祉法一部改正(「保父」を認可) 一歳半健診開始
1978	家庭内暴力顕在化 合計特殊出生率1.89 暴走族少女リンチ事件(初の少女のみ暴走族摘発、神奈川) 父が酔って娘を投げ殺す(奈良)、父親が赤ちゃんに噛みついて殺害(福岡)、別れた夫への恨み、2歳のわが子を折檻餓死させた母親逮捕(北海道)、母、二児をトイレに投げ込み殺す(新潟)など 計56件(うち無理心中:31件)	
1979	育児に悩んだ母、赤ちゃん殺す(大阪)、3歳の子を折檻死させた父、逮捕(兵庫)、育児疲れ、赤ちゃん殺す(愛媛)、近所付き合いに悩み、母子心中(埼玉)など 計64件(うち無理心中:38件 サラ金など生活苦による一家心中多数)	国際児童年
1980 (昭55)	校内暴力1,558件 家庭内暴力1,025件(警察庁) 予備校生が金属バットで両親を殺害(神奈川) 総理府「家庭内暴力に関する調査研究」 育児ノイローゼで母子4人心中(山形)、歩道に生後10ヶ月の赤ちゃんが捨てられる(兵庫)、17歳、同姓の邪険とわが子を殺す(埼玉)、父親がおねしょした5歳長女を折檻死(茨城)など 計60件(うち無理心中:28件)	
1981	校内暴力ピーク(~'83) 育児に疲れ母、二児を絞殺し自殺(群馬)、わが子を折檻し全身ヤドを負わせた父逮捕(京都)、高校入試に失敗と誤解、母子心中(広島)、登校拒否の中学生のわが子を殺し、母も自殺(和歌山)、暴力振るうわが子の将来を思いあぐね、父が殺す(大阪)など 計59件(うち無理心中:29件)	
1982	乳児死亡率が世界最低となる(出生1,000人当たり6.6人) 18歳の母、夜泣きの赤ちゃんに布団かけ死なす(大阪)、胃せい剤中毒の母、水につけたり乳児を折檻(京都)、食事を与えず、わが子を殺した両親逮捕(茨城)、いじめられ登校拒否の息子に思いやり、母が殺す(神奈川)父が家庭内暴力の息子を刺殺(兵庫)など 計52件(うち無理心中:24件)	
1983	ファミコンの発売開始 中学生ホームレス襲撃事件(神奈川) 少年非行 戦後第3のピーク(警視庁) いじめの仕返しに男子高校生、同級生に重症負わせる(愛媛) 戸塚ヨットスクール校長傷害致死容疑で逮捕 文部省 校内暴力についての初の全国実態調査を実施 日本児童問題調査会「家庭内児童虐待調査」を実施 育児疲れで母が赤ちゃんを窒息させる(大阪)、寝起き悪いと3歳の子を折檻死させ、父逮捕(兵庫)、生まれた子5人を次々殺し隠していた母逮捕(北海道)、私立か公立かで対立、母が116の息子を殺し、自殺(東京)など 計52件(うち無理心中:24件)	

	子どもの「危機的状況」に関する主な出来事	法制度・施策
1984	小中学校でいじめが頻発 同級生2人でいじめ加害者を殺害(大阪) 警察庁 初めていじめによる事件数を発表(84年:531件) 育児疲れの母、赤ちゃんを殺す(愛媛)、赤ちゃんの泣き声静めようと口にガーゼ、死なせた母逮捕(兵庫)、神のお告げと母が9歳の長女を殺す(愛知)、懐かぬ生後11ヶ月のわが子を父が折檻死させる(東京)、母、家庭内暴力の長男を刺し心中(福岡)、娘に止められて自首(東京)、進学問題で悩んだ母、6歳の長女を殺す(神奈川)など 計65件(うち無理心中:35件)	
1985 (昭60)	円高傾向と原油価格の大幅な下落(バブル期へ) 一時保護所で宿直中の保母が保護中少女2人に殺害される(愛知) 警察庁 「警察白書」の中で始めて「いじめ」が項目としてとりあげられる(84年度:531件) 児童虐待調査研究会が「児童虐待」を刊行 日本児童問題調査会が養護施設児童の人権に関する調査を報告 厚生省児童家庭局長通知「児童相談所の設置形態等について」が出される 赤ちゃんの夜泣きに悩む母、石・針・防虫剤飲ませ死なす(岡山)、21歳の父が寝付き悪いと2歳のわが子を折檻し殺す(高知)、掃き出し、成績悪いと母が4歳女児を折檻死(埼玉)など 計27件(うち無理心中:8件)	男女雇用機会均等法公布
1986	コンビニエンスストアが急増 「DINKS(共働きで子を持たない主義の夫婦)」が流行語となる いじめを苦に自殺(東京・香川) アイドルあと追い自殺事件 東京で4月までに誘拐事件4件発生 女子中・高生のテレクラ利用が激増 警察庁 いじめが原因と思われる自殺 '84は7人、'85は9人と報告(昭和61年 警察白書) 文部省 「いじめ体罰実態調査」を発表 母、育児とローン苦に2児を連れ無理心中(奈良)、何回もおもらしと母、2歳の子を投げつけ殺す(東京)、夫の浮気と妻が赤ちゃんを殺す(千葉)母、家庭内暴力の17歳の息子を殺し逮捕(大阪)父、家庭内暴力の息子を殺す(大阪)など 計40件(うち無理心中:24件)	行革一括法
1987	携帯電話の発売開始 育児疲れの母、2階から赤ちゃん投げる(神奈川)、生後3ヶ月の子をほったらかし、賞せい刺中車の母逮捕(大阪)、夜泣きに腹を立てた父、生後8ヶ月の子の口に粘着テープを貼り死なす(岡山)、教育に悩んだ母が2女を道連れ無理心中(和歌山)など 計43件(うち無理心中:22件)	特別養子制度創設
1988	サラリーマンの妻のうち専業主婦が50%を割る 日本の総人口に占める15歳未満の子どもの割合が20%を割る 親から虐待された子ども、半年間で全国1,039人(全国児童相談所長会「子どもの人権侵害事例調査」) 幼児連続誘拐殺人事件 母蒸発し4兄弟が自決、栄養失調で学校へも行けず。うち幼児の死体見つかる(東京)、育児疲れで、20歳の母が1歳のわが子を殺す(大阪)、むすかる1歳の息子を母が殺す(兵庫)など 計31件(うち無理心中:12件)	
1989 (平1)	ゲームボーイ発売開始 大学・短大への進学率が男女逆転(男子35.2% 女子37.4%) 女子高校生殺害コンクリート詰め事件(東京) 児童虐待が年間2000人となる(読売新聞 6月10日) 4歳のわが子を折檻死させ、1ヶ月放置していた母逮捕(宮城)、愛人の1歳7ヶ月の女児を殺して埋めた、20歳の男逮捕(千葉)、母に乱暴した18歳のわが子を父が刺し殺す(大阪)など 計19件(うち無理心中:4件) *1989.1月~10月まで	国連『児童の権利条約』を採択
1990 (平2)	金融市場、円・株・債券相場がトリプル安に(バブル崩壊の始まり) 校門圧死事件(兵庫) いじめを苦に自殺した中学3年生の損害賠償訴訟で、学校に過失があったと認定される(福島) 家庭内暴力の子を父親が殺害(山梨) 校内暴力の生徒を校長が告訴 乳幼児の顔に縫い針 3児虐待の疑いで主婦逮捕(埼玉)ほか計17件	大学入試センター試験始まる 児童虐待防止協会設立(大阪)
1991	ダイヤルQ2を大阪府警が摘発 文部省調査 全国の中学・高校の70%以上が校則を見直し緩和 私立矯正施設「風の学園」監禁事件 法務省 体罰で人権侵害事件として処理した件数が5年間(85-89年)で451件と発表 4歳女児を虐待、窒息死させる(福岡)など 計15件	子どもの虐待防止センター設立(東京) 育児休業法公布
1992	バブル崩壊 内縁の妻の子どもが家出により発覚、義理の父親が虐待容疑で逮捕(東京)ほか 計11件	公立小中高校等、第2土曜日休校となる(学校5日制の開始) 文部省 登校拒否児が民間施設へ通うことを出席扱いにする方針決定
1993 (平5)	いじめマツト死事件(山形) 4歳男児を継母がせっかんして殺害する(福岡)など計11件 (他に「マイケル・ジャクソンの少年に対する性的虐待疑惑報道が相次ぐ。)	
1994	松本サリン事件 中学2年生がいじめを苦に自殺(愛知) —いじめ問題が改めて社会問題化する。 毎日新聞調査 小中学校の4割以上は今のクラスにいじめがあると答え、いじめにあった子ども約3割と発表 小学生体罰自殺事件(兵庫:小学生が担任から体罰を受け、一時間後に自殺) 3歳男児の腹を実父が踏みつけ、内臓破裂で出血死させ、傷害致死の罪で父親逮捕(栃木)など 計15件	子どもの権利条約批准(世界で158番目) 国際家族年 自治省 住民票の記載は嫡出・非嫡出・養子等もすべて「子」で統一するとの通達を出す 不登校児童・生徒のための初の公立フリースクールが設立(神戸)
1995	阪神・淡路大震災 地下鉄サリン事件 警視庁 1年間(94年10月-95年10月末)にデータクラブで補導された13-19歳の少女は578人と発表 法務省人権擁護局調査 中学生の3人に1人が「いじめられた」経験ありと回答 指示に従わなかったという理由で教師に殴られた女子高生が死亡(福岡) 中学1年生がいじめを苦に自殺(新潟) 米兵3人が小学生女児を暴行(沖縄) 2歳女児への虐待容疑で、父親逮捕(神奈川)、同居の4歳児が虐待死(茨城)など 計29件	警察庁 いじめで悪質なものは今後事件として積極的に処理していくことを決め、全国少年課長会議で指示 文部省 全国学校でのいじめ「総点検」で約1万8000件と判明 文部省 4億円はいじめ対策費を要求 スクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始

	子どもの「危機的状況」に関する主な出来事	法制度・施策
1996	0-157集団食中毒事件 高校生の覚醒剤汚染が広がる(覚醒剤購入資金欲しさに高校生がグループで「オヤジ狩り」をする等) 警視庁 平成7年度テレクラやツーショットダイヤル利用に関連した事件で検発された未成年者が38%増加したと報告 いじめを苦に自殺(鹿兒島、のちにいじめたとされた生徒の父親も自殺) 中3長男の首に絞つけ虐待(兵庫)、野田市の4歳女児への傷害致死容疑で母親逮捕(千葉)、義理の孫を虐待、傷害容疑で逮捕(大阪)など 計4件	厚生省「子ども虐待防止対応の手引き」作成 文部省 いじめ問題対策本部設置
1997	文部省 不登校の児童生徒数が急増し9万4000人を越すと発表 酒鬼薔薇事件(神戸連続児童殺傷事件) TVアニメ「ポケットモンスター」を見た全国の子ども700人近くに痙攣などの症状が出る 酒鬼薔薇事件の影響で「子ども110番の家」が全国で急増、警視庁は7万1967ヶ所を正式に指定 5歳女児へのせっかん、急性硬膜下血腫で死亡(栃木)、5歳児へ熱湯のシャワーを浴びせた母親を逮捕(長崎)など 計8件	日本子どもの虐待防止研究会(現「日本子どもの虐待防止学会」)設立 厚生省「施設長の監護権は親権の監護権に優先する」という通達を出す 東京都議会 全国初の「買春」処罰規定を盛り込んだ青少年健全育成条例改正案を可決 過労自殺が初めて労災に認定
1998 (平10)	国内総生産(GDP)成長率マイナス1%となる 完全失業率初めて4%台に(リストラによる自殺者が急増) 「キレる」が流行語となる 黒磯市で女性教諭が中1男子生徒に刺殺される 1ヶ月間歳事を与えられずに2歳児衰弱死(愛知)、0歳女児への虐待容疑で父を逮捕(栃木)など 計8件	改正児童福祉法施行 「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」の通知が出される 『児童相談所運営指針』大幅改定 警察庁 少年課 少年によるナイフ使用の凶悪犯罪続発を受け、刃物販売店への指導強化等を緊急通達 特定非営利活動促進法(NPO法)施行
1999	「お受験」殺人事件(東京:幼稚園受験にからみ、嫉妬した近所の主婦が知人の幼女を殺害) 5歳女児が虐待死、父親逮捕(東京)、4歳女児への虐待、母親らを逮捕(埼玉)など 計14件	児童買春・児童ポルノに関わる行為等の処罰および児童の保護に関する法律公布
2000	新潟少女監禁事件 高校生が主婦を刃物で殺害(愛知) 佐賀バスジャック事件 小3男児への虐待、傷害容疑で両親逮捕(茨城)、5歳女児の殺人容疑で父が逮捕(静岡)など 計63件	児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)施行 改正少年法公布(刑罰対象年齢を16歳から14歳へ引き下げる) ストーカー規制法公布 介護保険制度設立
2001	3歳児の長女に食事を与えず餓死させた母親を逮捕(愛知) 池田小事件(大阪) 無認可保育園「ちびっこ園」で、75年開業以来21人の乳幼児が死亡していたことが判明 中国自動車道で、施設入所児の中1女児が手錠姿で車から転落死、中学校教諭を逮捕 20歳未満の人工中絶、過去最高 文部科学省 わいせつ行為などで2000年度に処分を受けた教員141人で過去最高と発表 文部科学省 01年度「生徒指導上の諸問題の現状」体罰の発生件数、小学校での校内暴力の増加 生後4ヶ月の男児に熱湯を浴びせた容疑で、母親逮捕(埼玉)、尼崎市で小1男児の死体遺棄事件、両親が逮捕(兵庫)など 計63件	省庁再編(22省庁から12省庁へ)
2002	世界貿易ビルに航空機激突、反米テロと断定(アメリカ) 日韓合同サッカーワールドカップ 北朝鮮に拉致された生存者5人が一時帰国 国立教育政策研究所の調査 公立中の教員の6割は「子どもには学校に來ない選択肢があっても良い」と考え、校長の6割はこれに否定的 9歳女児虐待、殴った父親は傷害容疑で逮捕(沖縄)、「懐かない」と同居男性が男児を虐待(岡山)など 計51件	
2003	4歳女児殺害で中1男児を補導、児童自立支援施設に送致(長崎) 児童相談所が、ドアチェーンを切断して衰弱した男児を救出(東京) 全国地域活動連絡協議会、児童遊園の75%に遊具の不具合を確認 全国学力調査、学力不足が明らかに 小中学校の不登校、91年以來はじめて減少(5.4%) 文部科学省 わいせつ行為などで2002年度に処分を受けた教員が148人と過去最高と発表 母親と交際中の高校3年生により4歳男児が衰弱死(愛知)、5歳児が虐待死、母と祖母が逮捕(千葉)など 計33件	
2004	新潟県中越地震 小学校で同級生女児をカッターで殺害、小6女児を補導、児童自立支援施設に送致(長崎) 5歳男児をマンション踊り場から突き落とし軽症を負わせ、中2女児を補導(東京) 岸和田事件(大阪) 小6男児を監禁し衰弱させたとして母親と知人女性を逮捕(大阪) 4歳と3歳の男児を川へ投げ込み殺害した同僚の男性を逮捕(栃木) 六本木ヒルズで回転ドアに挟まれ6歳男児が死亡(東京) 小1女児が自宅近くで連れ去られ殺害される(奈良) 中絶胎児を一般ゴミとして廃棄していたとして横浜市の産婦人科医を逮捕(神奈川) 警察庁 03年前半に殺人で検挙された少年少女の数が98年と同等で過去最高、小学生が被害者となった強姦やわいせつが46%で過去最悪、と発表 警察庁 03年、未成年者が被害者の連れ去り事件415件、強制わいせつ6233件で過去最悪、と発表 岸和田事件(大阪)、6歳児虐待死で母親逮捕(大阪)、小山兄弟殺人事件(栃木)など 計72件	改正児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)施行
2005	寝屋川事件(大阪:小学校に卒業生の17歳無職少年が侵入し、教員3人を刺し、一人が死亡) 4歳幼稚園児が17歳少年にハンマーで頭を殴られ、重症 中1長男が母親を殺害(大阪) 暴力団組員が、少年らを使って組織的に振り込め詐欺を繰り返していた。 少年院出所者の約1割が引き取りを拒否されるなど、家庭に戻れないことが分かった。 内閣府アンケート 学力向上の面で優れているのは「学習塾・予備校」と回答、学校離れ。 文部科学省調査 2004年度公立小学校の校内暴力の件数が1980年で過去最悪、特に対教師暴力が336件で前年比32.8%増 1歳女児が虐待死、傷害容疑で母親逮捕(青森)、4歳児が虐待死、31歳継父が逮捕(愛知)など 計63件	池田小事件(2001)で児童のPTSDに対する障害見舞金が認定される
2006	小1男児が殺害された事件で女性を逮捕。事故死扱いされていた自身の小4長女殺害を自供(秋田) 医師宅で家族の焼死体を発見、高1長男を逮捕(奈良) 大学生のアルバイト男性が小6女児を包丁で刺殺(京都) 3歳男児が衰弱死、両親逮捕、次男や長女が体重減少や瘡が発見され、児童相談所に保護される(福島)、3歳男児が衰弱死、父と同居女性が逮捕(京都)など 計74件	

出典：柿沼 昌芳・永野 恒雄 編(2002)「学校の中の事件と犯罪 1945～1985」 批評社
神田 文人・小林 英夫 編(2005)「戦後史年表」 小学館
山本 健治(1989)「[年表]子どもの事件 1945-1989」 柘植書房

*児童虐待に関する事件……斜字

1989年までは、上記の文献を参考にセンターが作成した。
1990年～1995年は、上野(2003)「『児童虐待』の構築―捕獲される家族」第1章P16を参照しながら、センターが作成。
1996年以降は、インターネット上の朝日新聞データベース「聞蔵」で、「虐待」「逮捕」「事件」をキーワードとして検索された記事を参考に、センターが独自に作成したものである。

平成18年度研究報告書
児童虐待の援助法に関する文献研究
(第4報：2000～2006年まで)
戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という
視点からの心理社会的分析

平成19年9月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 保坂 亨
共同研究者 増沢 高
秋山 邦久
柴橋 祐子
中澤 潤
大川 浩明
佐々木宏二
長尾真理子
中道 圭人
泉井みずき

印刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)